

令和元年伊豆市議会6月定例会会議録目次

第 1 号 (6月3日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○開議宣告	3
○議事日程説明	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○行政報告	6
○報告第1号の上程、説明、質疑	8
○報告第2号～報告第5号の上程、説明、質疑	12
○議案第1号及び議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	15
○議案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	23
○議案第4号及び議案第5号の上程、説明	32
○議案第6号～議案第11号の上程、説明	36
○議案第12号の上程、説明	41
○議案第13号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	42
○静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	43
○散会宣告	45

第 2 号 (6月5日)

○議事日程	47
○本日の会議に付した事件	47
○出席議員	47
○欠席議員	47
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	47
○職務のため出席した者の職氏名	47
○開議宣告	48

○議事日程説明	4 8
○一般質問	4 8
森 良 雄 君	4 8
小長谷 朗 夫 君	6 8
○発言訂正について	8 2
小長谷 順 二 君	8 2
杉 山 誠 君	1 0 2
西 島 信 也 君	1 1 8
○散会宣告	1 3 6

第 3 号 (6月6日)

○議事日程	1 3 7
○本日の会議に付した事件	1 3 7
○出席議員	1 3 7
○欠席議員	1 3 7
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1 3 7
○職務のため出席した者の職氏名	1 3 7
○開議宣告	1 3 8
○議事日程説明	1 3 8
○一般質問	1 3 8
下 山 祥 二 君	1 3 8
○散会宣告	1 5 3

第 4 号 (6月7日)

○議事日程	1 5 5
○本日の会議に付した事件	1 5 5
○出席議員	1 5 5
○欠席議員	1 5 5
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1 5 5
○職務のため出席した者の職氏名	1 5 5
○開議宣告	1 5 6
○議事日程説明	1 5 6
○一般質問	1 5 6
青 木 靖 君	1 5 6
間 野 みどり 君	1 7 4

木村建一君	183
山口繁君	201
波多野靖明君	222
○散会宣告	237

第 5 号 (6月13日)

○議事日程	239
○本日の会議に付した事件	239
○出席議員	239
○欠席議員	239
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	239
○職務のため出席した者の職氏名	240
○開議宣告	241
○議事日程説明	241
○議案第4号及び議案第5号の質疑、委員会付託	241
○議案第6号～議案第8号の質疑、委員会付託	241
○議案第12号の質疑、委員会付託	245
○散会宣告	245

第 6 号 (6月27日)

○議事日程	247
○本日の会議に付した事件	247
○出席議員	247
○欠席議員	247
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	247
○職務のため出席した者の職氏名	248
○開議宣告	249
○議事日程説明	249
○議案第4号及び議案第5号の委員長報告、質疑、討論、採決	249
○議案第6号～議案第11号の委員長報告、質疑、討論、採決	254
○議案第12号の委員長報告、質疑、討論、採決	260
○閉会宣告	261
○署名議員	263

令和元年伊豆市議会 6 月定例会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和元年 6 月 3 日 (月曜日) 午前 9 時 3 0 分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第 1 号 専決処分の報告について (市有財産の管理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定)
- 日程第 6 報告第 2 号 平成 3 0 年度伊豆市一般会計予算の繰越費の繰越しの報告について
- 日程第 7 報告第 3 号 平成 3 0 年度伊豆市一般会計予算の繰越明許費の報告について
- 日程第 8 報告第 4 号 平成 3 0 年度伊豆市下水道事業特別会計予算の繰越明許費の報告について
- 日程第 9 報告第 5 号 平成 3 0 年度伊豆市水道事業会計予算の繰越しの報告について
- 日程第 1 0 議案第 1 号 専決処分の報告及び承認について (伊豆市税条例の一部改正)
- 日程第 1 1 議案第 2 号 専決処分の報告及び承認について (伊豆市税条例の一部改正)
- 日程第 1 2 議案第 3 号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算 (第 1 回)
- 日程第 1 3 議案第 4 号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算 (第 2 回)
- 日程第 1 4 議案第 5 号 令和元年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 回)
- 日程第 1 5 議案第 6 号 消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 7 号 伊豆市土肥地区温泉事業運営協議会条例の一部改正について
- 日程第 1 7 議案第 8 号 伊豆市牧之郷地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
- 日程第 1 8 議案第 9 号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 1 9 議案第 1 0 号 伊豆市税条例等の一部改正について
- 日程第 2 0 議案第 1 1 号 伊豆市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 2 1 議案第 1 2 号 伊豆市指定金融機関の指定について
- 日程第 2 2 議案第 1 3 号 伊豆市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 2 3 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（16名）

1番	波多野 靖明君	2番	山口 繁君
3番	星谷 和馬君	4番	間野 みどり君
5番	鈴木 正人君	6番	下山 祥二君
7番	杉山 武司君	8番	三田 忠男君
9番	青木 靖君	10番	永岡 康司君
11番	小長谷 順二君	12番	小長谷 朗夫君
13番	西島 信也君	14番	杉山 誠君
15番	森 良雄君	16番	木村 建一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地 豊君	副市長	本多 伸治君
教育長	西井 伸美君	総合政策部長	堀江 啓一君
総務部長	伊郷 伸之君	市民部長	梅原 敏男君
健康福祉部長	右原 千賀子君	産業部長	滝川 正樹君
建設部長	山田 博治君	建設部理事	白鳥 正彦君
教育部長	金刺 重哉君	会計管理者	城所 章正君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	浅田 茂治	次長	永沼 健一
主査	鈴木 恵美子		

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから令和元年伊豆市議会6月定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（三田忠男君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下、関係職員の出席を求めましたので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。御承認願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（三田忠男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、議長において指名いたします。3番星谷和馬議員、4番野みどり議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（三田忠男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から6月27日までの25日間といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月27日までの25日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました会期日程表のとおりでありますので、御承認願います。

次に、休会日についてお諮りいたします。

今定例会における休会日は、会期日程表に記されたとおりとしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、休会日は会期日程表に記されたとおりとすることに決しました。

◎諸般の報告

○議長（三田忠男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、監査委員からの法に基づく例月出納検査結果並びにその他議長等の会議、出張等につきましても、お手元に配付した資料のとおりでございます。

次に、本日までに受理した陳情書は1件であります。既に配付してあります所得税法第56条に関する陳情につきましても、議会運営委員会の協議の結果、教育厚生委員会に審査を要請いたします。

次に、過日行われました伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合臨時会について報告の申し出がありますので、これを許します。

5番、鈴木正人議員。

〔5番 鈴木正人君登壇〕

○5番（鈴木正人君） 皆さん、おはようございます。

5番、鈴木正人です。

ただいま議長に報告を求められました、過日、5月14日に伊豆の国市議会議場で開催されました令和元年第1回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会臨時会につきまして御報告いたします。

まず初めに、杉山議長から、伊豆の国市議会の常任委員会の改選に伴い、4月19日の伊豆の国市議会臨時会にて当組合議会議員の選挙を行った結果、改めて笹原恵子議員、八木基之議員、柴田三敏議員、田中正男議員が当選されたことが報告されました。

次に、管理者である伊豆の国市小野登志子市長が行政報告を行い、今年度の新ごみ処理施設整備並びに運営事業の進捗状況及び主な事業スケジュールについて、組合では昨年11月16日に新ごみ処理施設整備運営事業の入札公告及び入札説明書の公表を行い、以後、当該入札説明書において公表しているスケジュールに沿って、入札に関する手続を執行しているところである。本年4月4日をもって事業提案書の受付を締め切っており、今後は事業者選定委員会において6月に基礎調査、7月に応募者ヒアリング、非価格要素加点審査、総合評価による最優秀提案者の選定を行う。7月中旬には落札者の決定公表を行い、落札者と基本協定を締結し、8月下旬に仮契約を締結後、9月下旬に本契約、議会承認の臨時会を開催する予定である。事業者決定と事業着手という大きな節目を迎えるに当たり、組合議会においては、引き続きの理解と協力をお願いしたいとの報告がありました。

続いて、空席となっていた副議長の選挙が行われ、議長の指名推選により、八木基之議員が当選されました。

最後に、議案第4号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合監査委員の選任についてが上

程され、質疑、討論ともになく、採決が行われ、全会一致にて原案のとおり笹原恵子議員の選任について同意することに決定いたしました。

以上で、令和元年第1回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会臨時会につきまして報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、過日行われました三島市・伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会運営委員会について報告の申し出がありますので、これを許します。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

ただいま御紹介のとおり、三島市・伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会運営委員会について御報告申し上げます。

議事は平成30年度の事業報告、それから平成30年度の決算認定、それから令和元年度の補正予算について報告がありました。

いつも申しますように、運営委員という名前はいただいておりますけれども、決定権限はございませんので、ながら一応承認してきたという状況でございます。

内容について御報告いたします。

事業報告では、読ませていただきます。

平成30年度は、民間検査センターへの業務委託により、住民記録業務や税業務など、基幹業務の中核部分の電算処理を共同にて実施しました。また、一部業務のクラウド化、ネットワークの整備、社会保障・税番号制度への対応、3市の要望による電算システムの導入及びコンピューター機器の更新等を実施しました。

ここで、3市で行っている事業は全部で68事業がございます。そのうち、伊豆市が一応参加ということにはなっているんだと思いますけれども、このうち15業務は伊豆市独自に、伊豆市で行っているのが実態であることを御報告いたします。

続いて、事業報告については以上ですが、一応決算報告ということになっておりますので、平成30年度の決算は、歳入は6億5,447万9,244円、歳出は6億5,450万431円です。

続いて、補正予算について、補正予算は、補正額1,587万円の補正で、総額6億4,865万6,000円の予算となります。

報告は以上ですが、細かいことがありましたら、後で結構ですから御質問いただきたいと思います。

なお、ちょっと蛇足になるかもしれませんが、68業務の伊豆市独自の15業務は、これから一般質問で働き方改革ということで出したいと思っております。

これは、前に鈴木正人議員から、ここ、クラウド化はSBSということをお願いしておりましたが、いわゆるクラウドはSBSのクラウドを利用するということですね。伊豆市のコンピューター業務も、SBSを使っているのが結構あるんですよ。同じ業務で、問題があ

ると思いますことも一応御承知、同じ業務で両方でもって独自に予算使っているというケースもあると思いますので、一応御承知おきいただきたいと思います。

以上です。

○議長（三田忠男君） 両名、ありがとうございました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（三田忠男君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

令和元年伊豆市議会6月定例会の冒頭に当たり、行政報告を申し上げます。

まず、新こども園整備事業の進捗状況について。

新こども園の名称が、公募により3月に決定いたしました。なれ親しみ愛着があるということで、現在の「修善寺東こども園」の名称をそのまま継承することとなりました。

また、新園舎に併設される児童発達支援センターにつきましては、「おひさま」という愛称が決定されました。

4月25日には安全祈願祭がとり行われ、園舎本体の建設工事も着々と進んでおります。令和2年4月開園に向け、近隣住民や関係者の御理解、御協力をいただきながら、より一層、子育て環境の充実に取り組んでまいります。

2つ目、移住定住事業について。

平成30年度に整備を進めておりました移住者向けのお試し住宅につきましては、土肥地区の旧土木事務所官舎をリニューアルし、2世帯が体験居住できる施設として、ことし3月に受付をスタートいたしました。現在までに2件の利用実績があり、いずれの方も5日以上滞在をされ、市内居住の意向を持たれており、物件を引き続き探していただいている状況です。

移住相談件数につきましても、ここ数年増加傾向にありますので、新たにスタートしたお試し住宅を含めたPRを進め、相談件数の増加、ひいては移住者数の増加につなげてまいりたいと考えております。

3つ目、修善寺虹の郷について。

一般財団法人伊豆市振興公社による指定管理期間が本年3月31日で終了し、4月1日からは新たにシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社による指定管理が始まりました。4月1日から26日までの約1カ月間は、指定管理者の変更に伴う引き継ぎや開業準備のために休園しておりましたが、大型連休の始まる4月27日から営業を再開いたしました。

大型連休中の来場者数は、10日間で約1万5,300人となり、昨年同時期と比較すると約1,800人の減少とはなりましたが、連休前1カ月間の休園期間があったにもかかわらず、大変多くの皆様に御来園いただくことができました。

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社によりますと、現在はいまだプレオープン期間と位置づけており、今後、施設の一部改修や新たな公園施設の造成を実施し、本年9月1日にグランドオープンする予定と伺っております。市としましても、引き続き指定管理者と連携し、虹の郷の活性化に努めてまいります。

4つ目、駿河湾フェリーの運航体制について。

昨年5月、運行事業者である株式会社エスパルスドリームフェリーのフェリー事業からの撤退表明以降、静岡県を初め、関係3市3町が協議を重ね、昨年9月には運航の継続が決定しました。

運航継続のため、本年4月1日、一般社団法人ふじさん駿河湾フェリーが設立され、その後、海上運送法の許可申請などの手続を経て、一昨日6月1日から一般社団法人による運航が開始されたところでございます。当日は、清水港で第1便の出発式を、土肥港では、伊豆市を初め、西海岸の地元関係者によるお出迎えを実施いたしました。

県民や関係団体等の事業継続への熱い思いに応え、地域に多大な経済効果をもたらす重要な社会基盤である駿河湾フェリーの安定的な運航のため、当面の目標である年間輸送人員20万人の達成に向け、一般社団法人を中心に静岡県、関係市町、関係団体と連携し、事業推進に取り組んでまいります。

最後に、東京2020大会の準備状況について。

静岡県は、県東部でトラックレース、マウンテンバイク、ロードレースの各自転車競技が開催されることから、地元市町との連携を密にして大会準備を加速させることを目的に、本年4月1日に沼津市のプラザヴェルデに、オリンピック・パラリンピック調整室を設置いたしました。

さらに、県は、組織委員会が本年10月6日に行うマウンテンバイクのテストイベントに合わせて、観客輸送の検証を行う予定でございます。実際に、観客役となるモニターを乗せた貸し切りバスが大会会場まで計画されている輸送ルートを走り、さらに駅周辺に本番と同じような混雑状態をつくり出し、観客の誘導や滞留状況などの課題検証を行う予定となっております。市としましても、県と連携を図り、来場者の安心安全の確保、市民生活への影響なども検証していきたいと考えております。

また、大会会場となる日本サイクルスポーツセンターでは、本年2月下旬から伊豆マウンテンバイクコースの整備工事が始まっており、伊豆ベロドローム内の改修につきましては、夏ごろから座席を3,600席に増設する仮設工事が始まると聞いております。

大会開催まで500日を切り、このように準備が進んでおりますので、今後も組織委員会、静岡県、東部20市町及び各関係団体との連携をさらに強め、地域一体となって取り組んでま

います。

以上、報告申し上げます。

○議長（三田忠男君） 以上で行政報告は終わりました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（三田忠男君） 日程第5、報告第1号 専決処分の報告について（市有財産の管理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）を議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 報告第1号について、提案理由を申し上げます。

本県は、市道管理事故に伴う和解について、令和元年5月22日に専決処分したものであり、和解及び損害賠償の額が決定したために報告するものでございます。

詳細について、建設部長に説明させます。

○議長（三田忠男君） ここで、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

建設部長。

〔建設部長 山田博治君登壇〕

○建設部長（山田博治君） おはようございます。

それでは、私から報告第1号の専決処分の報告について、補足説明をさせていただきます。議案書の3ページから6ページになります。

まず、3ページをごらんください。

事故の発生日月及び発生場所は、平成31年4月15日月曜日の午前1時ごろ、市道六地蔵小川戸線の伊豆市熊坂640番地の1付近で起こりました。

損害賠償の相手方は、記載のとおりでございます。

損害賠償額は、5,211円です。

事故の概要ですが、市道の路面にありました陥没箇所へ、専決処分書に記載の方の車両が通過したことにより、運転席側の前輪のタイヤを破損させたという内容でございます。

なお、過失割合は伊豆市5割、相手方5割になります。

事故の状況をもう少し詳しく申し上げますと、4ページをごらんください。

事故の発生場所は、国道136号狩野川記念公園より東に100メートル入った場所になります。被害者は、市道を西方面、虹の郷のほうから国道へ走行中、道路上にあった長さ80センチ、幅60センチ、深さ13センチの陥没箇所を通過した際に、運転席側の前輪のタイヤを破損したものでございます。被害者は、事故当日は深夜で雨も降っていたため視界が悪く、また陥没箇所も水がたまっており、路面の陥没がわからず通過してしまったとの話を伺っております。

対応策としまして、4月15日11時ごろに被害者より連絡があり、同日事故現場を確認し、

市道の陥没箇所を簡易アスファルトにて仮舗装、復旧しました。

今後につきましては、当該市道について、路面補修箇所を今月中、6月中に実施する予定でございます。

以上、補足説明を終わります。

○議長（三田忠男君） これより報告第1号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

質疑というより、建設部の皆さん、この種の対応については大変一生懸命やってくれていることは承知しております。言えばすぐ直してくれると。

しかし、ここはどうも13センチも掘れる、雨だからその日に掘れたのかなということも考えられますけれども、誰も連絡しなかったんですか。建設部は連絡があればすぐやってくれるというのは承知しているので、誰も言わなかったのかなというのが非常に疑問なんです。その辺どうなのかなということの一つお聞きしたいことと、いま一つ、市民に対するPRが足りないんじゃないかと思うんですよ。

私もよく、あそこを直してくれ、ここを直してくれと聞くんだけど、最近は一言、区を通して言ったらすぐやってくれるよということを一言つけ加えているんですね。そういう市民に対する、すぐ補修するよというPRもやったらどうかと思うんですけれども、もし、差し支えなければ答えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 連絡がなかったかという話なんですけれども、事故が午前1時ということで、深夜で雨も非常に降っていたと。その前に、ではあったかという、そういう連絡はもらっておりませんでした。今回、事故に遭った方が、その日の朝11時ごろに電話ありまして、市の担当がすぐに駆けつけて、その状況を確認して、すぐ応急対応をとったという形になります。

市民にPRという話なんですけれども、当然、そういう危険な箇所とかそういうものは、区長を通じて来ることがありますけれども、やっぱり市民の方も来ることがありますので、うちとすればすぐ危ないところは対応するという、心がけております。区長会でも、区長さんにはしっかりその辺の、地区要望とは別に情報提供ということで随時くださいという話はしっかりしておりますので、またその辺のことを、市民に向けてどうというのが一番いいのかというのは、今後また考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

15番、森良雄議員。

○15番（森 良雄君） この種の事故、結構ある。

それから、昨年の話ですけれども、何度も私のほうから、あんたのほう連絡しなさいよということを散々言っているけども、とうとう連絡しないから、最後は私が建設部へ連絡して直してもらったというケースがございます。

ですから、ここも、ここは恐らく熊坂の人は余り使わないだと思いますけれども、やはり市民に、例えば広報なんか毎月出ているんだから、最近、国交省や県なんかもよく表示で、異常を感じたらすぐ連絡くださいなんて電話番号をこう書いてあるところも、電光表示してあるところもありますよね。だから、建設部も遠慮しないでああいうのを広報を使ったり、何か機会あるごとに、区長さんにこんなことを言っちゃうと怒られるけれども、区長さんのところ行ってもやってくれないという話も出てきますから、事実ですよ。ぜひ、市民に直接行動を起こすようにPRしていただけたらと思います。

以上です。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めますか。

○15番（森 良雄君） 結構です。

○議長（三田忠男君） いいですか。

ほかに質疑はございませんか。

3番、星谷和馬議員。

〔3番 星谷和馬君登壇〕

○3番（星谷和馬君） おはようございます。3番の星谷でございます。よろしく願います。

私、この5月30日の日にこの道路を見てまいりました。状況は、大変道路等の体をなしていない。とにかくでこぼこでどうしようもない状態。それで、先ほど部長が言ってくださったとおり、この6月に全面、全部、約200メートルありますけれども、全部舗装していただけるのか。

そして、この6月と言いましたけれども、6月というのは田んぼの時期なんですよね。だから、6月が果たして妥当なのかどうか。もう1カ月先の7月になったらいいんじゃないかということを今、感じた所存ですけれども、いかがでしょうか。

また、この道路は昔は農道だったそうです。そして、虹の郷からの136号の直進をつくることによって、今は市道になりました。それで、大変道路が、車の台数がふえました。そして同時に、その隣にコンクリートの置き場がございます。そのたびに、やっぱり大型トラックが通行することによって、道路がひどい状態になるというのも一つです。

それらを踏まえて、先ほど部長が答弁していただきましたけれども、約200メートルの市道を全面にするのか、そして、6月に工事すると言ったんですけれども、6月が果たして妥

当なのかどうなのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 補修の箇所を全線かという話なんですけれども、一応今考えているのは、危ないというかその陥没している箇所と、いろいろ今、議員が言われたようにひびが入ったり、わだちができたとか、そういうところを考えている状況です。ただ、今言われたように再度確認して、ただ予算の範囲内がありますので、まずはその危険なところを解消するということを考えていきたいと思います。

6月の時期が田んぼの時期、7月ではどうかという話なものですから、うちとすればなるべく早目にはやりたいんですけれども、その辺は、その田んぼをやる方々と、多少ちょっと地元と調整をしていると思うんですけれども、再度その田んぼの関係もありますので、その辺をしっかりと確認しながら、時期としては対応していきたいと思います。

あと、大型、もともと農道だという話ですけれども、修善寺地区には今、農道は現在ない状態で、全て市道、修善寺地区は市道のみになっております。今、議員言われたように、多分つくったときは農道の基準でつくっている中で、やっぱり大型とか走るといって道路の構造が多少ありますので、その辺もこれから考えて、あそこは虹の郷から来ると一番抜け道になって、結構交通量が多いものですから、その辺もしっかりとやって、うちのほうもパトロールはしっかりとやっていますので、その中で確認しながらしっかりと対応をとっていききたいと思います。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） 先ほど部長が道路の状況を悪いところを見定めて直すと言いました。

僕、見た限りでは、あの市道は全部悪い状態でした。ですから、予算の関係もあるでしょうけれども、できなかつたならば1期2期に分けるとかという形にして、全部舗装をしていただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 要望じゃない、質疑をお願いします。要望ではないですね。

○3番（星谷和馬君） 要望ということは訂正させていただいて、質疑ですけれども、この状態でそれじゃ、部長はいいと思いますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

○建設部長（山田博治君） そういう状態で、悪い状態ならば、やっぱり市としてもしっかりとやらなきゃいけないものですから、今言われたように予算の関係がありますので、1期じゃなくて1期2期とか数回に分けて、しっかりと対応をとっていききたいと思います。

○議長（三田忠男君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（三田忠男君） これで質疑を終結いたします。

◎報告第2号～報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（三田忠男君） 日程第6、報告第2号 平成30年度伊豆市一般会計予算の継続費の繰越しの報告についてから、日程第9、報告第5号 平成30年度伊豆市水道事業会計予算の繰越しの報告についてまでの4件を一括して議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

[市長 菊地 豊君登壇]

○市長（菊地 豊君） 報告第2号から報告第5号までの4件について、一括して提案理由を申し上げます。

報告第2号は、地方自治法施行令の規定に基づき、平成30年度の一般会計予算の継続費に関する通次繰越額を報告するものです。

報告第3号及び報告第4号は、同じく地方自治法施行令の規定に基づき、平成30年度の一般会計予算及び下水道事業特別会計予算の繰越明許費に関する繰越額を報告するものです。

報告第5号は、地方公営企業法の規定に基づき、平成30年度水道事業会計予算の繰越額を報告するものです。

詳細について、それぞれ担当する部長から説明をさせます。

○議長（三田忠男君） ここで補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

[総務部長 伊郷伸之君登壇]

○総務部長（伊郷伸之君） おはようございます。

私からは、報告第2号、報告第3号の2案について説明させていただきます。

まず、報告第2号の継続費の繰り越しでございますが、議案書の9ページをお願いいたします。

平成30年度の継続費の繰越計算書になります。

3事業でございます。

まず、3款民生費、2項児童福祉費、新こども園建設事業でございます。継続費は平成30年度と今年度の2カ年となります。総額で1億1,250万円。30年度の年割額が3億8,860万円。そのうち進入路工事、園舎建設工事の前払金として、3億7,300万円を執行しております。残額1,560万円を翌年度へ通次繰り越しするものでございます。

続いて、7款商工費の1項商工費、道の駅整備事業でございます。こちらも平成30年度と今年度の2カ年の継続費、総額6億3,012万円。30年度の年割額が2億5,262万円。そのうち、建物の建設工事と公園の広場等の前払金で2億4,151万1,200円の支出、残額1,110万8,800円

を翌年度へ逐次繰り越しいたします。

3件目、8款土木費、2項道路橋梁費、市道越路嵐山線改良工事でございます。こちらは平成30年度から令和2年度の3カ年の継続費となります。継続費の総額3億円。30年度の年割額が1億2,000万円。そのうち工事前払金として4,622万円の支出、残額の7,378万円を翌年度へ繰り越しするものでございます。

続きまして、報告第3号、繰越明許費の報告でございます。

こちらにも議案書の13ページをお願いいたします。

こちらは10件の繰越明許計算となります。

既に補正予算等で繰り越しの明許について説明させていただきました金額と同額を繰り越すものについては割愛させていただきまして、設定額と実繰越額の変更有るものについてのみ説明させていただきます。

まず、一番上の3款民生費の児童福祉費、放課後児童クラブ整備事業でございます。こちらの繰越設定金額でございますが、1,018万6,000円。そのうち備品購入に103万6,000円支出してございます。翌年度への繰越額がその差し引きで915万円となります。

上から4段目の8款土木費、2項道路橋梁費、市道整備事業でございます。繰越設定金額が2億4,041万円。そのうち土地購入費等として、30年度に2,949万8,000円執行してございます。残額としまして2億1,091万2,000円を翌年度へ繰り越すものでございます。

合計としまして、繰越明許設定金額7億1,460万3,000円。翌年度への繰越額6億8,406万9,000円となります。

以上で説明のほうを終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、建設部長。

〔建設部長 山田博治君登壇〕

○建設部長（山田博治君） それでは、報告第4号と報告第5号について説明をさせていただきます。

まず、17ページをごらんください。

下水道事業特別会計の繰越明許金額は、総額で2億1,535万5,000円になります。

繰り越しに係る事業は、公共下水の市単独工事におきまして、県道熱海大仁線、柏久保地区管渠工事に469万8,000円、特定環境保全公共下水道事業につきまして2億1,065万7,000円になります。内訳としましては、大平地区の管渠工事に1億2,429万6,000円、湯ヶ島のクリーンセンター改築更新工事に5,436万1,000円、加殿地区設計委託に3,200万円を繰り越しました。

このうち公共下水道市単独工事は6月中の完成となります。大平地区管渠工事につきましても6月中、湯ヶ島クリーンセンターの改築更新工事につきましては12月中、加殿地区の設計委託につきましては、11月中の完了を予定しているところでございます。

続きまして、報告第5号 平成30年度伊豆市水道事業会計予算の繰越しについてを補足説

明をいたします。

21ページをごらんください。

水道事業会計の繰越金額は、配水管布設替工事と業務委託契約の2件で2,564万円でございます。

まず、上段の1款資本的支出、1項の建設改良費は、平成30年10月22日に株式会社生田目設備と請負金額1,188万円で工事契約をしました平成30年度地蔵堂配水管布設替工事であります。施工箇所は地蔵堂地内で、施工に当たり掘削したところ、転石が多く発生したことから、掘削に不測の日数を要したことにより水道管の布設に時間を要し、そのため年度内に完了することができない状況となったため、繰り越しするものでございます。繰越額は830万円でございます。この工事につきましては、本年5月31日に完成しております。

続きまして、下段の1款水道事業費用、1項営業費用の業務委託契約ですが、総務省の通達により、人口3万人以上の公営企業に対し経営健全化の取り組みが求められ、令和2年度末までに経営戦略を作成するよう要請を受けた業務で、平成29年12月11日に株式会社日本水道設計社と伊豆市水道事業経営戦略作成業務委託として、委託金額2,484万円で契約した事業でございます。作成に当たり、事業分析が主となる業務となることから、当時の認可書や基礎資料が重要になります。しかし、その資料の収集に予想以上の時間を要したことから、履行期間内に完了することができない状況となったため、1,734万円を繰り越しするものでございます。業務完了につきましては、本年7月末を予定しております。

以上で報告を終わります。

○議長（三田忠男君） これより報告第2号から報告第5号までの4件について質疑を行います。

初めに、報告第2号について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（三田忠男君） 質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、報告第3号について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（三田忠男君） 質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、報告第4号について質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（三田忠男君） 質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、報告第5号について質疑はございませんか。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

報告第5号 平成30年度伊豆市水道事業会計予算の繰越しの報告について質問させていた

だきます。

繰り越し内容がよくわからないんですけれども、どうも事業名が経営戦略作成業務委託ということですよ。それで、資料が集まらないということをおっしゃっておるんですけれども、いつやるか知りませんが、複式簿記に移行する移行するという話を聞いておるんですけれども、どうもその内容は、これの資料の収集、いわゆる施設の実態を把握するのが主な業務のように、今までの説明から僕は判断しておるんですが、伊豆市の水道事業は、いわゆる資料というのはちゃんと整備されているのかどうなのか、その辺、お伺いしたいと思います。

それとあわせて、複式簿記というのはいつから実施するのか、改めてお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（三田忠男君） 報告の範囲内でよろしくをお願いします。

建設部長、答弁願います。

○建設部長（山田博治君） 資料の収集ということですが、水道施設で資料というのは、経営戦略の中で配水池とか調整池とか、いろいろそういう施設がたくさん市内にあります。その今ある構造がどういう構造なのかという図面をまず資料を収集して、ここから、まだ耐震とかは何もやってありませんので、これから水道をやっていくためにはどの程度のお金がかかるか、管路につきましては管路台帳がありますので、大まかな管路はどこに入って、どういう状況だとわかりますけれども、そういう施設についてのものの台帳が、やっぱり合併した当時の各当時の町の状況で、資料がいろいろありますので、その収集に時間がかかったということでございます。

公営企業にするのは、ちょっとそこは確認させてください。多分、令和2年度かなと思いますけれども、そこはちょっと再度確認させて、後で御報告申し上げます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質疑はないでよろしいでしょうか。

○15番（森 良雄君） はい。

○議長（三田忠男君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） これで質疑を終結いたします。

◎議案第1号及び議案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第10、議案第1号 専決処分の報告及び承認について（伊豆市税条例の一部改正）及び日程第11、議案第2号 専決処分の報告及び承認について（伊豆市税条例の一部改正）の2件を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第1号及び議案第2号について、提案理由を申し上げます。

議案第1号は、地方税法の一部を改正する法律と、それに関連する政令等が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、同年4月1日を施行日とする個人市民税の住宅借入金等特別税額控除に関する改正内容が含まれますことから、伊豆市税条例の一部改正が必要となり、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月29日付で専決処分を行いました。

また、議案第2号については、議案第1号と同様、平成31年3月29日に公布された地方税法の一部を改正する法律と、それに関連する政令等において、同年6月1日を施行日とするふるさと納税制度の見直しに関する改正内容が含まれておりますことから、伊豆市税条例の一部改正が必要となり、地方自治法第179条第1項の規定により、本年5月21日付で専決処分を行ったものです。

いずれも、地方自治法第179条第3項の規定に基づき報告し、議会の承認を求めるところでございます。

詳細について、市民部長から説明をさせます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

補足説明の申し出がありますので、これを許します。

市民部長。

〔市民部長 梅原敏男君登壇〕

○市民部長（梅原敏男君） それでは、私のほうから議案第1号、議案第2号 伊豆市税条例の一部改正にかかわります専決処分の報告及び承認につきまして説明をさせていただきます。

まず、議案第1号でございますが、議案書は23ページから、26、27ページの新旧対照表に沿って説明はさせていただきます。

新旧対照表、26、27ページの附則第16条の2の2では、個人住民税における住宅借入金特別税額控除の控除期間の拡充が図られたことに伴いまして、また消費税率が10%が適用される個人の住宅取得等につきまして、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住を開始した場合に限りまして、住宅ローン控除期間が10年から13年と、3年延長することになります。

また、この適用を受ける場合、住民税の納税通知書が送達されるときまでに、住宅借入金等特別税額控除に該当する内容の確定申告書、または市民税の申告書が提出されることが必要でございましたが、この要件を削る改正によりまして、それ以後の提出においても適用対象となります。

法の施行日が平成31年4月1日であるため、専決処分とさせていただきます。

次に、議案第2号でございます。

議案書は29ページから、新旧対照表は33から35ページでございます。

第24条、附則第16条の3、附則第18条、附則第18条の2にかかわりまして改正してございます。

個人市民税に、都道府県、または市町村に対する寄附金税額控除につきましての改正でございます。いわゆるふるさと納税の見直しという部分でございます。過度の返礼品を送付し、制度の趣旨をゆがめているような地方団体については、ふるさと納税の対象外とし、個人市民税の特別控除を受けることができなくなります。この部分につきましては、具体的には寄附金の募集を適正に実施する、返礼品割合が寄附額の3割以下、返礼品は地場産品とするなどの条件を満たしている地方団体に対して、総務大臣が指定することになっております。

法の施行日が令和元年6月1日ということでございますので、それ以降の寄附金について適用となるため、専決処分とさせていただきます。

以上で補足説明を終わります。

- 議長（三田忠男君） これより議案第1号及び議案第2号の2件について質疑を行います。
初めに、議案第1号について質疑はございませんか。
15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

- 15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第1号ですね。

- 議長（三田忠男君） そうです。

- 15番（森 良雄君） 議案第1号 専決処分の報告及び承認についてについて質問させていただきます。

この理解は、上位法が改正されたから、それに沿って改正するものだというふうに理解してよろしいでしょうか。議案第2号も同じなので、できたらあわせてお答えください。

- 議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

- 市民部長（梅原敏男君） 平成31年3月29日に公布されております地方税法等の一部を改正する法律、そのほかにも地方税法施行令等の一部を改正する政令、またそれに関する省令等が改正されております。それに基づきまして、上位法ということで、伊豆市の税条例を改正させていただきます。

以上です。

- 議長（三田忠男君） 再質疑ございますか。

- 15番（森 良雄君） ありません。

- 議長（三田忠男君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

- 議長（三田忠男君） これで質疑を終結いたします。

次に、議案第2号について質疑はございませんか。

13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

私は、議案第2号、議案第2号というのもおかしいと思うんですけども、これは専決処分だから、大体議案じゃないと思うんですけども、こうつけてあるからいいですけども、いいというかしょうがないというか……。

この専決処分のやつですけども、専決第1号というやつですけども、私はこの改正条例の内容について質疑というわけじゃないんですけども、何に質疑かというのと、どういうわけで専決処分をしたのかということをお伺いしたいと思います。

議会が議決すべき事件というのがありますよね、これは条例の制定か予算の承認等々あるわけですけども、この伊豆市税条例の一部を改正する条例、専決第1号のほうについては、これは条例でございますから、本来的には議会が議決して、承認するかどうするかということを決めるわけでございます。

それで、専決処分というのは、皆さんもよく御承知のとおり、議会の議決を経ないでこの条例を成立させるというものであります。議会が議決すべき事件について、長ですね、要するに伊豆市における伊豆市長が専決処分をできるのは、次の4つの場合に限られている。これは、地方自治法第179条の第1項、先ほど市長がおっしゃったとおり、179条第1項に書いてあるわけでございます。

それは何かというと、179条の第1項には1番目として、普通地方公共団体の議会が成立しないとき。要するにこれは、議員が定足数より少ないというときですね、議会が成立しないとき。

その次に、地方自治法第113条ただし書きの場合において、なお、会議を開くことができないとき。要するにこれは、とにかく議員が出てこないで、招集しても出てこない、会議を開けないというときですね、それが2番目。

第3番目は、普通地方公共団体の長において、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるというときということですね。大概の場合は、大概の専決処分はこういうことですよ。

それで、先ほど専決の第1号ですか、第1号が2つあるからわかりにくいんですけども、前の伊豆市税条例の一部を改正する条例、この前にやった、私の言っている前の税条例の一部改正ですけども、これは平成31年3月29日に法律が公布されて、4月1日から施行するということなものですから、間が二、三日しかないから、これは議会を招集する暇がないと、こう認められるということは、これは客観的にそういうことでしょうから、これはこれでいいわけですけども、この場合は、今の場合は時間的余裕はあったんじゃないかと思うんですよ。実質的に専決処分したのは令和元年5月21日ですから。それで、6月1日から施行

すると、条例を施行するというものですから、十分時間はあったはずですが、何で議会を招集しなかったのかということですが、

それから、最後の4番目ですが、または議会において議決すべき事件を議決しないときということで、これは何らかの理由で議会が議決をしないということですが、議会を開いても議決をしなかったという。

この4つの場合があるわけですが、どれに当てはまって、どういう理由で長の専決処分としたのか、この税条例の改正ですね。これをお答えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 専決処分について、時間的余裕があるのではという部分でございますが、まず、ふるさと納税の見直しという部分については、全国的に6月1日を施行日とするということで、ただし、対象外となる市町村の総務省からの指定が5月14日ということでした。そういった部分で、総務省とふるさと納税の部分で内部で調整はしてあります。ですが、やはり全国的な、全国で実施しているふるさと納税を、伊豆市だけ条例を改正していないという部分では非常にまずいという判断のもと、6月1日が施行日であるということ踏まえ、専決処分とさせていただきます。

ただ、まずその理由という部分については、議会等を招集する部分が時間的に余裕がないと。まず、検討をしている段階において、他の市町村との状況を見させていただいたということでございます。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

西島信也議員。

○13番（西島信也君） では、再質問ということで、再質疑ですね、したいと思うんですが、今、市民部長さんがおっしゃったわけですが、要するに時間的余裕はなかったという、私がさっき言った3番目の、時間的余裕はないということはないわけですが、市議会の場合、告示をしてから会議を開く、議会を開く7日前に告示をしろということなわけですが、ですから、十分時間はあったんじゃないか、専決処分したのは5月21日ですから、施行が6月1日ですから、これはどう考えてもおかしいと思うわけですが、総務省と相談はしたんでしょうけれども、とにかくこの専決、これははっきり言って違法ですね、違法になるわけですね。

この4つの理由、4つの条件でなければ、議会が成立しないとき、議会が議決しないときとか、そして一番多い、議会を開く余裕がないとき、暇がないときという、その4つあるわけですが、第13条、113条の場合もありますけれども、4つあるわけですが、このどれにも当てはまらないということになるわけですね。

それで、議会を開く時間的余裕はないという認定は、普通地方公共団体の長が行うべきも

のなんですよ。長が行うんです。招集するのは市長ですから。議長じゃないですよ、長が行うわけですね。ですけども、長の認定には客観性がなければならぬと、こうなっているわけです、客観性がなければならぬと。誰が見たって、一週間以上の余裕はあるわけですよ。だから、ここで、議会を開くと言ったって定例会じゃないですよ。臨時会のことを言っているんですよ。臨時会を開いてやればいいじゃない。それとも、とにかくここに書いてある5月21日に専決処分して、6月1日に施行するという、これは非常にまずいですよ。

○議長（三田忠男君） 意見じゃなくて、それを質問にしてください。

○13番（西島信也君） わかりました。

○議長（三田忠男君） 質疑にしてください。

○13番（西島信也君） では市長、どういうふうに考えていますか、これは。認定ですね、議会を開く余裕がないとき、暇がないときという、その認定は市長がするんですよ。どういうふうに、どんな理由でそういうふうに認定したのかお伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） とてもありがたい御指摘でございます。

というのは、この専決のあり方について、ここ数年来、議長にお願いを再三してきたところなんです、拒否権のない案件と審議すべき案件と、全く法律上は今一緒になっている。ぜひ議会特別委員会のほうでも御議論いただきたいのですが、今回は内容的に拒否権がない、つまり条例改正しなければ、今度は伊豆市が違法状態になるわけですね。こういったものが今までずっとこの11年間、上位法の改正に基づく条例の改正が全部議案として上げなきゃいけないわけです。ですけども、我々は審議する権限ないわけですね、法律の改正ですから。拒否権がないものについてどのように考えるか。

もう一つ、実は構成団体の変更、よくありますよね、一部事務組合の構成なんかも、我々拒否権ないですよ、ほかの市町の一部事務組合の構成の変更に関して。そういったものについて、議案として上げる必要が、要するに審議いただくべき議案として上げる必要があるんだろうか。

そして、今回の場合には、17日のふるさと納税の市町の指定と21日の施行ですから、そこは1週間ではさすがにできないだろうということなんです、そうでない場合においても、議会で審議いただくべきところは臨時議会も含めてしっかり御議論いただき、そして、伊豆市議会にも伊豆市長にも拒否権がない案件については、私は専決でさせていただくように、個別に箇条書きして、こういう場合、こういう場合というものを箇条書きした上で、議会のほうでお示しいただけないだろうかと。とてもありがたい御指摘ですので、ぜひ行政と、できれば議会改革委員会でしたか、の中で御議論させていただければと思います。

○議長（三田忠男君） 市民部長、補足説明ありますか。よろしいですか。ありますか。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 先ほどの4要件に当てはまらないのではないかと、時間的余裕という部分でお答えをさせていただきましたが、先ほど申したとおり、総務省が市町村を指定するという部分を明確になったのが5月14日で報道発表しております。その部分で、1週間をかけて条例等を見直し等して、専決処分の手続をさせていただいております。今回の議会の招集の告示がその近辺でしたので、法の施行日が6月1日ということでございますので、その部分について御審議いただける時間がなかったということでございます。

○議長（三田忠男君） 最後の質疑ですね。

西島議員。

○13番（西島信也君） 市民部長さん、そうおっしゃっているんだけど、んだけど、条例の制定改廃は必ず議会にかけなきゃならないと、こういう議会の議決要件になっているわけですよ。議決要件というか議決案件というかね。市長が勝手にそんな、決まっているから、拒否権がないからとかなんとか言って、勝手にはできないんですよ、市長さん。それじゃ何のために議会があるんですか。そんなことを言ったら、みんなあなた国の言いなりじゃないですか。地方自治というのはそういうものじゃないんですよ。

○議長（三田忠男君） 意見は結構ですので、質疑をお願いします。意見です。

○13番（西島信也君） わかりました。

質疑だって、私の、自分の考えを言う権利はありますけれども。

とにかく市長がそうやって、では例えば、一つ、二つお伺いします。

これから予算でも条例でも、地方自治法に書いてある議会の議決案件だよというのは、場合によって変えられると。場合によってというか、市長が拒否権ができないからという理由でできると、こうおっしゃっているわけですね。それ一つお伺いします。

これは……、いいですか、それ一つお伺いします。

それから、その時間的余裕のないと認めるときには、その認定は普通地方公共団体の長が行うわけなんで、市長が行うわけなんですよ。市長の認定には客観性がなければだめだよということですね。右の、右とかさっき言った4つの場合のいずれにも該当するものとする長の、いずれかに該当するという長の認定が客観的に誤っていた場合は、その処分が違法となると。これは行政実例に書いてあるんですよ、昭和26年の行政実例に。では、これも否定するというわけですね、市長は。

その2つをお伺いします。お願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 今回の件については、先ほど市民部長が説明したとおりでございます。

これまでも議案として上げているわけですよ。その中で、今、議員は、国の言いなりではないかとおっしゃいましたけれども、法律の上書きに基づく条例改正で、皆さん、では、否決されますか。どういう審議で法律の上書きをする、そもそも法律の上書きの条例って、

最初から違法だともう言われているわけですから。

事の本質のところ、したがって私は、議会の生産性向上と、議会が、そして伊豆市が違法行為にならないように、法律が改正された場合とか、伊豆市以外の構成団体の変更のときとか、箇条書きして具体的に、そして、議会の承認のもとに専決させていただくことのほうが、今まではしていないんですよ、今まではそういうことをしていないので、そのほうが議会の生産性が上がり、そして議会と行政の負担が下がりますよねということを申し上げているわけです。

今回の件については、先ほど市民部長が説明したとおりでございます。

○議長（三田忠男君） 他に質疑はございますか。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第2号 専決処分の報告及び承認（伊豆市税条例の一部改正）について質問させていただきます。

質問の内容は、先ほどと全く同じですよ。これは上位法の改正に伴って行われる改正ですかと。

しかし、市長さんはどうも議会には拒否権はないというようなことをおっしゃっておるんだね。この条例、恐らく小山町も審議しているんだろうと思うけれども、小山町の町長や議会の対応、非常に興味あるなと思っているんですけれども。我々は我々独自でいいわけです。私は、法令どおりに改正するだけですよというお話を伺えれば、別に反対もしませんよ、承認するだけです。ただ、やはり中身、それ以外のこともあるかどうか、ないと言ってもらえれば安心できるので、それ一つ、これは上位法の改正に伴う条例の改正だということをお伺いしたい。

以上です。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 先ほど申したとおり、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する省令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令等の上位法等によりまして、今回の条例改正をさせていただいております。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（三田忠男君） これで質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより議案第1号の討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号 専決処分の報告及び承認（伊豆市税条例の一部改正）について、採決をいたします。

本案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第1号は承認されました。

次に、議案第2号の討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号 専決処分の報告及び承認（伊豆市税条例の一部改正）について採決をいたします。

本案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第2号は承認されました。

ここで55分まで休憩いたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時55分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第12、議案第3号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第3号について、提案理由を申し上げます。

本案は、一般会計補正予算（第1回）については、本年10月に予定される消費税及び地方消費税の引き上げに際して、低所得者や3歳未満児を持つ子育て世帯の消費に与える影響の緩和や、地域における消費を喚起、下支えすることを目的としたプレミアム付商品券事業に対する経費に5,705万円、全国的な風疹の発生状況等を踏まえた国の風疹の感染拡大防止のための追加対策に伴う、抗体保有率の低い世代の男性に対する予防接種及び抗体検査を実施するための取り組みに675万円の総額6,380万円を増額し、歳入歳出予算額を179億6,280万円とするものです。

詳細について、健康福祉部長に説明させます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

補足説明の申し出がありますので、これを許します。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長 右原千賀子君登壇〕

○健康福祉部長（右原千賀子君） それでは、私のほうから、議案第3号 令和元年伊豆市一般会計補正予算（第1回）のプレミアム商品券付事業と風疹追加的対策事業について、補足説明させていただきます。

まず初めに、プレミアム商品券付事業でございます。

令和元年10月1日に予定されている消費税、地方消費税の税率引き上げが低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えするため、上限2万5,000円分の商品券を2万円で購入できるプレミアム付商品券の発行及び販売を行う国の政策による事業でございます。

対象となる方ですが、今年度の非課税者及び子育て世帯の対象となる子供の年齢は、平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれた子供が属する世帯の世帯主が対象になります。伊豆市における対象者は、非課税者が約6,600人、子育て世帯の世帯主が約450人を見込んでおります。

手続としましては、非課税者にはお知らせと申請書を通知し、その申請書を受理した後に、申請者が非課税者か確認の後に、購入引換券交付決定通知書を送り、プレミアム商品券を購入していただく手順となります。子育て世帯の対象者には確認手続が省略され、購入引換券交付決定通知書を送付いたします。ここまでの手続は、生きいきプラザに特設受付を設置し、対応する予定でおります。

プレミアム商品券の購入と使用できる期間は、10月1日から令和2年2月29日までとなり、利用区域は伊豆市内とし、販売等は商工会にお願いする予定でおります。

それでは、歳出から説明させていただきます。

議案書の46ページ、47ページをごらんください。

3款1項1目社会福祉総務費、プレミアム付商品券事業となります。内訳としまして、時間外勤務手当95万円、普通旅費2万8,000円、申告受付窓口業務等で使用する消耗品30万6,000円、プレミアム付商品券購入希望申請書等を発送する郵便料402万5,000円、専用電話を架設するための工事及び電話料3万3,000円、電話架設費16万2,000円になります。

次に、資格確認等事務委託料で人材派遣会社等へ委託を予定しており、委託期間は7月から12月まで、3名程度を予定しています。予算は475万7,000円。

次に、商品券取り扱い事務委託で、伊豆市商工会に包括委託を予定しており、使用可能店舗の取りまとめ、商品券、ポスター、チラシ等の印刷、購入希望者への商品券の販売、商品券の換金処理、プレミアム分の金額の補助事務等で570万6,000円を計上してあります。

次に、関係書類作成等業務委託として、各種帳票の作成、印刷、封入、封函作業等の委託で572万3,000円を計上してあります。

次に、申請受付窓口用のコピー機借上料で11万円、プレミアム分補助金で、商品券換金額から商品券の購入額を差し引いたプレミアム分となりますが、この部分が3,525万円となります。

次に、歳入について説明させていただきます。

議案書44ページ、45ページをごらんください。

15款2項2目民生費国庫補助金、プレミアム付商品券事業の実施に要した事務費の10分の10が国庫補助金となり2,180万円、商品券換金額から商品券購入額を差し引いた事業費の10分の10が国庫補助金となり、3,525万円となります。

10月1日から商品券の利用を開始するために、関係業務委託契約を7月中旬までに締結して着手する必要があるため、今回6月議会に上程させていただき、本日議決をお願いするものです。

次に、風疹追加的対策事業でございます。

平成30年に、30代から50代の男性を中心に風疹の感染が広がったことをきっかけに、風疹の予防接種を受ける機会がなく、抗体保有率が低い世代を対象に、感染拡大防止のため、国が追加的対策として実施するものです。対象者にはお知らせクーポン券である受診券を送付し、会社にお勤めの方は会社の集団検診、そのほかの方は市の特定健診や医療機関で抗体検査を受け、陰性の方が医療機関で予防接種を受けていただく手順で実施されます。

では、歳出から説明します。

議案書46ページ、47ページをごらんください。

4款1項2目予防費の感染症予防事業674万5,000円を補正させていただいております。内訳といたしましては、案内通知に係る郵便料10万7,000円と、国保連合会への支払事務手数料23万9,000円、風疹追加的対策委託料497万3,000円、クーポン券の作成委託料79万9,000円、システムの改修業務委託料62万7,000円でございます。

歳入につきましては、議案書の44ページ、45ページをごらんください。

15款2項3目衛生費国庫補助金について、風疹追加的事業費補助金292万7,000円となります。郵便料とクーポン券作成費、抗体検査委託料は2分の1補助、システム改修費は10分の10が国庫補助となります。予防接種につきましては、10分の9が普通交付税措置される予定でおります。

実施に当たりましては、感染拡大防止に速やかに対応するため、田方医師会と管内市町村が調整した結果、6月上旬までに行うこととしましたので、今回の6月議会に上程させていただき、本日議決をお願いするものでございます。

私からの補足説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（三田忠男君） 以上で補足説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

1人ですか。

〔「いや、俺もある」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 2人。

それでは、本来ならば暫時休憩をとり、通告書を求めるところでございますが、時間の関係もありますので、そのままお願いいたします。

まず初めに、16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

議案第3号、第1回の補正予算について質疑を行います。

1つ目は、対象者は今、部長のほうからお話しされましたけれども、確認の意味で。

低年金の世帯は該当するかしないか。すみません、私がちょっと、法律が結構行ったり来たりしたこともあるもので、法律までたどり着かなかったものですから、低年金者は今回の対象になりませんかということです。

それから、2つ目です。

47ページの資格確認等の事務委託料のはどこに委託するのかなと聞いていましたら、人材派遣会社に委託すると。そこでお尋ねします。住民税非課税世帯は誰なのかということを確認するんですね、ちょっとわからないもので。そうすると、人材派遣会社は人材派遣会社、別に悪いことをやっているというんじゃないくて、いわゆる地方公務員というのは、ちゃんと守秘義務というのがあるわけですね、財政的にどのぐらい稼いでいるのかということ、守秘義務があります。未来永劫死ぬまで、死ぬまでは失礼ですけども、退職してからも、地方公務員ってそういうことをやらなくちゃ。でも、人材派遣会社というのはそこまで束縛していないんですね。

だから、ちょっと気になるのは、どこの世帯の人たちがこのくらいの額だよということが

人材派遣会社がつかんでいるんだったら、ちょっと気になったものですから、もう少しその辺の、どういう委託をするのかお願いします。

それから、もう一点の委託は確認の意味です。商工会に商品券等々の取り扱い云々やるのかなというふうに判断したんですが、そうすると、ここまで詰めているかどうかわかりませんが、当然、事務委託料ですから、この中には人件費等も入ります。当然、商工会の方々がこれやるとなると、それなりの手当というかな労働が、労働力がプラスされるもので、そのあたりは委託料の中にもう既に計算されているのかどうか、そんな詳しくなくて結構ですから、お願いいたします。

以上です。

○議長（三田忠男君） それでは、3点につき答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） まず初めに、低年金所得者という木村議員の質問ですけれども、金額的には年金のみの受給者だけとか、また年金と給与をもらっている方とか、いろいろ収入の状況はあると思いますが、年金のみの方の年金というのは、65歳以上ですと148万円以下になる方が非課税の対象かと思えます。65歳未満の年金のみの収入の方というのは、98万円というふうに試算しております。

それから、2つ目の委託事業でございますけれども、当然委託して、人材派遣会社に委託した中でも、守秘義務というものを守っていただく中でやるのは当然のことなので、特に人材派遣会社の職員だからということで、守秘義務を強制できないということではないと考えておりますので。

それから、委託、確認作業ですけれども、対象と思われる方に、まず初めに通知書と申請書を送付します。そして、その申請書が対象者から出されてきたときに、再度、もう一度確認をさせていただいて、その後に決定通知書を送るようになりますので、その辺の事務を委託、確認事務のところ委託というふうに考えております。

あと、商工会への委託ですけれども、商工会へ委託する部分につきましては、商工会に加入していらっしゃる事業者の方も、そうでない伊豆市内のお店をやっていらっしゃる方も商工会で手続をお願いし、プレミアム商品券の発行を、販売を行ってもらうつもりでおります。

以上です。

○議長（三田忠男君） その商工会の際、商工会の人たちの人件費等も含まれた金額がこの金額かというような質問だったと思えます。

補足説明ですか。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、ただいまの木村議員の3点目の御質問です。

委託の中には、まず販売にかかわる、商品券を販売するもの、それから最終的に使用済み

の商品券を換金するという、そこにつきましても、この委託料の中に含んでおります。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） その人件費の部分は含まれているかどうかということです。570万円の内訳ですよ、要は。もうちょっと詳しくお願いできますか。

○産業部長（滝川正樹君） すみません、それでは改めて御説明させていただきます。

570万6,000円の委託料の内訳の中に、人件費といいますか、商品券の販売1冊につき約60円を一応、今のところ見込んでおります。これが人件費といいますか、手間という形でお支払いする。それから換金、先ほど申しあげました使用済み商品券について換金する際がございましたけれども、こちらにつきましては、一応過去にもこういったプレミアム商品券で商工会が受託した実績がございますので、その時間等を過去実績として勘案をして、単価、それから日数等を含めてお支払いするというふうに考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 人材派遣会社は人材派遣会社でいいです。別にここで討論するわけじゃないですからちょっと控えますけれども、確認です。

人材派遣会社に、今、部長がお話しなさいました発行、市のほうから該当者になるであろうという方々に、ゼロ歳から3歳もそうですよということだった、それは置いておいて、住民税非課税世帯の方に限定してちょっとお尋ねします。

この方々が多分、ごめんなさい、低年金の方々も今、お話しなされましたけれども、その方に発送して、いわゆるあなた方が該当しますよと言って、そしてその一人一人がまた市役所のほうにその書類を、確かにそうですとか何か言ってきます。それが、確かにそうだよねという、多分間違いないだろうと思うんですけども、確認をするのは、手続上は人材派遣会社がやるでしょうけれども、その最終確認というのは、当然そこには市の職員が、間違いありません、いわゆる該当者ですとか、せっかく出したんだけども該当者じゃなかったという、その区別というのが、それは人材派遣会社じゃなくて、市の職員が最終的にきちっと全部押さえるということの手続をやられるんでしょうか、お願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 申しわけありません。その細部までまだはっきりしていませんけれども、当然職員がかかわりまして、間違いのないような手順でいきたいと思えます。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

○16番（木村建一君） いいえ。

○議長（三田忠男君） よろしいですか。

次に、15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第3号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算（第1回）について、質問させていただきます。

私は、これ委員会あたりでやってくれるのかなと思っていたんですけども、そうじゃないようなので、ちょっと細々したところまで聞かざるを得ないのかなと。

歳入歳出のところを見ると、プレミアム付商品券と風疹についてということなんですけれども、この議会は、風疹じゃ人は死なねえとどうも議員の皆さんは思っているらしいんだな。そうですよね、議員の皆さん。健康福祉部長、風疹もやっぱり重篤な場合は亡くなる方が出るんだよね。それから、一番問題になるのは、妊婦さんにかからないようにするという。大変重要なあれで、今度ようやく国も腰を上げて補助金出して、頑張ってくれと。

私がお願いしたいのは、伊豆市から風疹の患者なんていうのは出さないというような決意を持ってやってもらいたいんですよ。一つ聞きたいんですけども、私は予防注射やったかどうかというのは記憶全然ないんですけども、どうも流れから行くと外されるかなと思っているんですけども、その辺ちょっと確認したいのが1点。

それから、プレミアム付商品券、これ私、僕はどうも対象外だと思って非常に関心薄いんですけども、過去のプレミアム付商品券で一番問題になるのは、伊豆市じゃ使うところないですよ。だから、例えば大手のスーパーじゃ使えないとかというと、一体どこで何買うのかという。いいところ、ごみ袋ぐらいしか買えない、私の経験からいくと。おかげで、僕のうちにはまだ二、三年分、ごみ袋がありますよ。

だから、これどうも所得制限があるわけでしょう、これを購入する場合。だから、やっぱり使うのに有効利用できるように取り計らっていただきたいですよ。皆さん、議員の皆さん、本当ですよ、買うところなんかないですよ。コンビニで使えるとか、そういういわゆる日用品を買うのに使えるような考え、対策とっているかどうか、この辺をお聞きしたいです。

これだけ質問するともうなくなっちゃうんだね。以上。

○議長（三田忠男君） 答えられる範囲で、健康福祉部長、答弁願います。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 今、森議員の質問の風疹に関する質問について、私のほうから答えさせていただきます。

男性では、39歳以上の方は一回も予防接種は受けていないというふうになっております。ですので、森議員も受けていないと思われま。その、今回は受けていない年齢の中で、やはり若い方がかかりますと重篤になりますのでということで、国のほうも56歳までというふうになっております。

それと、56歳以上の方は、予防接種は受けていなくても、既に自分が風疹にかかって抗体をもう持ったという方が保有率が高いものですから、その部分は今回の対象者から外したと

いうことになっております。よろしいでしょうか。

では、次は……。

○議長（三田忠男君） 産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 今回のプレミアム商品券事業につきまして、商品券の作成からちょっと私ども産業部のほうも担当しますので、私のほうから森議員の2点目の、伊豆市では店舗がというところがございますが、今後まだ調整するところがございますが、商工会に委託した上で、商工会は広く市内の事業者を公募いたします。当然、市内にある全事業者が今、商工会の会員となっているわけではございませんが、会員、非会員をかかわらず広く、使われる方の利便性を考慮して、公募をしていきたいというふうに考えておりますので、決して買うところがないとか、少ないというふうな認識は、私どもは持っておりません。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） どうも風疹については、僕もまた除外されているのかなと思うけれども、このあれでは外れるかもしれないですけども、例えば病院へ行って受けたほうがいいかどうか聞けば、先生は答えてくれるんでしょうか。わからなかったらわからないでもいいですけども。

それと、プレミアム付商品券、これ私の経験からいくと、冗談じゃないんですよ。深刻な問題になります。まして、商工会がタッチするということになると、どこまでタッチしてくれるのか。ですから、やはり日常用品を取り扱っている商工会員以外の方も参加できるようなことをぜひ考慮していただきたいし、そういうふうのをPRしていただきたい。議員の皆さん、本当ですよ、冗談じゃないですから。

それで、自分がもしこの商品券持った、使いたい、さて近所でどこで使えるかなど。我が町の商工会というのはそこまで疲弊しているということ、ぜひ認識してもらいたいと同時に、こういう現実があるということ、ぜひ担当部のほうでは考慮して対策を立てていただきたい。お願いします。

○議長（三田忠男君） 質疑形式にしたほうがよろしかったんですけども、いいんですか。

意見は受け付けませんが、質疑形式で、答弁は要らないですね。

○15番（森 良雄君） 答えてくれと言ったって、答えはわかっているからいいよ。

○議長（三田忠男君） ほかにはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 賛成討論 1 名。

ほかにはございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（三田忠男君） 討論 1 名のみと。

賛成討論、木村建一議員。

〔16 番 木村建一君登壇〕

○16 番（木村建一君） 16 番、木村建一です。

議案第 3 号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算（第 1 回）について、賛成討論を行います。

商品券のプレミアム商品券について質疑を行いました。これは皆さん御存じのように、消費税10%値上げされることによる影響をどうするのかということで、政府が打ち出してきた政策であります。安倍首相がずっと、2012年末に第2次政権発足させてから、戦後最長の景気拡大が続いていると言い張ってきました。景気の落ち込みは、首相側近の萩生田自民党幹事長代行でさえ、日銀の6月の全国企業短観経済観測調査、これテレビでやっていますけれども、結果次第では消費税の延期もあり得ると言い出しました。

景気の悪化が鮮明になる中での消費税の増税は、それこそ暮らしも経済も破綻に導くものであります。消費税値上げによる家計に打撃を与えないようにということで、今回の政策もやりました。打撃を与えるようなことを懸念するならば、最初から10%値上げしなければいいことです。

ただし、今回提案されているのは、消費税をどうするかということではなくて、この景気が悪化して、消費が落ち込まないようにどうするかと、その中の一つとしてプレミアム商品券の提案があります。当然、2万円の商品券で2万5,000円分の買い物ができれば、助かる世帯というのは当然いるでしょう。

幾つかの課題が当然あるんですけれども、2つだけ言っておきます。プレミアム商品券、ずっと続くわけじゃない。部長も言っていましたけれども、期限付きであります。これで終わり。プレミアム商品券は今回こっきりと。それ以降はまたその低所得者等々に消費税の10%、もし決まったならば、その負担が増してくるんだということであります。繰り返しになりますけれども、2019年の今回提案されたプレミアム商品券は、消費刺激策ではなくて低所得者対策が重点になっている。なぜならば今、どのくらいの対象者がいるのかとお尋ねし

たら、ゼロ歳から3歳の世帯が450人、住民非課税世帯が6,600人、プラス低年金者、合わせても8,000人いくかいかないか。3万数千人の中で、その方々だけがこのプレミアム商品券を使えますよということでもあります。

最後に、もう一度、ゼロ歳から3歳の子育て世帯というのは、大変なことは重々私も承知しておりますが、3歳半から大学生の子供がいる世帯もお金がかかるのに、この方々には何もしないという。これ、市が決めることじゃなくて国が決めたことですからけれども、幾つかの課題があるのかなと思います。問題はあるんですけども、経済的に厳しい状況下における世帯は、これはやはりささやかではありますけれども、支援することは伊豆市にとって必要なのかなと思って、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（三田忠男君） これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号及び議案第5号の上程、説明

○議長（三田忠男君） 日程第13、議案第4号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）及び日程第14、議案第5号 令和元年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）の2議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第4号及び議案第5号の2議案について、一括して提案理由を申し上げます。

一般会計補正予算（第2回）については、幼児教育・保育の無償化に伴うシステム改修費に999万円、清掃センターの施設修繕費に165万円、牧之郷地区計画推進のための施設整備支援補助金として500万円を計上したほか、東京2020オリンピック・パラリンピック自転車競技大会の輸送関係施設への補助金を県が創設したこと、関連予算として320万円を計上するなどの一方、定期人事異動に伴う職員給与費所要額の減額調整により、総額1,923万円を減額し、歳入歳出予算額を179億4,356万円とするものです。

またあわせて、市立こども園の給食業務に係る債務負担行為の設定と、市営住宅の外壁防水塗装工事に対する国の交付金の内示率が見込みより低くなったことにより、財源振りかえを行うための地方債の借入額を変更する補正をお願いするものです。

また、国民健康保険特別会計補正予算（第1回）については、定期人事異動等に伴う職員給与費所要額の調整を行うものです。

詳細について、それぞれ担当する部長から説明をさせます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

補足説明の申し出がありますので、これを許します。

初めに、議案第4号について、総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） 私からは、議案第4号の令和元年度の伊豆市一般会計補正予算（第2回）について補足させていただきます。

予算の内容につきましては、伊豆市のマークが入っております6月補正予算の第2回という資料にまとめてありますので、そちらもごらんいただきたいと思います。

まず、予算書の50ページ、51ページですが、こちら、今回の補正後の各款項の金額を記載してございます。

続いて、52ページでございます。

第2表債務負担行為補正ですが、市立こども園の給食業務、こちら、現在は市の直営として職員が調理業務をしているんですが、令和2年度から4年度までの3年間、こちらを民間委託するために債務負担行為を設定するものでございます。3年間での限度額1億6,050万円。

続いて、53ページの第3表の地方債補正です。

先ほど市長提案理由で申しましたとおり、市営住宅管理事業におきまして、社会資本整備総合交付金、当初2,566万円を見込んでございました。内示額が見込みより少なく1,380万2,000円、1,185万8,000円見込みより少なかったということで、こちら、財源を措置するために、地方債の借入れを増額させていただくものでございます。補正前が2,560万円の限度額に対し3,680万円、1,120万円増額をお願いするものでございます。

続きまして、今回の補正の主なもので、人件費の補正、定期異動に伴う人件費となっております。

106ページの給与費明細のほうをお願いいたします。一般職の給与費明細になります。

まず、職員数ですが、補正前に比べて3人の減となっております。これは、内訳としましては、1名は国民健康保険特別会計のほうへ1人ふやしてございます。あと2名につきましては、年度末の退職後の補充ができなかったということで、2名は減額、合計で3名の減額となっております。ただし、4月末に職員1名退職してございますので、数字上は出てこないんですが、給与費のほうには反映してございます。

給料総額としましては2,991万円の減。手当におきましては1,419万3,000円の減。給与費として4,410万3,000円の減額。あわせまして、共済費も713万9,000円の減額で、人件費としましては合計5,124万2,000円の減額となっております。

それぞれの手当の内訳につきましては、下の表にあるとおりでございます。

続きまして、そのほかの補正となります。

まず、歳出ですが、65ページの中伊豆支所費でございます。こちらは、産休代替職員のための臨時職員の賃金をお願いするものでございます。

続いて、73ページの国民健康保険事業の国保特会への繰出金でございますが、この後、国保特会のほうの補正の説明もさせていただきますが、国保特会で増額補正をしてございます。その増額補正に伴う国保特会への繰出金541万2,000円。

続いて、75ページの児童福祉事業の998万8,000円、こちらは幼児教育・保育の無償化に対応するためのシステム改修の委託でございます。

続いて、77ページのこども園一般事務事業、こちらも保育教諭の産休代替職員として、臨時職員の賃金をお願いするものでございます。105万4,000円。

続いて、79ページの下の子母子保健事業の臨時職員ですが、こちらは保健師の病気休暇に伴う代替職員として、臨時職員の賃金を211万4,000円。

続いて、83ページの上の表です。リサイクル事業の修繕費165万円。こちらは缶プレス機が故障したということで、早急に修繕を行いたいということでお願いするものでございます。

続いて、少し飛びまして95ページ、8款6項の都市計画費の中の都市計画推進事業、地区計画地区施設整備支援補助金500万円ですが、これは牧之郷地区の地区計画施設として、区画道路を整備するための補助金でございます。道路1平米当たり1万円を見込んでおります。

続いて、5目の駅広場の管理費でございますが、こちら、まず14節で猛暑対策機器としてミストの機械を借り上げを予定しておりましたが、県の輸送関連の補助事業ができたということで、そのミストの借り上げをやめまして、工事として常設するというので、借上料を100万円減額し、15節でクールミストの設置工事費150万円を新たにお願するもの。あわせて、南口の車道の分離帯が、植え込みがあるんですけれども、やはり大型バスが支障になるということで、今回その分離帯について改修工事を170万円をお願いするものでございます。

続いて、97ページの上の表、9款1項の非常備消防費の消防団員退職報償金でございます。こちらにつきましては、予算編成するときの各分団等への調査、当時62人の退団見込みをしておりました。実際、3月末で退団された団員が78名、16人見込みよりも多いということで、今回退職報償金255万3,000円をお願いするものでございます。

続いて、101ページの10款3項の中学校一般事務事業でございます。こちらは年度途中に退職職員があったということで、その職員の補充として臨時職員の賃金をお願いするものでございます。

以上が歳出となります。

続いて、歳入のほう、58、59ページをまずお願いします。

国庫支出金の土木費の国庫補助金、先ほど申しました市営住宅の社会資本整備総合交付金が、見込みより内示が減額されたということで、1,185万8,000円の減額。

県の支出金として、総務費の補助金、こちらは先ほど駅前での改修工事等のお話をさせていただきましたが、県のほうで新規に東京2020大会輸送関連施設等整備事業費交付金として530万円、また、幼児教育の無償化に伴うシステム改修として998万8,000円、全額県費補助となっております。

財源調整としましては、財政調整基金の繰り入れを3,500万6,000円減額いたします。

また、雑入としまして、先ほどの消防団員退職報償金の受け入れとして、消防団員等公務災害補償共済基金から114万円見込んでございます。

次のページの60、61ページでございますが、市営住宅の社総金の内示が減額であった分、合併特例債を借り入れるもので、1,120万円を見込んでおります。

一般会計につきましては、以上でございます。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第5号について、市民部長。

〔市民部長 梅原敏男君登壇〕

○市民部長（梅原敏男君） それでは、議案第5号 伊豆市の国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について補足説明をさせていただきます。

議案書につきましては、107ページでございます。

今回の補正につきましては、人事異動に伴う職員給与費の所要額の調整、そのほかに国民健康保険の保険事業費納付金、これについては、静岡県から納付金額が示されましたことによります補正でございます。

歳入歳出それぞれ306万3,000円を増額し、歳入歳出の予算の総額を42億9,906万3,000円とするものでございます。

それでは、歳出のほうから説明をさせていただきます。

116、117ページでございます。

1款の総務費につきましては、一般管理費、職員給与費等の2節から4節の共済費までの部分で、合わせて541万2,000円を増額するものでございます。この部分の補正の対象となる職員数につきましては、先ほど総務部長が申したとおり、一般職が4人から5人と、一般職が1人増の5人ということで、120ページのほうに記載をさせていただいております。

続きまして、同ページの下段のほうでございますが、先ほど静岡県から示された納付金の金額の確定によりまして、19節負担金補助及び交付金につきまして補正をお願いするものでございます。1項の医療給付費分につきましては、1目の一般被保険者医療給付費分が486万9,000円の減額、2目の退職被保険者給付金につきましては、3万1,000円の増額をお願いするもので、医療費給付費分が7億7,632万2,000円とするものでございます。

次のページでございます。

同じく3款の2項の後期高齢者支援金等分につきましては、1目の一般被保険者後期高齢者支援金等分は45万3,000円の減額、退職者等につきましては4,000円の増ということで、後期高齢者支援金等分について2億5,822万8,000円とするものでございます。

3項の介護給付金分につきましては、293万8,000円を増額いたしまして、9,140万円とするものでございます。

続いて、歳入でございますが、114、115ページになります。

5款の繰入金につきましては、先ほど総務部長が申したとおり、一般会計の繰入金を、3節の職員給与費等繰入金で541万2,000円を増額させていただき、一般会計からの繰入金を3億451万3,000円にするものでございます。

また、同じく繰入金の2項でございますが、基金繰入金につきましては、234万9,000円を減額をいたしまして、基金の繰入金を1億673万6,000円とするものでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（三田忠男君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第4号と議案第5号に対する質疑は、6月13日開催予定の本会議にて行います。

◎議案第6号～議案第11号の上程、説明

○議長（三田忠男君） 日程第15、議案第6号 消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから日程第20、議案第11号 伊豆市介護保険条例の一部改正についてまでの6議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第6号から議案第11号まで6議案について、一括して提案理由を申し上げます。

議案第6号は、令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、関連する38条例の使用料等の改正を行うものです。

議案第7号は、現行条例において所管がえがされていないため、現行の所管に改正するものです。

議案第8号は、牧之郷地区計画における住商共存地区について、新築等を行った場合の主要道路及び隣地境界線から壁面までの位置の制限について定めるものです。

議案第9号は、地方税法施行令の改正に伴い、低所得者の軽減判定所得基準額を引き上げるために改正するものです。

議案第10号は、地方税法等の一部改正に伴い、伊豆市税条例等の一部改正を行うものです。

議案第11号は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正により、消費税による公費を投入して低所得者の保険料の軽減強化を行う仕組みを設け、消費税率10%への引き上げに合わせて、さらに軽減強化を行うことから、令和元年度から令和2年度の保険料額を定める介護保険条例の一部改

正を行うものです。

以上、6議案の詳細について、それぞれ担当する部長から説明をさせます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

補足説明の申し出がありますので、これを許します。

初めに、議案第6号について、総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、議案第6号について補足説明させていただきます。

今回、資料としまして令和元年伊豆市議会6月定例会条例議案説明資料をお配りさせていただいております。

今回、消費税の税率10%に引き上げられることに伴いまして、市の施設の使用料、利用料、また占用料等について、関係条例の整備に関する条例ということで、一つの条例を制定させていただくものです。

38条例の内訳につきましては、先ほどのこの資料の一覧に載せてあります。今回、条としましては36条建てで、15条と27条には2つの条例をあわせて改正するというので、条としましては38条例になっております。それぞれの施設の使用料につきましては、8%から10%へ税率改正の分の引き上げとなっております。また、それぞれ使用料審議会や観光サイドのほうも観光の施設の審議会等に諮問をいたしまして、10%への対応としまして答申をいただいております。

それぞれの改正内容につきましては、135ページ以降の新旧対照表で料金のほうを確認していただきたいと思っております。

なお、適用についての附則です。132ページをお願いいたします。

まず、条例の施行日は令和元年10月1日からということで、2項で準備行為、こちらは指定管理者による利用料金制を設けている場合がございます。料金改定は10月1日からなんですが、指定管理者は条例の金額が上限として、市長の承認を得た金額で利用料金を徴収するということですので、その指定管理者が徴収する料金については、この条例の施行日の前でも協議ができるという準備行為の規定でございます。

3項以降がそれぞれの施設の経過措置となります。

まず、3項ですが、通常の公の施設の使用料や道路占用料等、公園占用料等になるんですが、10月1日からの施行となりますが、適用するのは10月1日以降に許可をしたものの使用について、新料金でいくということになります。9月中に施設の使用の許可をいただいたものにつきましては旧料金でいくという、そういう経過措置となります。

4項以降につきましては、上水道、下水道等、いわゆる検針日と言われる定例日が2カ月に一度ありますので、ちょうど10月1日をまたぐ場合の定例日等もございますから、それらについて経過措置として規定をしているものでございます。

議案第6号につきましては、以上でございます。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第7号及び議案第8号について、建設部長。

〔建設部長 山田博治君登壇〕

○建設部長（山田博治君） それでは、私から議案第7号、議案第8号の補足説明をさせていただきます。

まず、議案第7号につきまして、土肥地区の温泉事業運営協議会の条例の一部改正ということで、今回改正するものは、177ページ、179ページをお願いします。

今回、同条第7条の「庶務」について、改正前は「土肥支所」の表記となっておりますが、現在は温泉担当職員を支所に配置していないため、現行の所管であります建設部に改め、整合を取るための一部でございます。改正後は、「建設部において処理する。」ということでございます。

以上で補足説明を終わります。

続きまして、議案第8号 牧之郷地区の関係の補足説明をさせていただきます。

議案書は181ページから183ページと、きょうお配りしました図面があると思っておりますけれども、図面にて説明をさせていただきます。

まず、平成26年度から牧之郷地区の地権者を中心とした住民との話し合いを進め、小規模開発の進行による不整形な街区の形成や狭隘な道路、歩道の未設置等の課題に対応し、良好な市街地の形成を目的として、平成31年3月29日に牧之郷地区計画を都市計画決定いたしました。都市計画法に基づき、建築の際の届け出制度に加え、罰則等を含む強制力のある建築基準法に基づく条例を制定することにより、着実に地区契約に基づくまちづくりを進めるものです。

本条例案は、地区計画の建築のルールの一つである壁面の位置の制限について、建築基準法68条の2第1項の規定に基づいて規定するものでございます。壁面の位置の制限とは、建築物の建築の際、敷地の境界から一定の範囲内に建築物や建物の部分がかかることを規制するものでございます。建築物が敷地内に一定の空間を確保し建つことにより、歩行者の環境の向上や採光、風通しなど、よりよい住環境の確保を進められることとなります。

牧之郷地区計画では、全体21.2ヘクタールを3エリアに区分しております。この図面でいきますと、ピンクとオレンジとグリーンの3地区に区分しております。今回設定する箇所ですが、図面のピンクの住商共存地区と、緑色の田園住宅地区の2地区を設定しております。建物を建てる際、住商共存地区、ピンクの箇所におきましては、道路上空間の確保として、主要地方道熱海大仁線の道路境界線から2メートル。田園住居地区に、この緑色の地区につきましては、ゆとりある住居空間確保のため、隣地境界線から1.5メートルの距離を離れた位置へ建築するよう規制するものでございます。

施行日につきましては、既に地区計画の届け出制度が始まっていますので、可決されましたら速やかに施行を予定しております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第9号及び議案第10号について、市民部長。

〔市民部長 梅原敏男君登壇〕

○市民部長（梅原敏男君） それでは、議案第9号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴いまして、国民健康保険税の減額措置に関して規定しております伊豆市の国民健康保険税条例の第21条第2号、第3号につきまして改正するものでございます。

議案書につきましては185ページ、新旧対照表は187ページでございます。

国民健康保険税の軽減判定所得基準の引き上げを行うため、第21条第2号に規定しております5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定につきましては、同一世帯内に所属する数に乗ずる金額を、現行の「27万5,000円」から「28万円」とするものでございます。

また、同条第3号に規定しております2割軽減となる部分でございますが、この部分につきましては、現行の「50万円」から「51万円」とするものでございます。

今回の軽減判定基準の引き上げによる影響といたしますと、おおよそ30世帯、50人が新たに軽減対象となり、100万円ほどの国保税額が減少する見込みでございます。

続きまして、議案第10号 伊豆市税条例等の一部改正につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書は189ページからで、議案書の新旧対照表に基づいて説明はさせていただきますが、199ページから219ページということで、かなり多くのページ数になっております。皆様のお手元にお先に配りさせていただいております議案説明資料等に改正概要を掲げてございますので、そちらもあわせてごらんいただければと思います。

まず、新旧対照表の199ページから202ページでございます。

附則の第20条、第21条の部分につきましては、固定資産税の賦課標準及び税額の減額特例につきまして、地方税法または施行令の改正に伴いまして、項のずれを修正するものでございます。

202ページの下段から205ページ、附則第32条の2でございますが、この部分につきましては、軽自動車税に係る重課を平成31年度に限ったものといたしまして、平成29年度分のグリーン化特例の規定を削除するものでございます。

新旧対照表206ページでございます。

附則の第42条、この部分につきましては、東日本大震災に係ります固定資産税の特例の適用を受ける者の特定被災共用土地に係る仮換地の固定資産税額の按分の申し出規定につきまして、「仮換地等」という語句を「特定仮換地等」に修正するものでございます。

207ページから209ページ、第28条、第29条の2、第29条の3につきましては、個人市民税の申告書記載事項の整理と簡素化、また非課税世帯の対象の拡大によりまして、給与所得者及び公的年金等受給者が提出する扶養親族申告書に、単身児童扶養者に該当する場合の項目

を追加してございます。

210ページから213ページ、この部分の附則の第32条の2、第32条の2の2、また附則の第32条の6、第32条の7につきましては、令和元年10月1日に軽自動車税に新たに環境性能割が創設されまして、現行の軽自動車税は種別割へと名称が変わることになりました。また、消費税率の引き上げに伴う取得時の負担感を緩和するため、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間、自家用に係る軽自動車を取得した場合、環境性能割の税率を1%軽減するものでございます。種別割の重課の規定を継続いたしまして、自家用軽自動車に係る令和2年度分、令和3年度分のグリーン化特例の規定が新設されております。

新旧対照表214ページでございます。

第15条の部分でございますが、この部分につきましては、子供の貧困に対応するため、個人市民税の非課税の対象の範囲の拡充がされております。児童扶養手当の支給を受けている児童の父または母のうち、現に婚姻をしていない者、または配偶者の生死の明らかでない者で、前年の合計所得金額が135万円以下である単身児童扶養者という部分を、個人市民税の非課税措置の対象に加えるものでございます。

次に、214、215ページでございます。

附則の第32条の7、軽自動車税の種別割にかかわるグリーン化特例の延長として、令和3年4月1日から令和5年3月31日までに初回登録を受けた自家用軽自動車にかかわる種別割を、電気自動車及び天然ガス自動車に限定した上で、令和4年度、令和5年度の賦課について軽課を行います。

続きまして、216ページ、附則第32条の6、217ページの第45条につきましては、平成29年、平成30年に一部改正した条例内容の一部改正となります。附則第32条の6につきましては、自家用軽自動車税の環境性能割の税率を3%から2%に下げる規定につきまして、「当分の間」とする旨の語句を追加いたしまして、重課の規定を適用する「軽自動車税」の語句に、「種別割」の語句を追加してございます。

45条につきましては、資本金1億円以上の大法人の市民税申告に係ります電子申告義務の緩和措置でございます。電気通信回線の故障や災害、その他の理由によりまして、eLTAXの使用をすることが困難と認める場合につきましては、市長の承認を受けて、書面による申告書の提出を可能とする条文を新設しております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第11号について、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 右原千賀子君登壇〕

○健康福祉部長（右原千賀子君） 議案第11号 伊豆市介護保険条例の一部改正の補足説明をさせていただきます。

議案書は、221ページ、223ページとなります。

介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者の第1号被保険者の保険料の減額賦課につ

いて、平成31年度から令和2年度まで各年度における保険料額を定めるため、条例改正を行うものです。消費税における公費を投入した低所得者の保険料の軽減強化は、平成27年4月から一部実施しておりましたが、消費税率の引き上げにあわせて、さらに軽減強化を行うものです。

内容につきましては、介護保険法施行令の規定により、第1号被保険者の第1段階の保険料基準額に対する割合を、0.45から0.375に引き下げます。これにより、平成31年度から令和2年度までの第1号被保険者の第1段階の介護保険料を4,320円減額して、年額2万1,600円とするものです。同じく第1号被保険者の第2段階の保険料基準額に対する割合を0.65から0.575に、第3段階の保険料基準額に対する割合を0.75から0.725にそれぞれ引き下げます。これにより、第2段階の介護保険料を4,320円減額して年額3万3,120円に、第3段階の介護保険料を1,440円減額して年額4万1,760円とするものです。

補足説明は以上です。

○議長（三田忠男君） 以上で議案第6号から議案第11号までの6議案について補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案に対する質疑は、6月13日開催予定の本会議にて行います。

◎議案第12号の上程、説明

○議長（三田忠男君） 日程第21、議案第12号 伊豆市指定金融機関の指定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第12号について、提案理由を申し上げます。

本市の指定金融機関であります三島信用金庫との指定契約が本年12月31日をもって満了いたします。これに伴い、スルガ銀行株式会社を新たな指定金融機関として指定するため、地方自治法施行令第168条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものです。

なお、指定期間は、令和2年1月1日から令和3年12月31日までの2年間とします。

詳細について、会計管理者から説明をさせます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

補足説明の申し出がありますので、これを許します。

会計管理者。

〔会計管理者 城所章正君登壇〕

○会計管理者（城所章正君） それでは、私のほうから議案第12号 伊豆市指定金融機関の指定につきまして補足説明をいたします。

本市の公金の収納及び支払事務を取り扱う指定金融機関は、市内金融機関の意向調査の結果をもとに、平成26年1月からスルガ銀行株式会社、株式会社静岡銀行、三島信用金庫の3社による2年ごとの輪番制といたしまして6年が経過し、本年の12月31日で一巡をするということでございます。そのため、本年の2月、改めて市内金融機関への意向調査を実施し、その結果、同じ3社より引き受け可能との回答をいただきました。

そのため、令和2年1月1日から同じ輪番で、指定期間も同じ2年とし、今期はスルガ銀行株式会社が指定金融機関を務めるもので、地方自治法施行令第168条第2項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で補足説明といたします。

○議長（三田忠男君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第12号に対する質疑は、6月13日開催予定の本会議にて行います。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第22、議案第13号 伊豆市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第13号について、提案理由を申し上げます。

本議案は、地方税法第423条第1項により設置する固定資産評価審査委員会委員の任期が本年6月26日をもって満了となり、再任の意思を確認したところ、2名が辞意を表明し、遠藤護氏及び鈴木正志氏の2名から再任の同意を得ました。辞任された委員の後任について検討した結果、荻原重孝氏及び金刺武氏の2名から就任の同意をいただきました。

固定資産評価審査委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者、または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから選任することと定めておりますが、いずれの方も適任者であると判断いたしますので、委員として選任いたしたく、同条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

任期は、本年6月27日から令和4年6月26日までの3年間となります。

御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（三田忠男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

次に、討論に入ります。

討論については、伊豆市議会運営規程に従い、省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第13号 伊豆市固定資産評価審査委員会委員の選任について、同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第13号 遠藤護氏、鈴木正志氏、荻原重孝氏、金刺武氏の伊豆市固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

これで当局からの議案審議は終了いたしました。

執行部の皆様方はお疲れさまでした。

休憩 午後 0時19分

再開 午後 0時20分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（三田忠男君） 日程第23、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

本件は、市議会議員から選出すべき議員のうち、欠員となっております4名について、静岡県下の市議会議員の中から選挙するものです。

お諮りいたします。

この選挙は、静岡県後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、静岡県下の全ての市議会の選挙における得票総数により、当選人を決定することになります。

したがって、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及

び当選人への告知は行えません。このため、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

それでは、選挙は投票で行います。

直ちに議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（三田忠男君） ただいまの出席議員数は16名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に5番、鈴木正人議員及び6番、下山祥二議員を指名いたします。

次に、候補者名簿につきましては、既にお配りしてありますので、御確認ください。

候補者名簿の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 配付漏れなしと認めます。

それでは、投票用紙を配ります。

投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（三田忠男君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 配付漏れなしと認め、投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（三田忠男君） 異状なしと認め、ただいまから投票を行います。

会議規則第29条では、職員の点呼にて順次投票することになっておりますが、投票に支障がないと思われますので、議席番号順に1番の議員から順次投票をお願いいたします。

それでは、お願いいたします。

〔投票〕

○議長（三田忠男君） 投票漏れはありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（三田忠男君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

鈴木正人議員、下山祥二議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（三田忠男君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 16票

有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票のうち、古屋鋭治君 14票

大房正治君 1票

内田隆典君 1票

以上のとおりでございます。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

◎散会宣告

○議長（三田忠男君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の会議は、6月5日午前9時30分から開催し、一般質問を行います。

当日は、発言順序1番の森良雄議員から発言順序5番の西島信也議員まで行います。

なお、本日提出されております各議案に対する質疑の通告期限は、6月10日の正午となっておりますので、御了承ください。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。御苦勞さまでした。

散会 午後 0時28分

令和元年伊豆市議会 6月定例会

議 事 日 程 (第 2 号)

令和元年6月5日(水曜日) 午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	波多野 靖 明 君	2番	山 口 繁 君
3番	星 谷 和 馬 君	4番	間 野 みどり 君
5番	鈴 木 正 人 君	6番	下 山 祥 二 君
7番	杉 山 武 司 君	8番	三 田 忠 男 君
9番	青 木 靖 君	10番	永 岡 康 司 君
11番	小長谷 順 二 君	12番	小長谷 朗 夫 君
13番	西 島 信 也 君	14番	杉 山 誠 君
15番	森 良 雄 君	16番	木 村 建 一 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	菊 地 豊 君	副 市 長	本 多 伸 治 君
教 育 長	西 井 伸 美 君	総合政策部長	堀 江 啓 一 君
総 務 部 長	伊 郷 伸 之 君	市 民 部 長	梅 原 敏 男 君
健康福祉部長	右 原 千 賀 子 君	産 業 部 長	滝 川 正 樹 君
建 設 部 長	山 田 博 治 君	建 設 部 理 事	白 鳥 正 彦 君
教 育 部 長	金 刺 重 哉 君	会 計 管 理 者	城 所 章 正 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	浅 田 茂 治	次 長	永 沼 健 一
主 査	鈴 木 恵 美 子		

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） おはようございます。

ただいまから令和元年伊豆市議会6月定例会を再開いたします。

本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（三田忠男君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（三田忠男君） 日程に基づき一般質問を行います。

今回は、11名の議員より通告されております。質問の順序は、お手元に配付のとおりです。

本日は、発言順序1番の森良雄議員から発言順序5番の西島信也議員まで行います。

これより順次質問を許します。

◇ 森 良 雄 君

○議長（三田忠男君） 最初に、15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

防犯カメラについて質問させていただきます。毎回やりますけれども、やはりこれはもう絶対必要だと思いますもので、できるまで、市が取りつけるまでやらせてもらいます。

防犯カメラ。

防犯カメラについては、毎回質問させていただいています。それは、防犯カメラの性能は日進月歩だからです。防犯カメラは、日々進歩しています。3月の質問からでも一層の進歩がうかがえます。

市長は防犯カメラの導入には消極的なようですが、防犯カメラは犯罪の抑止力に大きな効果があります。最近起きた重大事故でも、防犯カメラの活躍なくして犯人の行動は把握できませんよね。犯罪抑止力に大きな効果があることについて、市長はどう考えますか、お聞きしたい。答えてくださいね。

総務部長は、防犯カメラを市が設置することはないと言っていますが、市長の考えも同じですか、伺いたい。

防犯カメラなくしては、犯罪捜査も成り立たなくなっています。この辺はあれですよね、

秋篠宮さんのお子さんのところに、学習院に入った不届き者の行動経路なんかも、防犯カメラでもちゃんと追跡されているんですね。市長はどう考えていますか。同意いただけませんか。伺いたいと思います。

防犯カメラの防犯効果は、犯罪捜査の上でも、犯罪防止効果としても、大きな効果を発揮しています。市長はどう思いますか、伺いたい。

総務部長は、防犯カメラの設置は地域で考えてほしいと言っていますが、市長も同じ意見ですか、伺いたい。

地域ということは、地域づくり協議会ということですか、確認したい。

カメラはいろんな性能があるんですね。いろんな仕様があるんですよ。それぞれの地域に任せていていいんですかということも含めて教えてください。

防犯や犯罪抑止力については地域づくり協議会に任せるということですか。確認します。

このことは、地域づくり協議会には話してありますか。話していないなんていうんじゃ、ただ言っているだけですからね。ちゃんと教えてください。

次、1億円はどこへ。

ふるさと創生事業の1億円はどこへ行きましたか。振興公社からの説明がありましたけれども、どうもなくなっちゃったようですね。

1988年から1989年に、政府は各市町に1億円を配布しました。合併前の旧町は、それぞれ使ってまちおこしのためのいろいろな政策を実施しました。

旧修善寺町では何に使いましたか。修善寺振興公社に寄附したということですが、市民はそれを承知しているのでしょうか。寄附するという行為を市民への周知と、議会は承認しているのでしょうか。議会への報告と承認の経過を知りたい。議会の承認はどのようにされているのか伺います。

次、関野川の管理は何処がしていますか。

前回の河川管理の質問では、よくわからないまま時間切れで質問が終了してしまいました。国土交通省も静岡県も河川の清掃に力を入れています。河川の清掃はもとより、樹木の伐採や土砂のしゅんせつを進めています。それは、今年の西日本を襲った豪雨で多くの中小河川が氾濫したことにあります。甚大な被害をこうむりました。被害を防ぐために河川の流れをよくしようとするものです。流れをよくするため、流れを阻害するものを取り除こうとするものです。

伊豆市の北端を流れる野尻川の河川敷の雑草が取り除かれ、しゅんせつされてきれいになりました。きのう、きょう見ると、もう既にアシが茂っちゃって様子はわかりませんが、少なくとも2月、3月ごろまではきれいになっておりました。今年の豪雨以来、河川の流れを妨げる樹木などの妨害物の撤去が進められています。修善寺橋の上流の小規模の支川の管理は伊豆市がしているのですか。県がするのか、伊豆市が管理しているのか確認したい。伊豆市が管理する場合について伺います。

流れを妨げようとする土砂やアシなどの植物等の妨害物についての撤去や清掃についての伊豆市の考え方を伺いたい。

関野川の管理はどこがしていますか、伺います。

次、働き方改革。

この4月から働き方関連法案が施行されました。伊豆市でも少なからず影響があると思いますが、どんな影響があるのか、影響と対策について伺います。

働き方改革というと非常に幅が広がってしまうので、限定して質問します。三島市、伊豆市及び伊豆の国市の電算センターではクラウド化を進めようとしています。クラウド化も働き方改革の一つだと思います。伊豆市の電算機のクラウド化について伺います。既にクラウドの導入は進められているとも伺いますが、クラウド化の現状と今後のクラウド化の計画状況はいかがですか。予定はいかがですか、伺います。

三島市、伊豆市及び伊豆の国市の電算センターは、今年度にクラウド化の計画が進められます。この電算センターでは68の業務があります。伊豆市は68の業務のうち53業務を電算センターで処理しています。すなわち15業務は伊豆市で処理しているのです。この辺は間違いありませんか、確認したい。

戸籍、戸籍民刑、戸籍副本データのバックアップ、介護度認定の公平性・事務の効率化、特定健診の健診結果の入力・受診管理、上下水道の窓口業務・検針業務・調定業務・口座振替業務・収納業務、農家台帳、障害者福祉業務、水道企業会計に関する財務会計管理、土木積算管理、農林土木積算管理、図書館予約システム、施設予約管理、蓄犬管理、総合行政ネットワークシステム、これらの15業務を電算センターで共同運営することは考えていませんか。理由を含めて伺いたい。

以上、述べた分全部で15を超えてしまうと思いますけれども、全部内容を説明すると長大になりますもので、ちょっと省略させていただきます。これらの15業務を電算センターで共同で運営することは考えていませんか。理由を含めて伺いたい。

私もよくわからないんですけれども、この15業務のセンターでの使用料はもう支払われているんじゃないかと思うんですけれども、その辺も含めて御説明いただきたい。

あわせて、伊豆市の15業務の業者名も伺いたい。どこがやっているかですね。例えば、3市のセンターではSBSがタッチしております。しかし、伊豆市のコンピューターも、SBSがタッチしているのがざっと見ると半分ぐらいあるんじゃないかなと思っていますので、それもあわせて教えてください。

続いて、エアコン。

ことしも暑い夏が予想されますが、天気予報はどうも去年ほどじゃないというのもありました。しかし、私、毎日市内歩いているんですけれども、高校生から言われちゃいましたよ。高校も面倒見てくださいよと。小学校、中学校はもっとひどいんじゃないかと思います。

ことしも暑い夏が予想できます。子供たちに快適な勉強環境を提供したいものです。教室

へのエアコン設置は進んでいますか。エアコン設置の進行状況を伺いたい。この夏に間に合いますかと。先日、熊小を見ましたけれども、どこにもそれらしいものが見えないので、ちょっと心配になってしまいました。

進入道路。

東こども園の建設工事が進んでいます。工事の進行状況を伺います。

この質問は、私は現場を見せてほしいということをやったんですよ。ところが、もうどんどん進んでいるもので、現場から岩盤が出てきたというんですけども、どんな岩盤か見たかったんですけども。もしまだ岩盤がそのままになっているんだったら、ぜひ見せていただきたい。

進入道路の建設状況を伺いたい。建設状況を視察したいのですが、いかがですか。進入道路には岩盤が出てきたとのことですが、見ることはできますか。見えるようでしたら、見せていただきたい。

次、天城自然ガイドクラブ。

天城湯ヶ島にある伊豆市観光協会天城支部について伺います。天城支部内には天城自然ガイドクラブがあるのでしょうか。このクラブは民間のクラブだと思いますが、天城支部との関係を伺いたい。民間のクラブかどうなのかも教えてください。

観光協会天城支部の事務所内に、天城自然ガイドクラブはあるのですか。夕鶴記念館のことですよ。今度の議案の中に、夕鶴記念館の使用料についても載っていますもので、この辺しっかり教えてください。

ガイドクラブは民間の団体だと思いますが、その活動は天城支部内で行われています。その根拠を伺います。

活動の許可は誰がしているのですか。この施設は伊豆市の施設だと思いますが、許可の根拠を伺います。それと、市長が許可をしているのか、関係部局が許可をしているのか、それとも観光協会天城支部が許可しているのか、その辺も教えてください。

次、二本杉峠。

旧天城峠について伺います。歩いて登る旧天城峠です。バスで通るところじゃありませんよね。ゆうゆうの森から二本杉峠への遊歩道です。歩いて登ることは大変危険な状況です。誰が直すのか、直してくれるのか。

これ書いたときから比べると大分状況も進行しているんですけども、どこに責任があるのかは、伊豆市にはないんじゃないかと思えますけれども。かといって、二本杉峠というのは旧天城峠なんです。吉田松陰とかアメリカからいらした方なんかもここを通っているんだと思うんです。非常に歴史的にも貴重な価値のある遺産だと思います。しかし、現状やはりプロと言われる登山家みたいな人じゃなきゃここは今通れないですよ。それでいいのか、どうなのか。ぜひ誰でも通れるようなハイキング道路にしてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

終わります。

○議長（三田忠男君） ただいまの森良雄議員の質問に対し、答弁を求めます。
市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

まず、防犯カメラについて、総務部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） おはようございます。

1点目の防犯カメラについて、これまでも何度か森議員には答弁させていただいております。防犯カメラによる犯罪の抑止力、これは有効だということは把握してございます。ただ、市として設置しておりますのは、市有施設、これの管理のために防犯カメラを設置しているところでございます。

お尋ねのまた地域についてでございますが、以前私が申しあげました地域というのは、当然、自治会や町内会、自主防災会や商店会などのある一定の地元の単位も含めまして、もっと広範囲な地域づくり協議会というのも1つの単位ではないかということで申し上げさせていただいております。まず地元地域からいろいろ声を上げていただいて、他市町で若干制度があります補助金等の制度、地元からの声によってはそういうことも検討させていただきたいというふうに考えております。まずは、地元でその必要性についてしっかり御検討いただきたいと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

15番、森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 多分そんな答えしか出てこないのかなと思うんですけども、ということは、私が質問した範囲では、では、地域には何も、防犯カメラもし欲しいんだったら皆さんで考えてくださいということは、地域には言っていないんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 防犯という観点からは、積極的に働きかけているということはありません。ただ、ある自治会とか地域づくり協議会とか、そうしたことを検討したことがあるというお話は伺っておりますので、地元で本当に必要だと思われるところはいろいろ検討されて、ただ、やっぱりプライバシーとか誰が管理するというその辺の問題があって、最終的に市のほうに要望するまでには至っていないようなことは伺っております。

○議長（三田忠男君） 再質問。

15番、森良雄議員。

○15番（森 良雄君） プライバシーの問題があるというのは、もう再三、当局側が答えて

いることは承知しています。どうやって管理するかも含めて、やっぱり市がコントロールできるようにしておかないと。プライバシーのほうなんだではできないんじゃないですか。教えてくださいよ。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 先ほど申しましたように、自治会等から御要望があれば、補助制度も当然考えなきゃいけないと考えております。補助を出す以上は、今度しっかりした設置と管理の方策といいますか、静岡県でも防犯カメラの設置のガイドラインというのも、プライバシーの問題もありますので静岡県でも定めておりますので、伊豆市がそういう補助制度をつくるときには、当然その県のガイドラインを参考にした伊豆市のガイドラインというものをつくらなければならないというふうに考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

15番、森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 現状ではどこも手挙げませんよ。市民にこれを任せたら大変難しいんじゃないですか。市が先にガイドラインとかこういう設備を入れなさいということを考えて市民に言わなければ、これはいつまでたっても私の質問は終わらない。先にやるつもりはないですか。もし防犯カメラつけるんだったら、こういう仕様でやってくださいとか。一元的に市役所で管理しますよぐらいの方策、いわゆる中の映像の問題もそうですよね、誰が管理するのか。プライバシーを市長さん心配しているんだったら、映像管理は市でやりなさいよ。そんな考えありませんか、市長さん。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 先ほど申したとおり、地元というか自治会、各地域からそういう要望の声が現在、一、二は聞きました。一、二は検討して、やはり問題があるのでやめますという声も聞きましたので、実際に地元からどういう要望があるのか、それも現在把握できておりませんので、しっかり地元の声を要望があれば聞いていきたいというふうに考えます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 地域独自で1万円か2万円で買えるようなものを適当に設置しておいてくださいよというんだったら、地域でもできるでしょうけれども、それでいいんですか。やはりどこへ設置するのも含めて、私は市が考えるべきだと思うんですけども、全く考えていないんだね。

こればかり長くやってもしょうがないもので、あれですけれども、ぜひ職員の皆さんも議員の皆さんも現場を歩いてくださいよ。例えば私は瓜生野だけれども、瓜生野から熊坂までの道路、4時ごろ歩いてみるとどういう状況か。下校中の小学生や中学生が1人で歩

いているというケースがあるんですよ。それで、いわゆる住民は人っ子一人歩いていない。ね、教育長。教育長さんには答え求めていますけれども、伊豆市の子供たちは1人で歩いているケースも結構ある。私は瓜生野を言っているけれども、瓜生野だけじゃないんですよ。天城だって中伊豆だってあるでしょう。そういう1人で歩いているケースがある。それをどう思うか。それ全然考えていないんだね。市長、考えていませんか。教えてくださいよ。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） その点については、以前の議会でも申し上げたことがあるんですが、例えば天城中学校への船原側からの通学路は今工事中なんですけれども、下船原バイパスの工事に伴って道路整備をして、そして、つり橋からその後が真っ暗なんです、竹林の中を。これも再三申し上げておりますとおり、極めて心配なところなので、それは一体、防犯カメラがいいのか、どのように対処するのがいいのか。仮に新しい中学校が推進されても、まだ五、六年かかりますから、そういった個別、具体的に危険な場所は、やっぱり特段の配慮をする必要があろうかと思えます。

それから、去年、平成30年度に35回ほどタウンミーティングを行いましたけれども、防犯カメラというか設置について要望があったのは1カ所ございました。ただ、そこは防犯ではなくて、これから認知症のお年寄りがふえていく中で、どこに行くかわからないので監視をしたいという御意見ございましたけれども、散会した後、すぐほかの皆さんから必要ないということで、先ほどから総務部長が繰り返しておりますように、地域の皆さんのやっぱりニーズに応える形で設置しないと、逆に地域の皆さんと乖離をもたらしてしまうのではないかと、このように考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 市長の答えは、必要ないというふうに理解してよろしいですか。あなたは今ここで必要ないと言っていましたよね。住民も必要ないと考えているというふうに理解してよろしいですか、確認したい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 今、私が申し上げましたのは、ある場所で1カ所、タウンミーティングの場所で、認知症対策としてカメラを設置したいという声がありました。これ事実としてです。その後、散会した後、ほかの皆さんから、いや、そういうものは要らないよという声がありましたという事実を報告申し上げているわけです。

○議長（三田忠男君） 再質問。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 私がここで質問しているということは、市当局がどう考えているか

ということを質問しているんですよ。あなた、他人事で言っているんじゃないんですか、それ。あなたの考えを教えてくださいよ。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 繰り返し総務部長から説明しておりますとおり、市内全域で広範に設置することについては、やっぱり地域のニーズとしっかり整合性をとることが必要だろうと思います。

ただ、駅前の自転車泥棒対策とか、設置することで確実に効果があるところもありますので、そういったことに関しては、大仁警察署とも連絡をとりながらやっておりますので、今の伊豆市の進め方について特段の問題はないのだろうと、着実に効果を検証しながら進めていると、このように考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 大仁警察署が出てきたので聞きますけれども、大仁警察署が必要ないと言ったんですか、確認したい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど私が申し上げたとおりです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

○15番（森 良雄君） 先ほど何を申したんだよ。私は大仁警察署が必要ないかと聞いた、そういうふうにしたのかということを知りたいんですよ。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど申し上げておりますので、それは後ほど映像なり議事録などで確認をしてください。ちゃんと私は申し上げておりますので。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 大仁警察署の署長のところへ行って、伊豆市の市長はこう言っていると聞いてきますよ。大仁警察の署長に、あなた必要ないと言ったのかと。

それから、駅の自転車置き場の防犯カメラは誰がつけるつもりなんですか。伊豆箱根鉄道に言ったんですか。それとも市がやるんですか。警察がやってくれるんですか。その辺の詳しい考えを伺いたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 修善寺駅の駅北の関係だとうちのほう管理していますので、そ

これにつきましては、前回カメラ4基ありましたけれども、3基ふやしまして7基設置をしました。駅のそこの上の駐車場と、1つ下の段ですけれども、その駐車場につきまして全て防犯カメラつけまして、7基を設置しました。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 時間ばかりとっちゃって、もう具体的に答えてくださいよ。駐車場は管理できる防犯カメラがついているのか、どうなのか、答えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 先ほど申しましたように、駅北については防犯カメラ7基設置しまして管理しております。

○15番（森 良雄君） だから、その7基のうちの1基でも駐車場が見えるの。

○議長（三田忠男君） 再質問ですか。

見えるかどうか、答えてやってください。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 当初4基で設置していたときには、やっぱり死角があったものですから、3基ふやしまして7基で全てを確認できるようにしております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 例えば大仁駅の駐車場へ行くと、防犯カメラ設置と書いてある。では、修善寺駅の駐輪場だね、駐車場じゃなくて駐輪場、自転車置き場は、ちゃんと防犯カメラで見えるようになっているんですね、確認したい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 今うちのほうで話をしたのは駅北の駐車場のほうの話でして、駐輪場につきましては、そこについては今、管理が市というよりも伊豆箱根鉄道の管理になっていると思います。その西口のところの広場は伊豆市のほうが管理していますけれども、その駐輪場については市が管理していないものですから、防犯カメラ等はちょっとわかりかねます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 大仁駅の例も出したように、当然あそこは伊豆箱根鉄道の土地なんだから、伊豆箱根鉄道につけなさいと言えいいんであって、ぜひ総務部長でも市長でも、

伊豆箱根鉄道に防犯カメラつけなさいよと、駐輪場につけなさいよという考えは言うつもりはありませんか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、市として駅北、南の広場も管理、西も管理しておりますので、伊豆箱根鉄道のほうとしっかり協議してまいりたいと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 次の協議はいつになるのか教えてくださいよ。いつまでたっても。

一言、言っておきますけれども、前の修善寺駅の駐輪場では重大事故が起きているんですよ。そういうことを知っていますか。駐輪場というのは若者たちがたむろをしやすい場所であるということ。それで、気に食わないやつがいたら、ああいうところへ連れ込んでやっちゃうと。現実にあつたんですよ。知っていますか、皆さん。旧修善寺町の時代の話ですけども。当然、知っておいてくださいよね、新聞沙汰にもなっているはずですよ。

そういう事故があるから心配して言っているんですよ。まずは、駅の駐輪場ぐらいは防犯カメラをつけてもいいんじゃないかと。つけなさいよと。今も何回も説明しておいて、やっとなんかから駅に言いますと。伊豆箱根鉄道は、あそこは伊豆市にやっってくださいよと言いつつ出さすと思えますけれども。もうぜひ、オリンピック前にはつくようなふう頑張ってくださいと思うんです。

それから、地域づくり協議会で何やっていいかわからないというようなケースもあることは御承知ですか。要するに、500万円も金もらったって何に使っていいかわからないなんていうところもあるやに聞いておるんですけども。要は何に使っていいかわからないということなんですけれども。僕が言っているのは、こういうのに使ってくれたらなと思っているんですけども、その辺いかがですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 地域づくり協議会はちょっと御質問にございませんので、防犯についてお答え申し上げますと、修善寺駅を改修する前に、南口で夏などにやはりたむろする若い人なんかいて、社会的な問題として表面化したことはございます。そこで、私が市長になって修善寺駅周辺整備事業を始めるときに、交番を移せないかと考えたんです。今、御存じのとおり、駅舎、駅前から交番がどんどんはじき出されて、そこは商業施設になって交番が離れているケースが多いんです。逆にしたかったので、ちょっと言いにくいんですが、地元と観光協会からもやっぱり応援がほしいので要望を出してくださいと言ったら、要らないと言われてしまったんです。そうすると市長としては動けなくて、結局今の場所にあるわけです。

ですから、議員御指摘の課題はわかっているんですが、やっぱり地域とちゃんと歩調を合わせないとこういった事業は進まないものですから、駅周辺の防犯のあり方についても、これから今この状況でずっと続けるわけではなくて、やっぱりこれからも関係する皆さんと話し合いながら合意点を見出していきたいと考えています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 心配の種は尽きないんですよ。毎回同じこと言いますが、女の子が1人で県道を歩いて無事にうちへ帰れる、こんなのは僕は奇跡だと思っていますよ。皆さん御存じかどうかは知りませんが、過去に、旧修善寺町になるんでしょうけれども、戦後の話ですよ、やっぱり通勤帰りの女の子の人が殺されちゃったというようなケースもあったというふうに聞いています。こんなことが年中起こったって困りますよね。だから、こういうことを防ぐ。私は、地域の人が防犯カメラ設置しないでいいなんて言ったことは信じられないんですよ。もっとも、そういう人もいるでしょう。森良雄は邪魔なんていうのは、私のブログに毎日のように書かれているから。

だけれども、やっぱり議員の皆さん、どうなんですか。子供たちの安心安全は、やっぱり市が守るべきだと思いますよ。時間がどんどんたっっちゃうから、次に移りますけれども、市長にはそういう考えないんですか、子供に。次回は教育長にも聞きますからね、子供たちの安心安全をどういうふうに考えているのか。それがしょっちゅうあっては困るんですよ。だけれども、現実には事件、事故は起きている。

次、1億円をお願いします。

○議長（三田忠男君） 2問目の答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） すみません、ちょっと大事な話を最後にされてしまったので、ちょっと答弁をつけ加えさせていただきます。

小学生、中学生の通学についての安全は全く軽視しているつもりはございませんので、そこはほかの議員の皆さんにも御理解をいただきたいのですが、小学校は4キロ、中学校は6キロまで歩くことが前提になっているわけです。しかし、6キロといたら修中からうちぐらいまでです。そこを冬の暗い中で女子生徒に1人で歩かせるのかということがあるので、伊豆市の場合には、まず3キロで通学費を出して、そして今は現状に合わせて2キロにし、状況によっては、交通上問題があるところは多少柔軟に運用して、子供さんの通学体制には万全をとっているつもりでございますので、ぜひそれぞれ議員の皆さんいろんな政治的なルートがあるでしょうから、やっぱり子供に4キロ、6キロというのは今現実に合っていないということをしっかり一緒に文部科学省に働きかけていただきたい。そこは、子供の命を軽んずることは伊豆市行政において絶対ありませんので、そこは指摘をさせていただきます。

1億円については、産業部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、私のほうから、ふるさと創生1億円についてお答えをさせていただきます。

旧修善寺町のふるさと創生1億円につきましては、3月定例会の一般質問でもお答えしたとおり、当時、公益法人となる財団法人、修善寺町振興公社の設立のための基本財産として出捐、いわゆる寄附したものでございます。

この出捐のための議会への説明につきましては、平成元年9月の当時の修善寺町議会定例会において、一般会計補正予算（第1回）の内容で提案し、原案どおり可決をされております。

また、市民への周知でございますが、同時期に町報しゅぜんじで数回この公社設立について掲載がされているというところでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 1億円について、基本財産というところが問題だと思うんです。まさかこれに手をつけられるとは、恐らく当時の議員たちは考えていなかったんじゃないかと思うんです。今後また確認しますけれども、町報しゅぜんじというのは、しゅぜんじの何号だかわかったら教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 当時の町報しゅぜんじ、平成元年10月号、それから11月号、そして、年が変わりまして平成2年の1月号でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

○15番（森 良雄君） 順番変えていいですか、質問。エアコンに移りたいんだけどもな。

○議長（三田忠男君） では、これ終わっていいですか。

○15番（森 良雄君） 飛ばしちゃうの。飛ばさないで順番変えるだけだよ。前は順番変えたってちゃんとやらせてくれたよ。

○議長（三田忠男君） 1億円はもうよろしいですか。

○15番（森 良雄君） いや、やりますよ、ずっと。

○議長（三田忠男君） では、再質問してください。

1億円は終わりましたか。

○15番（森 良雄君） 何。

○議長（三田忠男君） 1億円の部分。

○15番（森 良雄君） 1億円は終わった。

○議長（三田忠男君） 終わりました。

次の関野川の管理はどこか。3問目になります。

答弁願います。

市長がまず、じゃ。

○市長（菊地 豊君） もう余りどうも時間がないようですので、私のほうから。

修善寺橋の上流の静岡県が管理する一級河川が31本、それから、市が管理する準用河川が63本、そして、多くがたくさんの普通河川、普通河川には農業用水を含みます。

それから、市が管理する河川については予算の範囲内でしゅんせつ等を行っており、また、ヨシ等の刈り払いについては河川愛護事業という補助事業がありますので、これも使って地域の皆さんにお願いしているところもあります。

関野川は準用河川でございますので、管理は伊豆市がしております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

なければ、次エアコンやりたければ、どんどん飛ばしてください。

○15番（森 良雄君） いや、関野川もやるよ。

○議長（三田忠男君） 森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 関野川ちゃんと管理しているかどうか教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 関野川につきましては、先ほど市長も述べましたように、準用河川で市が管理しているという中で、河川愛護事業というものを関野区のほうから毎年いただいております。場所は、区からの要望の中では、小出スタンドの裏側付近で約2,500平米の河川愛護ということで、地元で河川愛護に努めていただいております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） これまた次回質問します。

次に、では、働き方改革をお願いします。

○議長（三田忠男君） 4問目、答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） まず、電算システムのクラウド化については、財務会計と人事給与システムを平成30年度にクラウド化しております。ことし11月に、住民記録や税業務など基幹業務のうち36業務をクラウド化する予定です。

15業務については、検討した結果、自己運用のほうが適切であろうと判断したものです。

15業務の業者名については、総務部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 御質問の15業務の業者名でございますが、議員御質問の通告のとおり順番に業務名と業者名を答弁させていただきます。

1点目、戸籍と2点目の戸籍民刑については、ことしの6月17日より新しいシステムとして富士ゼロックスシステムサービス、3業務目、戸籍副本データのバックアップは、東芝デジタルソリューションズ株式会社、4業務目の介護度認定の公平性・事務の効率化は、株式会社セコニック、5業務目、特定健診の健診結果の入力と受診管理ですが、結果入力につきましては、株式会社経営管理センター、受診管理につきましては、静岡県国民健康保険団体連合会、6業務目、上水道の窓口業務から収納業務までは、ヴェオリア・ジェネッツ株式会社、7業務目の農家台帳は、ソリマチ株式会社、8業務目の障害者福祉業務は、株式会社SBS情報システム、9業務目、水道企業会計に関する財務会計管理は、株式会社フューチャーイン、10業務目、土木積算管理と11業務目の農林土木積算管理は、株式会社リサーチアンドソリューション、12業務目の図書館予約システムは、三菱電機インフォメーションシステムズ株式会社、13業務目、施設予約管理は、株式会社TKC、14業務目の蓄犬管理は、これは独自でございます。15業務目の総合行政ネットワークシステムは、NTTデータカスタマサービス株式会社。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 一つ一つやっていると幾ら時間あっても足りないから、また次回に回しますけれども、せっかくきょうやったので。

土木積算管理、これはどこのシステム使っていますか。例えば静岡県のシステムを使っているとか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 導入の業者名は今、総務部長が申したとおりですけれども、その名称としましては、明積という名称になります。明積というシステムで管理しております。積算をやっております。これにつきましては、土木と農林土木、両方とも明積で行っております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 入札のときのシステムは、静岡県のは使っていませんか。それはこのどこに入るかどうか伺いたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 電子入札のシステムは静岡県のシステムでございます。各市町がそれを使わせていただいているということです。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） わかりやすいところでそれ出したんですけども、静岡県のシステムを伊豆市は使っていると。入札ですね。3市のセンターの部分も静岡県のシステムを使っているんじゃないかと思うんですけども、いかがですか。

○議長（三田忠男君） すみません、森議員、もう一度お願いできますか。どこの。

○15番（森 良雄君） 入札のシステムは、伊豆市は静岡県のシステムを使っているんです。では、この三島市、伊豆市、伊豆の国市のつくっているセンターでも、入札は静岡県のシステムを使っているんですよ。なぜそれぞれ別々に使っているのか伺いたいんですけども、私は、まず簡単などころから、このぐらいは一緒にできるんじゃないかと思って質問しているんです。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 電算センターの入札のシステムは、すみません、ちょっと把握してございませんので、後ほど調べさせていただきます。

以上です。

○議長（三田忠男君） よろしいですか。再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 再質問ないです。次へ進む。

○議長（三田忠男君） 次ですか。

○15番（森 良雄君） 次お願いします。

○議長（三田忠男君） 次ですか。5問目のエアコンです。

それでは答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 小中学校のエアコンについては、既に設計業務は完了し、設置工事については契約済みで、工期が8月23日となっております。

○議長（三田忠男君） 次に、教育長。

○教育長（西井伸美君） 皆さん、おはようございます。

普通教室のエアコンについてですが、設置工事につきましては、今市長が述べましたように、8月23日までを工期とし、現在工事を進めております。小学校では1年生、2年生、3

年生、中学校では3年生を優先して稼働できるよう工事を進めており、できるだけ早く稼働できるように現在取り組んでいるところであります。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 心配は杞憂に終わったのかなと思うんですけども、そうすると、少なくとも夏休み中までには、伊豆市の小中学校にはエアコンは設置されるというふうに考えてよろしいですね。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） はい、そのとおりでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 先ほどもちょっと言いました。去年の夏は高校生でさえも耐えがたかった暑さだったようです。ぜひおくれのないように一日でも早く、夏休みに入る前に、どこからやれとは言いませんから、もうこの調子で頑張っているんだったら順番に設置されていくと思うので、夏休み前にエアコンが入る学校があってもいいんじゃないかと思っておりますので、一日も早く入るように頑張ってください。おくれたら、また質問しますよ。

次、進入道路お願いします。

○議長（三田忠男君） 6問目ですね。

それでは、答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 新こども園ですが、5月末時点での進捗が、道路が33%、建築が4%、進入道路については現在、擁壁工事を実施しており、建築工事においては工事を実施するための仮沈砂池が完了しています。

工事現場内は、原則は立入禁止ですが、議会としての御視察要望があれば調整をさせていただきます。

岩盤については、地盤調査においては地下約5から7メートルの地点に岩盤が分布しているという調査でしたが、現状確認しているものは、1メートル程度の巨石があるものというのが現状でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 議会への話では、岩盤が出てきたという話だと思ったんですけども。それはいいですよ、もう過去のことだから。岩盤が出てきたというから、おもしろいな……、ごめんなさい、おもしろいという意味じゃないですよ。興味があるから見たいと言っ

ただけです。岩盤が出たんですか。それとも巨石が出たんですか。その辺ちょっとはつきりさせてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 今、市長が申しましたとおり、当初、地盤調査はやっております。その中でボーリング調査した中では、5から7メートルのところに岩盤が分布されているというところで、今現在掘っているところは2メートル前後なものですから、いっても2メートル。その中でなものですから、調査の中では一応そのところには巨石、玉石の分布ということで、今出ているのは玉石が出ているということです。現場は今確認されておられません。以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 僕は岩盤が見えると思ったから見せてくれとお願いしたんですけども、では、行っても岩盤は見えないんですね。それちょっと確認します。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 今、現地では岩盤は確認できません。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） この道路建設では設計変更があったわけですね。巨石が出てきたのと設計変更はどのような関係があるのか、わかるようだったら教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 設計変更、当初の金額に追加補正で2,000万円という数字を補正を上げました。それにつきましては、今発注している道路、進入道の関係で、その下の地盤が悪いということで、そこに路床、路体を入れるということで、その金額を補正をお願いしたところでございます。

今この玉石が出ている関係は、ちょっと設計書を見ないとわからないですけれども、多分、当初からもうボーリングして分布がわかりますので、それなりの土質で設計をしていると思いますので、はっきり変更はないとは言えませんが、それなりの設計はしていると思います。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問。

○15番（森 良雄君） 次お願いします。

○議長（三田忠男君） 次ですか。

天城自然ガイドクラブ。答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 天城自然ガイドクラブは、観光協会天城支部の会員であり、週3回、事務所においてハイキングなどに関する案内やお客様の対応をしております。

したがって、観光協会天城支部が実施する本来業務を会員が行っているということであって、特段問題はないと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） これ市の施設ですよ。天城支部の会員だったら自由に使えるんですか。市長さん、お願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） ただいま市長が申し上げたとおり、観光協会天城支部の事業として、天城山をハイキングする方への情報提供であるとか案内を行うために、観光協会天城支部がガイドクラブにお願いして、その会員のうちから2名の方に週3回お願いをしているということであって、ガイドクラブそのものの活動という認識はございません。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 新聞見ると、多分ガイドクラブの事業だと思うんだけど。ここを拠点に案内していますけれども、どうなんですか。

それと、時間あるからついでに聞くけれども、何をやっているか。例えば電話対応業務というようなことをおっしゃっていたけれども、では、どこからどんな電話があったかなんて記録なんかとっていないですよ。ただ、電話受けているだけだと思うんですけども、その辺はそれでいいんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 繰り返しになりますが、天城山をハイキングする方に的確な情報を発信し、また、お問い合わせがあればそれに対応するというのは、当然、観光地またハイキングを楽しむ方にとって必要だと思います。その事業を観光協会天城支部がされている。その案内について、電話対応等を事務所においてハイキングクラブの方をお願いをしているということですので、特段問題はないというふうに認識しております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） だんだん時間なくなってきましたんですけども、私、何でこれを二本杉峠の前に質問しているかですよ。何もやっていないんですよ、このガイドクラブ。二本杉峠への道が通行どめになったって知っていますか、あなた。通行どめだということ。プロみたいな登山家は通れるよとおっしゃっているけれども、僕は四つんばいじゃなきゃ通れませんよ。そういうフィードバックが何もありませんよ、このガイドクラブから。それで、それ放置です。だから僕は言っているんです、電話があったら記録ぐらいしておくと。

伊豆市で一番、二本杉峠……、まだガイドクラブの質問だからね。二本杉峠への道なんていうのは、伊豆市でもっとも由緒ある道路じゃないですか。江戸時代から使われている道路だよ。そういうのが通行どめになったって放置されているんですよ。ただ電話で対応するんだったら、何もガイドクラブは僕は頼まなくてできると思いますよ。情報収集をガイドクラブに預けちゃっているから、天城支部は何も知らないでそのまま放置している。そう思いませんか。ちゃんと管理してくださいよ。では、これで終わるから答えてよ。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 天城山にある遊歩道の管理については、ガイドクラブだけではなくて我々市の職員も直接点検等も行っておりますし、ガイドのハイカーの方からの情報提供、ありとあらゆる形で情報は収集しておりますし、決して全てを天城ガイドクラブさんをお願いをしているということではございませんので、倒木、それから崩落等々、いろいろ現地は自然の中ですのでありますけれども、そういった情報は適宜私どものほうでも把握をし、管理している協議会、また市のほうで適切に対応しているということでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 森議員には再三お願いをしているところですが、議会において、公務に関して政治家である私に対する批判は幾らでもお受けいたしますけれども、民間で頑張っている市民の皆さんに対して極めて不適切な、しかも正確でない発言は控えていただきたい。つまり、天城自然ガイドクラブというのはガイドが業務であって、国有林内の遊歩道を維持管理する責任はないわけです。そして、後で仁科峠の話もありましたけれども、本来そこは別の責任の主体があるのであって、そこに一生懸命天城山を守り、ガイドしてくれる皆さんの御労苦に対して、公人である議員としてのそのような発言は厳に差し控えていただきたい。これは再三申し上げておりますけれども、議会の中でもルールですので、ぜひそれは議会の皆さんの中で、重ねてお願いしますが、よろしく御理解を賜りたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。次ですか。

○15番（森 良雄君） 次、二本杉峠。

○議長（三田忠男君） 最後の質問です。

答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど申し上げましたとおり、二本杉峠に至る遊歩道は国有林内に位置し、しかし、市が加盟する協議会が借用し管理している歩道ではございませんので、今後そのような修繕を含めた対応については、国有林の管理者である伊豆森林管理署などと協議をしたいと思っております。

天城山中の遊歩道が荒廃していることは当然現場も承知をしていて、ただ、林野庁の予算が御承知のとおり、人員とともにもう極めて大胆に削減をされてきております。その中で、非常に国有林野の管理が難しい状態になっていて、これはぜひ日本の自然の保全のあり方について、政治的課題としても皆さんにもお考えいただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） これは非常にさっきの天城自然ガイドクラブが何をやっているかとも影響しているんですよ。ガイドクラブは、ここは通れないということは承知しているんです。それをちゃんと天城支部へ連絡したか。産業部長のほうへ連絡したか。何もやっていないじゃないですか。市長は何か適当なことをおっしゃっているけれども、全く無責任ですよ、皆さん。私はここを来年通りたいんだ。時間ないな。

それでは、結論お願いしたいんだけど、林野庁は、あそこの営林署はやると言っているのかどうなのか確認したい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 現在、この二本杉歩道の荒廃につきましては、情報として伊豆森林管理署のほうには私どもからお伝えをしてございますが、これから先ほど市長答弁のとおり、歩道を管理している私どもが加盟している協議会や、その地主である伊豆森林管理署と協議をしていきたいということで、明確に現時点で森林管理署がやるという回答はいただいておりません。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 何で二本杉峠をここへ持ってきたのかと。この間まで、今6月だから少なくとも4月までは、営林署は伊豆市がやるものだと思っていたんですよ。その後、新年度になってから営林署と伊豆市が協議していない限り、ここは直らないんですよ。私は通りたいんだよ、この12月にここを。個人的な理由で通るわけじゃないんだから。伊豆市の最も重要な遊歩道だと思いますから、本当だったら市長が営林署へ行って、これ直してくれと……

○議長（三田忠男君） 時間がありませんので、手短に。

○15番（森 良雄君） 言うべきだと思いますけれども、市長はやる気ないだろうから、産業部長、頼みますよ。直してくれるように。お願いします。

○議長（三田忠男君） 頼むで終わりですね。

これで森良雄議員の質問を終了いたします。

ここで、45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時45分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ここで、議長よりお願いいたします。

議会運営委員会及び全協で確認したとおり、一般質問の発言通告の内容につきましては、この通告用紙に沿った形で質問するようにお願いいたします。

◇ 小長谷 朗 夫 君

○議長（三田忠男君） それでは、2番目、次に、12番、小長谷朗夫議員。

[12番 小長谷朗夫君登壇]

○12番（小長谷朗夫君） 12番、小長谷朗夫です。

今、議長から指示がありましたとおり、読ませていただきますので、よろしく願いいたします。

2つ質問を用意しました。

その1つ目、1、牧之郷地区計画をスピード感をもって推進するためには。

牧之郷区では、平成27年4月より、地域住民みずからが地域住民のための住みよい地域社会を築くために、都市計画課の指導のもと今日まで、区民の皆様への情報提供、説明会、勉強会、ワークショップなど32回にわたる会合を開いてきました。結果、地区計画の基礎となる地区独自の基盤整備や土地利用のルールと方針を区民の意向を踏まえ検討し、ようやく牧之郷地区計画が都市計画決定され、平成31年3月29日に告示されました。

平成31年度当初予算には、新規事業、牧之郷駅周辺整備事業として、測量設計業務委託事業の予算化、また、届出対象行為や建築の方法等について解説するパンフレットの作成等推進のための予算措置が講じられました。いよいよという感があります。

そこで、昨年の9月議会において同様な質問をしています、改めて市長に幾つかお尋ねします。

①地区計画が都市計画決定された現在、市長は牧之郷地区のまちづくり構想について、今後どのような姿に変遷していくことが望ましいと思いますか。

2つ目、②今年度以降、地区計画に沿ったまちづくりを順調に推進しようとするとき、開発業者の誘致等を含め、市としてどのような支援が考えられるか。

③地区計画でいう3ゾーンのうち、田園住宅地区を市の協力を得て先行的に開発できないか。

2つ目にいきます。

「伊豆市地域振興基金」の使途に地域振興の拠点づくりとあるが、拠点とは何か。

さきの3月議会において、新規に提案された伊豆市地域振興基金が可決されました。財務課説明資料の創設の目的には、「地域住民が主体となって自主的に行う事業への支援や公共交通の維持など、地域の発展に不可欠な事業であり、今後も現行の事業水準を維持するため、将来にわたる安定的な財源確保を目的に、使途を地域振興事業に限定した地域振興基金を創設」とあります。

また、直近の広報伊豆では、基金の説明を「旧合併特例法に規定されている基金。使途は伊豆市建設計画に位置づけた市民の連帯の強化や、地域振興のための事業の財源とする場合に限られている」とあります。これら以外に一連の報告、説明の過程では、地域振興の拠点づくりという説明もありました。

御承知のとおり、この案件の審議では修正案まで提案されました。最終的には原案のとおりの内容で可決されたわけですが、基金の使途についてはいま一つ不明な点があると考えられます。

そこで、お尋ねいたします。

①地域振興のための拠点とは何を指すのか。単刀直入にお尋ねします。

各地域にある公民館は、地域振興の拠点にはならないのか。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（三田忠男君） ただいまの小長谷朗夫議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 牧之郷地区のまちづくり構想について申し上げます。

まず、私から基本的な考え方と現状に至った経緯を申し上げ、それから、2番目と3番目の質問については建設部長に答弁をさせます。

なお、私なりのこれまでの経緯を御説明申し上げますが、都市計画法は極めて難しい法律でございまして、もし仮に私がちょっと不正確なことを申し上げましたら、後ほど専門家の白鳥から訂正なり補足なりをさせますが、そこは市長としてやってきたことを御説明申し上げます。

40年間、修善寺地区は極めて厳しい都市計画の制約というものを受けておりまして、私も含めてつい最近まで、都市計画というのは規制の側面のみが強調されて、都市計画イコール土地利用の規制という観点で考えられてきました。そうでないことは最近ようやくわかった

んですが。

その中で、まず線引きを外してくれということを経年県にお願いしたところ、それはできないということで、線引きはそのままにして地区計画でできないかということを検討いたしました。その結果、そうすると市の投資も必要になりますので、牧之郷の住宅が再開発に大体50億円ぐらいかかるというような見積もりが出て、幾ら何でもそれはできそうもないということを一且は結論に至ったわけです。

その後、そうではなくて、伊豆市の全体の都市づくりというものを視野に入れれば、また局面は変わってくると。そこで、新しい中学校を中核として、そこで加殿日向地区に新たなまちをつくり、その時点では修善寺駅に限定せず、牧之郷も含めて駅からおおむね1キロ、つまり徒歩で15分くらいのまちづくりを修善寺駅周辺と牧之郷駅周辺で考え合わせ、そして、あのときタウンミーティングに行ったとき、牧之郷の皆さんも御記憶の方もあろうかと思いますが、私が模造紙に書いて、大仁から伸びてくる今の沖の原の市街化区域、そして新しい牧之郷駅周辺の土地利用、そして修善寺駅周辺、そして加殿日向、そして都市施設である佐野のごみ焼却場まで、ここをベルト状に新しいまちづくりができるということを申し上げたと思います。そして、その前提には、伊豆市は修善寺町のときの市域の3%だったでしょうか、市街化区域ということではなくて、市内全部に、つまり中伊豆、天城湯ヶ島、土肥に都市計画を広げるということで、県と国と方向性がようやく一致をして、そして都市計画の見直しに至って、今、地区計画に至っているということなんです。

その中で、当初の全体の事業の中の中核であった日向加殿が白紙撤回になりまして、そこは御承知のとおり新しい構想ができておりませんので、今あそこで決まったのはこども園だけであって、そもそもスタート地点であった加殿日向地区を中心とする新しい全体の都市づくりの絵がまだ描けていないわけです。ですから、本当はここで全体をもう一回検討しなければいけないのですが、しかし、それだけ時間をかけるには、牧之郷地区というのはポテンシャルが高いので、したがって今、地区計画を入れて、ほかのところが決まっていなくても、そこについてはしかるべき方向性を考えて進めましょうということで、今先行的にやっているわけです。むしろ、決まっていなかったほかに先行的にやっているというのが現状だと私は認識をしております。

ただ、さはさりながら、牧之郷地区の唯一、修善寺駅ともう一つある駅周辺のまちのあり方については、やっぱり伊豆市全体の中での位置づけというものもありますので、これまで皆さんとお話をしてきました地区計画をもちろん前提として、さらに魅力ある牧之郷にするための検討作業というのはこれからも必要なんだろうと考えております。

○議長（三田忠男君） 次に、建設部長。

○建設部長（山田博治君） それでは、私から②と③について説明いたします。

まず、②番につきましては、牧之郷駅周辺については開発可能な農地が点在しています。今後、接道のある土地だけ開発され、後背地が接道できずに開発不可能な土地となることを

防ぐよう、事前にどの土地にも接道できるよう区画道路を地区計画で配置しております。

この区画道路については、民間の開発による整備を想定しています。民間整備を促進させるため、この区画道路の整備について補助金制度の創設を予定しております。

今回の補正予算に、地区計画地区施設整備支援補助金500万円を計上させていただきました。補助の内容としましては、区画道路整備について、1平米当たり1万円を補助するものです。補助の要件としては、牧之郷地区計画の区画道路の趣旨に合致し、隣地まで道路がつながるものであるもの、伊豆市の道路認定できるもの、民間で整備を行い伊豆市に寄附されるものとなります。

なお、この制度は、効果的に促進されるよう、10年間という期限をつけさせていただき予定でございます。

続きまして、3番目になります。

まず、市といたしましても、地区計画の実現のため、できる限りの支援は行っていく考えです。その中で、田園住宅地区だけではないですが、牧之郷のまちづくり構想や地区計画、市独自の補助制度などについて広くPRしていくことが重要だと考えております。

これまで地区計画が策定されたことについて、建築士会や宅建業協会、行政書士会などに情報提供させていただくとともに、問い合わせのあった業者へ、牧之郷のまちづくりについて丁寧な説明をしてきました。

今後は、地元や近隣の住宅開発に関係する業者に対し、地区計画の概要や、今回、補助制度が認めていただければ補助制度について説明の機会を設けるなど、行政として可能な範囲で支援をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 質問する前に、ちょっと確認だけさせていただきます。

先ほど市長が述べられたことは、合併まちづくり計画の要するに第6章になりますか。その5の（3）の市街地の整備というところに、修善寺駅周辺の整備と牧之郷駅周辺の遊休地対策として云々と書かれているんですが、これらが一番考えの根っこにあるんでしょうか。そこだけちょっと確認します。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 総合計画と新市建設計画の中ではそこに該当します。そこで、総合計画とか新市建設計画のときには、必ず財政シミュレーションをお示ししますよね。前回は総合計画を変えて、現時点で皆さんにお示ししている財政シミュレーションは、まだ3つの中学校を建てかえるという前提の財政シミュレーションですから、そこを組みかえないと、また将来の投資能力が出てこないわけです。したがって、本来であれば、日向加殿地区の将来

構想をもう一度決め直して、一旦今、白紙に戻っている状態ですから。そして、新たに財政シミュレーションを組んだ上で、牧之郷の開発とセットでやらなければ出てこないわけなんです。

ただ、さっき申し上げたとおり、それでは牧之郷が置いていかれるので、むしろ先行的にやっということが今状況ですので、そういった長期的な議会にお示しすべき計画と財政シミュレーションの位置づけについても、やはり御理解をいただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 本日用意したこの2つの質問というのは、牧之郷地区の任意の地域づくり協議会、いつも出てくるんですが、これを母体とする組織の中に2つございまして、1つが土地開発のプロジェクトチーム、もう一つが公民館の建設の推進するためのプロジェクトチームということで、私ども平成27年からずっとやってきているわけですが、ちょっとその進捗状態をわかっていないと次に進みませんので、ちょっとお話をさせていただきます。

昨年4月1日に線引きがとられた、要するに除外された、なくなった後、どういう牧之郷に現象が起きたかという、もう皆さん御承知のとおり、住商共存地域にはある商業施設ができました。御存じだと思います、あそこ通っていったときに。それから、牧之郷駅の東側に、今まさにこれから売り出そうとする住宅ができました。これが大きな昨年の動きでありました。

それで、これは、商業施設に関しては、うちのほうの事務局がお世話するとまではいきません。こんな土地がありますよという情報を流した結果、あそこにあの商業施設ができたわけです。ことし4月1日から地区計画ができてからは、ホームに隣接する要するに住宅地区というふうに設定されているところが売れたわけですね。それで、今後ちょっと形が変わっていくわけです。

それから、まさに今、先ほど話をした住商共存地域に、ある伊豆市の製造メーカーが進出したいということで、約1,300坪近い土地を来年の3月に営業開始するための準備に入っていると。これは、まさしくうちのほうの地域づくり協議会がいろいろ情報を流してあげたと、その結果であるということが今、牧之郷の大きな動きなんです。

こういう進捗状態を考えたときに、市長にもう一回聞きます。いかがということについてお考えか。お考えがあったら、お願いいたします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） やはり牧之郷駅というのはポテンシャルが高いんだなと感じています。というのは、修善寺駅を改修したときに、御承知のとおり、あれ駅舎2つあるんですが、1つができたなら、駅の周辺って土地が動くんじゃないかと思っていたんです。ところが、完成してもなかなか土地が動かない。修善寺駅というのはここまで動かないまちになったのかと、

ちょっと正直言って落胆したんです。

ところが、牧之郷は、線引きを外してある程度使えるようになったら、もうどんどん動きが出ている。沖の原も、インシナーの跡地にあれだけ50軒の家がある。やっぱりポテンシャルとして高い土地なんだなということを感じております。

ただ、したがって、将来一体どのようなまちにしたいのか。それから、恐縮ですが、やはり駅というのは公共性の極めて高い都市機能ですから、その周辺の土地を伊豆市の活力のためにどのようなまちにさせていただくべきなのか。そこは、まだこれから相当突っ込んで議論をさせていただく余地があるかと思えます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 今、一連の市長の答弁で市長のお考え等が伝わってきましたので、この件についてはこれで終わりにします。

②番なんですが、先ほど部長のほうから、1平米あたり1万円の補助金をつくりましたよというお話がありました。これは昨年の9月議会において同様な質問をさせていただきました。どんな質問かといいますと、要するに、民間事業者がここに参入してくるためにはいろんなリスクがあるから、それらを少しでも市でできる範囲で補助したらいかがですかという質問をさせていただきました。そのときに、検討しますということでお考えいただいたんですが、その結果が今の答弁だと思います。これについては、私ども大変感謝しております。ありがたいことだなと。

というのは、なぜかといいますと、うちのほうの事務局でちょっと試算をしたんですが、地図を見ていただいて興味のある方はおわかりになっていると思いますが、区画道路というのは1号線から8号線まであるわけですね、このエリアの中に。それで、総延長が1,045メートルあるんです、全部足すと。これは業者がつくらなきゃいけないんです。それで、これを今の相場で大体どのぐらいの予算になるのか、業者さんの負担になるのかなという、1億3,600万円ぐらいの業者は負担をしなきゃならない。そこに1平米当たり1万円の補助金を出しますよというのは、大変ありがたいことです、業者にとっても。

要するに、先ほど言った1,045メートルに換算していくと、市の補助金の合計というのは4,180万円ほどになるんです。全部完成したときですよ。ちまちま完成していくわけですから、一気にこうじゃない。でも、先ほど私言ったように、業者が負担すべき30%程度を市が補助しますということは、これはすごい大きなことだと思うんです。それについては先ほど言ったように、今、後ろに私どもの地域の方々がいらっしゃるんですが、ありがたいなと思えます。

そこで、1つだけ聞きます、そのことについて。1平米1万円というこの積算の根拠というのは何かあるんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 平米1万円という根拠は、道路をつくるためには、要するに構造物をつくって側溝を入れて舗装をかけるという中で、やっぱり構造物とかそういうものに対しては、地形が場所場所によって違いますので、その舗装部分に対して黒い部分、専門用語で言うと表層、上層、下層とかというそういう路盤の関係を試算しまして、それが平米当たり1万円になりますので、それに対して補助金を出すということで考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 次に、虫のいいまたお願いをするんですが、当然、道路ができて上下水道は引かなきゃならないわけですよ。そうすると、これは業者持ちなんです。

先ほど申し上げました、今年度というか直近の32回目の地域づくり協議会の会議の議事録の中にこういうふうに出てくるんですが、ちょっと読ませていただきます。要は、開発業者へ上下水道費用も補助金を出してやると、もっと民間事業者、要するにハウスメーカー、目をつけてくれるんじゃないんですかという御意見がありました。これ意見ですので、市のほうは、いやというお考えがあると思いますが、こういう意見に対してはいかがでしょうか。上下水道の埋設費用も市が補助金を出したらいかがでしょうかという意見なんです。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） 建設部理事の白鳥です。お答えさせていただきます。

土地の開発については、非常にいい質問だと思うんですが、上下水道を初め、そういった道路の接道しているかどうかというのが非常にかかわってきます。したがって、開発の原則としましては、当然そういった道路が、もう下水道が完備されている道路についている土地は開発しやすいということで、どんどん進むと。一方、開発しにくいそういう土地については土地の価格が安いものですから、業者さんはそれらを自分で負担をして、それで適正な価値で売り出すことが可能だと。つまり、もうけが大きい土地ですので開発が可能だということがありまして、先ほど建設部長が申し上げたように、道路の舗装部分というのは、やっぱりその土地の価値によって、舗装の部分以外のところについては、安い土地買ったときはそれなりに負担して、擁壁つくって地盤改良してという、下水も入れてと。下水づきで、もっと近くに下水があたりだとかそういったところは、それなりの値段の価格でしょうから、簡単な整備で済むというこの開発の原則にのっとってお話したわけです。

したがって、平等性の観点からいきますと、一律に何もそういったまだ基盤整備が整っていないところに負担をするというのは、ほかの一般的な開発に関しては全部そういった負担をしていただいていますので、それをやっていただくのが普通の適正な開発の誘導だと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） この次に、なぜできないか、その理由を教えてくださいという質問をしようと思ったんですが、今の理事のお話の中にその理由が出てきて、要するに、横並びで見たときにそういうことはありませんよと、そういう理解でいいんですか。わかりました。

それでは、次の③番へいきたいと思います。

これは、地区計画の中の大きく分けて3つのゾーンがあるわけですが、要するに一番修善寺駅寄り、私どもは、神社があそこにありますので天神社前という、室久土というところなんです。そこに3,400坪ぐらいの要するに土地があるわけですよ。それで、8人の地権者がいらっしゃいます、ここに。それで、ここを先行的に市の力添えをいただきながらできないものかというそういうことが、やはり役員会の中で出ました。というのは、なぜかといいますと、駅前周辺の整備事業というのは、もう御存じのように、ことし測量に入っています。来年、用地の収用、要するに令和2年ですか、にはそれをやります。それで、工事は令和3年から牧之郷駅の周辺をやりますと。それで、それは次の年の令和4年にかかわってくるんでしょうね。そうすると、ここの牧之郷駅の周辺整備事業は、少なくとも令和4年の中ごろまではかかるわけですよ。そうすると、それに隣接した要するに住宅地区の開発というのはその後になってしまう。または、もう終わりそうなときから始めるかどうか。だから、非常におくれてしまいますよね、ここの開発は。

ところが、3ゾーン目の田園住居地域は足かせ手かせがないんですよ。要するに、さあ、いらっしゃいということで民間事業者が来てくれれば、どんどん進んでいくところなんです。それで、あそこよくよく考えてみますと駅に近いんですね。どこの駅かというと、修善寺駅に近いんです。牧之郷駅にも近いんですが、どちらかというと修善寺駅にも近いんですよということ、商業施設が非常に近いですよ、あそこにありますよね、御存じのように。それから、こども園もあります。それから、小学校、中学校も丘の上にあります。こういうことを考えると、若い人の子育てには一番最適な地域なんです。

だから、そういうところを目的にあそこを先行的に開発できないかと、それが③番の質問の意図なんです。ぜひその辺でちょっとお考えをもう一回教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） 田園居住区のほうが地権者の意向も強いもので、先に開発できないかということだと思います。

ただ、地区計画の中では、やっぱり駅前という住民の方が多数お使いになる重要な公共施設から整備していきたいという市の考え方がございます。

また、田園居住区のほうにつきましては、やっぱり挟まれた土地で良好な住宅地を守るという観点から申しますと、県道にとにかく出ていくしか道がないというところでございまして、したがって、もし開発するなら、やっぱり地区全体が一括でまとまって道路が必ず行きどまりではない、本当は地区計画は行きどまりでも少しずつやれる制度なんですけど、この道路が全部あくという形でないと、非常に交通渋滞も招きますし、安全の観点からも問題があると住宅地ですので考えておりますので、やっぱり田園住宅につきましては、地区全体がほぼまとまって一括でできて、一挙に家が建つような、ある程度大きな民間開発を誘導することを考えて、これからPRに努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 今、理事の答弁はごもっともなことであって、この地域というのはもう御承知のように示されていますが、6号線と7号線、8号線の区画道路が入っているわけですね。それで、6号線に関しましては、205メートル線路に並行してずっとあるわけですよ。だから、新たに接道をつくるために区画道路を入れなければならないということなんですけど、先ほど建設部長の答弁にもあったように、今後、道路をつくる場合の1平米当たり1万円を出していくということと、広くどんな業者に僕らはどのように今後アピールしていくのか、それはわからないんですが、そこが市の例えば担当課の都市計画課のやる仕事だと思っているんです。

そこらを本当に積極的にやっていただければ、あれだけの魅力のある、これ手前みそなんですけど、ある土地ですから、どうなんでしょうか、とあるハウスメーカーが目をつけてくれないかというそういう考えがあるんですが、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） まさにハウスメーカーが一番心配しているのは、それを売り出したときに、そこにお住まいになる方々が良好な環境が最後まで保障されるかどうかにかかっております。したがって、早い段階でやっぱり地区計画の一部のところに家を買いつけて売ったとしても、その分は必ず最後にすぐまた、はっきり言えば二、三年後とかそういう形でつながる、駅まで便利になるとかそういったことがやっぱりセールスポイントになりますので、先ほど申しましたように、やっぱり地区全体の中で、もしそこを手をつける場合は一挙に区画道路を完成させたいと考えておりますので、何分、先ほど長い区画道路になっていますので、地権者合意、途中でとまることのないように努めて一挙にやりたいと、そういったところに腐心しているところでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 大きな1番の最後の質問だけ確認です、これは。先ほどお話に出てきている今回の補正なのですが、牧之郷の要するに地区計画、要するに地区施設整備支援補助金ということで500万円なのですが、この500万円の使途というのは、先ほど私が申し上げました、つい最近、ホームに平行にある土地があるわけですが、そこの要するに区画道路の部分であるという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 牧之郷駅の東側の関係で今調整がありますので、その部分ということで間違いありません。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） ありがとうございます。ぜひこのことが広く皆さんに伝わっていくといいなというふうに。そして、そこは形になるわけじゃないですか。そうすると、市でこれだけの補助金出してつくった区画道路ですと、後々は市道になりますよということですので、ぜひそういうことで積極的にやっていただきたいと思います。

では、次いってください。

○議長（三田忠男君） 地域振興基金ですね。

答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 総務部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 地域振興基金に関する御質問ですので、私のほうから答弁させていただきます。

さきの3月議会におきまして、地域振興基金の活用を考えている事業として、地域づくり協議会への交付金や公共交通の維持のほか、地域振興の拠点づくりなどが考えられると説明をさせていただきました。御質問の一部は総合政策部の所管事業ではございますが、地域振興基金の創設に関連した御質問と捉えて、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、1点目の地域振興の拠点についてでございますが、国土交通省の小さな拠点づくりを参考にした旧町における集落中心部におきまして、公共的なサービスや生活に密着する機能を集約し、地域のにぎわいづくりや生活サービスの維持、地域活動をつないでいくための場を指しております。

各地区のエリアの特性が違うため一概には言えませんが、具体的な例としましては、昨年

度までに整備しました天城湯ヶ島地区に天城湯ヶ島複合施設、これを整備しましたが、機能集約や施設の複合化を行った一体的なエリアと御理解いただきたいと思います。

2点目の各地域にある公民館についてでございますが、この各地域にある地区公民館等につきましても、地域住民が集まりコミュニティ活動を行うなど地域にとっては重要な施設であります。地域の核であるということには間違いございません。

ただ、地域振興拠点づくり事業につきましても、基本的には旧町単位で機能を集約した拠点を整備するもので、より広範な区域を想定してございます。一自治会や区などの行政区単位の住民を対象としております地区公民館等の施設は、この地域振興拠点づくりの事業の拠点には現在市としては当たらないと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 結論が出ていますから、うんと具体的に言えば、牧之郷の公民館を今建てようとしているときに、これには出せませんよという、そういう結論ですよ。

ただ、この基金ができてから可決されるまでの間を、ちょっと3月議会のときのやりとりを拾ってみました。基金そのものが本当にこれでいいのかと、使途がいいのかということがあるもので、ちょっとそれを私なりにまとめましたので、ちょっと聞いてください。

まず、議案説明がありましたよね、これの基金について。それで、総務部長はそのときに、市民の連帯の強化、または地域振興等に要する経費の財源に充てるためですよという説明をしました。それで、その後、議案質疑になって、お2人の議員さんの質問とかみ合わせながら考えます。

1人の議員さんが、この文章を読んでまた聞いたときに、市民が本当にわかりますかという御質問をしたんです。そのときに総務部長は、市としては、上位法を取り崩しができる範囲で法律と同じ文章の規定を置いたということですよ。すぐにわかるということであれば、正直ちょっと中身までわからない、わかりづらい条文であったと認識していますと言っている。だから、もともとこの第7条まで成るこの条例はわかりにくいんだということが、実にこのやりとりの中でよくわかると。そして、一連のさらにその質問の中に、今回は合併特例債と違うのはどこが違うかということ、要するにソフト面の補助金だよということを強調していらっしやいました。

そして、次の議員さんが、ちょっとこれは笑えるといったらおかしいんですが、そのとおりだなと思います。特定の目的って何なのという質問に対して、さっぱり特定の目的というのがわからないことがわかったという、そういう質問をしたんですが、いずれにしても、そのときの総務部長の答弁の中に、いわゆる市民の一体感の醸成、地域コミュニティですね、醸成が主なものとなりますと言っているんですよ。そうすると、だんだんこの地域コミュニティの醸成って何なんだと。それで、それに基金を出していくということはどういうこと

なんだというのが、余計何か頭の中が混乱してしまいましたので、きょうのような質問になったんです。

そして、私どもの公民館建設に関しましては、要するにコミュニティ施設整備事業で市からいただけるはずの補助金以外にどこかに補助金がないだろうかということで、もう4年も探していて、全くないということがわかったんです。そして、ついことしの3月に、昨年の区長が市長に陳情という形で、どうかそういうところはないでしょうかねとかいろんな項目にわたって陳情を出しました。でも、要するに公民館建設に当たっては、コミュニティ施設整備事業しかありませんよという回答もいただいているんです。

ところが、一連の説明の中で地域の拠点づくりと、今、総務部長は先ほど旧4町だということなんですが、でも、先ほど私申し上げましたように、合併まちづくり計画の中に牧之郷の云々というのがあるわけですよ。要するに、行政区で固有名詞が出てくるのは牧之郷だけなんですよ、この32ページある膨大なまちづくり計画の中を読んでいくと。そうしますと、まさしく旧町なんだけれども、要するにそこで示されているんだから、それは該当しないだろうかというのが私どもの考えなんですが、ぜひその辺また答弁をお願いいたします、わかりやすい答弁を。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 先ほど答弁させていただきましたのは、議員の御質問の通告に、地域振興のための拠点づくりという拠点に当てはまるかどうかという御質問でしたので、この地域振興の拠点づくりという今、市がやっている事業については、牧之郷単独のこの公民館は当たりませんという回答をさせていただいております。

ただ、牧之郷の公民館の建設につきましては、多分コミュニティの補助金の試算を区のほうに市のほうから提示させていただいております。この地域振興基金の使い道につきましては、これから人口減少や財政が先細る中で、公共交通の維持や今言ったコミュニティを維持していくためには、今の補助制度というのは当然ある程度一定のレベルで維持していかなければなりません。そこで、今のコミュニティの補助金に基金を使って新たに上乘せをするという考えではなく、例えば3,000万円強のコミュニティの補助金があるとすると、400万円以外は市の持ち出しの補助金なんです。そういう市の持ち出しの補助金にこの基金を財源として充当していこうというのが、この基金のまずは目的になっています。

ですので、公共交通につきましても、市は一般財源から数千万円持ち出しをしています。今後やっぱり財政厳しくなったときに、その数千万円の補助金は維持しなければなりませんので、その財源としてこの基金を充当していこうという考えですので、牧之郷の公民館は、当然、新市建設計画で言っている地域コミュニティの核でありますので、この市のコミュニティ施設整備補助金の該当にもなりますし、その市の財源としてこの基金を充当するということは考えていきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） すみません、もうちょっと平たくわかりやすく、では、いきたいと思います。

今、コミュニティ施設整備事業等で牧之郷が公民館を建てる時に、算定式というのがありますよね。それで、その中には基礎額があつて世帯割があつて人口割があるんです。そうすると、ちょっとまだこれ古い、今の人口と世帯はもっとふえていますけれども、このときに計算したときには、3,516万円というそういう補助金になるんですよね。基礎額が200万円、世帯割が735世帯で計算していますので掛ける2万円、それで人口割が1,846人掛ける1万円で1,846万円、合計3,516万円ということなのですが、この中の400万円が市の持ち出しなんだから、この400万円に基金を充当するんだよという、そういう考えでよろしいのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） コミュニティ施設整備事業補助金につきましては、総合政策部のほうでやっておりますので、答弁させていただきます。

400万円につきましては、これは県の補助金になります。県の該当事業になればということになりますけれども、これ以外の市の持ち出し分、さっき言った3,500万円云々という数字がありましたけれども、それが全部補助金になるかどうかわかりませんが、その部分に対して地域振興基金を充てられるということで考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 私が言ったのと逆なんだよね。400万円は県だよと。それで、簡単な話、では、3,500万円という計算しやすいところでいくと、残りの3,100万円にこの基金を充当していくと。そういうことなんですか。わかりました。

ただ、いろいろ考えていくときに、皆さん、牧之郷公民館の利用状況というのは御存じでしょうか。昔は伊豆市立の中央公民館の分館であったときには、教育委員会に、調べてくださいとそちらから来て報告する義務があったものでやっていたんですが、今はもう地縁団体になっているから、どうなっているかそれはわからないんですが、牧之郷の公民館って年間どのぐらい使われると思いますか。皆さんの各行政区の公民館、または集会所でもいいですが、大体の人数がわかるじゃないですか。牧之郷の公民館ってどのぐらい使われるか多分御存じないと思うんですよ。この数字を聞いたらちょっと驚きますよ。平成30年、年間7,318人の方が御利用なさっています。利用しています。そして、利用回数というか団体の延べになります、665団体が7,318人になるわけですが、ここ3年ぐらい見ても、6,784人、7,571人、それで昨年が7,318人ということで、かなりの方がここを使っている。まさしく地域コ

コミュニティの核だよという、人数だけでいきますとそういうことになるんです。

だもので、私どもも、要するにコミュニティ施設整備事業以外にないだろうかというのを、そこに行くのは当たり前前で、普通のことだというふうに考えているんです。けれども、今の答弁聞いていると難しいのかなということなんです。

最後に、では、もう私これで終わりにしますが、もう一度やっぱり出せないものは出せないということで、もし答弁していただければはっきりしますので、お願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 先ほど来、出ていますコミュニティ事業の補助金につきましては、議員から答弁がありましたとおり、地区の人口1人当たり1万円の金額を乗じたものプラス世帯数に2万円を掛けたものの額、その合計が補助対象経費の3分の2のどちらかの低いほうという形で今条例で決められておりますので、今の状況ではこれ以上出すことはできません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 粘るわけじゃありませんが、今、牧之郷のほうで区民総会、ことしの、初めて印刷されたものでプロジェクトチームがお示ししてくれました。そこには場所、それから、どのようなという設計図つき、それから資金計画、約1億6,000万円なんです、今度、今考えているのが120坪。こういう公民館を今建てようとしているわけですが、それで、開館予定は令和3年の4月なんです。2021年の4月を目途に今作業を始めているんですが、その中の今言った市からの補助金が3,500万円ぐらいありますよ、それから、牧之郷区そのものが出していくお金が3,000万円ぐらいありますよということで引き算をすれば、1億円近いお金が住民の拠出金になるんです。それを10年返済できちっと資金計画をつくった中で今作業をしているわけですが、牧之郷から出ている議員としては、やはり少しでも住民の負担が少なくなるようにするのは当たり前のことで、きょうのような質問をさせていただきました。

しかしながら、ちょっとこの件についてはだめだったなということで、今度役員会でその報告をいたします。

ありがとうございました。以上です。

○議長（三田忠男君） これで小長谷朗夫議員の質問を終了いたします。

ここで、議事の都合により昼の休憩にいたします。

再開は午後1時からといたします。

休憩 午前11時33分

再開 午後1時00分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします

◎発言訂正について

○議長（三田忠男君） ただいま森良雄議員から、本日の会議における一般質問、防犯カメラのところですね「学習院」との発言をしましたが、正しくは「お茶の水女子大学附属中学」であるため、このように発言の訂正をしたい旨の申し出がありました。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 異議なしと認めます。

よって、森良雄議員からの発言訂正の申し出を許可することに決定いたしました。

◇ 小長谷 順 二 君

○議長（三田忠男君） それでは、一般質問を続けます。

11番、小長谷順二議員。

〔11番 小長谷順二君登壇〕

○11番（小長谷順二君） 11番、小長谷順二です。

通告してある3件について質問をさせていただきます。答弁を市長に求めます。

1件目、公立高校の魅力高める地域づくりへの支援。

かつて市町村には、県立高校に余りかかわってはならないという雰囲気があったように感じています。また、県側でも高校再編を担当しているのは県の教育委員会なので、地域振興という観点が乏しかったようです。しかし、少子化が加速する中、近年はまず地元の自治体が危機感を持って地域の高校の魅力向上に動き始め、県側でも知事などの主導により、教育委員会の枠を超えて対応を考えるようになってきています。

文部科学省は2018年10月2日、公立高等学校入学者選抜において、県外からの募集を行っている都道府県公立高等学校一覧を掲載いたしました。北海道や秋田県、茨城県、長崎県など47都道府県のうち32道県で実施している状況で、秋田県の前期選抜では、全ての学校で県外からの出願を受け付けています。

都道府県の枠を超えて地域の学校に入学し、充実した高校3年間を送ることは「地域みらい留学」と呼ばれており、静岡県内でも県立川根高等学校が県内・県外を問わず、川根地域外からの電車通学や寄宿生活を通じ社会性を育み、川根高校で学ぶ「川根留学」を川根本町がバックアップし、魅力を高めるまちづくりを行っています。地域の魅力を発信し、全国公募で移住してきた生徒と接することで、地域の子供たちも新しい文化や価値観に触れ、適度な刺激や競争が生まれることで多様な価値観を醸成することができ、低下しつつある地域持続性を高めることにつながると考えておりますので、伊豆総合高等学校土肥分校の魅力を高

めるための当市の取り組みと対策について伺います。

2 件目、新基準における「ふるさと納税」の推進。

ふるさと納税の新制度が6月から始まります。新基準は、①寄附募集の適正な実施、②返礼品の調達費が寄附額の30%以下、③返礼品は地場産品、この3つに適合した自治体を総務省が対象に指定する仕組みになっています。

伊豆市の平成30年度の寄附額は3億9,670万円で、第2次伊豆市総合計画の目標額、平成32年度3億円は既に突破しておりますが、統一されたルールの中で伊豆市として新たな目標額と目標達成のための取り組み、そして寄附金の7つの使い道の事業成果について伺います。

3 件目、観光地のトイレ環境。

一般市民や観光客等が利用するトイレ環境も生活様式の変化や高齢化社会の進展に伴い、トイレの改善が求められています。また、魅力ある国際観光地を目指している伊豆市では、増加する外国人観光客への対応が必要となっています。

熱海市では、外国人観光客等受入環境整備事業費補助金を活用して、民間事業者の和式トイレから洋式トイレへの改修に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、外国人観光客等の受け入れ環境の向上を図っています。

TOTO株式会社による訪日外国人アンケート調査によると、再訪のきっかけとなる条件の1番は「Wi-Fi環境」、そして2番目に「トイレが明るく臭くない」ということだったそうです。

伊豆市においてもトイレの洋式化は進んできていますが、特に公衆トイレの環境について、バリアフリーなどの多機能トイレを併設するなど、幅広い利用ができるような取り組みを広げる必要性を感じています。現状をチェックし、実態把握をするとともに、優先順位をつけて計画的に取り組んでいくべきではないかと考えますが、見解を伺います。

○議長（三田忠男君） ただいまの小長谷順二議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） まず、土肥高校といいますが、伊豆総合高校土肥キャンパスについてお答え申し上げます。

市内にある県立高校は貴重な教育施設ですので、私が市長になりました11年前に、当時の修善寺工業高校と土肥高校に同時に後援会に入れてくださいという要望を出しました。

修工のほうは、たしか理事という形で入って、顧問だったかもしれませんが、そして伊豆総合高校になったときに、当時、大仁高校の後援会長であった望月前伊豆の国市長さんが後援会長となり、そして私が副会長となって、途中で伊豆総合高校の後援会長を私が拝命したわけです。

県立高校ですから今は野田県議にお願いをしていますが、他方、土肥高校は実は後援会に1回も呼んでいただいたことがなくて、参与という肩書きはすぐにいただいたんですが、後

援会の会議とか、事業に呼ばれたことがありませんでした。

その中で、土肥高校の状況はわかっておりましたので、さあ、どうしたらいいんだろうかというときに、当時の土肥高校の校長先生から2回要望いただいたのは、通学費を出してくれということだったんです。やはり土肥までのバス代がかなり高いものですから、そのときには県立高校ですし、後援会長も県議会議員さんでしたから、何とか県と話をしてもらえないだろうかということで一度ぐらいお断りをしたんですが、土肥高校だけではなくて、三島高校に通う子供さんたちの負担軽減も考えて、通学高校生に対する通学費補助もつくったわけです。

その直後に、やはりもう既に離任をされていた当時の土肥高校の校長先生から、すぐに直接来ていただいてお礼をいただきました。それくらいやはり土肥高校のあり方には、校長先生以下、学校の当事者もある意味危機感を持っていたんだろうと思います。その中で、土肥分校という名称、組織になり、商業科もなくなったものですから、一時期非常に危機感を持った次第でございます。

その中で、いろいろな報道を見ておきますと、まず国のほうも高校の普通科の教育のあり方について、普通科という枠組みの中で、もう少し地域に根差した多様なカリキュラムがあってよいのではないかという提言が報道されています。

また、きのうの新聞だったでしょうか、きょうでしたか、静岡県立大学と静岡文化芸術大学のほうでの観光コースの交流プログラムも報道されていて、伊豆半島で必要な人材育成と土肥キャンパス、そして大学との連携による7年間教育、こういったもののあり方について、今議論をしているところです。

もし、さらに御質問があれば、土肥分校魅力化推進協議会というものがありますが、これは市長に対する御質問ですが、もしさらに御質問がありますと、この協議会の事務局がうちの伊豆市の教育委員会のほうがやっているものですから、その場合には市長の答弁の枠内で教育部長の答弁もお許しいただければと存じます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） それでは、再質問をさせていただきます。

県外募集を実施する離島であるとか、過疎地にある高校また分校では、そこでしか学べない学科、授業、部活動など、特色を打ち出している学校が非常に多いということで、2018年10月時点で306校に上っていることが明らかになりました。こちらは教育新聞からの情報です。

実際に全国公募の先駆けとなった島根県は19校が対象となり、2017年度には184人の生徒が県外から入学をしているということです。

このような動きの中、市町村でも、先ほど申し上げましたが、我が町の問題として捉え、主体的に魅力向上に取り組むようになってきているということです。

先ほど今の市長の答弁なんですけれども、土肥分校の魅力化推進のために、かねてから伊豆地域共通の課題となっている観光人材の育成であるとか、魅力あるカリキュラム、観光人材の全国公募も含めた土肥分校の魅力化推進協議会を立ち上げたということまで伺っているんですけれども、これまでの取り組みについて、構成メンバーであるとか、広報活動、目的などについて、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 今、議長の許可をいただいて、これを持ち込ませていただきました。静岡県経済白書2019から2020。これは二、三日前に送っていただいたもので、つくったのは静岡経済研究所。

この中に、新しい観光産業の形という項がございまして、そこに「観光地で働きたくなる人材をふやす仕組みづくり」という記述があるんです。ここに書いてあるのが、もう本当にちょっと内容が余りにもどんぴしゃで驚いたんですが、県内には観光に関連する現場で働く人材を安定的に輩出する公的な仕組みが十分に整っておらず、観光に関心のある人材、高い志を持った人材ほど県外に流出してしまう傾向にある。四、五十年前は日本を代表する観光地である静岡県に知識とスキルを学びに県外から来ていたが、最近は東京や海外へ飛び出していくケースがふえている。これは現状分析のようです。

そこで、例えば県内高校など公的教育課程に観光関連の専修科を設置し、観光関連の企業や団体が講師を務めたり、学生が現場に研修する機会を提供するなど云々と書いてあって、まさに伊豆半島もこういった人材が必要だし、人材育成の制度が不十分だしということがここに書かれています。まさに現状を的確にあらわしているんだろうと思います。

ただ、県の教育委員会の中には、その観光コースあるいは観光課程で、果たして高校生が来るだろうかというような御指摘もあるようです。そのような現状の中で、今行っている検討作業について、教育部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） それでは、現在、取り組んでおります土肥校の魅力化推進協議会、こちらにメンバーとして参画しておりますので、現時点での取り組み、それから先ほど議員から御指摘のあった観光人材も含めた検討状況についての御報告をさせていただきます。

まず、本会でございますが、昨年9月発足した経緯は、昨年度の入学生が6名になってしまったと、それまでは17名、それまでは30名近くおりましたが、平成29年に2クラスが1クラスになったということとか、そのものが原因等で激減してしまいました。なおかつ昨年度6名という衝撃的な数字を受けて、これでは何とかしなきゃいかんということで、県のほうが事務局となりまして、県の高次教育課、それから伊豆総合高校土肥分校、それからPTA各位、いろいろな地域の団体の方々をメンバーとしました協議会が発足いたしました。

目的は土肥校をいかにして魅力化をするかということで、これも当座行えるできること、

それから中長期で見据えて行うこと、2つを分けて検討を始めております。

すぐできることについては、すぐ取り組む。これは昨年度も土肥高校の先生方が中学校に出向きまして、土肥校の魅力でありますとか、現在のこういったところがという点についてのPRやら、そういったものをさせていただきましたり、さまざまな活動に取り組んできました。

県のほうでも今回、先ほどもキャンパスという名称も1つのその成果ではありますけれども、ビジネス類型という類型を新設していただきました。ということで、そういうできるところからの取り組みを現在取り組んでいるところでございます。

伊豆市としましては、先ほど市長が申し上げましたやはり観光人材をこの協議会の中長期的な目標として掲げまして、いかに地域の人材を伊豆地域で活躍していただいて、この地域を振興するかというテーマも並行して検討しているという状況でございます。

現在まで3回開催しておりますので、その都度高校の現状でありますとか課題、こういったものの認識をしているという状況でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 先ほどの答弁にもありましたけれども、静岡県立大学経営学科への観光コースの新設、そして静岡文化芸術大学文明観光学コースの新設など、県内の公立大学では世界中の人々が魅力的な出会いを求めて旅をする観光のグローバル化が進む中、観光は日本や地域の経済を活性化させる重要な成長分野と位置づけ、世界と日本をつなぎ、観光立国を目指す時代へということで、新しい学問の領域から次世代の人材育成を目指しているということを伺っています。

先ほど市長もちよっと述べられたんですけども、かねてから言っていることがありまして、伊豆総合高等学校土肥分校ではなくて、伊豆総合高校土肥キャンパス、通称になると思うんですけども、ここで可能であれば観光コースみたいなものを開設して、専門的な観光学を学び、2つのこの公立大学と連携を図れたらと思っていますが、この辺についての考えを伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 静岡県の産業構造は、やっぱり物すごく製造業が強い。物づくり立県ですので、県のマクロの政策からいくと、やっぱりそこが重視されるんだろうと思います。引き続き愛知県、神奈川県に次いで、製品出荷高というのは静岡県3番目なんです。

ところが、伊豆半島は明らかに観光でなければ食べていけないところですし、県の総合計画においても、世界レベルの美しい自然を生かした観光交流圏とちゃんと位置づけられているわけですから、したがって、我々が将来子供たち、孫たちが伊豆半島にいられるような人材育成というのは絶対必要なんだろうと思います。その観点でしっかり稼げる、お客様を呼

べてアテンドできて稼げる人材育成。

今、第3次産業は、なканずく観光業の生産性が低いことは指摘されていますが、社長から見たら1人従業員当たりのお客様の数、売り上げだけれども、市長から見たら生産性とは、お客様1人当たりの社員の給料なんです。給料にはね返って、初めて生産性になるわけですから、そういった給料がとれる観光人材をつくるというのは、やはり伊豆半島の中の行政の責任だろうと思います。

ただ、伊豆半島の中で全部できませんから、県立の大学なり、高等機関、教育機関と連携をとることが不可欠なんだろうと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 少し県内の高校の状況についてお話をさせていただきます。

川根高校では、平成26年から「川根留学制度」と称し、県内各地から生徒を集める活動を展開しています。現在では、県外から6名来ているそうですが、その生徒を含め全校生徒139人のうち、連携している3つの中学校以外約41%が川根留学生となるまでに成長しているということです。

川根留学の学習環境を充実させるために、町では昨年4月に月額3,000円の公営塾を開設し、川根高校の魅力を上向きさせ、若者が集まる町の創造を目指していると伺っております。

伊豆市でも県内外に伊豆西海岸、そして土肥地域の魅力を発信し、先ほどから出ています観光人材育成のための観光コース、あるいは海を活用した特徴のある部活動、例えばライフセービング部だとか、海を使った部活動、あるいはやはり留学制度をつくるためには寄宿舎の整備も必要になってきますし、学業を上げるという意味では公営の塾のようなものも必要、あるいはICT、これも当然もうやっぴいかなければならないということで、先進教育を取り入れて土肥高校の存続、そして地域の活性化につなげられたらと感じていますが、この辺についての考えをもう少し教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 2つの点から答弁申し上げたいんですが、1つは、やっぱり受け入れ体制、土肥は旅館の数がかなり多く、今三十数件あるんでしょうか。ですから、観光のお客様を受け入れる体制というのは、とてもよいのですが、まさにその移住促進と同じように、地域の中で外から、ましてや未成年の若い生徒さんですから、受け入れる体制をしっかりとつくらなければ、我々の無責任ということになってしまうだろうと思います。

全国公募するのであれば、宿舎をどうするのか、それから生活のサポートをどうするのか、状況によっては教育のサポートをどうするのかという受け入れ体制が1つ。

それから、もう一つは、実はこの11年間、看護コースをつくったらどうかとか、観光コースをつくったらどうかとか、いろいろな地元からの意見もあったんですが、問題は15歳の中

学校3年生が入る気持ちになるかどうかですよ。

そのときに、では観光コースの中身は何かということで、何もおじぎの仕方や挨拶の仕方——それも必要かもしれませんが——だけではなしに、やはりそれは外国語であったり、文化であったり、あるいはICT、まさに先ほどのアンケートにあったように、まずWi-Fiがつながらなければ今外国人来ませんよという時代の中で、ICTと外国語あるいは日本文化をより深く知る、こういったことが内容ですとなったときに、私はそれでもそんなところには行きたくないと思うかなと、そこをしっかりと見せられれば、さらに応募者はふえるのではないかと、そういったその具体的な準備というのが、やはりこれから地域の皆さん、そして県教委の皆さんと必要になるのではないかと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 北が北海道から南は沖縄まで、全国から留学生を募集している地方の公立高校約30校が集まる学校説明会、イベントなんですけれども、地域みらい留学フェスタ2019が、この6月29日に東京で開催されます。うちの会派でも何名かでちょっと見に行こうかなんていう話もしているんですけれども、そこのコンセプトというのは、自然が大好きで、今までとは異なる環境で学び、新しいことにチャレンジしたい全国の中学生を対象に、魅力的な学校のリアルを先生、先輩高校生、保護者、市町の役所の方から直接聞いて、比較検討ができる場として開催されます。部長もそのメンバーに入っているということで、土肥分校の魅力化推進協議会でも情報共有されたらと思っております。

静岡県教育委員会は、2028年を見通して、県立高校のあり方を示す魅力ある学校づくり推進計画というのを作成しています。伊東の県立伊東高校、伊東高校城ヶ崎分校、伊東商業の3校が2023年をめどに統合し、発展的に再編するという計画発表から1年3カ月がたちましたが、決定事項は通知されず、県と市の調整が難航しているというような新聞記事を読みました。なかなか難しい課題があるのではと思っております。

今年度の県の予算なんですけれども、魅力ある学校づくり推進事業費の中に、新しい専門学科の研究、過疎地域の学校支援として部活の活性化や地域連携等に取り組み、さらに魅力化を向上させるということが示されています。伊豆市としても県のふじのくに魅力ある学校づくり推進事業に対し、取り組むべき課題を抽出し、観光人材育成等、具体的な提案というのを示せたらと考えております。また、そういう受け入れ体制をするための予算計上の考えがあるのか伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これまた二、三日前の新聞記事だったと思うんですが、ALTの外国の先生方が子供たちとデイキャンプとかハイキングに行つて、ずっと英語で楽しむという記事があったんですが、いや私それを見たときに、あっ、何でうちはこれに気がつかなかった

んだらうと。森鷗外はドイツに行ったらすぐに演説できたわけです。聞いたら、専門家の人に、幕末から明治にかけて、今と違ってテレビはないし、スマホはないし、やることがないから、だから招聘講師がいると、もうずっと一緒に生活したんだそうです。アメリカ帰りの先生だったらアメリカ人と、国内ですよ、東京とか横浜で。だから逆に伊豆市は、子供の数に比してALTが多いわけですから、そこに志のある子供たち、土肥高生も含めて、そういった土肥地域の伝統であった通学合宿のように、電話も禁止、テレビも禁止で1週間缶詰にするようなことをどうして自分は思いつかなかったんだらうと反省したんですけれども、それだけの環境がある土肥地区で、土肥小中一貫校につくった壁面が、映像を映せる部屋なんかもうまく使えて、まずは伊豆市で、私たちはここまでやる気がありますという姿勢を示して、これ市長のジャストアイデアだから、教育委員会でこれから話をしますけれども、そういった志を見せないと、なかなかやっぱり県としては入りにくいと思うんです。ほかのところでも話を始めているところですから。

ですから、早急に土肥キャンパスの魅力化については、地域の連携と土肥小中一貫校との連携の中で、できることから速やかに始めたいと考えております。土肥高に設置してある協議会の中での枠組みについてももう少しあれば、教育部長から説明をさせます。

○議長（三田忠男君） 教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） それでは、御質問のございました、これは新聞等でも報道されておりますが、過疎地域の学校に対する支援事業というのが県で創設されました。県下には8校、分校とかそういうものを含めてございますが、土肥校もそれに含まれております。

やはり通学的な船だとか、部活の活動の船だとかということも補填するために、そもそも20万円の部活の支援という補助金制度がございましたが、これに改めて、例えば学校間連携でありますとか、地域連携というものをキーワードに、高校独自の取り組みで金額的には60万円という数字を示されております。

さっきの協議会で、この予算を使って、ソフト事業が中心になるかと思いますが、先ほど市長が申し上げましたとおり、協議会の中でも多分留学生だとかALTを活用した、そういう魅力ある事業だとか、例えばICT、今、土肥校はもう1台、タブレットがもう既に入っておりますので、それを使った授業なんかも取り組んでおりますので、例えば魅力ある講師を招いた特色ある授業、こういったものなんかをできればこの協議会等で、もちろん土肥校のほうからの提案を受けての事業になりますので、それに対して市としても市長と協議をしながら、市としてもできるだけそういった提案、中長期的な課題に向けた提案をしたいというふうに考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 先ほどALTの話が出たんですけれども、実は私たちが今、太鼓チームを組んでいるんですけれども、土肥小中一貫校のALTが3年間太鼓の稽古に通って、

もっと英語を勉強すればよかったなと思うんですけども、彼女が先に日本語を覚えてしまうので、こっちが逆に日本語でしゃべってしまうというようなことがあった。それでも当時の中学生なんかは家まで遊びに行ったなんて話も聞いていますので、そういうことが広がっていけばいいかななんて感じました。

今年度の入学生が21名だったということで、昨年、衝撃的な6名からかなりふえたんですけども、何か学校を回ったりするということで、いろいろPRをしてきたということなんですけれども、今年度、入学生がふえた理由について、その推進協議会のほうでは、こんな授業をしたので、こんなことをしたのでふえたんだろうみたいな、そういうことがもしわかれば教えていただきたいなと思うのと、あとそのビジネス類型が採用されたということについて、もう少しその辺詳しく教えていただければと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） それでは、お答えします。

まず、21名にふえた要因ということで、これも当然のことながら前回の協議会で話題となりました。それをしっかり検証した上で、これからの対策を練ろうということでした。

このときに高校側が実際に動いていただいたわけですけども、やはり地域と非常に連携して、卒業生も非常に多く活躍されていらっしゃるという環境がまずあるということ、それから豊かな自然環境の中で、少人数のきめ細かな教育ができる、チームティーチングということを先生おっしゃっていました。生徒が、それぞれその先いろいろなジャンルに進みたい生徒が、それに見合ったそういう進路指導、学習指導ができるということが、そういう土肥キャンパスの特長であるということをお隣の中学校の進路指導の先生方に去年詳しく説明をされたそうです。

それまで体験入学とかにもほとんど来なかった子供たちが、去年、実は20名近くお見えになったということでした。来た子供たちも学校で教室の中に入ったら、これだったら自分も頑張れそうだなというような子供もいらっしゃるということで、これが今回、土肥校の入学者がふえた要因の1つだったというふうに考えております。

先ほど小長谷議員がおっしゃったように情報発信もやっぱり大事なことです。新聞を使っての活動のPRだとか、そういったことで子供たちも自己肯定感とか、そういったものも持ちますし、地域のいろいろなイベントにも参加していただいて、高校へ行ってよかったという子供たちも8割以上いるというふうに聞いておりました。

そんなことがふえた理由でありますので、実はこのことをすぐにもまた各学校に出向いてPRをしながら、来年度も引き続きこの魅力化を進めて、土肥校の活性化を図りたいということをございました。

それから、ビジネス類型については、基本的には25%、4分の1までの枠が認められておりますが、これは学校の裁量で設定ができるそうでございます。基本は、商業に関心のある

生徒というところの枠だということで、今年度はその中の事業で土肥と経済ですか、観光に特化したそういったものの事業に取り組むというようなことを考えているようでございますが、今年度入学した子供たちが2年、3年になったとき、そういう観光商業、そういうビジネスを学ぶための募集の枠だというふうに認識しております、今回も21名のうちの12名がそのタイプの枠の生徒だったというふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） ちょっともう一つ伺いたいですけれども、ふじのくに魅力ある学校づくり推進計画によると、2年連続して入学者が15名を下回った場合は、募集を停止すると明記をされています。しかし、新たな新入生を確保するためには、やはりそれなりの準備であるとか、整備も行っていく必要があるんですけれども、その体制を整えている最中に生徒が確保できなかった場合というのは、そういう場合でもこの基準に適合されるのか、あるいはこういう取り組みをしているのでということ、何がしの猶予みたいなものがあるのか、もし御存じであれば伺いたいです。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） まず、先ほどの分校においては、募集定員30名のうちの15名に2年続けて満たなかった場合には、募集停止するというものは原則であります。これは先ほどのいろいろな市町、それから関係機関、地域連携要請を含めた中で、いろいろなさまざまな対策を講じてのという前提でございますので、それについての見解は分かれるところでございますけれども、今現時点で取り組んでいる魅力化推進協議会、まだまだいろいろそういう活動余地があるかと思っておりますので、現時点ではすぐに土肥分校の募集停止となるということはないかというふうには考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） ことし21名だったので、ちょっと安心と言ったら変なんですけれども、わかりました。いろいろ対策を講じていたということで、よく理解しました。

あともう一つなんですけれども、この立ち上がった土肥校の魅力化推進協議会のメンバーというのは、恐らく校長先生も変わってしまったり、PTA会長さんなんかが変わっていくわけですね。充て職みたいな形で入っている方は、自分の役が終わると入れかわってしまうようなこともあると思うんですけれども、誰かがしっかりと継続しなければならないので、伊豆市としても担当の職員の配置というのをしっかり行っていただきたいと思っております、この辺については、市長どうでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） すみません、担当の職員の職務をどのようにお考えか、ちょっとまだよくわからないところがあるんですが、教育の観点で見ると、地域づくりという観点で見ると、職員のどこに置くかというのがあると思うんですが、ただ、土肥キャンパスのあり方については、市長レベルでも極めて高い位置づけにある課題だと思っておりますので、必ずしもそれ専属の職員を置かなくてもよいのではないかと、現時点では感じます。

ただ、これから具体的な作業に入れば、こういった課題がより伊豆市行政にとって必要かということがわかってきますので、そういったことがクリアになりましたら、またさらに検討させていただきたいと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 土肥高校なんですけれども、昭和30年5月に松崎高校西伊豆分校土肥教場として開校し、昭和34年4月に県に移管し、松崎高校土肥分校となり、昭和41年に独立して土肥高校になったという歴史があります。

生徒もどんどんふえて、平成の初めぐらいまでは4クラス160名ほどの生徒が通っていました。戸田中からの生徒も多く、登校専用の通学バスみたいなのがあったものですから、戸田村の舟山の中学生は、戸田中ではなく土肥中に通っていたということもありました。

しかし、現在、当時の土肥高校の生徒が多かった西海岸の4中学校、土肥・西伊豆・賀茂・戸田中は、ともに生徒が非常に激減しています。ですので、その地域の人間だけでいけば何とかするという問題ではないので、長期欠席選抜というんですか——を含む広域での取り入れ体制を構築して、魅力ある学校づくりのために、学校と地域が連携して取り組んでいくべきだと思っております。

それでは、次お願いします。

○議長（三田忠男君） ふるさと納税ですね。

答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） ふるさと納税については、総務部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） ふるさと納税に関する御質問でございます。

自主財源が相当厳しい本市にとって貴重な財源となっております。また、今月から始まった新しい制度におきましても、総務省の指定を受け、引き続きこの事業を推進していきます。

まず、御質問の7つの使い道の事業でございますが、伊豆市にはまず指定事業が6つございます。あともう一つ7つ目として、指定がないというもので、あわせて7項目となっております。

ちょっと細かくはなるんですが、1つ目の事業としましては、まず豊かな自然環境を守る事業としまして、主に平成30年度の予算化におきましては、有害鳥獣対策などに1,600万円、2つ目の地域の安全を守る事業としまして、こちらは消防設備管理事業としてホースの購入などに約400万円、3つ目の未来を担う子供たちを応援する事業でございますが、こちらは放課後児童クラブの運営委託料として2,500万円、4つ目としまして、歴史及び文化を保存するための事業として、観光施設の整備や修繕等に約2,600万円、5つ目としまして、地域づくりのための事業として、各地域づくり協議会への交付金、こちらに2,823万円、6つ目として、スポーツ振興のための事業、こちらは社会体育振興事業としてスポーツ事業の委託料、こちらに約200万円、7つ目として、特に指定なしというものでございますが、こちらの寄附額につきましては、ジオパークの推進事業や伊豆市産業振興協議会への委託費など、あわせて約2,077万円を予算に充当しております——失礼しました。今のは平成30年度に充当したものでございます。今年度予算ではございません。いずれもそれぞれの事業の財源として有効に使わせていただいております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 新たな目標額は設定していますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 失礼しました。

昨年度、一応3億円ということで補正予算を組ませていただいております。

今年度は、ちょっと控え目ではあったんですが4億円を目標に事業のほうを推進しております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） それでは、再質問をさせていただきます。

ふるさと納税の一般質問というのは、私、過去何回も実はやっています。魅力ある返礼品の選定方法であるとか、地域づくり協議会への支援、そして伊豆市ブランドの確立等々です。

平成26年8月に議会で立ち上げた特別委員会、行財政改革特別委員会のメンバーで、当時、三島が5,000万円を超えたということで、三島にそのメンバーで研修に行き、裾野市のほうでも裾野ブランドを立ち上げたということで、2つの市を視察に行ったんですけども、その直後に西伊豆町が1億円を突破したというのを新聞だかテレビで見まして、これは本当に真剣に伊豆市でもふるさと納税を推進しなければいけないということで9月に質問を行いました。

そのときの答弁なんですけれども、制度自体にはいろいろ課題が多いということで、今までは市としては慎重な対応を行っていたが、他の自治体がさまざまな取り組みを行い始める中、伊豆市でも参戦しない選択肢はないという判断で、今まで竹の子かあさんだけだったのが、宿泊券をやったりいろいろ取り組んで、平成26年は330万円、その翌年にはゼロが1つふえて3,400万円、平成30年には4億円と急激な伸びをしているわけです。先ほど答弁にありましたように、今や市の大切な財源になっているということは間違いありません。

今年度、新たな目標額が4億円ということでございますが、他の自治体によっては、そのふるさと納税を活用して給食費を無料にするとか、エアコンを設置するとか、小学校の椅子と机を新調などというような話もありますけれども、伊豆市の場合には、先ほど答弁をいただきましたこの事業に使用しているということで、そこはわかりました。

それでは、ちょっと次の質問なんですけれども、現在、寄附をいただく方法としてはポータルサイト、これはふるさとチョイスと楽天市場とさとふる、あとは郵便局の払込取扱票と市役所への持参という3つだと思うんですけれども、当然、一番多く使用されているのはポータルサイトからだと思いますが、どのサイトというのが一番人気があるのか、御存じだったら教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 昨年度の年度途中から楽天とさとふるを追加しております。ですので、1年間を通しますとふるさとチョイスが約52%、楽天市場が約12%、さとふるが32%、そのほか郵便振替や直接の持参が4%となっておりますが、やはりさとふると楽天を途中から加えている関係上、年度としては今の数字なんですけど、さとふるが相当多くなっているというのは現状でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） たしかさとふるというのは、多少手数料みたいなのを払っていくんですけども、それでも人気サイトであるということで参戦したというような記憶があります。

そのポータルサイトなんですけれども、サイトによってはいろいろ取り組みを行っていて、例えばふるさと納税を先進的な取り組みしている自治体の職員というのを取り上げて特集コーナーを行ったり、地域の出来事とかということを発信して、それをポータルサイトのトップページにアップして御紹介しているというようなことがあるんですけども、多分向こうも戦略的にいろいろ仕掛けてくると思います。こちらサイトにお任せではなく、ポータルサイトの活用の新たな取り組み、要するに、こういうことしたらもう少しトップページに行くのであるかとかという、その辺の何か取り組みを担当課として、何か考えがあるのか伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） いろいろポータルサイトを使わせていただいて、市のほうでもちょっと杓子定期的に返礼品を紹介する程度で、今、議員おっしゃられたような戦略的なPRというのは確かに不足しております。今、伊豆市のふるさと納税の担当もいろいろな仕事と兼務しているというのが事実ですので、なかなか専属的な戦略ができないのが1つの問題かとは思っております。

一昨年発足しました伊豆市産業振興協議会、こちらの知恵を借りながら、返礼品の開発、開拓とともに、どういう戦略でポータルサイトのほうにPRできるかというのは、もう少し考えさせていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 今、答弁を聞いて、産業振興協議会のかかわりについて、実は何おうと思っていたんですけども、確かに財務課の職員がそういうアイデアまでというと、なかなか厳しい部分もありますけれども、やはりその産業振興協議会がある意味専門家ですので、いろいろな工夫、提案をいただいて進んでいったらいいのではないかと思っております。

伊豆市のポータルサイトのページを見ると、約150件ぐらいの返礼品があって、最高の金額がたしか前は50万円というのがあったような気がするんですけども、今は35万円のように、この金額の上限というのは、何か国のほうから言われているのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） この6月からの新しい基準の中には、特に高額寄附を募るということで規制はないと思っております。ただ、当時50万円の寄附を募って返礼品を掲載したところ、多分県を通じて国からの指摘で高額寄附を募っているということで注意を受けたという経緯があります。その注意をもって50万円の寄附は、返礼品から削除はしているんですが、今回の新しい基準に、その高額寄附の上限というのがなかったものですから、そこはもう一度50万円の復活は可能かどうか、しっかり検証させていただきたいと思います。

ただ、今回指定を受けたにしろ、またちょっと違反のようなことをしてしまいますと、次の指定の取り消しの可能性も出てきますので、ちょっとそこは慎重に検討させていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） これは伊豆市のホームページから引っ張ったんですけども、ふるさと納税の寄附の実績ということで、平成20年からずっと平成29年まであるんですけど

も、平成28年が2億2,000万円で2,815件、平成29年度は約2,600万円で1,797件と件数は減っているんですけども、寄附金は上がっているんですよ。

要するに、これは多分旅館の宿泊券か何か、要するに高額なものがふえているということが見えるんですけども、やはり違反になってはいけないんですけども、効率よく集めるには、そういうのも一つの手段なのかなとは思っております。

あと今日の新聞で、南伊豆町がふるさと納税に関して郵政省と協定を結んだと。高齢者の自宅を訪問して健康状態を確かめ、結果はメールで寄附者に連絡するというようなソフト事業ですよ。ソフト面でも返礼品というのを位置づけたりしていますし、隣の西伊豆町なんかはQRコードで電子感謝券を発行しているということですので、こういったちょっとユニークな返礼品のことも、ぜひその産業振興協議会と一緒に考えていただきたいと思います。何かソフト面なる返礼品というのも考えているものというのは、今のところあるんでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 現在の返礼品の中で、物ではなくてやはり若干載せていただいておりますのがお墓の掃除の代行とか、花を添えるとか、あと若干、新聞かテレビ、ちょっとマスコミのほうで取り上げていただいたのが、FM I Sでの番組を持つとか、返礼品の中には数点ですがございます。

これにつきましても、これからもっともっと研究する余地があるのですが、先ほど議員言っていた、ある意味高額な寄附、高額な返礼で高額なものを募るのは確かに有効かと思うんですが、ただ、伊豆市の場合、今、最低が1万5,000円の寄附に対する返礼品です。通常、その高額納税の方だけを対象とするのではなく、やはり1万円ぐらいの寄附からお返しができるような、もう少し低額で裾野を広げていくような方策も今後は検討させていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 当然、寄附をされた方には、市長名でお礼状を送って、その後事業者から商品というか、返礼品を送ると思うんですけど、財務課では寄附者のリピート率というのを把握していますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 主に宿泊券がふえてきた平成28年から平成30年までの3カ年ですと約6,800件の全体での寄附の申し込みがありまして、そのうち約2,600件程度が同一の方が複数申し込みをいただいていると、単純にその数字から割り返しますと、約4割の方がリピートされているのではないかとというふうに想定しております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 今、40%というお話だったんですけども、これも他の自治体によると寄附をされた方に市の情報発信であるとか、広報を送付して、自分たちの自治体を紹介しているというような、そういうことを行っている自治体もあるそうです。

今後、さらに新制度においてリピート率を上げる取り組み、要するに伊豆市のファンをつくるという意味での取り組みについて、何か考えがございませうでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 顧客満足度という意味では、私は伝統的な観光も同じだと思っていて、伊豆半島にこれだけお客様が来ていて、どんどんふえていかないのはおかしい。要するに、顧客満足度がちゃんと十分なレベルに達しているんだろうかという気がしていたんです。

ふるさと納税を見ますと当初は、正直言って私もこれ期待していた本籍地税とは形が違ったものですから、最初は余り真剣に考えてなく、どうせすぐなくなるだろうと思ったら、全然なくならないので、途中から、まあまあ、では参戦するかという感じでやったんですが、やはり最初は海産物だったんです。

ところが、理由はわからないんですが、海産物がだんだん減ってきました。そこで当初から一番競争力があるのは宿泊だろうと思っていたので、旅館の組合と話をして宿泊を入れたところがどんとふえたということなんです。

そこで、先ほど総務部長が言いましたように、高額のもし規制がないのであれば、今提案をいただいているのが、一部屋単位ではなくて相当の部屋を借り上げるとか、あるいは状況によっては全館借り上げるとかいうようなものもできないのだろうかという話と、それから宿泊単体ではできないところは、例えば1泊してかつゴルフをやるとか、そうすると入湯税とゴルフ場利用税で経済効果足す1,000円の税収が市にも入るわけです。そういった組み合わせをお願いはしているんですが、まだ十分に組み合わせができていません。

もう一つは、実は特産品が単体で送られることがあるんですが、これがまさに産業振興協議会をお願いしているところで、何で要はイセエビとか、アワビに世界一のワサビがつかないのかとか、つまり土肥の海産物を世界一のワサビをつけたいわけですよね。あるいはイノシシ肉を単体で送られてもさばけるお母さんいないので、そこにみそと野菜をつけてイノシシ鍋セットにレシピをつけないととても使えないですよね。その商品の組み合わせというものを今、産業振興協議会でシステムをつくっていただいているところで、これ残念ながら1年ぐらいかかるような感触でした。

ただ、その走りとなったアマギフトはふるさと納税ではないんですけども、あるデパートに出したところ、かなり売れ行きがいいようですので、やはり伊豆市が持っている特産品

を魅力あるものに組み合わせるといふところは、一つの方向性として十分魅力があると思っています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） ぜひアマギフトにも期待をしたいと思っております。

これも前から言っているんですけども、その地域づくりのための事業ということで、土肥・小土肥地域づくり協議会では、地域づくりのための事業を選択された寄附者に対して、協議会が毎回発行している「かわら版」というのがあるんですけども、それを別途送付をしています。

要するに、その「かわら版」には、何々地区の歩道を整備しましたとか、この公園にソーラー外灯をつけましたというようなものが載っているものですから、そんな事業報告をして、来年もよろしく願いますというプロモーションを地域づくり協議会で行っております。

伊豆市でもさらに一歩進んで、どのような事業に寄附の活用をしていただけたらいいのか、要するに、よそに住んでいる方から、ふるさとがこうなしてほしいみたいな提案を受け、その寄附金をその事業に活用していくことが、ある意味本当のふるさと納税だと思っております。

返礼品も当然いいものがなければいけないんですけども、寄附者とのコミュニケーションをとることによって、1万円でも少ないお金でも伊豆市のファンになってくれるという、そんなことができたらなと思っております。要するに寄附者とのコミュニケーションづくりも大切だと思っておりますけれども、この辺については、何か考えがあったら教えていただきたいんですけども。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 先ほど説明させていただきました、どういう事業にお金を使っているかということなんですけれども、昨年度末につくりました地域振興基金もそうなんです、あれはあくまでも既存のそういう地域振興のための事業の財源として充当させていただきますと。先ほど申しましたふるさと納税の実績も、実際に今行っている事業へ充当しているのが正直なところです。

ふるさと納税で集まった寄附の4億円ならその半分として2億円程度を新たなふるさと納税としての事業おこしをするのか、今やっているような既存のそれぞれの事業の財源に使わせていただけるのかというのは、正直大変苦慮しているところです。

納税があったから、新しくその分2億円分の事業を起こすという、現在はそういう選択ではなくて、今あるそれぞれの6つの項目の事業の財源に有効的に使われているというのが正直なところですので、実際にどういう事業にどういう活用をさせていただいているかというのは、もう少しホームページ等でPRして、納税していただいた方にわかりやすいような広

報のほうをしていきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） この6月から新制度が始まったということで、全国の自治体で、用意ドンで始まったわけですね。伊豆市というのは、非常に地場産品も多いわけですから、アイデアを絞っていけば、まだまだ伸びしろというのはあるように思います。ふるさと納税の目標額達成のために、さらなる工夫とプロモーションを行っていただきたいのと同時に、この財源というのは、市が抱える課題解決にも多く役立ちます。

例えば、よく言われている地区要望も大体年間1,000万円ぐらいの予算をとって、その予算の範囲内で地区要望を行っていると思うんですけども、こういうのも例えば少し充当して、もう少しパーセンテージを上げられれば、きっと市民、住民も納得するのではないかと考えていますので、ぜひ納税制度の充実を図っていただきたいと思っております。

それでは、次お願いします。

○議長（三田忠男君） 3番、観光地のトイレですね。

答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） トイレは、もう本当に大切な要素ですね。そして日本のトイレがどういふものかというのは、もう世界に完全にブランド化されて、実は唯一反対だっというのは、アメリカの軍人から国務長官になったコリン・パウエルという人がいるんですが、その人の本の中では、日本のトイレは機能があり過ぎて、あんなもの使い物にならんという唯一の声があったんですけども、しかし、大半のイメージは日本のトイレ、逆に言うとそこまでの期待値にないと逆に落胆が大きいわけです。その期待値を下回ったときのネガティブな評価というのは、非常に危ないものがあります。

そこで、観光地のトイレはきれいで清潔でしっかり管理されているということは、もう優先順位が非常に高いものですから、市としては順次整備をしていきたい。

ただ、そこでやっぱり管理は地元でしていただかないと。大変残念なケースなんですけど、市が整備をしますんで、管理は地元でお願いしますという、実はそれがいかない例が何件もあるんです。管理も全部市がやれと。さすがにそれはと言って、整備自体もお断りしている例が幾つかあって、やはり整備はしっかりしますんで、管理は観光協会の支部なり、あるいは地域のトイレであれば地域なりで、その御理解をもうちょっとしっかりやっていただければ、もっと地理的にいいバランスでレベルの高いトイレが配置されるものと期待をしています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 平成28年、今から3年前の一般質問で国際的な観光文化環境都市

を目指す伊豆市の公衆トイレの整備についてということで質問をしました。ちょっとそのときの答弁を読み上げます。伊豆市では、31施設ほどのトイレ管理を行っていて、昨年度は1,500万円、今年度は530万円の予算をとり、トイレの洋式化に取り組んでいると、今年度末までに63%の洋式化が完了し、同時に手すりの設置も予定していると。今後も公共施設の適正規模を踏まえて洋式化や多目的トイレの整備を行っていききたいということと、同時に修善寺温泉場では多言語化によるトイレの使い方の案内についても紹介をしていると、国際化に対応していききたいということです。

一番最後に、今後の観光用トイレの設置についてということで観光協会、あるいは観光客、あるいは地元からの要望等により設置について検討していききたいと考えていると。地元からの用地の提供の有無や設置後の維持管理など、どのように行っていくのかを踏まえつつ設置について協議していききたいという、こういう答弁がありましたけれども、まず伺います。現在63%の洋式化率からどのぐらい上がったんでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、今、小長谷議員のほうから3年前の御紹介がありました63%という答弁をさせていただいたものですが、この63%は便器数で和式と洋式のトータルのうち洋式というところでいいますと、今現時点で全体で350の数のうち洋式のもので238ということで、率にすると68%です。

加えまして、施設でいうと、当時31ということですが、今こちらで把握しているのは、昭和の森会館、屋内屋外とちょっとそれぞれでカウントしているんですけども、34施設のうち、少なくとも洋式便器が1つ以上はあるというものが31施設という状況でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） あと地元から要望等による新しいトイレもできているとは思いますが、その設置状況と、あと多機能トイレを併設したというような新しいトイレ、そういうものというものはあるんでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 地元でいいますと、一昨年ですか、修善寺の独鈷の湯公園等も観光協会等との協議の中で、新たなトイレとして設置をしております。

また、多機能トイレですけれども、地元からの要望というので新たに新設したというのはないですが、やはり当然バリアフリーという概念からすると、当然市としても多目的化をしていかなければならないということで、当然新設をするトイレについては多機能を併用するという形で、参考までに先ほど34の全体の施設の中で22カ所には多機能トイレがあるという状況でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 多分これは県が整備したもので把握していないと思うんですけども、小下田の米崎に昨年の秋、新しいトイレが完成しました。市長のタウンミーティングのときにも第一声で区長さんからお礼があったということを知っています。非常にコンパクトなトイレなんですけれども、非常にきれいで使いやすくて地元の方も喜んでおり、管理もしやすいとの声も上がっています。

その一方、やはりトイレが汚いということで苦情なんかもあると思うんですけども、そういう苦情というのは、市にどのぐらい問い合わせがあるのかということと、そういう苦情に対する対応について、現在どういうふうに行っているのか教えていただければと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） トイレが私ども産業部所管、当然観光用のトイレの中で、例えば汚いとか、臭いとかということでの苦情というのは、正直余り入っていないというのが現状でございます。

ただ、こう言ったら何ですけども、前の方の使用がちょっと丁寧じゃなくて汚れているということはあるんですけども、設備として何かしらの苦情というのは、基本的には余り市のほうには入っていないというのが現状でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 今の話の続きなんですけれども、トイレを利用する人が扉を開けた瞬間に、もう用を足す気が失せるほど汚れているトイレというのが昔は結構あったんですけども、そういうのを見かけてもわざわざ市役所まで連絡をして、どこどこのトイレが汚いよということは余りないのではないかな。さっきの地元の管理ということなんですけれども、やはり公衆トイレであれば、当然地元の管理が悪くても苦情は市に来るわけですよね。そういうこともあるので、どのぐらいそういうのがあるのかなということで質問させていただきました。

多分そういう方は、ちょっとそこを我慢してコンビニのトイレなんかを探して用を足す方も多いということです。ただ、このような状況というのは、おもてなしでお客様を迎える観光地としては大変イメージも悪いのですので、対応していかなければならない課題ですし、特に古いトイレというのは管理が難しいというのはわかります。

実はこういうトイレもありまして、昔つくられたトイレなんですけれども、当然和式トイレなんですけれども、便器が非常に小さいんですよ。私たちのような体の大きな方が利用すると普通にうまく入らないようなトイレもあつたりして、管理者も困っているなんていうこともありますので、そういうトイレの構造も把握していただきながら、直すところは直して

いただきたいということです。

最後なんですけれども、最近、高速道路とかサービスエリアでは、トイレが非常にきれいになっています。古いものでも新しく管理されていて、昔は床もタイルで水を流すような形だったんですけれども、今はゴムみたいなもので非常にきれいになっているということです。

維持管理を含む公衆トイレに関する協議会を立ち上げている自治体もあるというような話も伺っております。他市町の観光地の事例も参考に、伊豆市でも公共トイレのあり方について検討したらと思いますが、そのような考えをもう一度すみません、答えていただければと思いますけれども。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私は市長になる前に、こういうことをやりたいと思っていて、全く着手していないことがありまして、それがチーム明德寺なんですね。市山にはトイレの神様のお寺があるわけです。あのトイレの神様の歌手も来ていたみたいなところで。ですから、官民一体となったチームで、市内の公衆トイレの評価というか、ここはきれいだよね、ここは手入れが行き届いているよねと、ある意味トイレの評価のようなチームをつくって、そしてそれをチーム明德寺と名づけて、みんなでぐるぐる回るようなものができるかなと。

もったいないと思うんです。三島の友達のところに行ったって明德寺のお札張ってある家々がいっぱいあるのに、そこをうまく有数の観光地たる伊豆の中心地にある伊豆市の中で、そして要求度の高いトイレの整備とうまく結びつけていって、遊びながら整備を進めていく。

したがって、名前はともかくとして、そういった事業には改めて取り組んでいきたいと思っています。

○議長（三田忠男君） これで小長谷順二議員の質問を終了いたします。

ここで15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時16分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 杉 山 誠 君

○議長（三田忠男君） それでは、次に、14番、杉山誠議員。

〔14番 杉山 誠君登壇〕

○14番（杉山 誠君） 14番、杉山誠です。

通告に従い一般質問をさせていただきます。

初めに、子どもたちを交通事故から守る取り組みについて、市長、教育長に伺います。

先月8日、滋賀県大津市の県道交差点で信号待ちをしていた散歩中の保育園児らが交通事故に巻き込まれ、16人が死傷する痛ましい交通事故が発生しました。全国ではこれまでも無防備な歩行中の子供たちが巻き込まれる悲惨な交通事故が後を絶ちません。

公益財団法人交通事故総合分析センターの集計によると、直近の5年間で園児が歩行中に事故に遭い死傷した数は、死亡した園児が39人、負傷者は5,083人いたとのことです。

また、警察庁の分析によると小学生では、やはり直近の5年間で歩行中に事故に遭い死傷した児童の数は5,776人に上り、特に小学校1年生が事故に遭うケースが多くなっています。

大津市の事故を受け県内の保育園、こども園、幼稚園などで散歩コースなどの緊急点検が行われたと報道をされており、また、国土交通省も警察と連携して過去5年間に子供の重大事故が起きた交差点などの点検を始めたとのことです。

幼い子供たちを交通事故から守るためには道路施設などの整備はもちろんのこと、子供から大人までの安全教育が欠かせないと思いますが、当市の取り組みはどのように行われているでしょうか。

次に、外国人旅行者の防災安全対策について市長に伺います。

昨年の日本列島は多くの自然災害に見舞われ、特に9月の台風21号・24号の上陸や北海道胆振東部地震では大きな被害が発生し、関西空港や新千歳空港が一時閉鎖され、札幌市内のホテルではブラックアウトによる停電等で旅行者に大きな影響が出ました。とりわけ、外国人旅行者にとっては多言語での災害・交通・避難情報の伝達が不足し、災害時の対応に大きな課題を残しました。

観光を主産業とする当市では、外国人旅行者に対する災害時の情報伝達や避難所への受け入れ態勢等はどうなっているのでしょうか。

次に、自転車保険の加入促進策について市長、教育長に伺います。

自転車がかかわる事故は総数こそ減少しているものの、自転車対歩行者に限ると、年間約2,500件で横ばいとなっています。近年は、歩行中の女性をはねて重傷を負わせた小学生の親に裁判所が約9,500万円の支払いを命じるなど高額な賠償を命じる判例が相次いでいますが、自転車保険への加入は十分に進んでいないようです。

静岡県では保険加入を義務化する条例が制定され、10月1日から適用されます。罰則規定はありませんが、自転車通学を認める学校の設置者や学校長に対しても保険加入の有無を確認するよう努力義務を定めています。

また、藤枝市では保険加入費用の一部を補助する計画とのことです。

当市としては県条例を受けて、自転車保険の加入促進にいかに取り組んでいくお考えでしょうか。

最後に、AED設置場所情報の普及について市長に伺います。

AEDが医療従事者以外でも使えるようになって10年以上経過し、50万台を超えるAEDが販売されていますが、心停止などを起こした人に対して実際に市民がAEDを利用したの

は4%程度に過ぎないとされています。

実施率の低い原因はさまざまありますが、そのうちの1つがAEDの設置場所がわからなかったというものです。1分1秒を争う救命措置に正確な設置場所情報の周知が求められます。

スマホの普及でさまざまな情報が得られる現在、近くにあるAEDを検索できるアプリもあります。市民に設置場所を知らせるための広報をより充実させていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（三田忠男君） ただいまの杉山誠議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） まず、子供たちに対する交通事故対策について答弁申し上げます。

伊豆市では、子供たちを交通事故から守るための安全教育として、まず交通指導員として30名の方を委嘱し、全ての小学校区に配置して、登下校時の安全確保に努めていただいております。さらに加えて、下校時においては大仁警察署、それから地域安全推進委員、交通安全協会の皆さんとともに見守り活動を定期的に行っております。

また、交通事故から守る道路施設整備としては、関係する警察、国土交通省、それから静岡県——主として土木事務所ですね、とともに通学路点検により危険箇所の改善・改修等を実施し、子供たちの安全安心を確保すべく活動しております。

今後もこうした活動を強化し、警察や関係団体、地域の方と連携して、市内における子供たちの安全確保に引き続き努めてまいりたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 次に、教育長。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

○教育長（西井伸美君） 小学生への交通安全教育は大変重要であると考えております。伊豆市の小学校におきましても、低学年時に道路の歩き方や横断歩道の渡り方、中学年時には自転車の安全な乗り方を学び、高学年時には交通安全リーダーと保護者による交通安全を語る会を通じ、通学路の危険箇所等の確認を行っております。新入学児童への下校指導も年度当初実施しております。また、年3回の交通安全街頭指導時には学校の教職員、PTAの方々、地区のボランティアや見守りサポーターによる啓発活動に取り組んでいただいております。おかげをもちまして、昨年度、市内の児童生徒が登下校での交通事故被害も発生しておりません。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 今、いろいろな取り組みを伺わせていただきました。

まず最初に、大津市の事故を受けて保育園、こども園関係で伊豆市でも取り組みをされた

と思うんですけれども、具体的にはどのような取り組みをされたのか、最初に伺います。

○議長（三田忠男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 大津市の事故を受けて、もう防ぎようのない事故だったということもありますが、日々こども園の先生方は子供の安全にはもう相当な配慮をして取り組んでいるところですが、危機管理マニュアルというものがこども園には作成されたものがありまして、その中に園外保育というところがございます。その園外保育では、園外で保育を実施するに当たっての注意事項ですとか手順とかが書いてあるものですが、まず初めに今その見直しをしているのと、もう一度その部分についての確認をしているところです。そして、お散歩マニュアルというものを今作成しているところです。このお散歩マニュアルの作成に当たっては、先生方が現地に出向いて安全確認をもう一度するのはもちろんですが、地元の詳しく危険箇所等がわかっている方をお願いして協力をいただいてお散歩マップをつくっているような状態です。このお散歩マップができ上がりましたら保護者にもお配りするなどをして、交通安全啓発につなげていこうというふうに取り組んでいます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 健康福祉部長から、本当に防ぎようのない事故であったということをおっしゃいました。確かにそのとおりです。こちらが幾ら気をつけていても事故に遭うということはあるわけですが、そのためにいろいろな備えをしていくということなんですけれども、今伺ったところでは危機管理マニュアルということで、園外保育に関してそういったものをマニュアル化して、さらに見直しを進めているということで、なぜこういうマニュアルが必要かということ、やはり言葉だけの伝達だとどこかで伝わらなかったり、抜け落ちるところがあるものですから、やはりこれを文章化してどなたが見てもそれが実施できるようにマニュアル化していくということで、大事なものだということを言われているんですけれども、伊豆市ではそれが行われていることが確認されました。

このマニュアルなんですけれども、今答えられたのは公立のこども園かと思うんですけれども、この辺を、今民営のこども園も多いですので、その辺のところとの情報共有はどのようにされているのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 園長会が毎月ございますので、その園長会には市立、民間も含めて実施しております中で、安全管理につきましては同じような歩調を合わせた中で行っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） わかりました。

あと、子供たちを園として安全を守るという取り組みと、もう一つは、意外とこれ本当に残念なことなんですけれども、保護者みずからが子供たちに対して被害を与えてしまうという例がたびたびと言ってはあれなんですけれども、本当にショッキングな事故があります。そういった意味で、親子ともどもの交通安全教室なり、教育なり、保護者を交えてのそういった話し合いというのは行われているのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 年に3回ぐらい大仁警察署の婦人交通指導員を招いて、子供たちへの交通安全教室を行っております。その交通安全教室の中では、園の中でもやりますし、また園外へ出て、実際に道へ出て安全を確認するなんていう指導も受けております。できるだけ保護者の方にも参加ができるような機会を設けておりますが、なかなか毎回保護者の方に来ていただくのは難しいので、それにつきましてはまた園だより等でお知らせするような形で、親子に対しての交通安全啓発を行っております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） わかりました。

そうですね、子供たちに対する注意喚起とともに、親の安全運転に対する、特に子供に対する配慮、これはしっかりと伝達していただきたいなと思います。

次に、学校関係なんですけれども、教育長も答弁されましたように低学年に対する指導をしっかり行っているということなんですけれども、これ一つの警察署の資料なんですけれども、小学生の交通事故の特徴ということで、やはり歩行中の事故が6割を占めるということで、その中でも小学校1年生の歩行中の死者、重傷者が6年生の約3.6倍、これが死者に限ると8倍になるそうです。これは圧倒的に小学校1年生の事故が多いということが統計上資料として出されております。その歩行中の死傷者なんですけれども、4月から7月と10月から11月が多い、また時間帯では15時台と17時台、登下校のところだと思えるんですけれども、あと5月がピークということで、小学校1年生、保育園、こども園に通っているときは親の送迎を受けたんですけれども、小学校1年生になって集団登下校にしてもみずからの足で歩くようになる。そういった中で、5月連休を過ぎて心の緩みもあるでしょうけれども、なれたころにやはりそういった事故が、事故に遭うケースが多いということなものですから、やはり入学当初ということでもありますけれども、やはりこれをもう少し長く5月連休過ぎまでそういったことに目を配っていただくとより安全が保たれるんじゃないかと思っておりますので、その辺のところの今後の取り組みとしてやはり5月がピークだということも念頭に置いて安全指導をしていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

やはり、交差点の中であるとか横断中が最も多い。残念なことに、横断歩道を渡っているにもかかわらず事故に遭うケースが39.1%ということで、その原因の一つが飛び出しだということで、子供たちどうしても元気で見境なく飛び出しますもので、左右を見て渡るのはもちろんのこと、横断中もしっかりと車に気をつけると。健康福祉部長も答えられましたように、こちらが幾ら気をつけていても事故に遭うケースというのがありますので、特に子供たちの場合はそういったふいの行動が事故に結びつくとかはありますので、その辺のところを含めて、ちょっと具体的になっちゃうんですけども、交通安全教室なんかでそういった配慮をいろいろなそういった子供たちの特性に合わせた交通安全の指導は、具体的にはどんなふうに行われているのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 交通安全教室を学校でやる場合、小学校の場合は、もう全校生徒一斉にというケースよりも人数にかかわらず、今言ったように小さい子供たち用ということで1、2年生には1、2年生で教室を開く、3、4年生、5、6年生それぞれ発達段階もありますし、持っている集団登校なんかの役割も違うわけですので、そのように全校一斉ではないような指導をして、特に1、2年生においては、本当に横断歩道の渡り方だとか、どういう場合に事故が出てくるんだよとか、または、人形に対して車が当たって、人形が飛んでいくような場面を見せたりとか、非常に危険なんだということを常にはやっているところです。ただ、今言ったように1、2年生は何か夢中になるとわからなくなっちゃうもので、追いかけてっこをしながら横断歩道を渡るなんていうと、もうつい飛び出しちゃったりという、そういうことは常に心配しているし、過去にも幾つかあった例ですので、そんなことも先生方のほうから交通安全教室で話をさせていただいているところです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） そうですね、やはり小さな子供はまだわからない中ですので、しっかり身につけていっていただきたいなと思います。

あと、通学路の安全点検なんですけれども、地域を歩いて通学路の安全点検をされておられるということなんですけれども、そこで子供の立場と大人から見た交通安全とやはり違う面があると思うんですよ。やはり子供は小さい体で目線、目の位置が低いので、大人では見通しがきくところでも見通しがきけなかったり、今言った視界がきかない中で飛び出しということもありますんで、通学路の安全点検にできればですね、子供と一緒に歩いていただければいいと思うんですけれども、その辺どんなでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 今の点、とても大事な部分だと思っています。どの小学校でも5、

6年生、または6年生を対象に、交通安全リーダーと位置づけています。そしてその6年生と、それからその地区の保護者、そして、時には安全対策課等も入ってもらったりして、地区ごとグループになって、それから先生方も入れながら、子供たちから見て地図なんかがあって、その地図のみなどこがいつも危ないと思うというようなことで洗い出しをして、親も、どこどこ、そこはどこ、あそこの店の角とかというような形で確認しながら非常に危険な場所というのを把握して、そして後日、時には教員がその場所へ行って確認をとって、そして対策をとってもらいたい場合は対応をしているというようなこと、これは毎年やっております。やはり子供からの目線でおっかないと思ったところというのは大事だと思っております。そしてまたそれがわかった上で朝集団登校をするときには、1年生、2年生なんかを気をつけてやってねというような形をとっています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） かなりきめ細かくやっていただいているということですが、先ほどのこども園でもありましたように、そういったものがマニュアル化というか、一つ目で見てわかるような、実は学校保健安全法の第27条、第29条ということで、全ての学校において、学校安全計画策定と危険等発生時の対処要領というのが作成が義務づけられているということなんですけれども、この中で、学校安全計画は全ての学校において策定し、これを実施することが義務づけられているという中で、児童生徒等に対する通学路を含めた学校生活その他の日常生活における安全指導ということなんです。やはり全ての教職員がその情報共有するという意味でこれは必要かと思うんですけれども、市内の学校ではこれほどのような状況になっているのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 今ありました学校安全計画ですが、全ての学校において策定をされています。そしてその中には、登下校の安全ということだけじゃなくて、授業の中でも理科とか、それから家庭科だとか、教科だとか、それから学級活動や、こういう安全を4月にやりましょう、5月にやりましょうというようなものが列挙されていて、また、学習指導要領の改訂等に伴って見直しをしていくというような仕組みで各学校でやっているところです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） あと、交通安全施設の面からのことなんですけれども、安全点検で危険箇所を把握していて、それを関係機関に伝えて改善を進めているというお話ですが、いろいろそういった危険箇所というのは耳にするところなんですけれども、1つだけすごく気になっているところがあるんですけれども、それは中伊豆小学校の入り口です。修善寺方面から行って、歩道用の信号機がある手前の信号柱の手前をあそこはガードレールがな

くて、正面に横断歩道で信号待ちをしている子供たち、大人もいますけれども、そこの待合、待っているところ、場所がちょうど道路の正面に当たるわけなんです。それで以前、私もたまたまですけれども、市長の選挙遊説中に事故の現場に遭ったんですけれども、あそこが非常に、今までも幾度も事故が起きていますんで、たまたま子供たち含め人がいなかったからいいんですけれども、あそこで子供たちが信号待ちしていたら大惨事になるおそれがありますんで、そこの辺、あその場所はすぐさま何か対処をしてほしいと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 議員おっしゃるあそこは伊東修善寺線、県道でありまして、通学路点検とか、この緊急合同点検というのは、平成24年の4月以降にそういう事故が多発したことから一応国交省と文部科学省、警察庁で合同でということで、その24年のときにそこを確認して、とりあえずそのときには要対策箇所ということで、ポストコーンが今あると思いますけれども、それを設置しました。ただ、過去この10年間でちょっと調べたところ、単独事故が2件、追突が3件、計5件、この10年間で5件の事故があったということを確認しております。ということで非常に危ないということで、今議員おっしゃられたとおり信号待ちをしているところでガードレールがない。例えば、ガードレールをそこに設置すると横断歩道を渡れないような状況になっちゃいますので、やっぱり市としましても、ちょっとその辺は県道の管理する県、あとは横断歩道は警察の関係なものですから、そちらのほうへはっきり要望活動をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） その危険箇所なんですけれども、横断歩道があるためにガードレールをつけられないということが課題ということ伺いました。例えばです、横断歩道を信号柱の反対側に、伊東寄りにつければその真正面で車の事故が多かったところにガードレールをつけることは可能だと思うんですけれども、さまざまなそれに伴う課題もあると思いますんで、それらを含めて検討していただきたいと思うんです。やはり何といても、今ある危険、今のままでは明らかに危険ですので、一歩でも二歩でもそれを回避するような措置を、これをできるだけ早くやってもらいたいと思うんです。正面の車が幾度も突っ込んでいるところは何としてもやはり強力なその車どめをつけていただかないと今後いつ何どき大きな事故が起こるとも限りませんので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

次、お願ひします。

○議長（三田忠男君） それでは、2番の外国人旅行者ですね。

それでは、答弁願ひます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 観光のお客様というのは、災害時の本当に災害弱者ですので、ましてその上、言葉が不自由な方に対する対応というのはとても大事だと思います。今、多言語化に対応したプッシュ型情報発信アプリなどもあるということですので、まずはこうしたアプリの活用をホームページやチラシなどでお客様に周知し、また、SNSを活用した緊急時のリアルな情報発信なども進めていきたいと思っております。また、指定避難所などへの誘導看板についても、最近は大体英語、韓国語、中国語は標示するようになっているんですが、まだ十分だとは考えておりません。観光のお客様にとって、必要な場所で必要な多言語表記がなされるように進めていきたいと考えております。

また、事前に準備できるものについては準備をしておいて、全員が今から外国語を勉強できるわけではないので、翻訳アプリ、総務省がつくったVoiceTraのような、そういったものを使って最低限の意思疎通ができる訓練も必要かと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 具体的にいろいろなことを対策を考えているということですが、先ほどから申し上げておりますように、マニュアルじゃないんですけども、やはりしっかりと文章化ということで、地域防災計画にそういった観光旅行者に対する避難場所とか避難経路、あるいはそういった情報対応というのは、これは記載されているのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 地域防災計画の中では、外国人を含めた観光客ということで観光客対策というものを記載してございます。この計画に記載されているものは全てが今できているかというのと、なかなかそういう状況ではないんですが、例えば外国人を含めた観光客の安全が確認されるよう災害情報の提供等に努めるとともに、情報伝達や避難誘導、帰宅や滞在の支援等観光客への安全対策を促進するというふうにこれも明記されておりますので、先ほど市長申しましたとおり、できるところは随時進めていきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） そうですね、記載はされているということなんですけれども、一番やっぱり課題となるのは言葉の壁だと思うんです。アプリもあるという話なんですけれども、これも一つの機材なんですけれども、メガホンに翻訳機能がついていて、日本語で話すと翻訳して再生してくれるメガホンがあるそうで、それらも開発されているということなんです。そういったものも含めていろいろな情報伝達方法をしっかり整備していただきたいと思えます。

あと、そういった外国人に対する言葉の通訳ボランティアみたいな、そういった考えは、観光市でありますので、観光案内のボランティアの方もおられると思うんですけども、そういった方との協力体制というのとはとられることはできないでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 避難所は当然市のほうが地域の方の協力を得ながら運営していく中でボランティア協会等の協力を得てやっていくわけですが、現在、多言語を話せるボランティアの方の確保というのにはできていない状況ですので、当然、一言でボランティアの方の人材育成というと相当今難しいのが現状かと思えます。先ほど議員から御提案あったその翻訳できるようないろんな機器を今後研究して、ボランティアの方にもそういうものを使えるような情報提供をしていきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） あと、そういった避難所以外に、それだけで収容し切れない場合もありますんで、ホテルとか旅館、あるいはそれらの組合との協定というようなものはどのようになっているのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 観光客とか地域の方も含めてなんですが、まず土肥地区の津波対策として、津波避難ビルとして各旅館、ホテルの方との協定は結ばせていただいております。そのほか、修善寺の旅館組合さんとは福祉の避難所として要支援の方の受け入れをお願いしたいという協定は、つい5月ですね、結ばせていただいております。順次、ほかの地区でもそういう取り組みは進めていきたいと考えております。ただ、なかなか細かい部分でのまだすり合わせ等ができていないところもありますが、まずは修善寺の旅組さんと結ばせていただいているという状況です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 外国人の方にとって、言葉の通じない中で災害に遭遇するという場合にやはり不安がすごく大きいと思うんですよ。住みなれた地域でという、それでも不安はもちろんありますけれども、離れたところで言葉の十分に通じない中でその災害に遭遇するということは非常に不安を感じると思いますので、そこを少しでも受け入れる側として、やはり観光を主産業とする伊豆市でありますので、その辺やはり力を入れていただいて、できるだけ、先ほど総務部長答えられました防災計画、これは防災計画というのはその必要なものを網羅していると思うんですけども、それにできるだけ近づけるように、今後具体的にますますこれから東京2020を迎え入れるに当たって外国人観光客もふえると思いますので

進めていただきたい、今より一歩も二歩も進めていただきたいと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 一つの大きなサポーターの可能性として、市内に住んでいる外国の方、伊豆市の状況も御存じですし、ある程度日本語ができるようになって、すみませんがちょっと不正確な情報ですが、以前、私が確認したとき、たしか300人弱位ぐらいいらっしゃったと思うんですね。ところが、個人情報の問題があって、そのネットワークを行政がつくるわけにいかないんですね。そこで、交流協会を通してFM I Sでそれぞれの言語の方の番組をつくってもらえるようお願いして、今英語だけやっているんですが、その英語の放送をしている方にこの間偶然会って、実はこういう狙いでやってほしいんだというところで改めてお願いをしたんですが、やっぱりどうしても母国語が同じ人の集団で本当はつくりたい人たちがいる中で、せっかく伊豆市が持っているラジオネットワークでですね、幾つかの言語のグループをみずからつくっていただいて、それがある程度できればいざというときに助けてということができるんですが、今まだ道半ばということですが、なるべく早くその事業も進めていきたいと思えます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） FMによる情報伝達という、私もそれも質問するつもりでいたんですけれども、やはり市長が今言われましたその外国人に協力をさせていただくということをごく期待しておりますので、よろしく願います。

では、次、願います。

○議長（三田忠男君） 自転車保険の加入ですね。3問目、答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 本年10月1日から施行される県の条例では、自転車利用者に自転車保険等の加入を義務化するとともに、小中学生の自転車通学路には乗車用のヘルメット着用が義務化されていますので、教育委員会を通じて各小中学校へは周知をいたしました。

また、保険加入費用の補助制度ですが、現在県内では藤枝市が制度化しているとのことですが、近隣市町——これは旧の田方郡及び三島市ですが、に確認したところ、保険加入補助を制度化しているところはまだないようです。市としましては、特に小中学生の保護者への補助の必要性について教育委員会と検討していきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 教育長。

○教育長（西井伸美君） 静岡県においては、いわゆる自転車安全条例が4月1日に施行され、県民の生活に欠かせない交通手段である自転車の安全で適正な利用が促進される取り組みが始まりました。条例には、学校長も児童や生徒が自転車を安全かつ適正に利用できるよう必

要な教育を行うこととなっております。伊豆市内の小中学校で自転車通学を認めている学校は、修善寺中学校と土肥小中一貫校の後期課程の2校です。今現在、通学に自転車を利用する場合、ヘルメット着用は義務づけられておりますが、今回の県条例の施行までには保険加入につきましても適切な対応を行うよう各学校に改めて指示をしたいと考えております。

なお、最後に、補助につきましては、先ほど市長が述べられたように協議をしてみたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 本当に、2017年に歩行者が死亡した、または重傷を負った自転車事故のうちで保険に加入していた加害者が6割にとどまるという中で、やはり被害に遭われた方もどうしても補償能力のない加害者等に被害を受けた場合にはそれが受けられなくて大変つらい思いをする、また、加害者の方も十分な補償をしてあげられなくて苦しむということもありますんで、この自転車保険というのは今本当に重要視されておまして、国のほうでも自賠責と同じように強制化しようという議論も今進んでいます。ただやはり、自転車の利用者が多岐にわたっておりますし、家庭の状況もいろいろありますんで、今のところ自治体にそれがゆだねられているという状況だと伺っております。ですので、やはり自治体としてこの自転車保険、本当に自転車を利用される方は全ての人に入っていただきたいという思いで質問させていただいております。

自転車保険、補助のお話もさせていただいたんですけども、本当に掛金の割に保障が大きいいという特徴があります。ですので、やはりそれらのこともしっかりと啓発していただきたいというふうに思います。

あと、自転車、貸し出しを行っているところ、レンタルのいろいろな施設ありますけれども、そこでは市の施設じゃないんですけども保険加入の確認をしているかどうかというのはわかりますでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 今、伊豆市でも御承知のように修善寺駅でレンタサイクルをやっているんですが、申しわけありません、確実にその保険当然入っているかと思いますが、確認はすみません、できておりません。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） あと、事故を起こした自転車運転者の約4割が20歳未満ということで、そうすると事故を起こした場合に親にその賠償義務が生じますので、自転車通学をしない場合でもやはり子供たちが自転車に乗る御家庭も多いと思いますんで、そういった保護者

に対して保険加入を促すような学校でのそういった指導とは言えないかもしれないんですけども、啓発を行う考えはおありでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 通学者と同じように確認というところまではできませんが、ただこういう制度が施行されますよ、ぜひ子供のためにも加入いただきたいという旨の通知は出したいと思っています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

○14番（杉山 誠君） 次のほうに。

○議長（三田忠男君） AEDですね。

それでは、答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） AEDについては数日前のテレビ報道で、やっぱり倒れている方が女性の場合に割と使うことをちゅうちょするケースが多いという報道はありましたが、この場所がわからなかったというのはちょっと私も意外なことがあってですね、問題の不適切な箇所があればそういったものはしっかり対処していきたいと思います。

現状については健康福祉部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 議員も御承知のとおり、スマホから近くにあるAEDの情報を得ることができるようになり、伊豆市の公式ホームページにおきましても、静岡県と同様に一般財団法人日本救急医療財団が運営する全国AEDマップにリンクを張ることにより周知できる方法になっています。しかし、全ての設置場所が登録されていないので、設置者の自主的な登録をお願いする方法の検討も必要だと今は考えております。

また、AEDの使い方につきましては、依頼があった市内の学校やこども園などに日本赤十字社静岡県支部に講師をお願いして、先生や保護者等を対象に講演会、講習会を実施しております。

また、防災安全課により消防団員には3年に一度受講を義務づけ、女性消防団員においては、市民を対象に防災訓練のときに講習会の講師として啓発に当たっています。

また今後は、まだ登録されていない設置者への登録の啓発を行い、市民の方には「広報伊豆」や地域防災訓練等で全国AEDマップやAEDの設置場所を広く周知していくとともに、御自分の生活圏内の中でどこにAEDが設置されているのかを自分でも確認していただくことを啓発していきたいと考えています。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） さまざまな啓発をしていただくということで伺いました。

それで、1つ、ホームページからそのマップへの誘導なんですけれども、私もやってみただけなんですけれども、ホームページから入っていくと、まずAED設置場所マップということで市内のAEDの設置場所を検索して、これは外部サイトへ移ります。で、財団全国AEDマップ、ようこそ日本救急医療財団全国AEDマップへと出てきまして、で、説明文が延々と続きます。その後で利用規約とかがありますけれども、地図が出てきます。その地図の中でやっとその場所が出るんですけれども、このAEDって1分1秒を争う救急のあれじゃないですか。ですから、この日本救急医療財団のAEDマップを誘導している自治体って多いんですけれども、私が思うには、その救急時にそんな前書きを読んでいる人はいないと思うし、実はもう1本そのアプリがありまして、これ日本全国AEDマップというんですけれども、このアプリを登録しておく、今いる場所、自分の位置情報を登録してある人ですけれども、その人のいる場所の近くにあるAEDが地図上に出てきます。で、そこをタップすると詳しい情報が入ります。例えば玄関にありますよとか、そういったものが出てきますんで、今市役所がとっているホームページから誘導しているそのマップって、どういう理由でこの財団なんですか。そういうところの自治体多いんですよ。これってやっぱり公益財団だからなんですかね、その辺の理由わかりますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） すみません、その辺については不明確で、今整備されている中で全国AEDマップというものを使っているということになっています。私もスマホで検索をしてみたんですが、いろんなサイトがあって、どのサイトを選ぶのかというところで迷うこともありますし、サイトによっては場所が出てくるところと出てこないところ、例えば日赤は出てくるんだけど生きいきプラザは出てこなかったとか、いろいろサイトがあるようで、今後は今議員がおっしゃられた日本全国AEDマップというところでしょうか、そのアプリというものをもう一度確認いたしまして、なるべく早い時点でこちらのほうへの利用を検討して、使えるような方法をとっていく、そしてまた、市民の方にもお知らせしたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） ぜひ市民の方にすぐ検索していただけるような方法をとっていただきたいと思います。

あと、文字としての紙の情報として伊豆の国市ではAED設置状況について、公共施設におけるAEDの設置状況ということで一覧表示が出てきます。そして、当然その全国AEDマップへも誘導しているんですけれども、一覧表示とその施設の詳しい情報も画面で見られるんですから紙ベースとは言えないかもしれないんですけれども、そういったことが出てきます

ので、そういったものを、それが一つ要るのではないか。公共施設がどこにありますよという一覧表示ということと、あと、より多くの人、住民の方が自分の近くにどこにあるかということを知っていただくという目的で、そういった一覧表示であるとか、この場所からでしたらここが近いということをお知らせするような広報、市報でもいいですから、そういったものをやっぱり紙ベースで出していただいて、スマホを持っている方ばかりではありませんので、そういったことも一つ必要かなと思うんですけれども、それはいかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 確かに議員おっしゃるとおり、スマホを持っている方ばかりではなく高齢者の方もいらっしゃいますので、せめて公共施設については「広報伊豆」のほうで設置場所をお知らせする機会をつくりたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） より多くの方に場所を知っていただく、そして、利用については当然そういった周知をしていただくことが必要です。先ほど市長が言われました女性に対するそのちゅうちょという問題も、前にはありました。自分もそう思っていましたけれども、最近は肌着をつけたままでも、要するにパットが肌につけられれば、金属がなければ大丈夫だということだものですから、その辺のところもやはり広報していただいて、お願いしたいと思います。

あと、設置場所なんですけれども、私、平成24年の3月定例会で設置場所について質問させていただいて、その中から市長から市の所有しているものを外に出すことによってより効果的に使えることがあれば、そのような設置があればぜひそれも検討させていただきたいという答弁をいただいて、その後、学校施設のほうでは屋外設置をしていただきました。学校施設であればグラウンドからもいいですし、屋外設置というのはすごく有効であると思います。ただ屋外設置の場合、AEDというのは温度に制約がありますので、外気温に。ゼロから50度の間で管理しなければならないということで、夏だとケースに入れたままだと自動車の中と一緒ですごく高温になってしまうもので、そういったものに対処する装置があるもので、屋外設置箱って10万円前後するそうなんです。それらも含めて教育委員会では屋外設置を進めていただいたんですけれども、ほかの施設で、要するに近隣住民も夜間公共施設にあるAEDが利用できないかということからの質問なんですけれども、ほかの公共施設で、市有施設でそういった設置がもう少し進められるような検討・調査をしていただきたいと思いますと思うんですけれども、それはいかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 確かに、屋外に設置していなければ施設が閉館した後に利

用できなというのは現状だと思います。今後は、公共施設のどこに設置して、その設置場所まで確認した上で、屋外に設置可能なかどうかを確認しながら設置場所を検討していきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） それから、やはりより身近な場所ということで、1台でも多いわけですけれども、予算上の制約はあります。できれば公共施設以外にも地区の集会所などにも設置ができればということを考えているんですけれども、地域づくり協議会の交付金で例えば班長さんに持ち回りで所持していただくとかいろんな方法はあると思うんですけれども、そういった地域に対して地域づくり交付金を利用してAEDの導入に対してそれは利用できるかどうか伺いたいんですけれども。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） その要綱について今手元にはないんですけれども、地元の中で計画的に話をさせていただいて、計画書として出させていただいて、それが要綱に合致すれば支出することは可能であると思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 今、かなり設置場所多くなっていますけれども、現実的に考えていっどこでそういった人に遭遇するかわかりませんので、いざそういうときになって例えばアプリで検索しても、5分以内に持ってこられるところってそうそうないと思うんですね。ですから少しでもふやしていただきたいという思いなんですけれども、このAEDの効果というものはもう既に検証されております。これによって多くの方が命を救われております。二、三日前の静岡新聞でしょうか、さいたま市で学校の中で運動中に子供が倒れて、女の子が倒れて、そこに駆けつけた先生が心停止を起こしているというふうに思わなかったということで、AEDがあるにもかかわらずそれが使用されなかったので、救急車が11分後に到着したときは既に心肺停止状態で、助からなかったということがありました。こういう講習の話はきょうは質問には入れていないんですけれども、やはりそういった記事を読むと、いかにこのAEDが今多くの方の救命に役立っているかということを感じます。ですから、ますますこれをしっかりと多くの市民に、4%の利用じゃなくてもっと多くの人に利用していただけるような方法をとっていただきたいと思います。

最後なんですけれども、AEDって救急医療器具じゃないですか。救急医療ってどっちかという防災安全の所管だと思うんですけれども、健康福祉部長に今答弁していただきましたけれども、そのAEDの所管する位置づけ、よその自治体だと消防とか防災安全、救急医療関係になっているんですけれども、その辺のもう一度検討してはいかがかと思うんですけ

れども、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） AEDだけを考えますと今議員おっしゃられたように、確かに伊豆市のホームページでも防犯、防災安全課所管のホームページのところからAEDマップにリンク張っております。それぞれ、施設は施設の管理者の問題であったり、健康福祉部はそういう生命の健康の維持で、防災が今言われた救急医療というそれぞれの分野もありますので、どこがということではなく市としてですね、施設管理者と健康福祉と防災のほうで検討して、しっかり窓口となる、一本化して、ホームページ等でも広報等でもしっかり啓発していきたいと考えております。

〔「終わります」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） これで杉山誠議員の質問を終了いたします。

ここで、25分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時25分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 西 島 信 也 君

○議長（三田忠男君） 13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

私は、通告2点してありますが、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず最初に、三中学校統合の基本方針についてでございます。

教育委員会は、平成30年11月に修善寺・中伊豆・天城地区の中学校基本方針を発表しました。

そこには、中学生にとってのより良い教育の環境づくりを目指すには三中学校を統合すべきであると書かれております。

そして、より良い教育環境を創出するためには、同一敷地内での部活動や、学校行事への保護者の来校時の対応、また、生徒が伸び伸びと活動し、安全に生活するためには3～4ヘクタールの校地が必要であり、通学路や避難路としての周辺道路が整備できる場所が適切だと考えているということでございます。

したがって、新中学校候補地については、現中学校の改修では難しい点が多いと考え、新中学校の整備方針を踏まえ、新たな地を優先して選定することとしております。

そこで、次の点についてお尋ねをいたします。

1 番目、部活動や保護者の来訪、あるいは生徒の伸び伸びとした活動や安全について、現在どのような不具合があるのか。そして、それらを改善する方策についてどのようにお考えかお聞かせをいただきたいと思います。

2 番目、新中学校候補地はいつまでにどのようなプロセスを経て選定するのかということでございます。

次の項目でございますが、2 番目として、災害廃棄物の処理等について。

地震、津波等大規模災害に対する備えは常に怠ってはなりません、伊豆市の被害及び災害廃棄物対策について、次のとおりお尋ねします。

①大規模災害（東海・東南海地震レベル）による人的、物的被害はどのように想定をしているか。

②その際、災害によって発生する廃棄物の種類及びその数量はいかほどか。

③災害廃棄物の処理はどのように行うのかお伺いをいたします。

以上です。

○議長（三田忠男君） ただいまの西島信也議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 三中学校の件について答弁申し上げます。

基本方針については、昨年、案の時点で議会にも御説明し、またその御意見を踏まえ、教育委員会で方針として決定され、昨年10月の伊豆市総合教育会議で報告を受け、また昨年12月議会におきましても推進決議が承認され、市長としましても、基本方針に沿った計画の推進を教育委員会にお願いしてまいりました。

また、校地については、ことし2月開催の総合教育会議で教育委員会より新たな校地として日向地区を優先し、修善寺中学校もまた候補地とする旨の報告を受けました。

市長としては、今後想定される自然災害から生徒の命を守ることや、国から示されたこれからの中学校において充実すべき環境の整備のためには新たな校地として示された日向地区に整備することが最善であると考えております。

○議長（三田忠男君） 次に、教育長。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

○教育長（西井伸美君） ①の現在どのような不具合があるのかについてですが、修善寺中学校では、部活動や学校行事の際、保護者用の駐車場確保が学校の敷地内では対応が大変難しくあります。

また、学校行事の際にも、保護者生徒の送迎や学校行事で保護者の車両が集中し、周辺道路が渋滞してしまう状況です。

特に近年、全国各地で相次ぐ土砂災害や地震発生の場合、生徒を引き渡し、対応していく

ことについて大きな懸念をしております。

校舎については、比較的新しい修善寺中学校の校舎でもバリアフリーを意識したつくりにはなっておらず、これから対応が求められるバリアフリーやユニバーサルデザイン等のインクルーシブ教育環境には対応できません。

これらの課題の改善策といたしましては、3～4ヘクタールの校地を新たに求め、これから求められる教育環境に配慮した校舎や施設を整備することが最善と考えております。

②の候補地選定の時期とプロセスについてですが、今年度、基本構想策定の委託料を予算計上させていただいております。

基本方針に基づき年度内には決定したいと考えております。日向地区に新たな校地を求める場合と現修善寺中学校を利用する場合での比較検討を行ってまいりますが、必要な施設や設備の規模から校地を検討してまいります。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島信也議員。

○13番（西島信也君） それでは、再質問をさせていただきます。

今、市長の答弁ではどうも日向が、日向を優先するというようなお話があったんですけども、一応、この基本方針ではどことは書いていないですね、基本方針には。どことは書いていないんですけども、改めて伺いますが、どことどことを候補地としたんでしょうか、候補地に絞り込んだんでしょうか、お伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど申し上げておりますが、繰り返します。

ことし2月開催の総合教育会議で教育委員会から新たな校地として日向地区を優先するという報告がありましたので、そのように申し上げた次第です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島信也議員。

○13番（西島信也君） 私が聞いているのは、基本方針の中でどう決めたかということを知っているんです、基本方針の中で。これは市長が答える問題じゃなくて、教育委員会が教えてください。基本方針の中でどういう、基本方針を決めたわけですから、教育委員会から市長へ報告があったとか、そういう問題じゃなくて、基本方針の中でどういうふうに候補地を決めたか確認をしたいと、こういうことなんです。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 教育委員会の中でいろんな点に話し合い、その場所だけではなくて、基本方針の中ではさまざまなことが書かれていて、このような学校をつくりたいという点が

何点か書かれております。そして、それらを実現するために場所としてはどうなのかといったときに、現在のある三中学校の建てかえではちょっと無理なんだろうなという意見が多く出ました。よって新たな地においてということを進めるが最善ではないかというふうに進過をたどりしました。

○議長（三田忠男君） 再質問は。

西島信也議員。

○13番（西島信也君） 何だかはっきり答えていただけないんですけれども、要するに、文教ガーデンのときの日向のところと、それから修善寺中学校の2つに絞ったと、こう考えてよろしいですか、お伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 今現在はその2つを候補地と考え、比較検討したいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島信也議員。

○13番（西島信也君） 今現在と言ったって、今年度中に決めるというんですから、もう早く決めてくださいよ。今現在もこれから先もないわけですし、教育委員会として今委託しているわけですから、今年度中に決めるということですからそれは決めていただきたいと思うんですけれども、先ほど教育長さんからいろいろその難しい片仮名のあれが出ていたんですけれども、要するに、現中学校の改修では難しいという点が多いということがこの基本方針に書いてあるわけなんですけれども、その理由として、保護者の駐車場とか言っていましたけれども、あとバリアフリーとかユニバーサルデザインとか、インクルーシブとかいう、これちょっとわからないですからこれを教えてください、どういう意味なのか。バリアフリーとユニバーサルとインクルーシブとかおっしゃいましたよね。これどういう、私、英語が弱いもので、わからないから教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） バリアフリーはいいかなとは思いますが、なるべく、例えば車椅子なんか完全にやっつけられるような設備、それからユニバーサルデザインというのと同じような部分で持っているんですが、子供たちにとっても教師にとっても非常に使いやすい。それでまた、体とかぐあいが悪い人にとっても同じく使いやすい。それからインクルーシブというのは、発達障害を持った子供が特別支援学級ではなくて普通学級においても学べるような環境という意味です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島信也議員。

○13番（西島信也君） わかりました、その方々につきましては。

それで教育長は、校地が今の修善寺中学校では狭いから三、四ヘクタール必要だよとおっしゃったと思ったんですけれども、具体的に校舎と体育館、グラウンドは、これは何平米を考えておりますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 具体的な数字は今現在持っておりません。ただこの数字が出てきたのは、参考になっているのが函南東中学校へ教育委員の皆さんとも一緒に行ってきまして、あの函南東中のグラウンドだとか施設だとかそういうものを参考にすると、あそこの校地が3.7ヘクタールあるものですから、それらを参考に3～4というふうに申し上げております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） それではちょっと、この基本方針を書くからにはちゃんとある程度の計算ぐらいしてくれなきゃ困ると思うですよ。よそを見に行ったからそれぐらいよかろうというのはちょっとおかしいではないかと思えますよ。函南中学は私知らないんですけれども、かなり大きな学校だとは思うんですけれども……

〔「函南東中学校」と言う人あり〕

○13番（西島信也君） 函南東中学ですね、失礼をいたしました。

小中学校をつくるには基準というのがありますよね、基準というの。私、その基準というのはわからないですけれども、恐らく前回ですね、前回のときに文教ガーデンのときに出した校舎の広さはちょっとわからないんですけれども、一応基準はあのときの生徒数で言うと校舎は6,746平米と、こう書いてありますよね。それから、体育館と武道場を合わせて1,560平米、グラウンドが2万2,890平米と、こう書いてあるわけです。これ文科省の基準ですよ。だからあれから5年くらい、新しく建てようとするときには建つわけですから、減っているわけですよね、生徒数が。あのときは2019年に開校するという予定だったんですよ。人数は何人かという、592人、18クラス、これは普通学級が18学級。今度、令和7年に建てるということになりますと、生徒は455人、学級は14学級と、こうなるわけですよね。大分減っているということなんで、恐らくグラウンドにしても、2万2,890の基準がですよ、1万9,000くらいになると思うですよ、人数から私は素人なりに考えれば。あるいは体育館も減る、校舎も5,500平米くらいになると。5,500平米といたって、これは2階建て、3階建てになりゃそれだけ敷地面積が減るわけなんですけれども、それで三、四ヘクタールと、これはどうも余りに、もうちょっとちゃんと精査したほうがいいではないですか、この書くにはね。精査というか、どれぐらいが必要だということを書くには、ただよその中学校を見に行き、これぐらいがよかろうという、それでやっちゃおかしいと思えますけれども、そこら辺はどう考えますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 現実にある学校を見て、そして伊豆市の3つが統合したときの規模を見て、そうしたときにどのくらいの広さかを他の学校を参考にするのは、僕は机上で描いた絵よりもよっぽど大事だと思います。そしてそれはそれを見てからこれを決めたわけではなくて、現に私は函南東中に勤めましたので、大体のものはわかっていたんですが、教育委員さんたちにも確認してもらいたいということで参考にしました。

それで、今まだ土地がどうなるかわからない段階で3.4ヘクタールというような具体的なものは示せないと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） それは示せないかもしれませんが、3～4ヘクタールということですね。ちなみに、函南東中学校は今何人生徒がおいでになりますか、お伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 1学年5クラス程度だと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 5クラスというと、幾らですか。全部で600人ぐらいということになるというわけですか。600はない。

〔「600ないです」と言う人あり〕

○13番（西島信也君） そうですか。まあいずれにせよ今度統合すると思われる中学校よりはは大分多い、100人以上多いわけですね。だからそこら辺をちゃんとある程度考えて、ある程度ポンチ絵でもいいから考えてやらなきゃ、こう正式な文書で市民にも配った文書ですから、勝手に、勝手にというか、3ヘクタールから4ヘクタールなんていうのは、そこら辺を決めるというのは私はおかしいと思うんですけども。

それでは、次の質問といたしますか、行きますけれども、今の修善寺中学校へまあいいよとなるときは、またこれは現に建っている学校ですからいろんな問題は特にはないと思うんですけども、日向へ仮につくるといった場合一番の問題は、あそこは今農業振興地域になっているわけですね。要するに、青地になっているわけなんです、青地。これの解除といたしますか、これについては、これは前からずっと何年も前から問題になっているわけですが、どの程度進んでいらっしゃるかお伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 仮にという御質問で日向地区ということですが、青地、もし農業

振興地域の農用地ということで、その除外ということであれば、具体的な例えば広さとか場所とかというところがわからないと何とも言えないので、今の段階で進んでいるというよりは、この計画が具体的、仮になった場合には農振法や農地法に基づいて対応していくというところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） まあそれはそういうことでしょうけれども。ではしからば、あそこの青地は8ヘクタールあるわけですよ、8万平米あるわけですけども、そのうちに学校に仮に4ヘクタール使ったと、半分使ったと。あとはまた田んぼのままだよと、そういうようなことでも青地は解除されるんですか。そういう例は今までにあるんでしょうか、お伺いをいたしたい。前回の否決になった文教ガーデンのときには、あそこへ住宅地が来るだ、病院が来るだ、やれ公園をつくるだとかいろいろ言ったわけで、全部8ヘクタールを使おうということで、そういう計画だったですけども、残念ながら否決になってしまったと。それで、しからばそのほかのところは病院はどこか行っちゃまったと。公園も今何とも言っていないよと。内陸フロンティアもどっか行っちゃまったということになれば、中学校だけということになるわけですけども、そういうときに中学校だけで農振解除になると、そういうお見込みなんでしょうか、市長にお伺いします。市長さん、どうですか。市長さんが音頭とっているわけでしょう。お願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 先ほどの答弁と一緒に仮定という話ですけども、中学校を新たな農業振興地域の農用地にということであれば、それは不可能ではないというふうに思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） いや、不可能ではないというか、伊豆市が決めるわけではなくてそれは国なりどこなりが決めるわけでしょうから、そういうことでできるのかということなんです。私は非常に、1カ所だけ解除するなんていうことはできないんじゃないかなと思っていますんですけども、ではできるということでよろしい、市長さんはいいんですか、それで。ちょっとお答えください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 議会で何度も御説明しておりますとおり、当該地域、日向の約8ヘクタールの青地のうち、既に狩野川沿いのほうは農振除外をされているわけですね。つまり、中学校用地ということで農振除外という手続は既に済んだわけです。ただし事業が否決され

ましたので、今は農振除外のまま残っていて、そのまま中学校としてまだ出るかもしれないからということで、つまり農振除外、中学校用地ということで農振除外という手続はもうこれからできるできないというよりも、既に過去にできた。ただ事業そのものは否決されたので、改めて同じ手続をするということになるかと思えます。ただし、改めて同じ手続というのはあの校地ではできないわけですから、議員の皆さんの意向を伺っているとあの長細い校地は適切ではないという御意見が多いので、したがって、形を変えて新たな手続、前回実現したと同じような手続に基づいて農振除外の手続に入ることになるだろうという気はしております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 市長の言っていることはどうも理解できないんですけれども、農振除外の手続に入ったって、申請はそれは県聞いているかもしれないですよ。だって、いいなんて県は言っていないでしょう、どうなんですか。私、いかにももうそれはもう決まったことのようなことを言うけれども、全然そんなことはないでしょう。だって、計画が何もありませんか。計画は何もないではないですか、まだあそこへ中学校をつくるとも何ともなっていないのではないですか。前の計画はそれは申請したかもしれませんよ、前の文教ガーデンのときは。だけれども、今の計画は何にも、行っていますか、今の計画。

〔「今、農振除外してあるでしょう」と言う人あり〕

○13番（西島信也君） 農振除外はしていないの。何を言っているんですか。農振除外はしていないんですよ。だから……しているんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。農振除外をしているか。今までのところでしょう。

○13番（西島信也君） そう。

○議長（三田忠男君） そっち。すみません。建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） 建設部理事の白鳥です。

農業振興地域、農振法の手続のことですが、実際の文教ガーデンシティを協議されて、内陸フロンティアに進めたときは、線引きが廃止される以前の話でございます。当然、線引きを廃止される過程の中で線引きの市街化調整区域だったものですから、市街化調整区域はほぼオール農振地域です。つまり、市街化を促進してはならないところですね。その過程の中で、当然伊豆市は新しい文教ガーデンということで市街地を拡大したいという意向もあって、そのことによって線引きを廃止すると。牧之郷みたいに地区計画をやる場所もありますし、手法としては、そのときは日向地区は新たに土地利用を転換する地域だということになっているはず。その転換の手法として、青地を外れる施設というのに学校だとか公園だとか病院というのがあります。それで、そういうのが必ず施策としてその地域に来ることにおいて、8ヘクタールの広大な農地については十分その転換する施設が来ることの中においては協議が行われて、一部除外の手続になったということでございます。

ただその後、議会において否決されたときに、農振地域の整備に関する法律は農業振興地整備計画というのを市町村が立てるようになっている。つまり、今回は今度未線引きの普通の白地になったものですから、そこを青にするか白にするかというのは市の総合計画やその市の計画と整合した形でやらなきゃならないものですから、議会で否決されて市の総合計画等にまだ何が来るかわかっていないものですから、今の状態は青地、つまり、外すものがまだ決まっていないもので青地という状態を存続している。ただ手続上は一部白地になって、そこに中学校が来るという想定ですね、想定がされているということです。だから実際の中学が日向に来たときにまた再度協議して、その地域が白になっていくということですし、また全体の中で、地域の農業者の意向としては土地利用の転換をしたいということが大多数だということは明らかだったものですから、残りの土地について外れる要件のある施設が来た暁には速やかに協議して外すという市の意向だと考えていますので、もちろんこれも総合計画やこの議会の皆様で施設を決めていただいた暁となります。だから手続上は今その経過措置ですので、問題はないと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） いや、手続はそれは問題ないんでしょうけれども、だから私が聞きたいのは、要するに、あの8ヘクタールの青地を開発するのについて、中学校だけでほかのところが何にも決まらないで、単独で4ヘクタールだけ開発できるかどうかということを知っているんです。

○議長（三田忠男君） 改めて答弁願います。

建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） 建設部理事、白鳥です。

8ヘクタールの農地のうち、今、中学校の用地は8ヘクタールではないというふうに聞きましたので、3から4と。だから、3から4については外れる要件のある施設と考えておりますので、場所がどこになるのか、これも協議になると思いますが、当然その外れる区域が決まれば、外れる区域というか、外れれば残りのところについては当面その存続する形の中で一部除外というふうになってくると思います。またその地域についても、次の施設が来た暁には外れるということになるろうかと思えます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） よくわかりました。ありがとうございました。

それで、この前の文教ガーデンを否決になったときですね、29年、ちょうど2年前ですよ、平成二十、2年前。あのときに市長は何て言ったかという、この文教ガーデンがだめ

になれば県の信頼を失うと、市民の信頼を失うと、こういうふうにおっしゃいましたよね。まさにでは今信頼を失っている状態なんです。それはどうなんですか、市長。県の信頼を失っていると思いますか、失っていないと思いますか。どちらですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 県で御苦労された職員の皆さんとの信頼関係は大きく損なわれたと思っております。したがって、同じ失敗を繰り返させないように、やっぱりその都度ですね、議会の御意思を確認しながら、したがって今、当時は中学校と公園と、そこに防災機能をあわせてお願いしたわけですが、同じことをしてまた議会の御意思を確認しないまま進めることはできませんので、今は議会の推進決議案をいただいた中学校で議論をさせていただいているわけです。その残余の土地を使うのか使わないのか、使うとしたらどうするのか、そこをしっかりと議会の皆さんと、これ前から申し上げてはおりますけれども、何らかの形で、まだ議案にできないものですから、何らかの形で議会の意思決定を確認させていただいた上でなければ進めない。つまり、今までのような後で予算案とかで、予算案とか条例で持っているのではなくて、今までやってきたわけでね、そういうやり方を。でもそれでは県との担当者との話は私はできないと思っておりますので、一つ一つ議会の議決なり決議なりをいただきながら進めなければいけない。私に対する信頼も含めてですね、やはり県や国との権限を有する部署との交渉というのは極めて慎重にもちろんやらざるを得ない、そういう状況にあると考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 市長さんはそうおっしゃっているわけですがけれども、私ははっきり言って、県の信頼は全く失ったと思いますよ。こういうことを文教ガーデンで否決されたということは県の信頼を失った、市民の信頼を失った、地権者の信頼を失ったと、こういうことなんですよ。で、同じところでまたしゃあしゃあと同じことをやろうとするのは、同じことというのは中学だけでしょうけれども。これはうまくいくはずはないと私は思うわけです。そういうことでこれは非常に難しいと私は思っております。非常に難しいと思っております。とにかく信頼を失っているんですから、県の信頼を。今まで、県がああ、これは伊豆市さん、これではよかろう、いいでしょうと言わないですよ、なかなか今度は。また裏切られるから。そういうことですよ。

とにかく、前のときもかなり、私、後から見ているんですけれども、お金の点についても非常に高いお金がかかっていると、日向でね。幾らですか、69億円ということですよ。このよく見ると、よく見るとといいますか、伊豆市負担額が合併特例債を使えば22.1億円と、こう書いてあるわけですがけれども、こう書いてある。これは用地取得費なんかは入っていないんですよ。用地取得費はこれに幾らかというと、用地取得費9億円と書いてありますよ。

4ヘクタールで9億円と。とにかく金もかかるし、こういうことは私は早期に日向へ建てることは諦めたほうが良いと、こう忠告しておきます。

では、次へ行ってください。次の質問。

○議長（三田忠男君） 廃棄物ですね、最後の質問になります。答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 廃棄物の処理について、これは市民部長に答弁をさせますが、やっぱり気になるのは、御質問の最後にもありました災害時の対応、これは一部の皆さんから、それから実は別の西島議員が行動をともにされている方以外の方からも一度災害時の対応は考える必要がないと、要するに、本当に災害が起こったらほかにもお願いすればいいんだからという御意見も少数ですがありました。ただそれは幾ら何でもやはり行政としては無責任なのであって、改めて私も廃棄物の処理及び清掃に関する法律というものを読んでみたら、第4条の2にこう書いてあるんですね。地方公共団体は、「非常災害時における廃棄物の適正な処理が円滑かつ迅速に行われるよう、適切に役割を分担するとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない」。つまり、地方公共団体は災害時の廃棄物処理を相互連携しなさいという中で、自分は災害対応を考えないけれども全部お願いしますというのは、さすがにこれは現実にもあり得ないし、道義的にも問題だし、そもそも法律の趣旨に反することなので、そこについては……

〔「早く回答してよ」と言う人あり〕

○市長（菊地 豊君） 誤解なきようにぜひ、これは大事な点なのであえて私が直接申し上げているのであって、その法律の趣旨をぜひしっかり御理解をいただきたいと思います。

そのほかについては市民部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 西島議員からの災害廃棄物に対します3つの質問がございます。

その部分でまず大規模災害による人的、物的被害の部分、この部分については、議員がおっしゃっている部分は、俗に県の第4次地震被害想定の中のレベルワンという部分の地震ということ……

〔「人が何人死ぬかと聞いているんだよな」と言う人あり〕

○市民部長（梅原敏男君） 東海地震、東南海地震、南海地震のマグニチュードが8.0から8.7程度のレベルワンと言われる地震災害では、亡くなる方が約1,000人程度想定をされております。また、レベルワンでの物的被害につきましては、全壊消失棟数は約400棟、この部分で津波による被害がそのうち200棟、山・がけ崩れによるものが約100棟、揺れや液状化によるものが約100棟の想定を県の被害想定ではされております。

②つ目でございますが、災害によって発生する廃棄物の種類とその数量という部分でございますが、この部分につきましては、環境省発行の災害廃棄物対策指針に示されております

災害廃棄物の種類、これは通常家庭から排出される生活ごみのほか、避難所から排出される容器包装、段ボール等の避難所ごみ、また仮設トイレ等からくみ取りし尿、また、住民の皆さんからの自宅内にある被災したものを片づける際に排出される片づけごみ、また、損壊家屋の撤去に伴い排出される廃棄物など、可燃物、不燃物、金属くず、廃家電等々の12品目が示されております。またそのほか、津波堆積物というふうに分類をされております。

数量でございますが、県の廃棄物の計画の組成割合、それから分類しますと、伊豆市における可燃混合物は4,840トン、不燃化混合物が8,800トン、木くずが880トン、コンクリートが1万4,960トン、金属くずが1,760トン、そのほか440トン、津波堆積物につきましては5万7,320トン、合計8万9,000トンというふうに数量を想定しております。

続きまして、3つ目でございますが、処理方法はどのように行うのかという部分につきましては、伊豆市の災害廃棄物処理計画におきまして処理方針といたしまして、3Rの観点から、できるだけ一次仮置き場、二次仮置き場におきまして分別リサイクルを進めて、焼却処理量、最終処分場の量を少なくすることを基本として処理を進めてまいります。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） まず言っておきたいんですけども、新しい新ごみ処理場のことは私は何にも言っていないんですよ。あした災害が起きたらどうするかという、そういうことを言っているんですよ。新ごみ処理場の何がどうだこうだなんていうのは私は一言も言っていないんですから、そんなことは。今現在どういうふうな計画を立てているかということを知っている、計画等どういうふうな状況になっているかということを知っている。だから、そこら辺は市長さん、勘違いをしないでください。

いいですか、まず、今、部長さんがお答えした災害廃棄物にはどういうものがあるかということですけども、これは根本的にあなたのおっしゃっていることは間違っているんですよ、間違っている。最初に何を言ったかということ、家庭から出る生活ごみ、それから仮設トイレのし尿、避難所から出るごみとか、これは災害廃棄物ではないんですよ。災害廃棄物というのは、要するに地震によって壊れた、さっきちょっと言いましたけれども、分別できないコンクリート、紙、木くず、プラスチック、柱、角材、流木、その他はいろいろあるわけですけども、それを災害廃棄物と言うんです。私が言いたいのは、では今、今というか、それでちょっと数量とかについて、数量について、ちょっと私と見解が違うんですけども、私は静岡県災害廃棄物処理計画というのを見たんですけども、伊豆市の災害廃棄物は4万4,000トン、それはそのさっき言ったレベル1ですよ。津波堆積物が2万1,000トンから4万5,000トンと、こうなっているわけですよ。何回も言いますけれども、災害廃棄物というのは生活ごみではないということなんですよ。

どういうふうに処理をするかということですね。それももう一回言ってくれますか、何か

よくわからなかったけれども、どうやって、どうするんですか。それはどういうふうに分別して、どういうふうに処理するのかね、よくわからなかったからもう一回言っていただけますか。処理の仕方。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 災害廃棄物、対策指針においては、議員おっしゃるとおり、私が最初に申した3品目、その部分については通常の出るものと、災害時に処理しなければならないものを追加して申し上げたまででございます。災害廃棄物は先ほど申したとおり、可燃物、不燃物というような言い方で処理をとという認識でおります。

どのように処理をしていくかという部分につきましては、一次仮置き場、二次仮置き場におきまして分別をさせていただいて、伊豆市にございます処理できる施設、資機材、機材、人材、施設、それを活用して処理を、災害廃棄物を処理していく計画でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 市民部長さんにまた聞きますけれども、市長さんではわからないだろうから。処理フローは一次仮置き場と二次仮置き場に分けると、こういうふうに県の指針ではそうなっていますよね。それで、一次仮置き場と二次仮置き場の違い、どういうふうなのか確認します。一次仮置き場と二次仮置き場。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 一次仮置き場につきましては、災害廃棄物の部分でまず大まかな部分の可燃物、不燃物のほか、津波堆積物、コンクリートがら、ある程度粗選別する3種類程度でその部分を処理する部分が仮置き場、その仮置き場からさらに分別をいたしまして、可燃混合物、不燃混合物、木くず、コンクリートがら、金属くず、津波堆積物、そういった部分に分けて二次仮置き場で分別をさせていただいて、その部分で仮置き場から処分できる、処理すべき施設へ運搬をして、施設で処理をさせていただきます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 今、処理できる施設と言いましたけれども、一次仮置き場については重機による粗選別、これは手選別、それから破砕機で木くずやコンクリートがらを破砕すると。で、リサイクル先に搬出するわけですよ、リサイクル先へ。これは市の施設ではないと思いますけれども。

それから、二次仮置き場では粗選別をして、破砕をして、選別をして、それから処理するところが処理するんでしょうから、それは焼却すると書いてあるんですよ、焼却する。これは県のあれですよ、県の計画ですよ。私、ほかの静岡市の計画も見ましたがけれども、県で焼

却すると書いてあるんですよ。どうやって焼却するんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 廃棄物、県のほうの部分から倣って、各市町が災害廃棄物の処理計画をつくってございます。処理方針という部分で、ただいま議員おっしゃったとおり、二次仮置き場において粗選別、破碎、選別、焼却等の処理を集中的に行うということでございますが、みずから処理できる施設がある部分、焼却する施設があるならば、その部分で焼却をすべきものと。仮置き場において焼却処理をつくるまでには至らないと。ただ、またそういった施設をつくるについても、ある程度の処理の実施計画、市町でつくりまして、その部分で処理できないという判断に至ったならば県のほうに要請をかけ、県のほうで広域的な調整をさせていただいて、最終的に中間処理施設が必要なのか、広域的に処理できるのか、そういった判断をいただけるというふうに踏んでおります。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 二次仮置き場で焼却するということですが、何を焼却しますか。何を焼却するんですか。焼却する内容。

それと、一応これは災害ごみに対してですよ。災害ごみに対する処理方針なんですよ。生活ごみに対する処理方針ではないです。生活ごみについては、阪神・淡路大震災のときには生活ごみは何にもふえていないんですよ。それは災害ごみはうんとありますよ。だけれども、生活ごみは何にもふえていないという、そういうデータがあるんですよ。だから、ほかの都市の焼却場もそれに対する対策はとっていないんですよ。

それはそれとして、何を焼却するんでしょうかね。何を焼却する。わからない。わからなきや私言いますけれども。言ってください。わからなきやわからないと言ってくださいよ。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） いま一度申します。災害廃棄物という部分で、最初私が申した部分については、生活ごみとかそういった部分は、名称として災害廃棄物という部分では当たりません。災害時に出されるごみを総称して、全部申したまででございます。災害廃棄物については、可燃混合物、不燃混合物、木くず、コンクリートがら、金属くず、その他また災害堆積物ということで、この部分、私どもが想定しておりますのは可燃混合物、可燃物ということで、災害を受けた家庭から出される片づけごみの中の可燃物、また、撤去された家屋等の木材、そういった部分も含めて可燃物というふうに認識しております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 可燃物はいいですけれども、要するに、第二次仮置き場で焼却する

のは何かというと、破碎可燃物と木くずなんですよ。破碎可燃物と木くず。破碎可燃物というのはどういうものかということ、例えば畳であるとか、壁紙であるとか、燃えるような、燃せられるようなでかいものですよ。木くずって何か。木くずというのは、家屋の柱、角材、流木、倒壊した自然木、はり、壁材、こういうのを木くずというんですよ。だから、木くずとその畳なんかを燃すんですよ、そこで、第二次仮置き場で。第二次仮置き場ですよ。これは焼却、例えば柏久保の焼却場で燃すのではないですよ、そんなの絶対燃えませんから、柏久保の焼却場でそんなものは。どうやって流木とか材木とか、そんなの燃せるですか。

その焼却については、要するに、処理については産廃業者が使うことだってあるでしょうし、それは市が頼むわけですから、だからさっき市長が言った、私がみんな人に頼みやいいだって。そうではないんですよ。市が要するに災害廃棄物はこれは一般ごみですから、とにかく市町村が責任を持って処理しなきゃならないんですけども、実際に処理するのは産廃業者に金を払って、国からお金をもらって、補助金をもらってやってもらっているんですよ。それでさっき言ったように、生活ごみはふえないということなんですよ。生活ごみは、だからその仮置き場で燃さない。

ところで私、伊豆市一般廃棄物の処理計画というのを読んでいたら災害廃棄物のところがあったんですけども、災害廃棄物は別に定めるところがありますけれども、定めてありますか、お伺いします。災害廃棄物処理計画はありますか、ありませんか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 静岡県 of 災害廃棄物処理計画に基づきまして、平成29年の3月に伊豆市災害廃棄物処理計画を策定しております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） それは議員に配られていないですよ。配られていないと思いますけれども、私、インターネットで見たけれども、インターネットに載っていなかった。伊豆の国市はあるですよ、伊豆の国市は載っていますよ。ほかの市町も載っているんですけども、なぜか伊豆市だけが載っていないと、こういうことなんです。だから私、見たくて見ようと思ったけれども、見られなかったんですよ。だってわからないから、出てこないから。

だから要するにそれで、ではちょっと話はもとに戻りますけれども、第二次仮置き場で燃すということですけども、その第一次仮置き場、第二次仮置き場というのはもう決めてあるんですか。それを知らないからお伺いします。仮置き場、設置してあるのかないのか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 仮置き場のある程度の候補地は選定はしてございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 選定してあるとは、そこはどこですか。あしただって災害が起こるかわからないんですよ。どこに選定しているか教えてください。だって、あしただって起こるかもしれない。きょう、今晚だって起こるかわからないではないですか。候補地なんていったって、どこだか、市有地なのか民有地なのか、どこなのかわからなきゃそれは困るではないですか。おたくらだって困るでしょう、はっきりしとかなきゃ。それはどこか教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） この部分については、当然のことながら市有地も含め、また、地域の状況を勘案しまして、民有地も含まれているということでございます。そういった部分を含めて候補地ということで、行政、私どもは承知はしておりますが、実際、有事の際には市有地を優先的にやらせていただきながら民有地についても協議を進めると。ただ今現在、民有地の部分でここですということは地主さん、所有者の方々等の気分も、また了解も得ていない部分もありますので、公表はできません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） それは広さはどれぐらいですか。それで、大体1日何トンくらいを処理するとか、そんなのは決めていないですか。広さ、広さと処理能力。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 当市の災害廃棄物の処理計画でございますが、レベルワンの部分において可燃物、不燃物、津波堆積物の仮置き場の必要面積は記載をしております。一次の仮置き場については2万575、二次仮置き場についても2万968という必要面積を算出しております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） それはもしかしたら例えば学校のグラウンドとか、そういうところなんですか。それとも、そんな平たいところがあるかどうか、伊豆市の市有地に。どういふところを使おうとしているんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） ある程度の広さを持つ市有地、当然のことながら公共施設の部分がございまして。ただ、その公共施設の部分もほかの防災関係の団体等と競合する部分がございまして、その部分については調整を進めながら仮置き場を選定しておきたいというこ

とで、ただ民有地については、今私どもはここをという候補地はございますが、それは申し上げられません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） なら、仮置き場についてはそういうのも明らかにして、ちゃんと相手だって知らなきゃ困るでしょう、急にそんなごみがどんと来てもらっても困るから、そういうのは相手にもちゃんと通知して、こうなりますよという、学校なら学校とか、そうしたほうがいいではないかなと思うわけですけども。

それでは、では災害ごみの焼却については第二次仮置き場で焼却すると。その場合、もしも大規模だったら仮設の焼却炉も。仮設の焼却炉をつくるなんていう、そういう計画はあるですか、大規模の場合。どういうことなんですか。そこら辺はどうですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 大規模の災害という部分で私どもが万が一災害を受けた場合、伊豆市においてその災害ごみの量等を計算しまして、実行計画をつくります。そういった中で、自前の施設で処理できない、また、県をお願いして広域の部分で処理が調わないという結果になったときには、伊豆市の災害廃棄物の処理計画では、中間の仮設施設をつくって処理するという計画にはなっております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 仮設焼却炉、つくるかどうかわからないわけですけども、今の柏久保の焼却場ではなんかが災害ごみを燃すとか、そういうことはありますか、今の柏久保の焼却場、あるいは土肥戸田の焼却場で災害ごみを燃すとか、処理するとか、そういうことはあり得るのでしょうか、ないのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 環境省の災害廃棄物対策指針においても、自前の施設を先に活用しなさいと。人材、施設、資機材を活用して処理をしろということでございます。我が市の廃棄物の処理計画におきましても、伊豆市の清掃センターと土肥戸田衛生センター、これは既存のごみ焼却施設の処理ができるというふうな施設ということで上げてございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 私が言っているのは、災害廃棄物の処理です、災害で出てくる生活ごみではないんですよ、さっきも言いましたけれども。柱、はり、角材、流木、倒壊した自然木、壁材、これはどうやって柏久保で処理できるんですか。どういうふうに。あした災害

があった場合、例えば柱とか、流木とか、畳とか、濡れた畳とか、そんなの処理できると思いますか。私は処理できないと思いますよ。その辺どうお考えでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 二次仮置き場において粗選別、破碎、そして焼却するというところでございます。ある程度破碎をして、処理できるものに変えて、既存の施設で焼却はさせていただきますという計画でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） だから、そういうことはほとんど不可能だということなんです。大体、この前、熊本の地震とか広島の高雨災害とかあったわけですけども、あれ全部産廃業者が処理しているんですよ。益城町とか全部処理していると。何で自分たちで処理しないかという、自分たちで処理するとちょっと補助の金額が下がるから、国で全部出すんですよ、産廃業者に出せば。だから全部出しているんですよ。そんなわざわざ面倒な思いして補助の少ないところで燃すわけがないでしょう、普通考えたら。だから、それにはちゃんと実態をよく考えてくださいよ、実態を。既設の焼却場ではそんな災害ごみは燃せないんですから、処理できないんですから。そこら辺、ではもう一回、何か言うことあったら言ってください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 今、手元になくて恐縮ですが、東日本大震災の、まだ全部終わっていないんですけども、大体県が広域で処理しているものと、市町村の焼却場で処理しているものは大体半分ぐらいで、もちろんその実際にはふだんの生活ごみもある程度可燃物も燃えるものは一緒に処理せざるを、要するに、早く処理したいわけですよ。いろんなところで被災状況をごらんになっているとおりに、市民の方は早く家を片づきたいので、道路とか広いところに、例えば今修善寺温泉であれば、こちら工事中ですから駐車場は1カ所になっている、あいた駐車場があればやっぱり周りの皆さん持ってきちゃうわけですよ。それを早く処分したいわけですから、そうするとすぐに燃やせるものは市町村が燃やし、分別が難しかったり処理が難しかったものは県が取りまとめることが多いんですけども、広域で燃やし、もちろん産廃業者でないものは分けるという、その分別自体も難しいんですけども。市町村の焼却炉を使わずに広域とか産廃業者だけに任すというのは、私が読み聞きしている範囲ではそういったことは起こっていないようです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 私が言っているのは、それは市長の言ったのは生活ごみのことを言

っているんですよ。道路の両側にずっとごみを並べているということは。生活ごみのことを言っているんですよ、家庭から出ている。私が言っているのは災害ごみですよ。柱、畳、流木、はり、どうするのと。燃せるわけないではないですか、市の焼却場で。そういうことで、ちゃんと認識を改めていただきたいと思います。

以上、終わります。

○議長（三田忠男君） これで西島信也議員の質問を終了いたします。

◎散会宣告

○議長（三田忠男君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

一般質問２日目につきましては、明日６月６日の午前９時３０分から行います。

本日はこれにて散会いたします。

どうもお疲れさまでした。

散会 午後 ４時２６分

令和元年伊豆市議会 6月定例会

議事日程(第3号)

令和元年6月6日(木曜日)午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	波多野 靖明君	2番	山口 繁君
3番	星谷 和馬君	4番	間野 みどり君
5番	鈴木 正人君	6番	下山 祥二君
7番	杉山 武司君	8番	三田 忠男君
9番	青木 靖君	10番	永岡 康司君
11番	小長谷 順二君	12番	小長谷 朗夫君
13番	西島 信也君	14番	杉山 誠君
15番	森 良雄君	16番	木村 建一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地 豊君	副市長	本多 伸治君
教育長	西井 伸美君	総合政策部長	堀江 啓一君
総務部長	伊郷 伸之君	市民部長	梅原 敏男君
健康福祉部長	右原 千賀子君	産業部長	滝川 正樹君
建設部長	山田 博治君	建設部理事	白鳥 正彦君
教育部長	金刺 重哉君	会計管理者	城所 章正君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	浅田 茂治	次長	永沼 健一
主査	鈴木 恵美子		

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和元年伊豆市議会6月定例会を再開いたします。

本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（三田忠男君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（三田忠男君） 日程に基づき一般質問を行います。

本日は、発言順序6番の下山祥二議員の質問を行います。

◇ 下 山 祥 二 君

○議長（三田忠男君） それでは、6番の下山祥二議員。

〔6番 下山祥二君登壇〕

○6番（下山祥二君） 皆さん、おはようございます。6番、下山祥二です。

発言通告書のとおり一般質問をさせていただきます。

市民生活の安心安全を守る行政サービスの取り組みについて、市長、教育長に答弁を求めます。

平成の時代から令和の時代となり、多くの市民が新たな希望を抱いていることと思いますが、改めて平成の時代を顧みると、平成7年の阪神・淡路大震災を初め、未曾有の大地震の数々、大型台風、さらには不幸な事件、事故も数多く発生した時代だったと回想いたします。幸い当市においては、ここ数年、甚大な被害をこうむった大災害や事件、事故は発生しておりませんが、南海トラフ地震の発生も危惧される中、時代は令和になっても、大災害や事故はいつ発生してもおかしくない状況に変わりはありません。

安心安全な市民生活を守ることは、行政の最大使命であります。今後予期される大災害や事件・事故対策の備えは十分であるか、過去の教訓をもとに当市の現状課題を明らかにし、防災・減災に努めるべきであると思います。

最近も連日、事件、事故の報道がされている中、とりわけ高齢者の交通事故報道が後を絶ちません。中山間地で人口減少が顕著な伊豆市においては、公共交通網が脆弱なため、現役世代から高齢者まで、自家用車がなければ多くの市民生活は成り立ちません。結果、不幸な

交通事故のリスクは常に潜んでおり、決して他人事ではありません。

当市における交通事故安全対策や事件、事故の防犯対策の課題をどのように捉え、市民の安心安全を守るための市民サービスの取り組みが十分に実施されているか伺います。

①高齢者の自動車事故をどのように捉え、伊豆市として高齢者の自動車事故防止、交通安全対策は具体的にどのように考えていますか。

②通園、通学時における交通事故安全対策は十分に図られていますか。保護者や地域住民の方々と連携されていますか。交通事故や防犯上危険な箇所を特定し、その情報を共有した上で、行政として交通安全、防犯対策の取り組みは十分にできておりますでしょうか。

3番、本年4月1日、静岡県では、静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が施行されました。そして、10月1日からは、自転車保険加入義務化等、児童、中学生の自転車通学時には乗車用ヘルメット着用義務化も施行されています。それを受けて、当市においては具体的な取り組みは考えていますか。

以上です。

○議長（三田忠男君） ただいまの下山祥二議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

お答え申し上げます。

まず、高齢者の交通事故についてなんですが、伊豆市の場合には、防犯、それから事故、防災上、犯罪は特殊詐欺を除いては非常に少ないんですが、残念ながら交通事故は後を絶たないという感じです。

大きく要素としては、1つは、観光客のお客が多いものですから、伊豆スカイライン、西伊豆スカイラインとか観光客の運転に伴う事故がなかなか減らない。もう一つは、市民の事故の場合には、きのう杉山議員からも御指摘ありましたけれども、中伊豆小学校の前とか松ヶ瀬とか、横瀬の3差路とか、構造上事故が多いところもございます。ここは行政の責任として改善しなければいけない。

そして、3つ目の大きな問題がやっぱり高齢の方の運転で、実際に伊豆市でも平成30年中、高齢の方の運転者に起因される事故が、これ定義的には65歳以上の方が車両を運転し、第1当事者となった事故、この発生数が57件あって、前年度比プラス9件という残念な結果になっております。伊豆市の場合には、福祉タクシー券や、また70歳以上の方のいきいきパスなどの施策もしているのですが、運転の難しくなった方に対する施策というものをこれからも検討する必要があるかと思えます。

2番目の通園、通学の通園については、健康福祉部長に答弁をさせます。

3点目は、基本的に教育委員会で検討いただくことですが、自転車の一番使われるのはオランダで、オランダ、ドイツが自転車社会の先進国なんですが、大人も子供も全員ヘルメッ

トをしています。損害賠償社会ですから保険も入っていますし、それから手信号を全員やるんですね。大仁警察署の方と話をしたときに、そのとおりなんだけれども、手信号については余り上手じゃない方が後ろを見てきよろきよろ手信号をされると、逆に危ない場合もあるので、ヘルメットはぜひつけてほしいけれども、手信号については今、義務化することの功罪も少し検討されているようです。

したがって、ヘルメットの義務化と自転車保険の加入というものは、行政としても積極的に進めるべきだと考えております。

私も行政の長であると同時に市民の代表ですから、私は、自転車に乗るときには必ずヘルメットを着用し、そして確認したところ、損害賠償責任には入っているということで、自動車の保険の中で自転車事故、私の場合にはしっかり保険を掛けているという状況でございます。

○議長（三田忠男君） 教育長。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

○教育長（西井伸美君） 皆さん、おはようございます。

それでは、私のほうから②、③について御回答いたします。

まず、②についてですが、議員御指摘のとおり、交通事故安全対策は大変重要であると認識しております。児童生徒の登下校時の安全に通学できるよう、学校、地域のボランティアの皆様、警察の方々に横断歩道や交差点等で見守っていただいております、大変感謝しております。また、明るい社会づくり運動に取り組む皆様より、小学校、義務教育学校の新入生に黄色い帽子や黄色い傘、また新中学生、義務教育学校後期課程の生徒には腕章を配布していただき、交通事故防止に役立っていると考えております。

教育委員会といたしましては、警察及び交通安全部局とも連携し、交通事故のみならず、児童生徒が安全に通学できるよう、学校におきましても交通安全教育に取り組んでまいりたいと考えております。

また、昨年の8月末から9月中旬にかけて、学校や保護者により通学路における防犯上の危険箇所の洗い出しをしました。各学校から50件の報告がありましたが、防犯上特に対策が必要と思われる箇所17カ所を抽出し、9月までに学校、建設課、防災安全課、警察、PTA、県の土木事務所、そして教育委員会で合同点検を実施し、点検実施後に対策を協議しました。県や市、警察でできる対策については、それぞれ担当の部署で対応することとしました。

教育委員会といたしましては、学校においても非常時の防犯教育はもとより、引き続き警察署や防犯部局とも連携を密に取り組む所存でございます。

次に、③ですが、自転車保険の加入促進ですが、昨日の杉山誠議員にもお答えしましたが、10月1日より静岡県においては条例が制定され、県民の生活に欠かせない交通手段である自転車の安全で適正な利用が促進される取り組みが始まりました。学校長も、児童や生徒が自

転車を安全かつ適正に利用できるよう、必要な教育を行うこととされました。

伊豆市内の小中学校で自転車通学を認めている学校は、修善寺中学校、土肥小中一貫校の後期課程の2校です。今現在、この通学を許可するに当たり、ヘルメット着用は義務づけておりますが、10月1日までには今回の県条例の施行をもちまして、保険加入につきましても義務化というような方向で対応していくよう、各学校に改めて指示をしたいと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） それでは、補足説明の申し出がありますので、健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） おはようございます。

私のほうからは、②のこども園での通園時の取り組みについて説明させていただきます。

昨日、杉山議員からも質問がございましたが、大津市において園児2名が亡くなるという大変痛ましい事故が5月に起きてしまい、園長会や保育士の研修会でも交通安全の徹底、見直しを指示いたしました。また、国、県の指導もあり、保育所等での保育における安全確認の徹底について、各園に周知しております。

大津市での事故は、お散歩中の事故でありましたが、お散歩は子供の情操教育や体力づくりにも大切な園外活動であり、子供たちも非常に楽しみにしているところです。お散歩コースについては、園でもお散歩マップに危険箇所を加えたり、地域で現地を詳しく知っている方から、雨により急な流れになる河川や土砂災害の心配がある箇所をハザードマップを使い教えていただき、安全を確認しているところです。また、事前に保育士が現地を歩き確認するなど、今後も交通安全に、そして防災防犯について徹底していきたいと考えています。

また、園児のほとんどが親御さんの車で送迎するものですから、親御さんには入園や進級のときなど、こども園での駐車場の中での事故防止や駐車場からこども園までの通園路について、警察署からいただいた配布物などを配布するなどし、交通安全マップを用いて気をつけるように指導をしているところでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） それでは、再質問をいたします。

本年4月19日、東京東池袋におきまして非常に衝撃的な事故が発生いたしました。加害運転者は87歳の高齢者であり、その運転ミスによりアクセルペダルを踏み続け、100キロ近い猛スピードでそのまま交差点に突入し、ごみ収集車と衝突した後、母子2人を死亡させ、負傷者も9人に上りました。その日の午前中までは幸せに暮らしていた何ら過失のない母子2人の命が一瞬のうちに奪われ、被害者家族が不幸のどん底に突き落とされることになった大変痛ましい事故でした。被害者やその御家族に対して慰めの言葉も見つかりません。

残念なことに、この事故の後も全国各地で衝撃的な高齢者事故が連日報道されております。

つい一昨日も81歳の高齢者が運転するワンボックスカーが福岡で、きょうのニュースですと約130キロの猛スピードで逆走し、多くの負傷者が出て、運転していた老夫婦が死亡したという事故でした。

当市においても、いつ何どき不幸な事件、事故が発生してもおかしくないと思い、今の現状を把握し、伊豆市の交通安全対策や防犯対策が少しでも進んで、市民の安心安全が守られればと、その願いから質問いたします。

先週の金曜日の夕方、たまたまFM I Sの放送を聞いていたところ、防災安全課の職員さん2人が最近の事故を詳細に分析して、特に高齢者事故の交通安全を啓発し、運転免許自主返納制度の話もしておりました。頑張っていて市民に発信しているなと思いました。

そこで、伊豆市の高齢者で現在も運転されている方というのは、何人ぐらいいるかつかんでおりますでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 高齢者というくくりですと、65歳以上ということで御理解いただきたいと思います。現在、伊豆市民で65歳以上の方が約2万1,175名おります。そのうち運転免許を保有している方が7,233名、約34%の65歳以上の方が免許を保有しているという現状でございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山祥二議員。

○6番（下山祥二君） 80歳以上とか、そういうくくりではわからないですね。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） こちら大仁警察署のほうのデータで、一応65歳以上の高齢者ということで、70歳、80歳という細かいところまではデータをいただいております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

[発言する人あり]

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 失礼しました。

先ほどの65歳以上が2万1,000人と申しましたのは……、すみません、免許の保有者が7,200人ということで、ちょっともう一度これ調べさせてください。申しわけありません。ひょっとしたら大仁署管内かもしれませぬので。すみません。

○議長（三田忠男君） 先ほどの答弁の訂正がありましたので、それでは下山議員。

○6番（下山祥二君） 新聞紙上では、80歳以上の高齢者のうち4人に1人がいまだに運転しているというような記事もありました。ここにいる16人の議員のうち11人は、約70%に当たりますけれども、65歳以上の高齢者であり、我々自身も自動車を運転するときには十分注意したいと思います。

高齢者の事故は、大仁署管内でも前年度より18件増加しているということですが、当市における高齢者の事故の傾向と、その具体的な対策はどのようにされているかお伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、高齢者の方の特に車両事故でございますけれども、やはり出会い頭や後ろからの追突といったケースが上げられます。主な原因としては、やはり前方不注視によるものなのかなと思っております。伊豆市としまして、市の地形柄、なかなか高齢者の方も車を手放せないというのが現状のようです。昨年もデマンド交通の実証実験をやっても、なかなか実績が上がらないというのは、やはり御自分で運転して出かけるほうが利便性がいいということもあろうかと思えます。

他市の状況を見ますと、やはり老化というのは交通事故につながる危険性が確実に高まっていくということをまずは自覚していただきまして、運転にだんだん自信がないなというような自覚を持たれる方は、免許証の自主返納をしていただく方策なのかなと。

ただ、伊豆市は、福祉のタクシー利用券等は80歳以上の方を限定としております。よそを見ますと、この自主返納についてだけのタクシー券の配布等をやっているところもありますので、市としまして、自主返納を促すのに新たな制度を設けるのか、また、この福祉タクシー券の制度自体をどうするのかというのは、検討していかなければならないように感じております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 全国的には認知症が疑われる高齢者事故による重大事故は後を絶たない状況のようです。多くの高齢者の事故、その第1当事者は、ブレーキを踏んだがとまらなかったと証言されていますが、その後の事故の検証結果は、エンジンにふぐあいがあった、運転ミスではなからうかという、そういう報告がされております。

伊豆市において高齢者の事故は、総件数はそんなに数はないということですが、一旦不幸な事故が発生した場合には、単独事故ではなく、他人を巻き込む大事故に発展する可能性、危険性は十分考えられます。

そこで、考えられる危険リスクを一つずつ取り除いていかなければならないと思いますが、伊豆市内において危険な箇所やどのようなリスクが存在しているか、その辺は認識されてお

りますでしょうか。

○議長（三田忠男君） 教育部長、先ほどの分析した箇所、50カ所分析して17点をという、ちょっと例を挙げていただければと思います。

〔「それは防犯です」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 防犯ですか。防犯だ、交通安全と違うの。ごめんなさい。
総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 市内の道路状況を見ますと、やはりまだ歩道が整備されていないとか、交差点も不十分なところもあろうかと思えます。特に高齢者に限らず、基本的には交差点や横断歩道の付近、これらが危険な箇所、また若干交差点の進入もわかりづらいようなところもあったりするようなことも聞いておりますので、そのあたりはやはり道路管理者としっかり建設部交えて点検というか、改修のほうを検討させていただきたいと思えます。

○議長（三田忠男君） 建設部長、どうでしょう。つかんでいますか。特に答弁ないですか。
建設部長。

○建設部長（山田博治君） 高齢者の交通という部分なんですけれども、建設のほうでやっているのは、きのうもちょっとお話ししましたけれども、通学路の点検ということで、今話しました24年以降から結構そういう事故が発生していますので、24年から毎年1回、4回は通学路の合同点検を国交省と文科省、警察署、土木とで点検をしている状況でございます。その中で、箇所数は4年間で合計、延べ数ですけれども、154、危険箇所を点検しまして、その中で要対策箇所ということで、80件が要対策でしょうということで確認しました。その中で70件はもう実施、対応済みということで、その中では区画線の引き直しとか、例えば伐採、立木により視界が不良なところは伐採を入れるとか、あとはポストコーン、グリーンベルト、要するに路肩にグリーンベルトをやるとか、そういうようなことで対応をしている状況でございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 今の答弁で、ある程度対策は練っているなということですが、私自身もちょっと気になっているところを再度確認させてもらいたいと思えます。

天城北道路が開通して月ヶ瀬インターチェンジなんですけれども、こちら青羽根から左折するとき、湯ヶ島方面から右折するとき、ちょっと進入口がわかりづらいんですね。このまま放置すると、ややもするとなれていない高齢者の方が逆走して大事故になる可能性もあるかなと思いますが、そんなような声は当局には届いていないでしょうか。

○議長（三田忠男君） 建設部長。

○建設部長（山田博治君） 月ヶ瀬インターが開通して、自分もそこを通ったときに状況は、まず修善寺方面から湯ヶ島に向かってくると、そこで左折で土肥へ行く直進、青羽根へ戻る

右折と3車線あります。上りのほうは1車線ということで、今言われたように、例えばここで湯ヶ島方面からそこで右折して天城北道路に入るときに、3車線と1車線ということで、非常にわかりにくいという状況でありました。それを踏まえて、国と県と公安委員会は現地確認して、今現在、ポストコーンとガードレール、矢印を設置している状況でございます。

今後は、今、道の駅のところで進入路をつくっていますので、それが完成したときには、上り方面、修善寺方面にはグリーンで矢印をつけて、伊豆縦貫道というような標示をするというようなことを聞いていますので、まずそういう対応を確認して、その後どういう状況かということ、また今後の対応になると思いますけれども、今そういう現状でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） よくわかりました。道の駅が整備されてくれば、もうちょっとわかりやすくなるんじゃないかなという、私も期待していたんですけども、大事故がある前にしっかりと改善できればなというふうに思っております。

先ほど総務部長の答弁で、危険な箇所、交差点や横断歩道という答弁がありましたけれども、市内には数え切れないほどの横断歩道があります。その横断歩道を斜め横断している方を何人か見かけたことがあります。これは不幸にして自動車と衝突した場合、弱者である歩行者であっても、その責任は今問われます。3日前の静岡新聞の記事でも、横断歩道の赤信号を無視して横断した歩行者がバイクと衝突して、バイクの運転者が死亡した事故が発生しました。静岡中央署では、この歩行者も重過失容疑で書類送致する方針を固めたということでした。この歩行者は41歳でしたが、ややもすると高齢者は視界が狭くて、横断歩道まで行かずに無理な横断をする可能性もあります。

これはほんの一例なんですけど、このような危険箇所について、例えば警察や専門家による出前の交通安全教室開催をもっと頻繁に開催する等、交通安全の啓蒙運動がさらに必要だと考えるんですが、その辺はどのように考えますか。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 主には交通安全については、大仁署管内の交通安全協会に所属しております交通安全指導員の方がいます。この方々でまずはお子様を対象にいろいろ交通安全教室を実施していただいておりますけれども、高齢者の方には老人クラブ等の団体に対しても、この交通安全教室を実施しておりますので、まずはそういう教室の回数を何とかふやせられないかということと、あと、運転をされる方には危険度予知訓練、画像を見ながら危険度を予知する、ペダルを踏むとか、そういう訓練も実施しています。高齢者の方としては、シルバー人材センターの方の会員などにも参加していただいておりますので、なるべく多くの方に参加していただけるような機会をつくっていきたいと思っています。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君）　そうですね。繰り返しそういった講習等も高齢者の事故防止につながるのではないかなと思いますので、ぜひ今後もよろしくお願いします。

総務部長の答弁にありましたが、高齢者の事故のリスクをやはりできる限り回避するには、運転免許の自主返納制度、これが最も効果的だと考えます。自主返納者のサポート体制がこれはしっかりしていなければなかなか進みません。仮に、自分がこの伊豆市に住んでいて、10年、15年後にそんな立場になって、免許を返納し運転ができなくなった、そんなときを考えると、自由がきかなくなるし、遠出もできなくなるということで、きっと寂しい気持ちになるだろうなと思います。

先月、5月に実施した議会報告会のワークショップでも、修善寺の温泉場の方が、我々は日常の買い物に困っている買い物難民ですと意見されていました。市内の中山間地ならともかく、温泉場の皆さんから買い物に困っているという、そんな話がちょっと意外でしたが、高齢者で運転しない方は予想以上に多いのかなというふうにも思いました。また、天城のほうでは、通院のときには慶友病院や中島医院の送迎を利用して、大変助かっていると聞きました。

高齢者の買い物や通院の交通手段を今後充実していかなければ、運転に不安があっても、日常生活のことを考えて、無理にでも運転してしまうのではないかなと思います。また、高齢者の免許の返納については、何よりも家族の説得が絶対的であると思います。

そこで、伊豆市の免許返納者へのサポート体制の現況はいかがでしょうか。今後どのように充実していくかお伺いいたします。

○議長（三田忠男君）　答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君）　先ほども少し述べさせていただきました。現在、特に自主返納をされた方へのサポートというのは、制度的には持っていないんですが、80歳以上の方の福祉タクシー券の利用と、あと70歳以上の方のいきいきパス、この2つの制度で現在、高齢者の方の社会活動への参加の機会をつくっておりますので、ただ、80歳の方の福祉タクシー、じゃ、70歳、75歳で返納した方は使えませんので、そのあたりをしっかりと検討させていただいて、伊豆の国、函南でもそういう自主返納をされた方へのサポートをしておりますので、当然、伊豆市でも検討させていただきたいと思っております。

またあと、行政ではないんですが、警察のほうでやっています運転免許証の自主返納をされた方へのサポート店制度というのがあるようです。自主返納をされた方が証明書を持ってお店に行ったりすると割引を得られるとか、あと、タクシーなんかも若干の割引があるような制度があるようですので、できれば市内の、どうも加盟店をちょっと見させていただくと、市内の店舗とか運送事業者がちょっとないように見えたもんですから、そういう事業者への働きかけも今後していきたいなとは思っております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） そうですね、その特典については私も見ましたが、湯の国会館で200円だけの割引、ほかには伊豆市内、ちょっと見当たらなかったんですね。その辺もぜひ今後検討してください。50年、60年運転してきた高齢者が納得して返納できるように、公共交通やコミュニティバスの充実を図ってもらいたいと思います。

先ほどもちょっと触れましたけれども、買い物難民は、ある資料によりますと、今や過疎高齢地域に限ったものではなくて、都会でも坂道があって買い物の負担が多いとか、また、団地にエレベーターがなくて不便などの理由で、便利なはずの都会でも食を取り巻く環境は悪化しているようです。

そこで、2012年に設立された徳島県に本社を置く企業で、全国700万人の買い物難民をサポートする移動スーパー「とくし丸」という会社が課題解決型ビジネスとして、わずか3年で全国的なネットワークとして成長しているようです。当市においても昔、JAがノブチャンカーということで移動販売車をやっておりましたが、このような民間活力を利用して、お年寄りの日常の生活に寄与するようなことは今後考えられますでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 幾つかそういった試みもありまして、土肥の八木沢でも一時、補助金申請まであったんですが、ビジネス上の収益性が見込めないということで、取り下げられた経緯がありました。それから、そのときにコンビニのほうでも、今の中伊豆の八幡グラウンドの跡地に誘致したような企業と同じように、宅配のサービスをするような傾向がありましたので、そちらの動向を見てもよいかというようなことで、状況の推移を見守ったような次第です。

私も小さいころは、ノブチャンカーが来るのを楽しみにしていましたから、それも一案ですし、それから地域の集会所に何らかの商品を展示してもらうようなこともあるのではないかと思います。

伊豆市は、ほかの案件でも申し上げたんですが、120近い区というのは、かなりやっぱり区の数が多いんですね。それを無理やりくっつけるのではなくて、ある程度一致しているような、例えば本柿木と大平柿木とか、松ヶ瀬と佐野とか、そのようなところで、共通にこの集会所を使いましょうのような、そしてそこに月に1回お店に来ていただくとか、そういったことも移動販売車とともに展開できればなど。ジャストアイデアですけども、今考えているところで、いわゆるコンパクトシティと呼ばれる修善寺駅周辺に生まれ育った人たちに、そこを家を放棄してこっちのスーパーマーケットの横に引っ越してくださいというのはかなり難しいと思うんですね。そうすると、やはり大きく住みかわることによってコンパ

クトタウン化するのは時間がかかるので、それまでの間に、今生活されている方々の利便性を改善していく具体的な施策というものを検討したいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） そのとくし丸さんですが、軽トラックの荷台に高齢者の希望に沿う食料品や生活雑貨も積まれていて、行く先々で待ち構えていたように、家から出てきた高齢者が買い物を楽しみ、あわせてよき相談相手にもなっているようです。料金はプラス10円ルールという設定をしているようで、決して高くないなと思うんですが、ぜひ今後このような民間の活力も検討していただきたいと思います。

続きまして、②、③についての質問ですが、昨日の杉山誠議員の質問と重複しておりますので、できるだけ重複しないように、②番については、防犯対策を中心にちょっとかいつまんで質問いたします。

当然子供たちや女性、高齢者などの弱者を守るには、地域住民が一体となって交通安全対策、防犯対策に取り組むべき体制づくりが必要だと思います。その上で幾つか気になっていることを質問させていただきます。

旧狩野小学区なんですけれども、いまだに通学路に「通学路狩野小学校」という看板があるんですね。その辺、御存じでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） 存じております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 確認されていればいいんですけれども、これは通学路だから注意してくださいという意味だと理解していますが、地域の住民からすると、狩野小学校から天城小学校に行ってもう6年になりますね。いつまでもそのまま放置していくのかなというふうに感じて、ややもすると行政は子供たちを思いやる気持ちがないのかなと思われても仕方がないと思いますので、早急に対処していただきたいなというふうに思います。

○議長（三田忠男君） 答弁ありますか。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） 御指摘のとおりでございます。やはりどうしても道が狭くなっているところでありまして、車の出入りのあるところに看板が10カ所程度、我々もすみません、把握しておりまして、御指摘のとおり、天城小学校になった時点ですぐに学校側、それからPTAの方々、設置者と協議をして、見直すべきだった点については反省をしておりますので、直ちにまたそのあたりの施策につきましては、学校、PTAとの協議をしまして、名称を変えるなり、場所の見直しをするなり、有効な手だてを考えたいというふうに考えて

おります。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 先ほど教育長の答弁で、市内に17カ所の危険箇所があるということでしたが、天城小学校の通学路となっている雲金地区ですが、半世紀前ですね、私たちの中学生時代だと半世紀前になるんですけれども、同級生、そして約20年ぐらい前の自分の娘も変質者に遭遇しております。下校時に学校から離れて1人になったときに、人目のない地区では交通安全対策と同時に不審者対策も大変重要であると思います。

そこで、ちょっと幾つか質問したいんですが、簡潔に述べていただきたいんですが、同報無線、防災ラジオ、伊豆市情報メールの活用に特にふぐあいはないでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 情報メールにつきましては、正直なところ若干まだ登録者数が少ないのかなど。これはぜひ利用していただいて、防災防犯、いろんな情報を、観光もそうですが、流しておりますので、まずは登録をしていただきたいということです。

あと、ラジオにつきましても正直、難聴区域があるということは聞いておりますけれども、なかなかその解決策というのが、具体的な解決策が見出せていないところが正直なところでは。

あと、同報無線につきましては、若干聞こえにくいところは、戸別の受信機や戸別のアンテナを立てていただいておりますが、ただ、その場合は家の中では聞こえるんですが、家の外では聞こえづらいというちょっと難点もございますが、何かしらの方法で今、ラジオや戸別受信機で聞こえるような手だてはしているところです。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） そうですね。もう一つ、静岡県警のエスピーくん安心メールというのは御存じでしょうか。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 県警のほうで、ある学校の付近とかに不審者の方がいたりすると、どこどこでそういう不審者の方がいますというような情報がメールで届くという話は聞いております。警察でそういう情報を流すときは、市のほうでも当然、同報無線というわけにはいかないんですが、情報メールでそういう情報も一緒に流すようにはしております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 教育長にお聞きしたいんですが、例えば不審者に遭遇したときの防犯ベルとか大声を出して逃げる指導、こんなことは指導はされていますでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 主に小学校の低学年1、2年生に入ってきた段階で、大声を出して、実際に子供たちに大声を出させて逃げるというようなことを体育館の中でやったりしながら、「いかのおすし」だとかいうことも含めて、そういう教室を開いて、ともかくこういう場合はこうするんだよというようなことを低学年のうちから訓練をしている教室を開いております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） もう一つ、「かけこみ110番の家」というのは、大仁警察とかPTA連絡協議会で各地域にあります、その効果はどのように捉えていますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 具体的にそこへ入ったというケースって、ほとんど余りないとは思っています。私の知っている範囲だと、利用しているのは、その看板があると子供がトイレを借りやすいというような話はよく聞いたりしますが、実際にそこへ飛び込む、教えるときも看板があるうちへ入れじゃなくて、ともかく近くの家へ逃げなさいと言っているもので、そういう意味では、あの看板は逆に抑止力であったり、また、安心して子供が行けるという、そういうものだと考えています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 教育長の答弁のとおりだと思います。先ほど申しました私の娘も、約1キロ近かったんですが、もう「かけこみ110番の家」なんかは全然考えずに、家まで走って逃げてきました。ただ、いろいろそういう看板等によって、防犯の抑止力にはなると思います。

もう一つ、最近余り見かけなくなって気になっているんですが、青色の防犯パトロールの現況はどのような感じでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 青色の回転灯を有している車ですけれども、市のほうでも本庁と各支所に1台ずつで合計4台配備をしております。定期的にはいつもあるということは、まだ定期には行っていないんですけれども、やはり青色灯を回すことによって注意喚起ということもありますので、どういうタイミングで巡回したらいいかということも含めて検討してまい

ります。

また、大仁警察署に届け出されている民間の青色パトロールカーも11台あると聞いておりますので、ちょっとどういう団体の方が所有しているかまだわからないんですが、できればそういう民間の方も活用していただいて、より防犯上、役に立てるような方策を考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） 実際にこの防犯パトロールにかかわっている方にちょっと聞いたんですが、車検証なんかも全部登録して、結構申請が煩雑らしいですね。それから、新車にしたりとすると、この青色の磁石が強くて、ボンネットとか天井につけるときにちょっとちゅうちょしちゃうというようなことを聞いて、どうも最近活動が活発化していないというようなことを聞きましたので、その辺、もう一度チェックしていただきたいと思えます。

ありとあらゆる防犯対策を施しても、100%安全が保障されるわけではありませんけれども、犯罪抑止力を働かせる取り組みは絶対に必要であると思えます。これからは、地域住民イコール見守り隊として協力していただける市民に、安価でも構わないんですが、蛍光色で統一したベスト、あるいはウインドブレーカーを配布して、下校時の家の前に立ってもらったりとか、田んぼや畑、農作業中に着ていただくとか、あるいはウォーキングのときに着用してもらい、そんなような対応はできないでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） ウォーキングの方にはよく反射材等の配布は、それはその方の身を守るという意味で、反射材等の配布はさせていただいておるんですが、市民生活の中で、そういう防犯の目的を持ったベストですか、そういうものを今まで考えたことがなかったものですから、ちょっと防犯協会や近隣の市町の状況などを確認していただき、仮に実際、市民の方がそういう外での作業等で身につけていただけるかどうかというのも、若干疑問はありますので、しっかりその辺は専門の方に相談させていただきたいと思えます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） そうですね。ただ、子供たちを見守りたいという気持ちはあっても、逆に不審人物じゃないかと勘違いされて困るようなこともあるかと思えます。いろんな住民が子供たちと安心して挨拶ができるような、そんな仕組みづくりができればなと思えます。ぜひ検討してください。

最後に、静岡県自転車保険条例に関する質問をいたします。

これは隣の伊豆の国市選出の土屋県議の発案で、同時に責任者として条例化に取り組んだ

ものと聞いております。唐突に市長に自転車保険に入っているかどうか聞こうとしたら、第一答弁で入っているという答弁がありました。さすがに市長だなと思います。一般の人に自転車へ保険入っていますかというふうに聞いても、今ぴんと来ないんですね。市長の答弁のとおり、自動車保険、火災保険、傷害保険に特約がありまして、その特約に入っているかどうか、そこのチェックがまず必要ではないかなというふうに思います。

先ほど市内中学校の自転車通学者は、ヘルメット着用が義務づけられているということでしたが、例えば修善寺中学と土肥小中一貫義務教育学校は、自転車通学者がいるということでしたが、何人ぐらいいますでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 修善寺中学で32名、土肥小中一貫校の後期課程、中学校部分ですが、7名、自転車通学をしております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） わかりました。

ただ、通学時だけじゃなくて、自転車の事故は、学校の管理下ではありませんけれども、塾へ通うときとか友達と遊ぶときとか、高校生の自転車通学はよく見かけます。この辺、交通事故対策として自転車の交通マナー、きのうもちょっと答弁ありましたが、再度お聞きいたします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 中学校のほうでは毎年1回、交通安全教室ということで、先ほど話に出ました大仁警察署の交通指導員の協力を得て交通安全教室を開いております。修善寺中学は全学年を対象に、天城中学も全学年、それから中伊豆中学校と土肥小中一貫校は中学2年生の段階で、交通安全教室で自転車のマナーの向上を目指して教室を開いております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） わかりました。

今後、新中学校の開校に向けて、保護者の一番心配しているものは、通学方法ということでした。自転車通学も選択肢の一つになると思います。10月の条例施行に向けて自転車保険の加入促進は具体的にどういうふうに進めていきますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 基本的に自転車保険に入るのは、要領を読ませてもらいと、保護者の義務とされていて、学校、それから教育委員会が入っているかどうかの、通学者に対して

は確認を必ずするようというふうな形になっているんですが、そうはいつでもいかないものですから、私たちとしては、通学者に対しては、基本的には保険に入っていなければ通学は認めない方向で、また、それは今現在もそうですし、新しい新中学校についても、ヘルメットと保険というのはもう義務で、それが許可する条件にするようなぐらいのこと、それから通学者でない保護者に関しては、きのうでもやりましたが、何らかの形で、知らない保護者もいるかもしれませんので、学校を通じて通知文等で推奨したいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

○6番（下山祥二君） わかりました。

昨日、杉山誠議員も述べていましたが、昔は自転車もどちらかというと歩行者と同様に弱者扱いだったですね。ところが、最近、自転車事故の損害賠償額は高額な判決が数多く出ております。保険に加入していれば全て安心ではありませんけれども、一旦加害者となった場合には、せめてものつぐないということで、民事責任は果たすべきだと考えますので、この辺、10月に向けて進めていくべきだと思います。

先日、保険代理店の方に、静岡県の自転車保険条例が施行されてから問い合わせはどうかと照会したところ、4月以降、富士市の方から1件だけ照会がありましたという回答でした。まだまだ県の自転車条例は浸透していないなというふうに思いました。

伊豆市においては、いよいよ来年にオリンピック・パラリンピックの自転車競技が開催されるにつれて、自転車人気もさらに盛り上がっていくことが考えられます。条例の義務化に対応すべく、今後の取り組みが必要ですが、先ほども市長が答弁されたとおり、まずは現在加入している自転車保険等の特約等を確認すること、この作業がまず第一だと思います。

最後に、この伊豆市に住めば、子供や女性、そして高齢者などの弱者を全市民が一丸となって見守るまち、日本一美しいまち、日本一安心安全なまちを宣言できるような強力な取り組みの推進を提案して、一般質問を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で下山祥二議員の質問を終了いたします。

◎散会宣告

○議長（三田忠男君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

一般質問3日目につきましては、明日6月7日午前9時30分から行います。

本日はこれにて散会いたします。

どうもお疲れさまでした。

散会 午前10時27分

令和元年伊豆市議会 6月定例会

議事日程(第4号)

令和元年6月7日(金曜日)午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	波多野 靖明君	2番	山口 繁君
3番	星谷 和馬君	4番	間野 みどり君
5番	鈴木 正人君	6番	下山 祥二君
7番	杉山 武司君	8番	三田 忠男君
9番	青木 靖君	10番	永岡 康司君
11番	小長谷 順二君	12番	小長谷 朗夫君
13番	西島 信也君	14番	杉山 誠君
15番	森 良雄君	16番	木村 建一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地 豊君	副市長	本多 伸治君
教育長	西井 伸美君	総合政策部長	堀江 啓一君
総務部長	伊郷 伸之君	市民部長	梅原 敏男君
健康福祉部長	右原 千賀子君	産業部長	滝川 正樹君
建設部長	山田 博治君	建設部理事	白鳥 正彦君
教育部長	金刺 重哉君	会計管理者	城所 章正君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	浅田 茂治	次長	永沼 健一
主査	鈴木 恵美子		

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和元年伊豆市議会6月定例会を再開いたします。

本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（三田忠男君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（三田忠男君） 日程に基づき一般質問を行います。

本日は、発言順序7番の青木靖議員から発言順序11番の波多野靖明議員まで行います。

これより順次質問を許します。

◇ 青 木 靖 君

○議長（三田忠男君） 最初に、9番、青木靖議員。

〔9番 青木 靖君登壇〕

○9番（青木 靖君） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告に基づきまして一般質問を行います。

発言の件名1、地域公共交通の今後。

2017年3月に伊豆市生活交通ネットワーク形成計画が策定されました。2025年までの9年間の計画期間での取り組みがスタートをしています。

そこで、現在までのこの地域交通を担う全体計画の進捗状況はどのようになっていますでしょうか、伺います。

また、地域内を移動する交通の実証実験、天城と中伊豆で行われたわけですが、その実証実験の結果はどうでしたでしょうか。また、その実証実験の結果を踏まえて今後の見解はどのようになっているのでしょうか、伺います。

件名の2、生涯現役プロジェクト。

中伊豆地区の地域包括センターの活動の中で生涯現役プロジェクトという取り組みが始められているそうです。これはこうした考え方に基づいています。高齢化率の上昇というのは、高齢者が増加しているという面だけではなくて、若い人たちがいないことによって率が上昇しているということが原因なのであって、今後は、介護を受けたくても若い担い手がない

ために幾らお金を払っても介護が受けられないこともあり得るという考え方から、介護予防の新たな対応が必要なのではないかという考え方から始まっているものだと思います。人生100年時代とか生涯現役といった言葉が多く使われるようになってきており、市としても新たな取り組み加わりませんかという提案をさせていただきたい。

この生涯現役プロジェクトの中で幾つかの取り組みをしていますが、大体こんなことをされています。高齢者の活動の支援をする取り組み、昼間使われていない特別養護老人ホームなどの送迎用の車両10人程度が乗れる自動車を活用して、ふだん引きこもりがちな方を公園などにお連れして2キロから4キロ歩く、そしてその後買い物もするというようなお楽しみ買い物ツアーというようなものを行っているそうです。

また、高齢者の方に仕事を支援する取り組み、収入を得ながら活動していただく。無理なく高齢者の方でも、二、三時間座ったままでできるような仕事をするお手伝いをしている。仕事を出してくれる人を探すということと、そうした活動に取り組みたいという方を募ってマッチングをしているということです。年金だけで暮らしていくということではなくて、若干の収入も得て日ごろの活動もできる。脳の活性化や運動機能の維持にもつながるということです。

こうした生涯現役に必要な3つの要素、健康、自立、活動と仕事への取り組みについて、市としても参加、または支援することでさまざまな効果が期待できると考えますが、いかがでしょうか、お考えを伺います。

○議長（三田忠男君） ただいまの青木靖議員の質問に対し、答弁を求めます。
市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。
地域公共交通についてお答え申し上げます。

現在、計画については3年目を迎えており、全体計画の進捗は、拠点・ネットワーク化、公共交通の魅力づくり、協働の仕組みづくりの3つの基本方針の実現に向けて事業を進めております。

具体的には、地域内のフィーダー交通についての試行運転の取り組みや、交通結節点での待合環境の情報提供の充実やバス停の整備、総合時刻表の発行など、利用のしやすさにつながる取り組み、あるいは地域の方々が公共交通について考える地域内交通検討会議の開催などを行ってまいりました。

この中で地域内フィーダー交通については、天城湯ヶ島地区と中伊豆地区において予約型乗り合いタクシーの実証運行を行いました。その詳細については総合政策部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） それでは、私のほうから実証実験の結果について報告させて

いただきます。

地域内交通の実証実験につきましては、天城湯ヶ島地区で、平成29年10月から平成30年9月までの1年間、中伊豆の冷川地区を中心としたエリアでは、平成30年の9月から平成31年2月までの6カ月間のそれぞれ乗り合いタクシーの試験運行を行いました。

天城湯ヶ島地区につきましては、予約型乗り合いタクシー、おでかけ天城といいます。利用人数が伸びず、本格運行への移行の目安としておりました運行稼働率25%及び1便当たりの乗車人数1.2人の目標値には届きませんでした。

また、中伊豆地区での予約型乗り合いタクシー、おでかけ中伊豆につきましても、おでかけ天城と同様に本格運行移行の目標値を設定いたしました。1便当たりの乗車人数につきましてはクリアしたものの運行稼働率については目標値を下回っております。

以上の結果を踏まえまして、天城湯ヶ島地区におきましては、登録状況、利用状況ともに少なく、目標値にも届かなかったことから、今回実施した運行内容での本格運行の実施は困難であると地域内交通検討会議で決定いたしました。

中伊豆地区につきましては、今年度、さらに6カ月間の実証運行を検討しており、その結果を見まして最終的には地域内交通検討会議で本格運行への移行について検討したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木靖議員。

○9番（青木 靖君） 地域公共交通ということで今回テーマに上げさせていただいて、形成計画、これに基づいて今3年目ですよという話がありました。これは9年間の計画ですので、今後さらに進められていくというふうに考えていますけれども、基本的にはきのうも下山祥二議員のほうからもありましたけれども、高齢者の方の足をどうするかということと、あと小中学生、高校生の通学の足をどうするかというところが一番の肝だと思っています。

この計画が作成される時点で各地域ごとの課題であるとか、通学、それから高齢者の足それぞれの課題も抽出されていまして、あとこれにどう対応するかというところを今やっているんだろうというふうには理解はしています。

それで、今も地域内検討会議において話し合いをしていますよということだったんですけども、地域内交通検討会議の実施の状況というのをもうちょっと教えていただけますでしょうか。かなりもう事前に課題とか改善点とかもかなり細かく出ているというふうにこれを見ると見てとれるので、どの辺の検討を実際にしているのかなというのがちょっと見えてこないものですから、差し支えのない範囲でお願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 地域内交通検討会議につきましては、地元の区長さん、ある

いは民生委員さん、あるいはシニアクラブの皆様、あと地域づくり協議会の皆様、包括支援センターの皆様等々に集まってお聞きいただきまして、それぞれ会議を行っています。定期的にと
いうことではございませんが、やはり実証実験をやる前にどういうニーズがあるのかとか、
そういう形でお聞きしながらそれをもとにある程度計画をつくっているという状況でござい
ます。それをもとに最終的に運行いたしまして、その結果を報告して今後どうしていこうか
という形で話をさせていただいています。

今後につきましては、天城湯ヶ島地区につきましては実証実験は終わりましたが、やはり
そこで終わりということではなくて、これからもやはり時代のたびに変わってきますので、
そのときどきに定期的にという形ではないんですが、ある程度時間を持ちながら話し合いを
持っていきたいという形で考えています。

中伊豆につきましても、今回検討実験を行いますので、その結果について地域内の検討会
議につきましては開催したいと考えています。その後につきましても、ある程度状況の変化
を見ながら会議は開いていきたいと考えているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木靖議員。

○9番（青木 靖君） 実証実験のほうからおさらいをしていくと、結果的には目標にいかな
かったよということで別な道をこれから模索するということだと思えるんですけども、いわ
ゆるここでやった予約型のデマンドタクシー的なおでかけ天城とおでかけ中伊豆の利用が伸
びなかった理由というのは、ある程度検証とかまとめとか、把握をされているとい
うことでいいんでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） その会議にちょっと私は出ていないんですが、私から申し上げますけ
れども、やっぱりアンケート結果とか会話の中でもはっきりととてもこれはありがたいけれ
ども、まだいい、これは大変岡村先生、大学からアドバイザーで来ていただいた先生には、
そこが問題なんだと、いよいよ乗れなくなったときにはバスにも乗れなくなるので、例えば
今いきいきパスをお出ししている、70歳、60歳以上ぐらいの方に意図的に動ける間に使って
いただかないと遅いので、そこが弱いという御指摘もいただいております。それはアンケー
ト結果や、やっている地域の皆さんの口頭での回答にもあるとおり、まだ車を運転したいと
いうことが現状です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木靖議員。

○9番（青木 靖君） 結局きのうも話題になっていたんですけども、高齢者の方の交通事
故が多くて免許の返納どうするかみたいな話も、連日今テレビでも毎日長い時間取り上げら
れていまして、きのうもその話に出ていたんですけども、実は自分も交通安全協会の総会

に出たときに警察関係の方がお話をされていまして、警察のほうから見ても高齢者の方の関連することの心配は、特殊詐欺の被害が大変この地区は多いということと、やっぱり交通事故の問題が大変心配だと、ただし警察のほうとしても、交通インフラの充実している都市部とか町なかだったら免許を返納してくださいということは言いやすいけれども、そういった交通インフラが弱い中山間地については車がないと生活できないわけだから、高齢になったから免許を返納してくださいとはなかなか言えないと、それが現状ですと、それはよくわかっています。だけどそれでもどうしても危険な運転の方がもしいらっしゃったら、家族を含めて免許の返納を呼びかけていただきたいですというお願いをしますという話でした。警察のほうも重々その辺わかっているもので、やっぱり軽トラに乗っている今の生活の足のかわりになるものを探してあげなきゃいけないんだと思うんですよね。それには今回お試しでやったような形のものがちょっとニーズに合わなかったということだと思うんです。

従来やっている80歳以上の福祉タクシーというのがありますよね。タクシーを使っている方結構多くて、通院に使うとあれ結構使い切ってなくなっちゃって通院には足りないんですよ。一方で路線バス、自主運行バス、過疎バス、いろんな方法でバスを維持しているんだけど、バスも利用者がのびないと、一方で分析の中でも、計画の中の分析の意見の中でも日中あいている福祉車両なんかを使えないかみたいな課題はここにも既に出ているんですよ。それらをうまくミックスして使えていない段階なのかなというふうに思っているんです。

それで、市長に聞きますけれども、政策として路線バスのほうにお金を入れて、自主運行バスであるとかそういったことにお金を入れるのかタクシー券をもっとふやすのか。タクシー券って福祉の話なんだけれども、最初言ったように交通事故の防止という観点からいったら、別な予算でタクシー券を安くすることもできると思うんですよ。今までの分は福祉の予算、これから足の確保ということで別な予算でタクシー券をもっと多く配るとか、そういうことというのは政策的に検討の余地はないんでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） やらなければいけない方向性の課題ではありますけれども、正直言って難しいという面があります。いきいきパスを70歳の方にしたのは、実は土肥でタウンミーティングをやったときに、私たちはバスに乗りなれているからタクシーじゃなくていいけれども、バス代を何とかしてくれないというところから始まったんです、実は。やはり土肥で使っている方が多い。

今回、おでかけ天城、中伊豆が余り伸びていないのは、どうも経路とか、セダンって乗りにくいのもかもしれません。セダンで2人、3人入るって、我々も今タクシーを使うとやっぱりジャパntaxiのほうの方が乗りやすいんですよ。ああいった形で五、六人ある程度わかる地域の方々の、バスの中でも会話をしながら行きたいところに回れるようにすることが

一つ可能性としてあるんだろうなと思います。今、病院のほうを余り言われたいのは、病院はそれぞれ送迎車を出しているものですから余り病院にというのはないんですが、病院に行った後スーパーマーケットに寄りたいたいところがこれからどういうふうに、どことコラボしてどのように回したらいいんだろうかというのは、一つのまず検討の方向性と、もう一つ、実は例えばデマンドバスを五、六人乗せるようにして行きたいところへ巡回すると、その経路がどれくらい時間がかかるかというところがあるかだと思います。こども園を逐次整備したときにスクールバスも検討したんですが、例えば中伊豆ですと園児をスクールバスで送迎するのに1時間かかるんです。全部の方向から出せませんのであるところからぐるっと回ると、そうすると小さい子は1時間乗ってられない。では、デマンドバスでお年寄りと一緒にしたときに一体何十分ぐらいまでだったら巡回的な経路に乗れるだろうかと、そういったことを具体的に検討して、今運行されている病院等の送迎車に付加するか、あるいは行政としてより使い勝手のいい距離と回り方と時間がどれくらいのもので実現可能なのか、その2方向については検討の選択肢としてあるんだろうと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） 通学も絡めて今ちょっとお話しをしてもらったんで、こういう市民の方からの御指摘もあるんです。今回のことしの予算づけの中で路線バスの減便対策事業という形で、通学用に要するに通学に使う路線バスが減ったのをおぎなうための予算というのを教育のほうの予算でつけて、それが小学校が1,000万円で中学校が約500万円かな。1,500万円ぐらい通学用のバスの借り上げという予算をつけているんですよね。でもよく考えたら小中学生は定期代を全額市で負担していますよねという話になって、借り上げたバスに乗らない分定期代半分要らないじゃんという、そこはどうなっているのと言われたんですよ。多分今過渡期なのでそういう策をとっているんだけど、今二重に払っているような気がしてきたと言われて、そう言われれば確かにそうだなという思いもあって、逆に通学用に借り上げたバスが回送で帰るときに一般の方が乗ろうと思ったら乗れなかったという、当然通学用で借りているので乗れないわけなんですけれども、その辺はやっぱり見直す余地がまだあるんだろうと思うんですよ。

お金の使い方としてどうかということと、利用の状況でやっぱりそれ事業者さんとの何だろう、問題があってその辺ができないのか、これからもそれが続くのか、あるいは改善の余地があるのかというところはちょっとお聞きしたいです。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 通学の問題については、小学校を再編成したときの通学の足を確保しますというお約束と現状が少し合わなくなってきた、ただバスが減った、あるいはルートが少し変わったのはそのとおりなんですけど、一方で2キロ以内を歩いてください、あるところ

は今でも集団登校の伝統があるところは3キロまで歩いているんですが、該当の地区は数百メートルでバス停があるんです。それがルートを変えたことによって、いや、こっちは通っていないよということなので、そこは今応急的にある施策をとらせていただいていますけれども、これはやっぱり保護者の皆さん、地域の皆さんとお話しをさせていただく今の状況を見ておりますけれども、そういった余地があると思っております。

スクールバスに限定しているわけではないので、比較的多い朝の便をどなたが乗られてもいいんですが、現状ある時間帯はほとんど小学生、中学生でいっぱいですので、そこでお年寄りの時間帯とは合わないし難しいと思いますが、ほかの走らせているバスの活用等についてはこれからまだ検討会議でも検討すべき課題かと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） 地域公共交通を考える場合に、この関係者ヒアリングというのを聞いてまとめてくれてある中に、一高齢者関係というのと、あと児童生徒関係とそれぞれ分けて検討をそもそもしてくれて計画をつくってくれてあるんですよね。それに基づいてやってくれているんですけれども、私はやっぱり小中学生、高校生も含めてですけれども、通学の足というのはこれも教育を受ける権利と一体だと思っているので、通学の足というのは確保されて当然、これは最優先しなきゃいけないものだろうと思うんです。そこにプラスアルファさっき言った帰りのバスにも地域の人が乗れるとか、ほかのものをセットしていくという順番で組み立てたほうがすっきりするのかなと僕は思っているんですよ。そこで事業者さんとのやりとりであるとか、さっきちょっと触れた昼間あいている福祉車両のほうにお年寄りのほうを誘導して子供のほうにバスを使わせるとか、そういう組み立てが必要だと思うんですけれども、今の地域内交通検討会議プラスアルファ、やっぱり業者さんとか車を持っている事業者さんとかの調整を市のほうである程度しないと、いつまでたっても何か今と変わらないような気がするんですけれども、そういう事業者さんとの検討というか、すり合わせをするような場所というのは今あるんですかね。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 地域内検討会議とは別に伊豆市地域公共交通会議というのがございます。これも毎年開催されているものでございますが、その中にはタクシー事業者さんであるとか伊豆箱根バスさんであるとか、東海自動車さんであるとかそういう業者の方も入っております、その中で総合的に検討している状況でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） それで、事業者さんとの関係も調整もしてくれているということなんですけれども、それで一方で路線バスが利用が低くなっている理由の一つというか、日中の

時間ですけれども、高齢者の方の公共交通を使う目的ってやっぱり通院が一番主で、あと買い物とかだと思っただけなんですけれども、各病院でそれぞれ送迎をしているんですよね。ここにもそういう取りまとめがあって、温泉病院が修善寺駅から車を出していますよとか、中島病院さんもやってくれているし、かくとこでやっているんですけれども、それを使えば無料なのでやっぱり路線バスは使わないと思っただけなんですよね。当然、中伊豆温泉病院にも東海バスさんが何便か出ていますけれども、利用の低いのはやっぱりそちらを使っているからだろうと、そのやっぱりすり合わせが今後必要なんだろうなと思っただけなんです。温泉病院が仮に別なところに移転したとすると、また温泉病院さんの送迎のワゴン車のルートも変わるんだけれども、それに例えば今走っている温泉病院を回って小立野のほうを回って駅に行く路線がなくなるとその周辺の方は困るよということであれば、温泉病院のワンボックスにその地域の方も乗れないのかとか、そういう調整が必要になってくると思っただけですよ。そうすると、バス事業者さんのほうは収入が減るということになりますけれども、その辺も大きい目で見て調整していかなくちゃいけないと思っただけなんですけれども、そういうことも可能でしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 小川区のほうからも要望が口頭であったんですが、温泉病院移転後も引き継ぎバスを残してほしいと、そのとき申し上げたのは、病院が移った以降の地域の皆さんとの話し合いとか地域の様子を見てということなんです、タイミング的に言うとそのときに中学校もどうなっているかということがありますので、修善寺駅から今、五、六キロでしょうか、中伊豆温泉病院まで。その地域の状況がかなり変わるものですから、一切そのバスはなくなって、はい、後ありませんということではなくて、全体の状況を見ながら検討すべき課題かと思っただけです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） バス、現行走っているのは大分本数は減っているんですけれども、自主運行バス、それから過疎バスという形で市のほうも予算を入れてバス路線を維持しているという状況、なおかつその中で利用も減っているという状況だということもわかっているんですけれども、そもそもバスに関してはバス停まで遠くて使えないという問題がそもそも伊豆市の場合にはあって、中伊豆とか天城にもあって、私もそうだと思うんですけれども、そもそもバスが使えないということと、例えば姫之湯みたいに自分たちの最寄りの主な幹線までバスの路線が入っていないというところもあるわけなんですよね。そこがそもそも問題であるのであって、希望の路線にバスを自主運行バスって市でお金を出しているんだから、従来の路線だけじゃなくて伊豆市のほうから、伊豆市で税金をこれだけ出しているんだからこのルートを通ってくださいという路線の決定を市のほうからリードするということではできないでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 今おっしゃいましたのは自主運行バスでございますが、これは市のほうでお願いしているバスということでもありますので、市のほうからバス事業者にルートを選択ということをお願いすることはできると思います。

ただ現状の路線、やはりそれは一番今までの経緯を踏まえて合理的なルートであると考えておりますので、例えばこれを変更してやるとなった場合には、今までの補助金がもらえるのかいろんな問題も出てくると思います。そのような関係もありますので、走行距離であるとか利用ニーズを含めた検討というのは今後必要だと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

[発言する人あり]

○議長（三田忠男君） 静かにしてください。

○9番（青木 靖君） この計画に基づいて計画に書いてあることの進捗状況を確認していますから全部関係あると思いますので、関係ないと思いますね。

地域公共交通の取り組みで、今特にさっき言いました中山間地の抱えている伊豆市では、やっぱり高齢者の方のニーズというのはドア・ツー・ドアなんだと思うんですね。今もバス停がそもそも近くにないという話をしましたけれども、本当に車を運転できなくなったときのことを考えると、ドア・ツー・ドアの小回りがきく移動の足、生活の足というか、そういうものを多分求めているんだと思うんです。そうすると、やっぱりバスじゃなくてタクシーに近いもの、小型車両のようなものなんだと思うんですけれども、そういうものをより何とかな、それぞれの利用する側の方のニーズをつかんでいる例えばですけれども、地域づくり協議会みたいな中で相互に助け合い運行みたいなものをやっていただいて、保険にもちゃんと入ってもらって、地域協働による公共交通というようなことも計画の中にうたわれているんですけれども、では、地域協働による公共交通って何なのかというのはちょっと見えてこないんですね。それをどういう事業としてどういう予算づけをするという可能性があってここに計画で載っているのかというのをちょっと教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） ドア・ツー・ドアということでございますが、今回実証実験をやりました中でも、通常のバス停以外にも最寄りのバス停でいろんな形で、そこにも寄れるよという形で計画させていただきました。ただそういう形で計画した中でも、利用人数が伸びなかったというのが現状でございます。

先ほど市長が申し上げたとおり、今現在は確かにドア・ツー・ドアは必要ではないのかもしれないんですが、やはりこれもそういう形で地域の中で助け合いながらやっていくような状況

が近々来ると思います。そのようなことを踏まえますと、ドア・ツー・ドアまではいかないでしょうけれども、やはり地域の皆さんが協力して地域の事情を理解していただきながらお互いが顔が見える範囲で、あるいは協働しながら、地域公共交通というんですか、そういうバスの運行というんですか、タクシー小型車の運行となるのかもしれませんが、そういうのは必要になってくると考えておりますので、やはり今後、先ほども言いました地域づくり協議会であるとか地域の検討会議とかがありますので、そのような中でいろんな形でのような適切なものをやるかというのを話し合いながら、よりよい方向に持っていきたいと考えているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） 国交省でも例えば公共交通がなくなって高齢者の方の移動が大変なところに、モデルケースとしてスローモビリティであるとか無人の電動の車両を移動の足として入れたりしているというところがあるんですけども、それって多分本当にまちというか団地の中とかそういうところだったらいいんだと思うんですけども、伊豆市のような洞が深い広い山間地には多分向かないと思うんですけども、そうはいったって日本中そんなところばかりになるわけなんですけども、今現在の時点で国と国交省とかのそういった中山間地域の地域交通を先進的にこんなのでやってみないか、モデルケースみたいなのを伊豆市でどうだみたいなそういう補助が出るような事業ってないんですよ。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 総合政策部長も建設部長もきょろきょろしていますので、単に市長が一番情報が入ると思いますが、正直言って聞いておりません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） 今のところないようですので、やっぱり自分たちで何とかするしかないということだと思えます。

それで、さっき病院で例えば温泉病院さんなんかは修善寺駅からワンボックスで送迎していますよということだったんですけども、修善寺駅から温泉病院に行くとかバス停から病院まで行くという運行の仕方だと思うんですよ。中伊豆の個人の医院さんなんかは、運転手さんを雇って自宅まで送迎をしています。そういうところもあって非常に利用率が高いです。その送迎の利用率は高いです。

やっぱりうちまで来てほしい、それでこの間の予約型乗り合いデマンドタクシーは小型のセダンだから乗りにくいということと、誰かと一緒に乗るのが嫌なんですよね、どうも話を聞いてみると。自分だけで乗りたい、うちまで来てほしい、自分の行きたい一番都合のいい時間帯に迎えに来てもらって、用を足したらまたうちまで連れてきてほしいというか。これ

って結局自分でタクシーを調達して行ってくればいいじゃんという話なんですけれども、多分それをやっている人はもうやっているんですよ。アピタにタクシーで買い物に来ている方もいらっしゃるし、病院もタクシーで乗りつけていらっしゃる方は当然いると、けどそこまですできないだけども、車が運転できなくなっちゃったときにどうするかというニーズなので、そんなにここまでですよという線を引けばタクシー券を安く、さっきの話に戻りますけれども、できない話じゃないんだと思うんです。さっきも言いましたけれども、予算の出どころをミックスするとかして、要するに何が言いたいかということ、役場のほうの体制もお聞きしたいんですけれども、交通の問題、今公共交通の問題を戦略でやっていて、多分福祉タクシーは健康福祉部でやっていて、もうちょっと言うとこれ買い物難民の話ですよとなったときには多分産業部もかかわってもらわなきゃいけないとかとなってくるので、今までどおりのことをやっていてもいけないので、その辺はミックスして予算もミックスして新しいものをつくらないと対応できないと思うんですけれども、どう考えますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） やっぱり個々のお宅までの全てのタクシーを行政がやるべきかについては課題があるかと思えます。コンパクトシティ構想の中で、やっぱり引っ越しは強制できないよね、住居の自由があるからということなんですけど、逆に言うとみずからの選択によって今の御自宅に、それが生まれた家とかお嫁に行った家かもしれないけれども、そこにみずからの意思で住まれている方に対して行政が全ての足を提供するというのは、なかなか課題の整理が必要なんだろうと思えます。

他方これは、社会的問題として検討する場合には当然別の側面がありますので、一人一人が自分の時間で自分の家までというのは、正直言ってやはり政策としてはなかなか難しいと思えますが、それをカバーする形で、さっき政策部長が答弁しましたように地域の中の共助とか、あるいはもう少しエリアとしての行政サービスとか、そういった観点が現時点で私が考えるところぎりぎりではないかという気がするんですが。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） わかりました。可能な方向を探って予算手当てをしていけばできるんじゃないかなと私も思っています。

きのうもちょっと話題に出ていた、今もちょっと触れかけたんですけれども、買い物難民も結局交通問題だよねとって、このニーズの中にも通院の次にはやっぱり買い物がニーズですよというのはそもそも調査として出ているんですけれども、逆に来てもらう移動販売、かつて永岡議員も取り上げてもらって事業化になりそうところで説明していないとか、宅配をする事業者さんがいらっしゃる、コンビニでも一部配達をしたりしている。それから、例えばですけれども、特養とかに出張販売にアピタさんが来るとか、コンビニさんが特養と

かで移動販売をする何カ月に1回とか、そういうことは実際に行われています。

それで、何が言いたいかという、これも車の手配をすると同時に買い物に行けなくなった方のところに移動販売に行って、それできのうもいろんな相談を受けてるところまでやっている事業が結構いい線いっているという話で、それって多分移動販売を経営する人が必要なんだけど、実際のドライバーさんがいないとだめなんです。ドライバーさんは当然商売ができること、プラスそういった高齢者の方の相談に乗れる相談業務もちゃんとできる。そして、自分のところで全部完結しなければ専門家のほうに連携をするであるとか、その結果がアフターフォローがどうなったのかとかやってあげるとか、そこまでやれば本当に地域として不安がなくなると思うんです。そんなことまで考えた展開というのも僕はありかなと思うんですけれども、どう思いますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） やはりこれから公共交通というものを考えたときに高齢者がふえていく中で、やはり宅配ですか、そういう形の業者というのが多分ふえてくると思います。以前にも天城湯ヶ島地区につきましては、地元の野菜を買って地元の人に届けるというのはここにもあったように感じておりますので、その辺これからふえてくると思いますし、そういう相談とかドライバーとか、いろんな役割を兼ねた人がやっぱりこれから必要になってくるのかと思いますけれども、そういうのはやっぱり地域の中の地域づくり協議会であるとか地域の方々の知恵とかで、そういうのがやっぱりこれは必要になってくるのかなと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） わかりました。何とかしなきゃいけない問題だと思いますので、この計画を進める中でぜひ伊豆市独自のそれぞれの地区の課題を解決していただければと思います。

では、最後ですけれども、計画の実現に向けての取り組みということでさっきから再三出ています地域別住民検討会議みたいなものがあって、これで具体的なアクションプランみたいなものをつくっていくということだと思います。今後の地域別の会議がどんなふうに進められていくのかということだけを再度確認して、今後地域交通がどうなっていくのかということを最後に聞いてこの問題を終わりにします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 先ほどからも回答しておりますとおり、これから多分公共交通というよりも地域の方々が協力し合って、本当にどういう形で地域を盛り上げていくかというのが重要になってくると思います。

そんな中で地域内で公共交通をどうするか、どうやって助けていくかというのは重要になってくると思いますので、時代とともにニーズというかそういうのも変わってくると思いますので、なるべく地元に入りまして、地域づくり協議会とかそういうのもやっておりますので、その中でもいろいろ話を聞きながら、定期的にとという形はなかなか難しいかもしれませんが、なるべくそういう機会を多く持ちまして地域のニーズになるべく早く答えるような形で検討会議というのを行っていきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 生涯現役プロジェクトについての答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 業種にかかわらず定年というのがあって、今日本ではまだ60ぐらいが多いと思うんですが、60歳というとても若い年齢で用意ドンでほぼ全員がやめて定年を迎えるというのは、私が聞いた範囲では欧米ではほとんど日本だけのようで、ヨーロッパなんかでも公務員は定年がありますけれども、大体今は65ぐらいになっていますし、少子高齢化が早い割には日本は随分若い年齢で一気にやめるという慣習が残っているような気がします。ここからいきなり人生100年時代ですからそのギャップが多過ぎて、では40年間仕事をして、あと40年間定年が多かった、さすがにこれは現象としてないだろうと思いますね。いずれ定年延長というのはあるんでしょうが、やっぱりどのような業種が真に定年というものが必要であって、あるいはどのような業種であれば、定年というものを設けなくても事業者のほうも従業員不足がどんどん加速化するわけですから、そこは民間のほうはそれぞれ考えていただくにしても、社会の構造的な問題としてはまず定年制度のあり方というのは一つ大きな課題なんだろうと思います。

特に伊豆市は、天城山から北の伊豆半島北部の中で加速度的に生産年齢人口が減っていきますので、大変恐縮ですが、相当元気な方におかれましてはもう現役として頑張っていたかかないと、とてもとても産業がもたないだろうと思いますね。それをするための行政の施策というものは当然考えていくべきだと思います。

御質問の具体的なことについては、健康福祉部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 高齢者の生きがい対策につきましては、部局を超えてさまざまな事業が実施されておりますが、とりわけ福祉関連では、社会福祉協議会と各地域包括支援センターと連携しながら各種の事業に取り組んでいるところでございます。

平成27年度から市が社会福祉協議会へ生活支援コーディネーターを設置し、現在専任で業務委託をしております。また、地域の困り事やニーズから関係者が集まり、情報の共有や連携から新たな社会資源の開発につなげていく協議体という組織の立ち上げについても、平成29年度より市が各地域包括支援センターに委託し、業務を進めているところでございます。

高齢者の介護予防の考え方も機能訓練による機能改善だけでなく、高齢者が家庭や地域で社会参加できる機会をふやし、社会的な役割を持つことが生きがいにつながり、高齢者の介

護予防や閉じこもり防止にもつながることから、積極的に進めているところです。

平成30年度の伊豆市地域ケア会議では、2025年問題を取り上げ、地域の支え合いをテーマに開催し、広く地域住民や関係機関に啓発していく必要性を確認し、これからの考え方を地域包括支援センターや生活支援コーディネーターと共有し、さまざまな取り組みを進めていると考えています。

議員様から御質問いただきました生涯現役プロジェクトも協議体の一つです。ほかにも3地区包括が協議体として進めており、介護予防ボランティアを中心とした支え合い体制などがあります。

また、社会参加と介護予防を目的とした活動の支援として身近に集える居場所づくりや住民主体のロコトレOB会などを行っています。

今後も、地域特性を考慮しながら、引き続き社会福祉協議会と各地域包括支援センターと連携して事業に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木靖議員。

○9番（青木 靖君） 健康福祉部のほうで伊豆市の健康福祉ということで毎年まとめてもらっている、これ30年版と持ってきましたけれども、これの中に包括的支援事業の中に生活支援サービスの体制整備ということで、実は今紹介したやつが入っています。自分は知らなかったというか、うっかりちょっと飛ばしていて、そんなに大して気にしていなかったんですけども、この生涯現役プロジェクトの話聞いて、これすごいいい取り組みだなと思って、これをもっと広げるといいなと思って今回取り上げさせてもらったというのが正直なところなんです。

生活支援コーディネーターというのがいて協議体にやってもらっていると今部長が説明してくれたんですけども、なかなかわかりにくいんですけども、要するに社会福祉協議会が中伊豆のふれあいプラザにあって、その中に社協の職員の1人の方が生活支援コーディネーター地域支え合い推進員という役割を担ってくれて、地域包括支援センターの人たちがふだんおつき合いをしているような人たちを生涯現役で元気に暮らせるようにという取り組みをしてくれていますと、そういう話なんです。これは地域包括支援センターは中伊豆だけじゃなくて旧4町それぞれありますので、同じような活動をそれぞれの旧町の地理的な条件だったりとかいろんなニーズに合わせてこれからやっというところだと思えます。

そうはいつでも、これはやっぱり市の事業の中に乗っているわけで、生活支援サービスの体制整備を伊豆市としてどれくらいこれから応援できるのか、それによって効果は上げられるのかという話を最終的にしたいと思っています。

それで、部長とちょっとやりとりしたいんですけども、私が聞いたところだと、最初に通告書にも言ったように伊豆市の高齢化率というのは確かに上がっているんですけども、傾

向としては高齢者の層の方の人口自体はそんなにふえているわけじゃなくて、むしろ若年層の人口が激減するくらい減るので、今後ますます高齢化率とすると上がるんじゃないかという分析を地域包括の中でされているんですけども、実態はそれで合っているのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 4月1日現在の伊豆市の高齢化率ですが、39.6%と県内において10番目に高い高齢化率というふうになっております。伊豆市が出した予測でいきますと25年の高齢化率が……。すみません、資料があります。平成37年、2025年における高齢化率の推計は42.6%と予測をしているところです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木靖議員。

○9番（青木 靖君） 高齢化率がますます上がっていきますよという推計になっているということで、これは何年も前から言われていたことですがけれども、おみこし型から騎馬戦型になって肩ぐるま型になりますよと、若い人が高齢者の方を支える状態がそういうふうになりますよというのは言われているんですけども、その程度になっているという理解でいいということですよ。

それを踏まえてなんですけれども、現実問題として、今もう伊豆市内の介護の現場で働き手が不足してきている、なかなか応募しても採用に至らない、要するに応募がないというふうにも聞いています。最近聞いたところによると、市内のデイサービスを提供できる事業者さんの数が減ってきているとか、今後もうデイケアのサービスがなくなる予定の事業所があって、今利用している方をどこに振り分けようかみたいなことが起きているというふうに聞いているんですけども、それって原因はやっぱり人がいないということも原因になっているという押さえでいいのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） そうですね。議員がおっしゃるようなやはり働き手、ヘルパーさんの不足というようなこともありまして、海外からの受け入れとかというようなことも包括支援センター等では検討を重ねているようなんですけれども、なかなかその辺での働き手というのが人材不足というのを聞いております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） そういう現状を踏まえて、地域包括のほうでさっき言った生活支援サービスというのをやって、今元気な方は元気のまあいってほしいと、そもそも生涯現役プロジェクトのキャッチフレーズというのがぴんぴんころりでいきましょうということなんですよ。なるべく元気な人は元気で、要するに健康で大きな病気をしないで、小さい病気にな

つたらくよくよしないので治しましょうと、健康診断に行きましょうとか、まず自立した生活をなるべく自分のことは自分でやりましょう、脳の活性化になりますよ、それからいろいろ活動と仕事を持ちましょうと、それが運動機能の維持とかにもなりますよ、生きがいにもなりますよということで、それを支援する取り組みです。ぴんぴんころりがPPKで、その反対は何ですかと聞かれて僕はわかんなかったんですけども、PPKの反対はNNKだそうです。ねんねんころりだそうです。寝たきり、入退院を繰り返してからころりといくと、こういうふうにならないように元気な方は元気でいられるような取り組みをしましょうということなんですけれども、それを何だろう、行政とか若い人に頼らないで元気な人が自分たちでできるように地域の取り組みをしましょうというのが今、この人たちがやっている取り組みです。

そこでですけれども、今既にある各地区で行われている社協さんでやっているサロンとかロコトレ教室というのは、結構頻繁に盛んに行われていて浸透してきているというふうに思っているんですけども、これ傾向としての確認なんですけれども、サロンとかロコトレって女性の方が多いんですかね、参加者は。意外と男性の方が少ないというようなことを聞いています。これがまずどうかどうかということ。そこに出てこられる人はまだいいんですけども、そういうところに出てこれない方が、もともと元気だったのに何かをきっかけにそのまま介護が必要になってきてしまうというところに問題があるというふうに聞いたんですけども、それはそういう押さえでいいでしょうかという確認をもう1回お願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 議員おっしゃるとおり、なかなか世間的にも8割の方が女性で2割の方が男性が来ていればいいというぐらいの状況だそうです。伊豆市が行っていますサロン、ロコトレでもやはり1割に満たないような会場もあったり、1人も男性が参加していない会場もあったりというようなところで、今私どもが取り組んでいる中でも男性の参加者をどうやったら伸ばせるかというのが課題の中だと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） 結構そこが問題だそうでして、それはやっていただいているということで応援しなきゃいけないんじゃないかなと思ったんです。それで、さっきロコトレOB会というのがありますよという話を部長が最初の答弁で言ってくれたんですけども、これ、ロコトレを市のほうでやったやつを自主的にその後住民の方だけでやってくれているということだと思っておりますけれども、それって結構各地でうまくいっているのかと、どんなふうに行っているのかと、それがほかの活動にもヒントになると思っておりますけれども、どんなふうに行われているのかというのをちょっと教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 1年にロコトレ教室というのを8カ所募集してしまして、そして8カ所で1セット5回を1週間に1回ずつ5回行うわけなんです。なので、おおむね1カ月ぐらいでワンセットを覚えていただいて、その後にそこでかかわってくれた方がそのままOB会として自主的に活動していただけるということで、今市内では22カ所のOB会員が活動しているような状態です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） 22カ所でそんなにやっているとは、すみません、思いませんでしたけれども、中伊豆でも実はやっているのやっているよという話は聞いていたんですけども、ただ男性は少ないよねという話があるということです。

それで、そこで包括支援センターのさっきの生涯現役プロジェクトと称する活動している皆さんが、例えばですけども、不幸にして奥さんを早く亡くされた男性の方がもともと元気だったのに引きこもっちゃってそのままぐあいが悪くなるとかというケースが多々見られるので、そういう人を外に連れ出す方法としてやっていますよということなんです。それを住民の方を主体にしてやりたいと、これ役場の事業としてやるのでもなくて、社会福祉協議会の事業としてこれから発展させていこうとしているのでもなくて地域住民の方ができる取り組み、地域で支え合う取り組みとしてやっていただきたいという方向を進めているというんです。

そうはいいながら、今、中伊豆でたまたま地域包括支援センターの中伊豆のチームが頑張っていて地元のやる気のある方と協力しながら、昼間あいている特養の中伊豆の昼間あいている車を使って、伊東のほうに歩きに連れていったり買い物に連れていったりという活動を低額の料金でやっているんですね。特養の車をあいている車を使うときに、報酬として払うと法的に問題があるので謝礼として払っているそうです。その辺の問題がないかどうかというのは、さっきの生活支援コーディネーターという社協の職員の方が調整をしてくれたりして事業として成り立っているんです。中伊豆はたまたまそういうやる気のある人がいて少しずつ動き始めているんですけども、これをぜひ市のほうでもうちょっとだけ事業として回るまで支援をしていただきたいなと思っています。地域特性があるので中伊豆のやり方がそのまま天城とか土肥にも当てはまらないかもしれないので、地域ごとのニーズであるとか、どういうフォローがあればそういうのができるのかというのを政策として市のほうでできないかなというのをちょっと思うんですけども、それはお金を使うほうの立場としてどうなんでしょう。人的なものなのか予算的な措置なのか、今のような取り組みを市としてもうちょっと後押しできないでしょうかという質問をさせていただきます。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 中伊豆の包括が行っています現役プロジェクトがすごくニーズに合った、地域に合った活動で活発に進んでいることは健康福祉部のほうでも承知しているところです。

当然のように、修善寺でも土肥でも天城でも同じように準備を進めているところです。協議体というところでは、やはり中伊豆でやっている事業がそのままでは修善寺に当てはまるかとか土肥に当てはまるかという、またそれもちよっと違うかなというのがあるので、地域での本当の求めているものを見きわめながら包括支援センターのコーディネーターの方と一緒に進めていこうとしているところです。今、修善寺では、防災対策ということに重きを置いて進め初めていると聞いています。それから、土肥は介護予防ボランティアをNPOを立ち上げようかどうなのかという生活支援していく、これも有償ボランティアでやっていくというふうなことで取り組もうとしています。天城のほうでは、もとの天城支所を活用して皆様を集めて居場所づくりのような形でやっていくというふうに、またそこから広げていく必要はあると思いますので、引き続き支援の必要はあると思っています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） ぜひそういった形で進めていただきたいと思います。

それで、最初のほうにちょっと触れたんですけども、若干の収入が得られるような軽作業をするという活動もやっているんですけども、なかなか二、三時間だけ高齢者の方が座ってできる仕事というのがすごくたくさんあるわけでもないと思うんですが、こういった事業者さんを募るような取り組みをマッチングのお手伝いというのをもうちょっと市のほうでできるといいかなと思うんですが、その辺の可能性はどうでしょうか。市のほうで仕事を出してくれる事業者さんをもうちょっと積極的に探すというような取り組みです。産業部のほうも一緒にやってくれないかなという話です。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） なるべく行政主導型よりも、地域に根差したというか地域の方の活動でということが望ましい姿かなという部分もありますので、確かにそういうところまでやるということは必要なかもわからないんですけども、できるだけ地域の方に積極的に参加していただいて有償でやっていただくという取り組みでやっていきたいなというふうに考えます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） 最後にしますけれども、こういった活動は多分これから広がりを見せるのかなと思います。市のほうでできることとして活動の拠点ですね。事務所機能とか最初の立ち上げの若干の費用の負担ぐらひは市でできないかなと思うんですけども、事務所機

能、それから若干の運営費の補助的なことを各地域の方が仕事を始めるときにできないかというのを可能性を聞いて最後にします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 地域の今言いました協議体が速やかに進めること、また始めた協議体での活動がスムーズに広げられることに対してどれだけ市が協力できるのか、協力できる範囲で関係機関と、また協力しなければならないところがどこなのかということを見きわめながら進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（三田忠男君） これで青木靖議員の質問を終了いたします。

ここで総務部長より、昨日の下山祥二議員の質問の答弁についての補足がありますのでこれを許します。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 昨日、下山議員から冒頭、高齢者の運転免許証の保有の数を御質問に、正確な答弁ができませんでしたので訂正を含めてここで回答させていただきます。

まず、伊豆市民の免許の保有者数の総数が2万1,175、そのうち高齢者、これは65歳以上とさせていただきますが、65歳以上の免許証の保有者数が7,233、市民の免許保有の約34%の方が高齢者の方です。

以上です。

○議長（三田忠男君） ここで45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時43分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 間 野 みどり 君

○議長（三田忠男君） 4番、間野みどり議員。

〔4番 間野みどり君登壇〕

○4番（間野みどり君） 4番、間野みどりです。

通告に基づき、発言いたします。また、きょうは議長の許可をいただき、参考資料としてこちらをお分けしましたので、こちらを見ながら聞いてください。

1番、オストメイトトイレと東京2020オリンピック・パラリンピック。

オストメイトとは、がんなどの病気や事故などにより消化管や尿管が損なわれたため、腹部などに排せつのため開口部を増設した人のことをいいます。単に人工肛門保有者、人工膀胱ストーマを持っている人、その方たちが使用するオストメイトトイレといえます。

ことしの初め、ある研修会で訪れた名古屋のリニア鉄道館には、オストメイトトイレが階ごとにあり充実していました。また、東名高速道路のサービスエリアにも当然のようにありました。伊豆市にも、修善寺駅、生きいきプラザ、ウエルシアにあることを確認しましたが、これからオリンピック・パラリンピックなどの大きなイベントを前に市としてこれでよいのかなど不安を感じます。東京2020オリンピック・パラリンピックに向け、伊豆市はどのように考えていますか。

1、伊豆市の現状はどのように把握していますか。

2、利用者に知らせるパンフレット等は考えているのですか、また知らせる方法をどのように考えているのか。

3、管理も大変だと聞きますが、その点はどのように考えますか。

4、今後、オストメイトトイレの増設等の方針はどのように考えますか。

2番、8050問題について。

8050問題とは、ひきこもりの長期化、高齢化から引き起こされる社会問題です。主に50代前後のひきこもりの子を80代の親が養っている状態を示しています。この問題についてはテレビ放送などでも私も知りましたが、私たちの身近でもこの状態である人を数名把握しています。親としては、心配し、心を痛め、どのようにしたらよいかと悩んでいます。

①伊豆市としては、現状をどのように捉えていますか。

②悩んでいる方はどのように相談したらよいでしょうか、窓口がありましたら教えてください。

③また、今後このような問題に対して、市としてはどのように考えていますか。何か方法など考えていますか。

以上です。

○議長（三田忠男君） ただいまの間野みどり議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） オリンピックを視野に入れたオストメイト対策について、まさにせっかくパラリンピックも開催される伊豆市ですので、ユニバーサルサービスに向けてしっかり進めてまいりたいと思います。

御質問の詳細については、健康福祉部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 1番の市内の現状について把握しているかどうかという御質問ですが、市内のオストメイト対応のトイレの設置状況について、公共施設については把握することができましたが、民間での設置状況については把握ができなかったため、このようなお答えしかできないような状態です。

多目的トイレは、公共施設、観光施設で多く設置されておりますが、オストメイトトイレ、

私も今回議員の質問で改めて確認させていただいたんですが、オストメイトトイレというものについて確認した結果、生きいきプラザと昭和の森会館のみ公共施設のほうではオストメイトトイレは設置しているような現状でございます。

2番の利用者に知らせる方法としまして、まず初めに市内の設置場所を調査して、民間での設置場所についてもできる限り調査したいと思っています。そして、公表してもよいかどうかの確認の上に、公共施設の設置場所とともに広報紙、またホームページ等で公表していきたいと考えています。

3番の管理につきましてですが、管理につきましては確認しましたら、なかなか掃除のほかに専門業者の定期的な点検や部品の交換が必要であるということもわかりました。利用者の方に安全で快適に使っていただくために市としても施設の方と意見交換を行い、情報収集に努めるとともに支援策などを検討していきたいと考えています。

4番のオストメイトトイレの増設の方針ですけれども、現在、バリアフリー法の制定の中で努力義務だったり基準でつけなければならないという一定要件により設置が義務づけられているということで、設置が今進んでいるようでございます。伊豆市でも、新しく建設する道の駅や東こども園においても設置する予定となっております。

今後のオストメイト対応のトイレの増設等の方針については、関係部局と協議しながら進めていく必要があると考えています。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

○4番（間野みどり君） ありがとうございます。今の現状がよくわかりました。

修善寺駅、生きプラもあると思うんですけれども、それと民間ではウエルシア、そして今部長が言いましたように今度はできるように月ヶ瀬道の駅、それから天城越えかな、昭和の森にあるということなので、本当に修善寺駅などに行ってみましたらかなり広域なスペースが要るので大変だなと思います。

私も本当、オストメイトトイレということはことしに入り、知りました。文化協会の研修旅行で看護師さんがいらっしやいまして、伊豆市にはオリパラもあるのに、そして子育てに優しいけれどもないね、少ないねということで、あ、それじゃ調べてみようかということで調べる原因、発見がありました。

そこで質問ですが、この設備には管理も大変だと今言われましたけれども、その点お金というんじゃないんですけれども、やっぱりかなり高額でしょうか、そしてその管理はやっぱり大変なんでしょうか、もう一度お答えください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 間野議員の質問の後に、やはりこの障害をお持ちの方から、

オストメイトトイレについて理解をいただくためにという形で市役所のほうに今後こちらのほうに出向いていただくお約束になっておりますので、改めてそこで確認させていただいて、設備の費用ですとか広さとかそういうものがどういうものが必要なのかということと、また調べた中で、先ほどやはり単なる清掃ではなくて定期的な点検や部品の交換とかというものが義務づけられているような状態であると思っておりますので、その辺も精査しながら今後確認していきたいと思っています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

○4番（間野みどり君） 設備、それからいろいろな器具の取りかえなんかがあることも初めて知りましたので、そちらのほうはそういう方たちでよく聞いていただきたいと思います。

それで、実は先月、町内の旅行で西の成田山に行ったときに成田山のトイレをやっぱりそういうのかえて、多く水洗にも全部したし、オストメイトはちょっと無理だったんですけども、そういうことにしたんですけども、ただ一ついたずらが多くて外の3つは水洗をやめましたというんですよね。それで、何でですかと言ったら盗まれると言うんですよね。水洗をやめるってどういうことかなとか思ったんですけども、そういう現状って伊豆市ではトイレのいたずらとかは今どのように把握しているのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 産業の観光用トイレの中では、今、間野議員御指摘のようないたずらによって破損したとか、そういった報告は今のところちょっと私どもとしては承知はしておりません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

○4番（間野みどり君） 安心しました。いっとき修善寺のお寺さんでは中国の方とか香港の方が多くて、トイレトペーパーを流してしまっ詰まってしまうって困っているということを知っていて、やはりその改善策をいろいろ張ったりしながらしたということの中で、やはり文化の違う方には余計わからないし、そういうことも一緒に考えていかなきゃならないなどは思いました。

そして、実は私がこのオストメイトを取り上げようとずっと4月ごろ仲間たちに言ったら、知り合いの方から、オストメイトには全部こういう部屋をつくってやるのもあるけれども、いい安座とって普通のトイレの便器をかえることだけでそういうシステムになるのがあるんだよとって、それはコストも30万円から40万円くらいでできる、安くできるんだよというような提示をされ、今後その方たちともちょっとコンタクトをとっていきたいと思うんですけども、その点がもしありましたら市のほうでは要請とかお話を聞いたりする姿勢はありますでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 先ほども話しましたが、やはりその障害をお持ちの方がぜひオストメイトトイレの普及に対して理解をしてもらいたいということで、こちらのほうへ説明に来ていただくという話になっておりますので、十分に必要性を確認しまして、確かに伊豆市内の他目的トイレとかというのは結構あるんですけども、オストメイトトイレというものがなかなか設置場所が少ないということが実感されたものですから、その辺については関係部局と調整をとりながら設備を整えていきたいと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

○4番（間野みどり君） 一点きのう小長谷順二議員も言いました多目的トイレとやっぱり関係があるから、皆さんは多目的トイレというとバリアフリーというのが頭にあると思うんですけども、実は多目的トイレというのは授乳室があつたりベッドがあつたりというのが、また皆さんに後で見てもらいたいと、東名高速とかかなり広いところを持っているんです。特にこれは今は障害者の方たちなんですけれども、案外小さい子供を持っている方たちには授乳室というのがとても必要で、見えないところ、部屋になっていて授乳をできるとかというのがあるので、多目的トイレを考えたときにもちょっとそういうことを頭に入れていただいたり、ベッドで体の悪い方が横になっておしめをかえられるとか、そういうことも本当は広くてほしいんですけども、なかなかできないんですけども、少しでもそういうのに近づけるようにしていただきたいなと思います。

そして、一番大切なことは、ここにそういうのがあるよ。駅なんかを出てオストメイトトイレとか、それで東名なんかへ行くとオストメイトトイレとちゃんとわかるようになっているんです。それが必要だと思うんですよ。数はまだ少なくとも情報でここへ行けばオストメイトトイレがあるとなれば、ではちょっと生きプラまで行けばあるんだな、今駅にあるので、例えば今後はオリンピックがあると、今はやはりもしかしたらサイクルのほうでは完備していないかもしれないんですけども、これから考えていくとは思いますが、やはりここにあるんだなというのは認識するといいと思うんですけども、その点はどう考えていますでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 今、間野議員がお話ししたとおりで、まさにこういった施設を利用される方が特に観光客ということでお話をさせていただければ、当然事前にそういう施設が行きたい目的地にあるのかどうかというのは当然知りたい情報ですし、それによってまた行程コースも変わるということも当然あるかと思えます。まさに議員御指摘のとおりそういった情報を観光サイドとしても発信をし、先ほど健康福祉部長が申し上げたとおり、ホームページ、またその他の手段を使いまして、伊豆市にはここにはこういった完備されている

というか設備があるということは情報発信をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

○4番（間野みどり君） 本当に必要だと思いますし、そうなってほしいと思います。

今やトイレの汚い観光地には人が集まらないといいますし、トイレの汚い飲食店なんかには女の方なんかはよそうとか言ってなかなか敬遠される時代になります。そんなところに気を使う伊豆市は優しいまちなんだよとか、そしたらおもてなし、そんなところでおもてなししているんだよという観光面でもすごくプラスされると思いますし、やはり安心して来ていただけるまちになるとと思いますので、ぜひともそのことはよろしく願いいたします。

それでは、2番目に移りたいと思います。

○議長（三田忠男君） それでは、2問目の8050問題ですね。答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） まさに先日、川崎市登戸の路上で発生したまさに死傷者を含めた大きな犠牲が、こういったことが日常茶飯事ではありませんけれども、かなり頻発するようになった社会というものに対してやっぱり危機感を覚えます。

これだけ治安がよくて気候がよくてコミュニティの力もあって、単一民族という定義は難しいかもしれませんが、少なくとも欧米で言うところの多種多様な民族と違う極めて似通ったDNAを持つ日本の中で引きこもってしまう。それもそれがどんどんふえている。これは過去なかった問題だと思いますし、ふえていく傾向があるというのを我々はどのように考えてどのような対策が持てるのか、これはまさに政府も含めて専門家にもしっかり研究をしていただき、そして我々地方行政が具体的な対策をとっていく、そういう時代に入ってしまったんだなと感じております。

伊豆市の現状については、健康福祉部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 間野議員の1点目の伊豆市の状況につきまして説明させていただきます。

内閣府の3月末調査で自宅に半年以上引きこもっている、閉じこもっているひきこもりの40代から64歳が全国で推計で61万3,000人いるというふうな調査発表がされていると聞いております。

しかしながら、当市におけるひきこもりの推計人数というものは出しておりませんので、人数をここで御報告することはできない状態です。現在、ひきこもりの状態は、家族や親戚、民生委員様や介護のケアマネジャー等から相談で把握をしており、支援につなげているような状態です。

2点目の悩んでいる方の相談窓口につきましては、伊豆市では4カ所ございます。まず1

カ所目は、伊豆市の方が使える相談窓口は4カ所ございます。静岡県精神保健福祉センター内に、これは静岡市になりますが、ひきこもり支援センターというのがございまして相談専用電話が設置されております。また、来所相談や訪問支援、同行支援を実施している施設でございます。また、沼津市の東部総合庁舎にある東部健康福祉センター福祉課では、ひきこもり個別相談というものを開催しております。申し込みをすることで相談を受けることができます。

伊豆市での相談窓口としては、伊豆市の社会福祉課で毎日相談は受けつけできるような体制でいます。その中では訪問支援や、状況に合わせて生きいきプラザ2階にある4カ所目、東部健康福祉センターの修善寺支所、修善寺保健所という施設になりますが、修善寺保健所においても、ひきこもり支援コーディネーターの保健所職員が相談対応ができる状態になっております。これらの4つの相談窓口は、いつでも連携がとれる体制で支援をしております。

そのほかに生きいきプラザで週に1度、県のひきこもり支援センターという事業がございまして、伊豆圏域の不登校やひきこもりサポートとして当事者の居場所を提供する事業のトッコという場所を開設し、ここに出向く方をお待ちしたり、相談にいらっしゃる方を受け付けたりをしています。

3点目の市としてはどのように考えているかということにつきましては、ひきこもりに対する周囲の無理解や偏見が当事者や家族を苦しめる場合もあると思います。社会に抵抗感が生まれて家族が孤立することがないように、相談ケースに一つ一つ丁寧にお受けすることが重要であり、関係機関と連携を持って早期対応が必要ではありますが、焦らず対応することが大切だと考えています。

早目の対応として最近取り組んでいるのが、中学校3年生の不登校とか進学先が決まらなかったお子様に対しては、4つの相談会場ですとか「とっこ」の存在というものを紹介しているパンフレットを学校長さんを通じてお配りするような活動もしております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

○4番（間野みどり君） なかなか難しい問題なので把握はできないということはよくわかります。また、地域の人でも友達でもなかなか声をかけられないし、自分もそういう立場ですので本当に難しい問題だとは思いますが。しかし、この4つ相談口があるということをやはりまだ知らない人もたくさんいるので、なるべく多くの方に知っていただいて問い合わせをしてくださるようにこれからやっていただきたいと思っております。本当に話を聞くだけでもいいと思っております。

ちょっと戻りますが、実は5月27日にこの告知とともに私は一般質問を提出しましたが、その次の日の5月28日に川崎のカリタス小学校の事件、そして今月1日には元農林水産省の事務次官の事件があり、私自身も提出してからなのでびっくりして困惑してしまいました。

余りにも残忍ですし、残念な方法だったと、でもそれと同時に人ごとではないなということも思いました。それと同時に、テレビ放映もすごく多くて、その中の一つでひきこもりへの偏見の助長を懸念されますと言っています。また、ひきこもりイコール犯罪者予備軍のようにイメージに苦しめられる方もあることを忘れてはいけないと思っているという報道もありましたけれども、その点に対してはどのように考えているのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 議員おっしゃるとおりに、相談があったときにもひきこもりに対する周囲の無理解や偏見がその家族を孤立させているというような状態で、やはり追い込まない、一つ一つ丁寧に対応するという事は、担当者を含めみんなで心して対応していくというつもりでおります。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

○4番（間野みどり君） 本当にそのとおりでと思います。私も、今4つの窓口と、それからもう一つがあったんですが、実はこれはひきこもりじゃないんですけども、虐待でこういう「未来へと命を繋ぐ189（いちはやく）」というこういうパンフレットが出ているんですね。こういうふうにやっぱりもし困ったらすぐにここに189、携帯でもいいというようなそういうところもあるというのを知ったので、何かこの件にもうそのような考え方を、また伊豆市では無理だと思いますけれども、県のほうに言っていく、国のほうに言っていくという考えはありますでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 最近の状況から見ましても、早急に対応するという必要がありますし、やはり今伊豆市がかかわれるのが相談があってからという、困っているというふうな相談があってからのかわりになっていきますので、できるだけの方がそういう場が相談の場所を見つけやすい、そしてまた相談をしやすい状況のようなポスターづくり、呼びかけというものが必要になると思いますので、その辺についても工夫しながら対応していきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

○4番（間野みどり君） やはりひきこもりは、本人だけじゃなくて、このごろテレビでも言いますが、団塊の世代が大きくなって、ひきこもりの子の多くが団塊ジュニアと言われて、やはりお父さん、お母さんが一生懸命受験戦争とか、それから就職に頑張ってきて脇目も振らず一生懸命働いてきて、今度は子供たちを産むときには子供たちは一部屋与えられるような裕福な、そして自分の意思も通せるような時代になった、そういうことも関係して

いるんじゃないかという団塊ジュニアということがあるんですけども、やはりもしかしてひきこもりも、その子だけじゃなく親の世代でやっぱり考えていかなければ、団塊の方たちの心の入れかえや反省や、それから前向きな姿勢とかが必要だと思います。これは教育にも関係しちゃっているんですけども、その点で考えたことがありますでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 今、伊豆市で相談を受けている中でも、やはり80代のお母さんが介護が必要になって初めてそこに50代の息子さんなり娘さんがいるというようなこともあります。そして、80代のお母さんをどのように支援していくのか、そしてその50代の方が仕事がなくてうちに引きこもってということで、そしてまたこちらの支援を受け入れてもらえない状態だったりもすることもあるので、その辺について上手に働きかけていくという方法というのは、やはり市役所の健康福祉部だけではできない部分もあると思いますので、いろんなところと連携をとりながらやっていこうかと、やっていくことが必要だと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

○4番（間野みどり君） 今4つの相談のところと、あと一つ、それはちょっとこの間情報を得たんです。5日の日に静岡のテレビ番組で、D a n D a n しずおかといって、相談をするといいいよなんていうことをテレビのS B Sか何かでやっていたんですけども、やっぱり今ちょっとそういうことが多いので、そこは把握しているでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） すみません、D a n D a n しずおかについては承知しておりませんでした。すみません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

間野みどり議員。

○4番（間野みどり君） 今は8050問題と言われますが、少し前は7040問題といって課題になっていたんです。このままいくと9060問題とかになってくると思うんですけども、やはりこの時代に考えなくてはならないことだと思います。市だけじゃなくてやっぱり地域も、それでまちづくりの皆さんも、それから子供を持つ親としてはやはり本当にあすは我が身なんです。ですので、みんなで協力して、苦しんでいる方にも寄り添いながら市のほうもやっていただきたいと思います。

すみません、17分も余ってしまいましたが、一応言いたいことは言いましたので終わりたいと思います。

○議長（三田忠男君） これで間野みどり議員の質問を終了いたします。

ここで議事の都合により昼の休憩にいたします。

再開は午後 1 時からといたします。

休憩 午前 11 時 14 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 木 村 建 一 君

○議長（三田忠男君） 16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。大きく2点にわたって質問いたします。

第1に、子育て支援という視点から、再び前議会に続いて国民健康保険税の子供割均等割の軽減を要求いたします。

その1つ目として、平成21年度、2009年6月議会で市長が人口減少危機宣言を発してから10年がたちましたが、どのように総括しておりますか。その次の均等割軽減の関係についての関連ですのでお答え願いたいと思います。

さらに、具体的に均等割の軽減について質問します。

前議会で均等割の軽減を取り組めない理由として、部長は、軽減した分他の国保加入者の負担になると答弁しました。そして、市長は、自治体間の競争は避けたいと答弁いたしました。一般会計からの繰り入れをすれば問題はないし、国保事業は社会保障体系であり、競争すべきことではありません。いずれも取り組めない理由にはなりません。市長の見解を所見を求めます。

また、市長は、裕福な自治体から始められるがとも述べていましたが、裕福かどうかは何によって判断していますか。裕福という角度から均等割の減免に取り組んでいる約30の自治体をどう評価しているのか所見を伺います。

3点目、国民健康保険の保険税は、協会けんぽの保険税と比べて相当な開きがあることが前議会で明らかになりましたが、市長の所見を伺います。

大きな2つ目です。

湯ヶ島地区の旧保健センターの活用はどうなっているのでしょうか。

保健センターの移転スケジュールの前倒しは、東京ラスクが早期に工場拡張を求めたからだということでしたが、その後の経過、工場拡張の状況の説明を求めます。

2つ目です。これらのことを説明するに当たって答弁を求めるに当たって、市民の行政参加意識を高め、市当局と市民が共同できるツールとして、意思決定と同時に検討過程が重要と思います。記憶ではなくて客観的に職員も知ることができるようにこの件についてなっているのでしょうか。

以上、質問です。よろしく願いいたします。

○議長（三田忠男君） ただいまの木村健一議員の質問に対し、答弁を求めます。
市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） まず、国保税についてですが、1番目の質問が人口減少そのものに対してという御質問ということで、引き続き大変厳しい状況が続いております。

先ほど青木議員の御質問の中でもあったんでしょうか。ここ10年ほどの亡くなる方の数字を見ると450から500ぐらいで横ばいということで、そこは大きく変動がない。社会的流出は少しずつですが抑制されつつあると、出生者数が200人前後から、今ここ3年間120人代ですから、やはりそこが大きな課題ということで、何度もこれまで申し上げましているとおりに特別に要求の高い進学とか、あるいは就職とかで首都圏に行くのではなく、それはある意味抑えられないと思うんですが、そうではない理由によって多くの若い皆さんが極めて近い市町に転出しているところをそこを抑止するための抑制するための魅力がある目玉となる事業、ここは大きく欠けたままだと私は認識をしております。

それから、国保税については、確かに私は住民サービスの自治体間競争は望ましくない、そうすると裕福なところが勝つということで申し上げましたが、あくまで一般論としてです。先ほどちょっと資料をいただきましたけれども、個別の事業についてはある意味目玉政策として、必ずしも政策が財政が余裕があるところではなくても、いろいろな福祉事業を入れているところはあります、個々。ただ率直な話、総じてプラスアルファの行政サービス合戦をやったら、やっぱり財政力が有利なところがそれはどう考えても有利ですよ。うちはまだ社会インフラも整っていない、道路もない、水道管も物すごく長いという全く異なった環境の中で、やっぱり市町村対抗の行政サービス合戦というのはそこはそんなに勝ち目のある方向性ではないと思うんです。

さらに言えば、国民皆保険という国の制度設計そのものがこれはやはり国の責任に基づく制度ですので、今やっておりますとおりに子供にかかわる均等割保険税の軽減制度を創設するなど、全国市長会などの効果のある団体を通じて国に制度改善を要望するのが市長としての立場だと考えておりますし、さらには国保の都道府県への広域化は終わっておりますので、やはり県の中で広域化しておいて、さらに構成市町ごとに制度が異なるというのは、私は余り望ましい方向性だとは考えてはおりません。

すみません、さらに説明すべきところがあれば市民部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 補足説明ですか。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 市長のほうからも人口減少に対する総括がありましたけれども、先ほど木村議員がおっしゃいましたとおり、平成21年6月に人口減少危機宣言を発して以来、雇用、所得、定住の3本柱を中心に具体的な施策に取り組んできたところでございま

す。

最初に、雇用・所得につきましては、伊豆市ががんばる企業を応援する条例、企業立地事業費補助金、地方創生に係るIT企業誘致、市内企業の留置のための企業訪問など、企業へのサポートを通じて雇用、所得の創出を進めてきました。

定住につきましては、転入促進と転出抑制をすることを目的としまして若者定住促進補助金事業や、若者世帯の子育て環境整備としての出産準備手当の支給や保育料の見直し、3人目のお子さんの保育料の無料化、こども医療費助成制度や放課後児童クラブの充実、子育て世代の情報交換の場づくりや情報発信などの出産から子育てまでの一体となった子育てサポートについて進めてきたところでございます。

ここ数年の人口動態を見ますと、多少の変動はありますが、社会動態を見ますと、転出超過の数が減少傾向にあることから、これらの施策につきましてある程度の効果が少しずつ出てきたのかと考えているところでございます。

今後も伊豆市に住みたいと思っただけのまちづくりと子育て支援策や雇用対策等のソフト事業、居住環境や公園、緑地の充実等のハード事業をうまく組み合わせながら、人口の自然減、社会減への対応を総合的に進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 次に、市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 国保の部分で御説明をさせていただきますが、伊豆市におきましては国保税の税込総額の減少が続いております。国保税の税率の引き上げ、この部分について必要が生じた際の事業基金等を活用いたしまして、平成28年度から現在まで税率は据え置いております。今後とも健全な、また安定的な国保事業を運営していくためには、相互扶助の観点から、その重要な財源である国保税の確保が最優先すべき課題というふうに認識しております。

また、先ほど広域化に伴い、静岡県のほかという部分で補足をいたしますと、広域化に伴いまして静岡県、また関係市町が協議いたしまして、静岡県国民健康保険運営方針というものが定められております。この部分におきましては、赤字補填等を理由とした法定外繰り入れについては廃止に向けました計画的な削減が求められております。伊豆市においても法定外の繰り入れは年々減少し、最小限に抑えているつもりでございます。

また、さきの議会でも申し上げましたが、現行の国保制度におきましては、低所得者に対して、所得に応じてそれぞれ7割、5割、2割の軽減制度が設けられております。新たな軽減制度の創設に伴います財源の確保、この部分については他の被保険者、もしくは市民の皆様で負担することになりまして、負担がふえるほかの皆様を理解を得る必要、また国保税の負担の公平性を保つ観点から国保税の負担軽減は今のところ難しいというふうに考えております。

また、先ほど市長が一般的な部分で裕福という部分のことで答弁をしておりますが、国保

財政部分におきまして裕福なという部分の判断、この部分については平成29年度末の県と市町の基金の保有額、この部分については平均5億3,000万円ほどでございます。伊豆市におきましては2億1,000万円ということで、被保険者1人当たりに換算いたしますと2万4,000円ほどになります。35市町中21番目ということで低いほうの部分に当たると思います。

今後、広域化による保険税率の標準化、それに伴いまして税の負担の増等を考えますと厳しい財政状況であるというふうに認識しております。また、他の実施している30の自治体という評価ということでございますが、それぞれの自治体において減免方法、また国保財政の運営状況等を確認はとれておりませんので、評価するという部分、分析評価は今のところできておりません。

③の協会けんぽという部分でございますが、国保税の算定につきましては、所得割、均等割、平等割の3つから成る課税方式をとっております。これに対しまして協会けんぽは、標準報酬月額に対する所得率で算定されておりますので、保険料の算定基準等が異なるということで一概に比較できるものではないと考えます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 均等割の云々ということに入る前にいろいろ主張したいことがあるんですけども、人口危機宣言から、きょうそういう意味で議員の皆さんにも資料的にちょっと添付させていただいたんですけども、平成21年の人口危機宣言から裏表ありますから、縦の人口数、出生数と書いているところ。3万6,000人から平成30年度は3万1,000人に減少していると、出生数も、平成21年度、新しい命が誕生したのは164人、平成30年度122人と、市長が言ったように120人台に落ちているんですね。

人口危機宣言ということからすると、やっぱり何だかんだいろんなことを今総合政策部長がお話しなされていましてけれども、結果として全国的に減っている状況の中で人口危機宣言と発しますと、どうしたってそうかと、では伊豆市は全国的に人口が減っているんだけど、何とかそれを維持していくためにやっているのかなと、そういう宣言を平成21年度にやったのかなというふうに思っちゃうんですね。でも現実にはこういうふうに全国がそうだから、人口が減少するという日本国において全世界の中で特異な人口減少ですね、日本は。それは国の政策等々があるから、その原因というのはちょっとおかしなことやってこうなっているんですけども、ちょっと振り返って1つだけお尋ねします。1つじゃない、ほかのところを聞きましょう。

平成24年、2012年の3月議会でほかの議員からもいろんな質問をして、人口危機宣言を発令してからこのとき2年になるんだけど、どうなんですかといったときに答えはこういうことだったんです。今言った雇用とか創出、所得の向上、定住促進を進めますと、その柱は変わらない。その後こういうことを言っている。今度は道路網の整備による企業誘致、

若者の起業支援、それに今、総合政策部長のほうで起業支援も言いましたけれども、30代で300万円の年収確保による結婚支援など、具体的な目標——ここです。具体的な目標設定と施策を考えていきたいんですということが平成24年、2年たったときにこういう答弁が議会で市長のほうからありました。それについて、どのように総括しているのかをお願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） すみません、全体のことはちょっと私にもわかりませんが、そこで今、去年とそろそろ本当に出生数が100人を切ると非常に危機感を持っていますので、そこで具体的な効果をやっぱり検証しないと予算も皆さんにお願いできませんので、去年とおとしの出生した子供さんたちの親御さんの今、職業を調べているんですが、正確にはわかりません。観光が基盤産業というものの、雇用の2,000人まではわかるんですが、そのうち何人が何歳で何人結婚して子供が何人って出てこないんです。現時点であらあつかめているところを見ますと、やはりいわゆるサラリーマン世代が多いような気がします。全部全員をまだ240人調べていないので、そうすると企業誘致とか、それから特用林産の振興とか観光振興とかをやるにしても、現状、三島、沼津地域へのサラリーマンの皆さんがかなりの数いるのではないかという気がします。そこで、そういった方々が全体としてどれくらいの給与水準なのか、すみません、私は目を通しておりませんので市長として目に確認したことはございません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） こういう議会でのお話をなされたんだから、30代で300万円の年収の確保による結婚支援など云々と言われたので、やっぱり個々には調べられないかもしれないけれども、この目標がどうだったのかということも10年たっているんだからやっぱり検証していきませんか、次に何すんのかと出てこないですよ。

別の角度から少しお尋ねします。人口減少によってということで、伊豆市まち・ひと・しごと創生人口ビジョンというのが平成27年10月に、伊豆市の創生本部でつくられました。この中に人口の変化、いわゆる人口が減ることによってどういう影響が出るのかということでずらずらといろんな角度から書かれているんですけども、そうすると今お話しされたように、人口だけ見ると3万6,000人の人口危機宣言から約5,000人減っているわけですよ。5,000人減っています。そうすると、平成27年度につくられた影響と将来に与える影響の分析と考察の中に、幾つかたくさんですけども、コミュニティ機能の低下、公共交通の維持困難、地域の魅力低下、消費の減少等々こうあるんですよ。そうすると、ここで書かれているいわゆる課題は、今どうなっているんですかということはやっぱり見ていないかと、たまたまこれ平成27年ですから、平成27年ということはその前年度に多分いろんな調査をしたと思うんです。

だから、今言われた課題だよと、地域経済、地域住民の生活や地域経済に与える影響についてこのように考えざるを得ないといったところも分析していかないと、このままいくなれば、またこれはずっと負のイメージが残っていくんじゃないかなと思うんですけども、どのようにその点は現時点で見られていますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これは木村議員御指摘のとおりで全体像はできていない、そのとおりです。結局私が市長になって一番最初に、当時火葬場ができていたので、最初に決断を迫られたのは前市長から引き継いだ修善寺駅をどうするのかということで、修善寺駅の周辺整備とか伊豆縦貫道の整備とか、要するにそういったインフラ整備から来たわけです。そうすると、伊豆縦貫道をどう使うとか、改修された修善寺駅周辺をどうするかという形だけのつまりハード整備事業に伴う事業しか出てこない。そうすると、市民の活力までいかないだろうということで、第2次総合計画ではハード整備を中心、社会インフラ整備を中心とした市の形と、それから産業構造を主として捉える国際観光環境都市という、要するにメイン産業は観光ですよという位置づけと、それから地域の皆さんの力ということで力と、そういうふうな形と色と力という3つの特色を出したわけです。

その中の形のメインのところ、この2年間全く進んでいないわけです。正直言って。1つは駅周辺、それは牧之郷駅周辺と修善寺駅周辺のおおむね1キロ圏内に、非常に伊豆市として住みやすいまちをつくって社会的流出を阻止しようとしたところが、御存じのとおり中伊豆温泉病院が修善寺駅からおおむね3キロのところ、これはこれで珍しいベターな施策だと思いますが、そうするとそもそもつくろうとしていた魅力ある中心地域づくりというものが今ないわけで、私も出していないわけです。そうすると、大きな総合政策の柱の大きな一つの柱のところは、まだ全くできていない。その中で一体これからどういうふうな産業構造と社会構造と子育て施策を総括的にやっていくかというところを正直言ってまだ出せないわけです。

そこで、私が再三議会の皆さんにお願いしているのは、一つ一つ、今何が決まっていないかというのはわかっているわけですから、そこは決めていただかないと、新しい今、欠けている部分の総合計画が埋められませんということを再三お願いしているわけであって、今議員が御指摘のできていませんというのはまさにそのとおりで、できていない状況が続いております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） それは一つの計画の中で文教ガーデンが否決されて、ちょっと市長の望みどおりにはいかなかったということは現状どおりなんですけど、今私がどうですかということでお尋ねしたのは、地域コミュニティの低下、それから地域の魅力低下、消費の減少、

総生産の減少、こういうのが人口減少によって出てくるんですよといったところがちゃんと総括されているんでしょうか、今現時点というお尋ねなんです。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） そこは大変残念ながら、地域コミュニティの問題と、それから地域交通等の問題は、今回も地域の交通の問題は何人かの議員さんから御指摘いただいたとおり非常に厳しい状況で、これからも決して楽観できませんし、それから地域コミュニティについては例えば消防団の減少、消防団の再編成とか居場所づくりの難しさとかいろんなところが出ておりますので、地域コミュニティの問題、地域交通の問題は非常に厳しい。言葉は非常に悪いんですけども、弱体化、あるいは悪化している状況にあると思います。

○議長（三田忠男君） 再質問を。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 少し議論の話題を前に進めていきたいと思うんです。

とりわけ市長もおっしゃって、常に私もそうなんだけれども、出生率が減るというのは、本当にある面では30年先40年先を伊豆市を形づくっていく地域力が弱くなっちゃうんですよ。確かに今弱くなっている。かといって、そう簡単に人口を出生率をふやしたいと思っただって何を基準に考えて、国のそうですけれども、生産年齢人口、いわゆる合計特殊出生率云々ということで2.幾つ。

〔「何を基準にしてんだ」と言う人あり〕

○16番（木村建一君） ちょっと静かにさせてくださいよ。

〔「議長、何を基準にしてんだ、あなた」と言う人あり〕

○16番（木村建一君） あなたじゃない、私だよ。

○議長（三田忠男君） 通告に基づいた質問をお願いします。

○16番（木村建一君） やっているじゃない。

○議長（三田忠男君） 続けてください。

○16番（木村建一君） とめてって。すみません、人がお話ししているときにそういう異議があったって黙っててください。

〔発言する人あり〕

○16番（木村建一君） あなたがしゃべっているときにうるさいと言うでしょう、同じことだよ。

〔発言する人あり〕

○16番（木村建一君） だから後で感想を聞くから、私にとっては。ゆっくり聞くから。議員の……

〔「国保税を扱ってるんだろう」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） ①のところにあるじゃないですか、少子化の問題を今やっています。

木村建一議員、お願いします。

○16番（木村建一君） すみません、ちょっと気にせずにやります。

結局30歳代の人たちが平均すると、30歳代の方が今百何十人いるんだけれども、今ゼロ歳児が30年後にどのくらいなのかと、70人ぐらいしかいないんですよ。特に女性ですよ、男は産むわけないんだから。その人たちが30年後、全部30とは言わないけれども、子供を出産する客観的条件が薄くなっちゃうもんだから、そう簡単に出生数の回復というのはいかないと思うんですという条件のもとでさらにお聞きします。

なかなか人、物、仕事の中で、若者へのアンケート等をとっているんですけども、なぜ産めないのか、産まないのかということがなかなか伊豆市の中だけでわからないもので、これはちょっと古い資料、2つ言いますけれども、国立社会保障・人口問題研究所で、理想の子供の数よりも予定の子供の数が少ない理由は何ですかと聞いたときに、子育てや教育にお金がかかり過ぎるからという、選んでいるのが若い世代の親の7割8割が子供の教育の負担というのを上げているんですよ。

それから、関連するんですけども、2015年に内閣府が調査しました。やっぱり同じなんですよ。どのような条件を整えば出産に積極的になるかと、そうすると1番になってくるのが教育に対する補助です。約7割占めているという状況なんですね。だから、若い人たちが何で子育てに困っているのかということにきちっとやっぱり、これ全国的な課題だから伊豆市も間違いのないと思うんだけれども、そのところを伊豆市の政策としてどうすんのかということが私はやっぱり大事なのかな。さまざまな子育て政策、若者の生活がここでできるように誇りを持ってできる、いろんな政策があるんだけれども、その一つとして教育問題、いわゆる子育ての支援をどうすんのかと、財政的に支援すんのかということが大事だなと思うんですけども、市長の見解を求めます。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 教育に関する支出って、親御さんとしてはやっぱりとても大事だと思うんです。どんな親だって、私も子供がいますけれども、どんな親だってやっぱり自分の子供はちゃんとした社会人になってほしい、大人になってほしい。その中で相当その負担はこの10年間で軽減をしてきたと思います。これでもうマックスまでできているという認識はありませんが、議員も御存じのとおり、義務教育でありながら伊豆市は通学費を負担していたわけですし、それからうちはこども園にしましたから、1つの民営の保育園を除いては。その中で幼稚園費と保育園費をあわせてセットで、相当しかも軽減策までつくってやっているのは、これは恒常経費につながりますので財政の弱いところは本当はやりにくいところ。さっき私が言ったところと矛盾するように聞こえるかもしれませんが、ここはほかの市民の皆さんにお願いをしてでも御理解をいただき、小中学生の通学費、それからこども園の教育費というのは。やっぱり負担をここは軽減せざるを得ないということで踏み切ったわ

けです。

今、2つの例を挙げましたけれども、そこは私は強くそういう認識を持っておりまして、これまでも具体的に取組んできたつもりでおります。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 広い意味では共通認識なのかなと思います。

それで、冒頭あった均等割、国保税の均等割について、前議会に続いてもう少し突っ込んでお尋ねいたします。

国民健康保険というのは、制度そのものというのは社会保障ですか、相互扶助ですか。お答えください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 国民健康保険制度については、制度の中で相互扶助という観点で制度が成り立っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 国民健康保険法の中にどこに相互扶助という言葉がありますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 制度上ではなくて、この部分については目的等を考慮して相互扶助というふうに国のほうで申しております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 旧国保法と現国保法の最も違うところはそこなんです。現国保法ではどのようにうたっていますか。

[発言する人あり]

○16番（木村建一君） では、いいです。資料がないようですから。

現国保法、旧国保法では、相互扶助の精神に基づいてお互いに助け合いましょうねというところで旧国保法はあったんです、いわゆる戦前は。今、何となった、社会保障制度なんです。助け合いましょうということで、確かに伊豆市の法定時も国保制度だったんで相互扶助制度です。相互扶助となると、後で聞く均等割も相互扶助なんだから、あなたは子育てをしているんだけど、相互扶助なんだからお金は払いませんということになるんじゃないですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） この国民健康保険制度に基づいて実施している事業でございます、その制度の運用について特別会計において実施しております。特別会計という部分については、特定の収入、特定の支出に充てると、そういった部分で収支均衡を図るということで、国保の財政の運営をする特別会計において相互扶助という形になろうかと思えます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 大事なことから、すみません。国保会計制度のことは一つも言っていない、私は。国民健康保険法というのがありますよね。だから、何て書いているかと聞いたんです。1938年につくられたのは、第1条に国民健康保険は相互扶助の精神に則り、疾病、負傷、分娩又は死亡に関し、保険給付をやるんですよと、それが目的になっているんですよ、戦前は。1959年、新しい国民健康保険には何と書いてあるか。第1条、2条、3条とあるんだけど、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し」、そういう意味では国保の収入と支出は健全にやりましようよということは確かにうたわれている。確保して、「もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」というふうに書いてあるじゃないですか。

だから、相互扶助ということはいまだに思っていますか、部長。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） この部分について厚生労働大臣が本年の予算委員会等でもお答えしているようでございますが、国保は被保険者全体の相互扶助により支えられているというふうなことを答弁しております。応分の保険料を負担してもらう必要があるという部分で、厚生労働省の部分で大臣がそのように述べているということでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） すみません。なかなか法律を認めようとしません。だから、均等割についても相互扶助だから払って当然だという考えとなっちゃうんだけど、もう一度原点に戻りましょう。

憲法第何条は置いておいて、国民は個人として尊重されると言っているんです。そこから来ているんですよ、国民健康保険って、知らないでしょう。それでもう一つ、法の下での平等ということもうたっている。個人の尊厳なんですよ。だから、社会保障制度として戦前と違ってなれていってきた中に国民保険制度があるんだから、大臣がそのように相互扶助だと言っているように法律はそのように書かれてあるから、地方自治体はこの国民健康保険法に基づいて国保財政を運営しているんじゃないですか。最後、もう一度この点確認します。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） あくまでも国民健康保険制度という部分において特定の部分の国保加入者に対して行っている部分で、それなりの部分で負担はしていただく、応分の負担はしていただく。加入者に対して、それぞれに対して医療等の社会保障等を国保の制度において実施しているというふうに認識しております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 約20幾つの既にいろいろな差があるんだけど、均等割を減免している自治体が出てきたんです。財政力指数と経常収支比率の中で後でまたお尋ねしますが、一つの例を挙げましょう。どういうことで均等割をやろうとしているのか。国民健康保険税の均等割は、社会保険等にはない加入者1人1人にかかわるもので、収入のない子供についても人数分の賦課がされます。伊豆市もそうですよね、人数分の賦課がされる。

加賀市というところ、この中にもあるけれども、やっているところがある。加賀市では、子供の均等割を減免することにより、子育て支援とも関係するんだけど、子育てに係る経済的負担を軽減することとしましたという立場です。だから、本当に子育て支援をやろうと思ったら、それを一つとしてですよ、これが全てと言わないんだけど、せめて均等割を軽減を検討したいという立場にはならないんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 国保について広域化がなされておるということは皆さん御承知のことと思いますが、広域化に伴いまして静岡県、また加入の各市町が協議して国民健康保険の運営方針というものを立てております。そういった中で標準税率、また標準の減免制度とそういった部分はどうなっておりますので、この部分、伊豆市においてその部分とそれ以外の減免制度を設けるといふ部分については、今現在、広域化の中で標準税率を見直す方針でいる最中に伊豆市が独自で先行して減免制度を設けるのはいかがなものかということで、広域化の方針に反する部分がございます。ですので、今現在、県内の各市町もそういった状況は課題等は確認はされているという部分は承知しております。そういった部分で今後どのように進めていくかは、県、また関係する市町で協議をさせていただかなければならないというふうに思います。

○議長（三田忠男君） 再質問。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 均等割はやっちゃだめだよというところで、県のほうで、ほかの市町のほうで確認合っているということですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） やっちゃだめだよというわけではなくて、現行制度において所得

割、均等割、平等割という賦課制度でございます。そういった中で現在、議員おっしゃる子育て支援という観点からはどうかわかりませんが、負担軽減という部分、負担軽減については法律の中で7割、5割、2割というものを実施しているという部分がございます。ですので、その部分新たな制度を創設するという部分については、各市町ある程度その認識は持っているということは承知しております。ですので、市長会等を通じて国の制度改革を要望しているものでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 次、ちょっと聞きますね。

協会けんぽと比べて相当開きがありましたね。夫収入350万円、妻の収入90万円、夫婦とも40歳、子供2人ということで例に挙げて、部長のほうから国保税にこういう人たちは国保税が26万4,000円ですよ、協会けんぽは20万6,640円、同じ世帯なんだけれども、制度が入っているところに差によって年間5万7,360円違うと、その中の全部引けとは、私何も主張していない。子育てをしているのに税金を払いなさいよというこういう姿勢が伊豆市にとって私は問われているんじゃないですかと、全部でなくてほかのところ、やっているところの自治体を見ると、第3子から少しでもいいから子育て支援の人の世帯のために応援しましょうと、一生懸命子育てしているんだから。では、その自治体にとって国保の運営、会計の中でせめてそのくらいはやってあげましょうということで、そういう前向きな子育てに対する支援を僕はこの中で見えちゃうんですよ。1子、2子は置いておくところもありますよ。全部だめだということですね。伊豆市はやらないと、子育て支援を一生懸命やっている均等割、これだけ5万円も差があるのにやらないということですか。

もう一つ、ううんと思っちゃうのを聞きます。

この均等割の中に後期高齢者医療制度の財源として7,600円、オギャアと生まれたらその赤ちゃん、均等割7,600円、お年寄りのためにお金をくださいねということですよ、今制度は。何で赤ちゃんがお年寄りのために支援しなくちゃなんないの。結果的にはその働いているお父さんかお母さんが払うだけけれども、制度としてはオギャアと生まれたら高齢者のためにお金を払いなさいという、こんな不思議なところはないです。だから、ほかの自治体でもやっているじゃないですか。それについての見解、どうしてもやらないということだからそれ以上言わないけれども、それに対する見解をください。

その一つの差と、これだけ制度が違うのは知っていますよ。でも今までは協会けんぽになっていました、1カ月後に国保に入りましたと、どんとこうやって5万円がはね上がっちゃうんですよ。せめて協会けんぽ並みに一生懸命市として努力しませんかという、そこがもう一つ。ごめん、繰り返しになるけれども、お年寄りの分まで子供が払えってどう思いますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 先ほど申したとおり、国保税の賦課の部分については3方式という
ことで実施はさせていただいております。

制度改革という部分については、国の制度ですので国に要望していくということで、ただ
議員がおっしゃる実施している市町、約全国で30ほどあるよというふうにはお伺いしており
ますが、その市町ごとにそれぞれの減免方法があるかと思えます。今現在のところ、伊豆
市として率先して減免制度に取り組みますという部分については県の広域化にも反する部分
がございますので、お答えは現況ではできませんというお答えをさせていただいております
が、今の流れにおいて子育て支援という部分、新たな観点でもう一つの上乗せ実施するとい
うことで部分で、国保の部分でそういった支援をするのかということについては、やはり他
の納税者の方々、また国保の被保険者の方々の部分の了解を得た上で実施すべきものという
認識は変わっておりません。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 高齢者の分を負担するんですよという制度についての見解を求めま
す。制度だから云々じゃない。高齢者に赤ちゃんがお金を、そのために高齢者のためにお年
寄りのためにあなたがお金出さないよという制度なんです。それについてどう思いますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 国の制度で運営している部分がありますので、その部分をいかん、
正しいという部分については、私のほうからお答えするわけにいかないのかなというふう
に思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） ちょっと違う。国のせいですか、これは均等割。だから外している
ところもあるじゃないですか。均等割を軽減しているのは自治体の自治権によってやってい
るんですよ、国の制度ですか、取りなさいというのは。

○議長（三田忠男君） 市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） これは、伊豆市の部分ほか県のほうで各自治体において賦課をす
る部分がございます。ですので、やっていないところもございます。ですが、伊豆市の場合
は腑課をさせていただいております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

○16番（木村建一君） 明確なお答えが返ってこないんですよ、残念ながら。別にそれ、も
う言わないけれども、やっぱりお年寄りの分まで赤ちゃんが払いなさいよという、いや、制
度的にそうですけども、すみませんね、できませんというんだったらまだしも、それは全

然関係なくて国の制度だからとか広域化になるからということ、自治権というのはわかりますか。地方自治体が独自に決める範疇だから約30の自治体はやっているんですよ。これだけ少子化対策で大変です。子供の数が少ないですといったときに、ここに何にも手をつけないということは、すみません、最後市長の見解をちょっともう1回聞かせてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 今の話は非常に社会構造で大きな問題で、先般の報道でも出ていましたけれども、日本国民のアンケートで一番幸福感があるのは65歳以上の方なんですよね。施策の決め方、負担の仕方等々大きな問題として残っています。

きのうも深夜の報道番組でやっていましたけれども、この50年間でしっかり負担をしていれば終わっていたべきものも、先延ばし先延ばしになってこれからの将来の子供たちに負担が残っていく。それはやっぱり誰かが勇気を持ってそこを変えていかなければいけないんですが、それはこれだけではないと思います。やっぱり全体の社会構造の中でどの負担を変えていくのか、どこに新しい投資をしていくのかというのは、私は私なりに考え方がございすけれども、やはり政府から私たちまでがみんなで考える現代的な課題だと思います。これ1つだけではなくて、全体としてしっかりした社会構造を構築すべきだと考えております。

○16番（木村建一君） わかりました。次に進みます。

○議長（三田忠男君） 湯ヶ島市地区の保健センターの活用です。

答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 旧天城保健福祉センターについては、総務部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、1点目の旧天城保健福祉センターにつきましては、現在、この4月から東京ラスクの工場、お店のほうに貸し出しております。

旧天城保健福祉センターの現在の活用でございすが、現在1階の旧保健教室と調理室がございました。そちらをラスクづくりの体験教室に使っております。旧健診ホールは小さな子供たちが遊べるキッズルームとして活用されております。

また、工場の拡張の状況についてでございますが、まずは店舗の拡張を先行して行うという話を聞いております。工場の拡張に向けては現在、設計といいますか計画づくりに取り組んでいると伺っております。

2点目の説明に当たっての御質問でございますが、支所の移転を含めた旧天城の保健福祉センターの貸し付け等につきましては、今までも市民説明会や意見交換会を行い、地域の皆様の御意見をできるだけ反映するよう取り組んできました。また、説明会などに来られない方もいらっしゃいましたので、全戸配布のチラシなどによってその内容について御報告させていただいてきたところでございます。

これまでのいろいろな話し合い等のプロセス、これは職員はもちろん市民の皆様がいつでも確認できるようにしておく必要がございます。会議や打ち合わせ内容につきましては記録として保存しております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 振り返りますと、東京ラスクへといったのが天城支所をどこへ持っていかというのが兼ね合いで大いにここでも論議されたことなんですけれども、こういうことですね。ここについてお尋ねしたいの。3年前の平成28年の3月議会で市長はこのように述べておりました。「天城湯ヶ島支所のところは、今、半分、東京ラスクに使っていただいて、そしてにぎわっているわけです。あそこは今、工場を拡大したいという御要望がある中で」、ここからですよ。平成28年の3月の時点では、我々が支所があるもんでまだあけられないで東京ラスクの工場拡張については待っていただいているわけですということだったんです。3年前がそうなんです。今どうなっているかと、部長がお話ししたように工場拡張まではいっていないと、ラスクをつくるどころとキッズルーム2カ所。僕、目の真ん前だからよく見るんですけども、それしかないんですよ。

そうすると、この3年前に言った工場を我々がまだあけられない。工場を拡大したいんですけども、できませんからラスクさんに待ってくださいというところから3年たっているんですけども、相手の都合もあるでしょうけれども、どういうふうな約束事で1年前倒して天城支所を移転したんですか。やっぱりそのところはきちっと、私は説明する責任があると思うんです。どうですか、市民に対してもお願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 議員、まさにそこが企業誘致、それからビジネスの速度のとても速い難しいところで、そういった計画、全体として私は市山地区の商業施設化は望ましいと思いましたが、それから天城湯ヶ島地区は何度も議会で申し上げておりますとおり、施設が余りにも多いものですから集約すること、それから行政の拠点的機能はどこにあるべきかという議論の中で、支所はやっぱり湯ヶ島小学校、幼稚園の場所を使うべきだということで進めさせていただきました。それをおくらせるだけの要因はないと判断をした。そして、その背景に東京ラスクの新たな事業計画があったということです。

ただその間に、彼らはやっぱり投資するべきお金があった方は、2年3年そのまま待たないんですよ。結局この間にほかの某県に投資をしたり、ウフブレッジを拡大したり、ほかの事業をどんどん進められる。そうすると、やっぱり我々は、企業誘致する場合、あるいは市内の産業振興をするときに必要なタイミングで必要なサポートができるような状況をつくらないとなかなか難しいということをこれ以外のケースでも非常に痛感しております。

したがって、今改めてうちの担当職員が東京ラスクさんと話をしているのは、実際にこの間ほかの事業に着手してしまったところがありますので、改めて今どういうスケジュールでどういう事業を展開しますかということを確認させていただいております。その詳細について、総務部長から追加補足できることがあれば説明をさせます。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 今議員おっしゃられた平成28年3月の議会の後、平成28年4月ですか、一部前倒しをして旧支所の部分を工場にというお話がございました。ただそのときには支所全体の移転を1年前倒すということではなく、当時使っていないデイサービスの部屋とかそういう使っていない部屋について、工場のために前倒しで使わせてくれないかというお話でした。

その後、いろいろ市民説明とか共同の説明会とかをやりまして、最終的には現状、今のスケジュール感になっているわけですが、もともと平成27年のころから支所の移転は平成30年というスケジュールは示させていただいておりました。その中で前倒しというのは、使っていない旧支所の今言ったデイサービスとかそういう部屋が使えないかということで、支所移転前に前倒しをしようと、どうですかというお話を平成28年の3月、また4月にしていたということでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） だから、前のですね。その次のほら、ちゃんと記録で。公文書ではないですよ、今回言っているのは。ちゃんと誰が見ても振り返ったときにこういう、ここでこうこう、こういうやりとりをして、そこに参加者はこういうやりとりしたよねと、全部起こさなくたって箇条書きでもやっているのかなと思ったら、平成28年の12月議会で杉山武司議員がこの点を聞いたときに、口頭の約束だけでしたという議事録ですよ。だから聞いているんです。

前倒しをするということがだめだとか何かを言っているわけじゃない。前倒しをしたいということで皆さんにやった。そのためにどうなったかということ、最初は旧湯ヶ島小学校だけだったのが、前倒しをしたいがために早く施設を支所を移動しなくちゃならないから、湯ヶ島幼稚園も有効活用したいということで始めたんです。そのときにその時点でこんなやりとりが市長とも、これもやっぱり平成28年3月だけれども、こんなことを言っているんですよ。いわゆる公共施設がいっぱいあると、天城湯ヶ島支所と天城会館と湯ヶ島小学校と、実は昭和の森もあるんだけど、全部これを維持しますから大変ですよということで統合したいんだよという話が出た。そうすると、支所がなくなったら、今度小学校と幼稚園を使うようになった。なぜかと、1年前倒しだからということというふうに皆さん思っているんです。

それで、2つほど話しますね。

1つは、平成28年の9月21日開催の市民の皆さんに配った中にも、こういう書き方ですよ。

本年度と平成28年9月入り、東京ラスクから早急に工場の拡張をしたい旨の要望を受けて、これが地域のにぎわいを創出したいということだから、市の意向と東京ラスクが工場拡大、拡張したいというタイミングが一致したんだから移転のスケジュールを一部前倒ししていきたいんですということだったじゃないですか。

そうすると、今、現実に出ている工場拡張というのはどこにあるのと、もう一つお尋ねします。

社長がいわゆる旧天城支所の2階で2度ほどだったかな、市民と議員も来てくださいと通達が来たもんだから行かせていただいたんです。そのときに初めて、その前から議会の中でも、一体全体東京ラスクは何をしたいんだと、地域貢献だとか何かにぎわいといったってわからないじゃないかといったときに、社長がそういうことをつくって、このプロジェクト説明書、商業施設、プロジェクト説明書というのをつくったんですよ。皆さんに配った。この中に工場増設って、こういう簡略図だけれども、こういうふうにつくって皆さんに配ったんですよ。

ということは、この前の時点でいわゆる平成28年の3月以前に、工場拡張を急いでいるということは平成28年の3月から始まっているんじゃないくて、その前、平成27年度かよくわかんないんだけど、多分市長かどなたかにラスクが工場拡張したいんですと、平成28年からスタートしたんじゃないくて28年前にそういう話があったはずなんです。その記録がないから、何とも私たちはどういう経過でもってやったのかわかんないんだけど、もっと前から工場拡張はしたいということをお東京ラスクは申し入れがあったはずなんですよね。でも3年たっているじゃないですか。

そうすると、皆さんが望んでいるのは、賛成した人たち、いろんな課題もあった人たちもいるけれども、もう一つ述べましょう。

市長は、ここは東京ラスクが来ることによって従業員の判定従業員数を計算したら100人ですと、100人を超えているんですということを言ったじゃないですか。それと、皆さんは、これが来ることによっていろんな就職先とかバイト先とか、ここにかあちゃん食堂を団体対応型レストランが作りたいということで、だから早目にやってあげましょうということで、やってあげましょう、やりましょうということをお28年前に既に約束したんじゃないですか。そういう会議録ってないんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） その会議録があるかどうかは確認をさせますが、そもそも東京ラスクのつもりで私たちはあそこをあけたわけではなくて、そもそもです。あいていた天城支所を何とか活用として、そして当時の議員の皆さんが釜石までお願いに行って、そして来ていただいて、そしてそのために減額貸借も議会を通していただいた。そこはずっと木村さん、議員としていらっしゃったからよく御存じのはずなんですけど、そして、そのころから私は議会

でも地元でも、できれば将来はあそこは下田方向と湯ヶ島温泉方向の分岐点なので、やっぱり商業施設として、行政施設は行政施設のところに集約をして、商業施設として全体を使ってほうがいいですよということも再三申し上げてきましたよね。つまりこちらのニーズで当時の議会と、そして議会が誘致してくれた東京ラスクの活用の仕方という行政のニーズでいろいろ話をしているわけです、大前提として。

その中でタイミングの差は出ています、現実には。それは私も理解をしています。それは、やっぱり先方も商売をされている方ですから、ほかの場所でもほかの事業者さんでもそうですけれども、タイミングと使い方というものはとても難しいので、したがって以前議場でも星谷議員からだったでしょうか、御意見があったと思いますが、やっぱり所有権を離して自由に使わせてあげないという状態が続くんですよ。結局伊豆市の場合には、企業誘致はしたい、雇用はふやしたい、使い勝手は制約をする、あるいは減額の賃借、減額の売却はできない。そうすると、どこかで環境をつくってあげないと、ビジネスはやっぱり収益事業ですから、そこは少し我々行政がビジネス環境をつくるという前提で御理解をいただけないかと思っています。それをこのところずっと申し上げてきたんですが、改めてお願いをしたいと思います。

今、木村議員の御指摘のタイミングが当時の話と違うじゃないかということについては、そのとおりです。それは今からも確認をして、これから将来どのように考えているのかは確認をさせますし、工場拡張の事業計画がもう頓挫していないことは承知をしていますが、どういうタイミングでどういう事業をやるかについては、また改めて確認をさせていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 最初に支所に今やっているところと、次ですよ、今回、今論議しているのは。隣と言ったらあれだけれども、平成30年4月1日付で賃貸契約をしたところに東京ラスクが工場を拡大したいということだから、その前とは、無視しちゃだめですよ。

東京ラスクは早急に工場拡張というのは、平成30年4月1日に賃貸契約したところじゃないんですか。前のところじゃないですよ。工場を拡張したいというのは、ここでそういうふうに言ったら、ああ、そうですかと動いているわけじゃないんですか。いわゆる意見が一致したから。そこが何でこんなに3年延びているんですかということは、ちゃんと相手に確認しないんですか、なぜ延びたのかと。

終わります。都合で云々じゃなくて、どんな約束事をしたのかということですよ。1年前倒しするんだから。それなら、約束をちゃんと文書か何か交わしているでしょう、違いますか。そのことを言っている。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 先ほどの木村議員の御質問の中に、前倒しをするために幼稚園へ支所を持っていったというちょっと御質問があったんですが、幼稚園をそもそも改修するになったいきさつ、当初は旧小学校の改修ということで平成26年度の終わりですか、地元でいろいろ話をして、どういう使い方ができますかというのを双方やりました。

小学校の使い方とは別に幼稚園も当然、廃園になっておりましたので、当時は幼稚園は幼稚園として子供の児童館的な使い方ができないかというような構想もありましたが、実際にあそこの小学校を全部改修して、幼稚園を今度児童館として、また公共施設として維持するにはやはり規模が大きいということで、ある大学の先生から、まず小学校の半分は解体してこじんまりとしたものというような御指導というか助言をいただきましたので、それでは幼稚園と一緒に考えようということで、では幼稚園に支所で、小学校は地域づくりというか地元の人々の活用拠点ということでセットで改修しております。ですので、前倒しをするために幼稚園へ支所を持っていったわけではございません。

また、先ほど申しましたが、そもそもの支所の移転のスケジュールは、平成27年当時に平成30年度に移転というスケジュールを示しておりました。ただ平成28年、恐らく3月議会で申したとおり工場拡張の前倒しができないかという御相談があつて、それでは旧支所のあいているデイサービスとかそういうところはどうかという議論をさせていただきました。

その後、実際に旧幼稚園の改修が終わって支所が移転できたのが平成30年の4月、当然東京ラスクのほうの工場拡張というのは旧支所を使つての話ですので、平成30年度からいきなりということではなく、当初はあいているところが使えないか、いろいろ考えた結果デイサービスのところを使うのはやはりなかなか難しいということで、現在、今の工場と旧支所をあわせた工場をどうあるべきかをいろいろ再検討しているというふうに伺っているところで

○議長（三田忠男君） これで木村建一議員の質問を終了いたします。

ここで、20分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時19分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 山 口 繁 君

○議長（三田忠男君） 次に、2番、山口繁議員。

〔2番 山口 繁君登壇〕

○2番（山口 繁君） 2番、山口繁でございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告書に基づきまして一般質問を行います。

今回は大きく4点ほど用意いたしました。いずれも市長に答弁を求めるものでございます。

1番目、庁内組織の更なる機能強化とあるべき姿について。

庁内組織の問題については、これまで2度ほど一般質問で問いかけてきました。機能的に見て、またコンプライアンスという観点からも重要な課題があるとの思いから、改めて以下の点についての見解を求めます。

①人口減少対策の窓口機能はワンストップで対応を！

伊豆市の人口減少をどのように捉えていて、成り行きのまま推移したときにどのような現象が起きるのか。それへの対策をどのようにしていくのか。これらに関しては総合政策部を中心に分析と対策が施されているようにも思いますが、目に見えた成果があらわれているようには思えません。伊豆市として真剣に実効のある人口減少対策を考えていくべきと思いますし、その政策について不退転の決意で臨むことを内外に示す必要があります。

人口減少対策に必要と思われる住環境整備、雇用政策、子育て支援策、教育問題等々のさまざまな政策の立案については、まさに総合政策的に組み立てるべきものです。そして、これらの確実な情報発信と具体的対応の窓口機能はワンストップでできるようにしなければなりません。このことは総合計画にも示されている内容でもありますし、市長もこれまで何度か言及されてきたことと思いますが、一向に進まないのはどういう理由があるのか、その点について伺いたい。

②市営住宅の所管は政策的な観点で定めるべきではないか。

既存の市営住宅については、公営住宅法に定める、住宅に困窮する低所得者のための住宅という位置づけで、しっかりと存続させる必要があります。①でも触れた市の活力を維持するための人口減少対策、それに伴う移住定住施策を意識した若者子育て世代対応の住宅については、従来型の市営住宅とは別立てで考える必要があります。

現在、市営住宅に関しての所管は建設部となっており、住宅を建設し、日常管理をし、修繕補修をしていくという観点で、その考え方に誤りはないと思います。政策的な観点から所管部署を決めるということになれば、従来型の市営住宅は福祉政策であり、人口減少対策を意識した若者子育て住宅は専用住宅の建設が望ましいのですが、それだけではなく民間住宅の借り上げ、空き家の有効利用などにより対応すべきで、①で示したような総合政策的な範疇となります。

このように政策的に分かれてしまう市営住宅の所管についてどのように考えるか、見解を伺いたい。

③コンプライアンスを意識した事務局体制を。

コンプライアンス上極めて問題であると思われるのが、監査委員事務局に専任職員がおらず、その職務を議会事務局が兼務していることです。これまでの答弁では、職員数が不足しているということや現状で監査委員機能が劣っているわけではない、劣っているというよりも損なわれているわけではないと書きかえたほうが良いと思いますが——との理由から兼務

やむなしということであったように思いますが、そういうレベルの問題ではありません。合併前の旧町の体制をそのまま継続したものであると思われませんが、時代の要請は明らかに変わってきています。

監査をされる組織が監査をする事務局を兼ねるといふ、余りにも倫理規範を欠く組織のつくり方は早急に改めるべきです。また、監査委員監査をより実効あるものにするためにも、専任の事務局責任者、スタッフの配置は必要ですし、多様化する議会事務局の機能強化のためにも兼務解消は必須事項です。

また、農業委員会の事務局を農林水産課職員が兼務するなど、独立した行政委員会の機能を保てるかといった疑問が湧いてきます。これらについての見解を求めます。

④ 更生保護行政の事務局所管に一考を。

更生保護行政については、これまで国（法務省）が直轄的に実施してきている経緯があり、県や市町村は余り関与をしてこなかったように思いますが、これからは地方自治体に再犯防止推進計画を策定させるなど、様子が変わってくると思います。少なくとも更生保護は社会福祉政策の範疇に入るものと思ひ、現在の事務局所管、市民部が担当しておりますが——は、一考の余地があるのではないかと思います。

大きな2番、耕作放棄地の解消と有効活用の推進について。

総合計画では、耕作放棄地の解消と有効活用の推進についてとして、産業力強化の中の主要事業の一つに位置づけています。本年度予算にもそれに関連した措置がとられています。そこで質問します。

① 総合計画では、耕作放棄地の解消とありますが、本年度予算では、遊休農地の解消事業となっています。「耕作放棄地」「遊休農地」はほぼ同義語と思いますが、その点について改めて解説いただくことと、表現を変えたのはどのような理由からかを伺います。

② 農地に占める耕作放棄地の現状について、ここ数年間の推移や今後の見通し、さらには総合計画で示されている耕作放棄地面積の削減目標である205ヘクタールから195ヘクタールの進捗状況について伺います。

③ 「遊休農地」は農地法上の用語と思いますが、この遊休農地に関して固定資産税の課税強化がある一方で、農地の課税軽減という両極の措置があるようです。これらの措置に関する詳細説明と、伊豆市において当該事例があるのかを伺います。

④ 本年度予算に計上されている遊休農地解消事業は、転作のための奨励作物、大豆を耕作することを支援するようになってきました。そもそも農業従事者の高齢化、後継者不足などにより農業従事の継続が困難なために遊休農地が発生することになるわけで、転作奨励で解決する問題ではないように思います。この点についての見解を伺います。

⑤ 遊休農地は個人の農地から発生するものから、ある集落の複数の地権者の集合体で発生し、規模的にはかなり広大なものになるものまであるはずですが。地権者としてみれば、農地として活用していたものが他の全く違う用途に転用されるより、引き続き農地としてさらに

価値のある使われ方をすることを望む考え方もあります。

そこで、遊休農地の有効活用の推進に関する一例を示します。再生可能エネルギーの調和条例を制定するときにも議論があったように思いますが、再生可能エネルギーとコラボした営農型事業の導入が考えられます。太陽光発電においては、売電価格の引き下げにより一体型事業を運営するための原資調達が困難との考え方が一般的になってきたことから、他の再生可能エネルギーに可能性を見出す動きがあるように聞いております。地権者の合意はもとより、関連法令等や市の再生可能エネルギー調和条例をクリアすることが前提ではありますが、こうした事業を積極的に導入することにより、総合計画に示された関連目標を達成することにつながるのではないかと思います。この点についての見解を伺います。

大きな3、市有林における椎茸原木の有効活用について。

旧町時代から引き継いだ市有林の中には、伊豆市の特産品であるシイタケの原木になるクヌギ林が広大に存在しているということを知っています。樹齢も既にシイタケ原木としての適齢期をあとわずかに残すのみとなっているようですが、原木の切り出しのための作業道が、経年変化によって使用に耐えられない状況になっている箇所があるとのこと。そうした箇所をそのまま放置しますと、市有財産であるシイタケ原木としての有効利用ができなくなり、大いなる損失を招くこととなります。

市有財産であるシイタケ原木の有効活用を図るために、シイタケ生産者との連携により有効な対策をとるべきと思いますが、その点についての見解を伺います。

最後の4、認知症などによる徘徊者の探索、身元確認事業について。

認知症などで徘徊のおそれのある人に対し、万が一徘徊をしてしまったときの探索や身元特定を容易にするための事業として「安心くつシール」があります。この事業は、近隣市町に先駆けて平成29年5月より実施されています。開始からまだわずかな時間しか経過していませんが、これまで30件以上の登録があり、通報事例もあり、有効に機能したと聞いています。それなりの成果が期待される事業ですが、近隣市町の状況を見ますと、伊豆市よりは後発ではありますが、伊豆の国市、三島市、沼津市と、この種の事業に関して一歩進んだQRコードつきラベルを衣服に貼付し、スマホで検索が可能な統一した仕組み、はいかい者探索事業「スマホでアクセス！どこシル伝言板」で実施しています。函南町も同様の仕組みを取り入れる検討に入ったとも聞いています。

徘徊は、市内にとどまらず、他の市町まで及ぶ可能性があります。そうした意味では、近隣市町と連携した取り組みをしたほうが、より効果の上がるものになると思われます。伊豆市、伊豆の国市を管轄する大仁警察署、駿東田方一円を管轄する消防組合などの存在を考えれば、広域連携をした事業の統一は急務と言えます。

伊豆市が先行した事業ではありますが、これまでの実績を評価した上で、近隣市町が実施している一歩進んだ事業を実施し、広域連携でのメリットを生かすべきだと思います。このことに対する見解を伺います。

以上であります。

○議長（三田忠男君） ただいまの山口繁議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） それでは、庁内組織の更なる機能強化について答弁申し上げます。

これは政策的な話ですので、内容的には、私が答弁申し上げて、もし追加の御質問がございましたら、それぞれの部長から説明をさせます。

まず、人口減少対策ですが、すみません、全体としてのワンストップ窓口機能というのがちょっと私はよくわからないのですが、ここに議員みずから記されているとおり、住環境整備、雇用、それから教育、その他もろもろ、人口減少危機宣言を出した後、どの部どの課においても人口減少を考えて施策をつくりなさいと言っておりますので、それを要するに市役所を挙げてということですから、その窓口機能がワンストップでというのは、ちょっとこれよくわからないんですが、相談窓口ということなのか、全部の今の伊豆市の部局を一つの課にまとめるというのも変な話ですし、むしろ伊豆市全力を挙げての事業だと私は考えております。

それから、市営住宅については、これは先ほど、私は個人的には国民健康保険も憲法25条だと思っておりますが、まさにこれも公営住宅法に基づく市営住宅というのは、憲法25条の全て国民は健康で文化的な最低限度の生活、その権利ですので、生活権ですので、そういった基準に従って運用をすることになります。ですから、入る方はもう制度的に決まっていますので管理だけですから、今、用地管理課がやっていますが、私は、市の公務員が不動産屋をやる必要はないので、そこはプロにお任せして、水道と同じように地元の業者さんに水道相談センターのように委託できないのかという検討を指示しているところです。

政策的に移住促進のための住宅が必要だということであれば、一時期話題になった長野県の下條村のように、子育て世帯に特化した市営住宅という選択肢も政策的にはあろうかと思いますが、私が過去議会で申し上げてまいりましたのは、そうすると利便性の高いところにつくらざるを得ないわけですが、やっぱり失敗するわけにはいきませんから。そうすると、市営住宅、移住者向けの市営住宅をどんどん修善寺駅の周りとか牧之郷の周りだけにつくらざることが、政策的にそれはどうなのだろうかと。したがって、借り上げ、今現にある、建てられている民間のアパートを借り上げて、移住者向けに使わせていただくという選択は検討しておりますが、したがって、100万円の助成制度をつくったのは、どこに住むかは考えていただいたほうが、土肥が好きな人もいるだろうし、湯ヶ島が好きな人がいるだろうし、しかし、やっぱり市営住宅となると、やっぱりこれは一番利便性の高いところにつくらざるを得なくなるので、今はそこまでは踏み込んでいないということです。

それから、コンプライアンスを意識した事務局体制ということですが、これも議会で申し上げましたとおり、友好都市の平塚市さんと職員交流をやると、必ず平塚市の職員さんが、

伊豆市の職員は2つも3つも役割を持っていて、御存じのとおり、新入社員が広報を1人でやっているような市ですので、やっぱり同規模の、同じ事業をやらなきゃいけない、人口3万だろうと12万の三島市だろうと、20万の沼津市だろうと、同じ事業をやらなきゃいけない。だけれども、人口1,000人当たりになると11名と、そして伊豆市は多い。だからもっと減らせという圧力の中で、1人にいろいろな役割をさせなければいけないことが、これはもう避けられないと思ってうちの職員に指示し、そのような組織をしているわけですね。

ですから、制度的に言えば、執行権は市長だけではありませんので、選挙管理委員会、教育委員会、農業委員会、そして監査委員と、警察以外持っているそれぞれの執行権限には、それぞれの事務局があるのが制度的にはいいのかもしれませんが、とても現実的にはそれは難しい、相当ほかのところから引き上げなければいけませんので、それはさすがにちょっと、現状ではうちの職員が耐えられないだろうと思います。そこで事務的作業を進める上で、そういった問題が起こらないように、しっかり事業を進める上でしっかり注意してまいるということが現実的な選択なんだろうと思います。

更生保護行政については、健康福祉部に置く一案もあろうかと思いますが、ただ、私が聞いているところでは、現在の職務配置で特段の問題がないと思いますので、あえて変える必要性についてもし議員から特段の御指摘がございましたら、配置をしたいと思います。

以上です。

○議長（三田忠男君） それでは、再質問ありますか。

山口繁議員。

○2番（山口 繁君） ありがとうございます。

そうしたら、①の人口減少対策の窓口機能はワンストップで対応というところの趣旨でありますけれども、やはり相談窓口であるとか、いわゆる市の職員として一生懸命それぞれの課には人口減少対策は頑張れよというふうに言っているということはわかるんですけども、そういうことではなくて、やはりもう今回は、私は、もう政策的にいろいろなことをやっているということも承知しています。政策的にいろいろなことをやっています。子育て支援にしても、定住移住政策のお金を出すことに関しても、そのほかいろいろなことに関してもやることは承知していますが、そのいわゆる情報の発信の仕方とか、うまくそれが伝わっていないというようなことがあるんです。

事例として、この前の実は議会報告会というのが5月末にありまして、そのワークショップでこんなのがあったんです。移住政策というよりも、伊豆市に移住してきました。家を建てますということで、建てました。そうしたら不動産屋を介していろいろなことをやったんですけども、実は伊豆市に来ると100万円もらえるんだよ。ええ、ラッキーという、そういう話なんです。というのは、伊豆市に来ると100万円、建てると100万円もらえるということがインセンティブといいですか、それが物すごく魅力としてあって、それで来たということではなくて、たまたま違う理由で来て建てたらばくれると、もうとにかく追い銭のような

格好なんですよ。ですから、そういう意味で、政策的にそれというのは効果を発揮したもののなのかというちょっと疑問が湧きました。そういう意味では、そうではなくて、やっぱり知られていないのではないのでしょうか、いろいろな人たちに対して、伊豆市以外の人に対して。伊豆市が魅力だなどと思っている人たちに、そういう制度がありますよということが知らしめられていない典型的な例ではないかなという思いがあったということでございます。

実は、ワンストップのほうは、市長もどういうことなのかなと言われ方をされたんですけども、やっぱりそういうものを情報発信するところ、相談を受けるところ、伊豆市に移住すれば住宅はどういうことになるのか、子育てはどうなるのか、何はどうなるのか、こうなるのかというようなことを一つの窓口で全部機能するという、相談をかけられる、対応できる、そういう仕掛けをきちっとつくったほうがいいのではないかな。そういうものを世の中に発信をしていくということが必要ではないかなという意味です。

これは、2年前の6月定例会で市長は言っておられるんですね。ワンストップサービスに関しては2つつくりたいと言っていました。企業誘致のワンストップ窓口だと、もう一つは移住促進のワンストップ窓口だと、僕が言っているのは、もしかしたら、これは両方なんですけれども、企業誘致も、企業が来れば雇用は生まれるということだから人口減少対策にはなりますよねというようなことですし、移住促進というのは、子育てがどうなのか、教育がどうなのか、住むところはどうかという、そういうことをきちっと対応できる窓口という意味ですから、そういうものをつくってアピールをしていくということが必要ではないかなということなんですけれども、それがなかなか、2年前に市長が言われたこの2つに関しても進んでいないというのがあるので、何で進んでいないんですかということの問いかけなんです、①は。それをもう一度お聞かせいただきたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） わかりました、状況が。情報発信戦略については、強化すべきであると思っています。当時考えていたのは、移住相談窓口は駅北の9 i z uで、そして企業誘致の窓口は産業振興協議会で一元化できないかなと考えておりました。ただ、実際には移住相談はもちろん9 i z uでもやっているんですが、県の東京事務所でやっていますし、八重洲だったですか、いろいろなところであるものですから、それを戦略課が一元的にしっかりコントロールする、そのほうが多分効果的なんだろうということで、もし弱いところがあれば、情報発信も含めてやっぱりそこは戦略課が全体を統括するのがよいのではないかと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口繁議員。

○2番（山口 繁君） そういうことで、東京でもそういう窓口があるということなんです、僕が言いたいのは、やっぱり現場できちっと窓口をつくるという意味では、庁内組織という

か、この伊豆市役所の中に一つそういうものをきちっと掲げて、大きな看板を伊豆市何とか、もう本当に伊豆市に行きたくなるよう、住みたくなるようなアプローチをかけるような名前にして看板を掲げるという、そういう意味なんです。

もう一つは、庁内組織が、先ほど全ての課に関して人口減少対策を意識した仕事をしなさいということを行っていると言われたんだけど、本当に庁内組織が人口減少対策について一丸となっているという雰囲気がありますか。僕は、それが余り感じられないということがあるんです。それから、よその伊豆市の外のほうにいる人は、伊豆市は人口減少対策やっているよねと思うような感じが見えないんです。そういうことを、両方見えるようなことを形からいったらどうですかというのが今回の趣旨なんです。

きのう、おとといでしたか、小長谷順二議員の質問の中で公立高校と地域づくりのというのがあって、その中身はともかくとして、そこで市としてやる気を見せる体制をつくりたいということをして市長のコメントとしてあったように思うんです。まさにこの人口減少対策ということに関して、やる気を伊豆市は見せているよということをつくるような仕掛けを、仕掛けというか、それを組織として形としてわかるようなことをぜひやってほしいという、これはお願いがその趣旨です。そのことに関してコメントをいただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 非常にこれは答えたくないんですが、それをつくったのが文教ガーデンシティだったわけですね。それで、今、吉田町でも小山町でも同じようなりバータウンシティだとか、向こうはシーガーデンシティだとか、やっぱりいいネーミングでやっているわけです。苦労して苦労して駅の近くに12ヘクタールの1級開発をつくって、そこに今回もやっぱりタウニングで確認したとおり、子育て世代のニーズは公園が入っているんです、また、物すごい人数で。それがやっぱりある意味、我々は幼児教育と小学校教育とのリンクとか、幼児教育は民営にしたこども園がありますので、そことの連携とか、やっぱりやっているんです、ソフトはたくさん。ALTも多い、それから市が単独で小学校につけている補助員も、人口比でいえば伊豆市は圧倒的に多いんです。ただ、それは言ってもなかなか子育て世代のお母さん方には通じないので、したがって、シンボルとなるようなまさに看板となるような事業、だけれども今は、さっき木村議員にも申しあげましたけれども、欠けたままの状態ですので、したがって、その欠けたところを埋めるために私も頑張りますけれども、議員の皆さんにも意見を言っただいて、欠けたところを補いましょうということをごく数回の議会では申しあげているわけです。それは、私がつくって皆さんに最終的にお諮りする形では、もう国と県の調整が終わっちゃっているんで、議員の皆さんからも、新しい子育ての人口対策の看板としての事業の欠けたところを埋めるための作業について、ぜひ議会の皆さんにも一緒に動いていただいて、伊豆市として新しい看板づくりに取り組ませていただければと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 微妙にずれてくるんですけれども、看板となる事業をつくるというのは、それはそれでいいことなんですけれども、私が言っているのは、今あるいろいろな政策をきちっとまとめて伊豆市ってこんな魅力が出せるよということが今のやつでもあるんですよ、制度的にソフト面でもあるわけですよ。それをきちっと情報発信できる、それから市の職員も思い切りそれに対して頑張っている、そんなことが目に見えるような庁内組織をつくったらどうですかという、何でもかんでも事業の、やっぱり文教ガーデンシティは否決されたが、あれはもう全然だめだというようなことが論調になって話が出てきますけれども、そういうことを言っているわけではない。それは大事なことなんですけれども、そういう窓口をつくってくださいということですので、御理解を賜りたいなというふうに思います。

2番目の市営住宅の所管の関係で、やはり既存の市営住宅は公営住宅法に基づくということで、先ほど市長の説明があって、これはよくわかりました。僕もちょっと勉強不足だったかもしれません。そういう基準で入居基準なんかも所得制限であるとか何とかというのは決まっているという、そういう世界ですから、その部分はその部分でわかりました。建設部が所管をするということに関してはいいんですけれども、やはり若者子育て専用住宅というのは、全部それを幾つも何度もそこら中にいろいろなところにつくれなんて言っているわけではなくて、やっぱり伊豆市としてシンボリックな事業としてそれを御検討いただけませんかという意味の部分があります。

小山町があれですよ、町の財政負担ゼロを目標にして、PFIで40人規模の集合住宅をつくるという新聞記事が3月27日に出ていましたけれども、そういうことも真剣に考えてもらいたいし、そういう土地があるのかなのかということもあるんですけれども、多分なくはないでしょうから、そういうことも研究をしてもらおう。それをやたらそこら中につくれなんてことを言っていないんです。やっぱり伊豆市というのはそういうことを始めたよねということのきっかけを発信できればいいわけですし、あとは市長もちょっと言われていましたけれども、借り上げ住宅をうまく使うというのは、これも制度的にはすごくすばらしいことだと思うんで、そういうものを早く制度にしてきちっとやってくださいよということなんです。それがなかなかできていないのではないですかという意味のことです。ですから、そういう人口減少対策になるようなことの政策をきちっと発信できるちゃんとした部課をつくってくださいという、こういう意味です。専用住宅のことをお聞きしたいと思うんです。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 市営住宅、いわゆる我々が制度的に言っている市営住宅とは別に、人口対策としての住宅のあり方というものは御指摘のとおりで、いわゆる行政が建てる公共的

な住宅だけではない、そのとおりです。このところ、修善寺駅周辺と牧之郷駅周辺で土地が逼迫をされていて、なかなかアパートもあいていないようで、むしろもっと建ててくれと、それはいろいろな産業で人手不足ですから、それから外国の方に働いていただくことも含めて、そういったニーズはもう直接的に何件か聞いております。それで、ここは使えるんじゃないかという施設も、正直言って何回も御案内しているんです。それから、いわゆるこちらに就職された方に対するアパートの補助とか、いろいろな施策を織り交ぜてやっていますが、全く私が10年間成果がなかったのがやっぱり空き家の提供なんです。3,000件ほど空き家があると思われるのですが、10年間タウンミーティングで言い続けて、いまだに1件もないんですね。そうすると、やっぱり実際に不動産事業をされている方々から伺うと、家だけがあってもやっぱり絶対だめなんだそうです。その地域でしっかり受け入れていただかなければいけないので、その1軒ずつ家を探してくださいではなくて、地域として私たちは外からの移住を受け入れるので、ここに住んでこの地域のコミュニティの中でということを改めてお願いしないと、この件は進まないのかなという印象を持っています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 今①と②でいろいろ言ってきたんですが、人口減少対策に絡んで窓口をきっちりつくってよねということなんですけれども、やっぱり市長がどこかで話をしましたね。私たちの判断基準は常に市民だと、もうこういうふうに言われたわけです。特に庁内組織で特に市民と向き合う組織というものは、やっぱり仕事をする、こちらの役所のほうの仕事をする側の視点や立場で考えるのではなくて、市民の側に立って、そうしたらどういう、どれだけ便利でどれだけわかりやすいかということ考えたほうが良いという意味での、きちっとした窓口をワンストップをつくりなさいという意味ですので、ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

③番目のコンプライアンスを意識した事務局体制をということで、これは前回もこういうことでやっぱり人がいないからということだったんですが、そういうのではなくて、もう根本的なまさにコンプライアンスの問題なんですけれども、書いてありますように、監査をされる事務局が監査をする事務局になるという、全く相反するそういうことがおかしいと思いませんか。そのことについて見解を伺います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 議員おっしゃるとおり、単純に言いますと、するほうがされるほうの職員を兼ねているというのは矛盾といえば矛盾です。ただ、我々職員の場合も、ある一定期間、2年なり3年で異動します。では、決算監査をやるときに監査事務局に行きました。でも、監査の対象は自分が去年やった事業で、そういうこともあり得るわけです。当然組織としては一番望ましいのは、それぞれ独立すべきもの、御質問にもある農業委員会もそうか

もしれませんが、やはりそれぞれの事務量と市の職員の規模とといいますか、そういうのを考えていくと、どうしても今の現状の体制で回していかなければならないというのが現状です。また、監査委員事務局も局長となりますと、当然今でいえば課長級になります。では、課長級職員1人と、あと補佐の職員1人で、では、この課長級の職員の管理というのはどうなるのかという問題もありますので、今は兼職兼務させていただいて議会事務局の職員も見ながら次長としてやる。その次長が監査委員のところでは局長としてやっていただくという、この現状で何とか、よその例を言っではあれなんです、伊豆の国市なんかも同じような兼務でやっているということですので、現体制で続けさせていただければと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） もうこれは、よその町がどういうふうになっているかなんていうことは関係なしに、この市としての考え方の問題なんですね。規模が小さいとか何とかではなくて、考え方の問題ですから、ぜひ是正してもらいたいですけれども、今、伊豆の国市の話をしましたけれども、伊豆の国市はどうなっているかといいますと、専任の監査委員事務局長がいますよ。それで、職員が事務局の職員を兼務しているというのがありますがけれども、せめてそれくらいのことのできないのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁求めます。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 現状というお話なんです、平成29年に直接関係するかどうかなんです、地方自治法のほうが改正されまして、まず、市長部局内部の内部統制制度をつくりなさいよという改正がありました。これは都道府県と政令指定都市が義務づけられておりまして、我々伊豆市レベルだと努力義務ということで、特に財務事務について、市長みずからリスクを評価して、みずからのそのコントロールしていくと、コンプライアンス的にコントロールしていくと、そういう仕組みをつくりなさいと。それによって、今度監査のあり方も変わってくると、市長がみずから評価するコンプライアンスというか、評価したものを今度監査委員がまた評価するというような、若干監査の制度も変わってくるんじゃないかと思われまので、伊豆市がすぐ来年そういう体制ができるかどうかという難しい問題もありますけれども、今、県ではもうそういう体制が当然できていますので、政令市や県の内部統制制度の体制を参考にさせていただいて、伊豆市なりの市長みずからの事務事業をコントロールする仕組み、このほうと監査、当然監査の充実強化ということも、その自治法の改正で言われていますので、あわせてセットで今の職員の問題もありますけれども、そもそものあり方を検討させていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） わかりました。時間がかかるのかもしれませんが、やはり努力

義務で決められたことをやっぱりきちっと先行してでも、この小さな町でもこういうことはやるよということを見せたほうがいいのではないかなというふうに思います。

それから、農業委員会の関係をちょっと触れさせてもらったんですが、これも2年前の6月定例会でのやりとりで、市長から農業委員会は独立した執行機関ですので、そこに対し市長の権限はなく、独立した判断をしていただいていると。だから問題ありませんという、そういう答弁をもらっているんですけども、しかし、事務局長が市長の部下の職員というのはおかしいと思いませんか。その点について見解を伺います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） まさに例えば選挙管理委員会なんかはそうですね、私だって選挙を受ける立場ですから。選挙を受ける立場の職員が選挙管理をやるわけです。そっちのほうが私なんかだと、本当はどうかなと思うんですが、しかし、ちょっと今、副市長と話していたら、例えば監査委員なんて一番外部監査しやすいではないかと思ったんですが、執行機関ですから、やっぱり行政組織としてあるわけですね。ですから、選挙管理委員会から監査委員まで、監査委員は個人ですけども、全てここは執行機関なので、丸々その機能を外に出すわけにいきませんよね、当然。そうすると、伊豆市が職員をどう配置するかの話であって、仮に分けてもさっき総務部長が言ったように、人事異動でそこに行くことは当然あるわけですから、やはりあり方としては、その職についたときに、しっかり公正な職務を遂行することを徹底するということがやっぱり現実的なのではないかなという気がします。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 独立行政委員会とかいうんですよね。最大の独立行政委員会というのは、僕は教育委員会かなというふうに思っています。確かに組織図もそういうふういきちっとなってますからね。専任スタッフもきちっというということで、市長のその指揮監督を受けない独立性が確保されているという、一番わかりやすい存在ではないかなというふうに思っていますけれども、今これから言う話なんですけれども、今話題となっている新中学校問題に関して教育委員会というのは去年基本方針を出して、まずは2つの選択肢から校地をどのようにするかということ年度内に決めるという、そういうことで今いろいろな話をされているわけですね。そうはいっても、総合教育会議という市長は予算権限を持つ市長ですから、いろいろな気がかりな点があるということはわかるんですけども、何かあたかも校地がもう既に決まっているかのような言動があるように僕は感じたものですから、これは独立行政委員会である教育委員会に対して少し踏み込み過ぎではないかなという思いがあるということなんです、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） その件は、たしかおとこの議会で申し上げたと思うんですが、私がそうしてくれと言ったのではなくて、2月だったですよ、もう教育委員会でそういった方向を出したという報告を受けたので、市長としては了承しましたと、では、その方向で進めてくださいということを申し上げたのであって、全て教育委員会の結果を報告受けてからの私の議会での御報告ですので、そこはぜひ正確に御理解をいただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 教育委員会はやっぱり独立した行政委員会ということで、教育委員会を尊重するという立場に変わりはないということで、その辺は確認させていただきます。

そうしたら、更生保護行政の事務局所管ということなんですが、実は、やっぱり福祉政策だと思ふんだから、市民部というのはどうなのかなと。10年間ぐらいもう続いているんでしょうか。実は先輩の保護司に、こういう福祉政策のことなんだけれどもどうだと言ったら、「いや、いいじゃないの、市民部で今安定しているんだから、そんなのを変えることねえじゃないか」と、ちょっと妙に怒られたりしたんですが、ただ、更生保護行政がちょっと変化してきていまして、今まで国の直轄的な世界だったのが多かったんですけども、市にはお願いをして社会を明るくする運動であるとか、保護司会の総会であるとか、そういう事務方のいろいろなことをやってもらっているんですけども、さらにまだ犯罪防止推進計画なんていうのを先ほど書いてありますけれども、そんなものも市として、まだ確実につくらなければだめだよというふうには言われていませんけれども、いずれはつくる状況になると思うんです。そうなってきたときに、やはり更生保護というのは社会福祉の一環だというふうに思うもんですから、ある時期にきちっと所管は明らかにしておいたほうがいいんじゃないかなという思いで書いたということです。ただ、それぞれ市の事情があるでしょうから、その辺を少し検討の材料にさせていただきたいなというふうに思います。

最後に、組織マネジメントという観点から3つほど、ちょっと時間がなくなっちゃうんですけども、3つほど申し上げます。

1つは、昨年のお話です。複数の話から聞いた話で、昨年の春の異動で配置転換になった女性職員、もうとにかく行った先が時間外労働が山のようにあって、深夜労働も辞さない。しかし、そのことに関して上司は全くフォローしてくれなかったと。結局二、三カ月でやめてしまったという事例が複数の人から聞きましたので、間違っただ話ではないんだろうと思うし、その子は実は近所の子だったから、それは誰だとは言いませんけれども、ちょっとショックを受けたことがあります。やっぱり伊豆市の人口減少というのも深刻ですけども、それでやめていくということで、伊豆市役所の人材が減少していくというのはすごく気がかりでして、やっぱり職員クラス、幹部クラス、それぞれの人事マネジメントに何かどこかおかしなところがあるんじゃないかなと思わざるを得ないなというふうに思ったのが1点です。

それから、2つ目、5月に議会報告会がありまして、そのワークショップの中で出た意見

で、少し気がかりな点が1個ありました。伊豆市の職員はすごく優秀だということがまず前提なんですね。前提で、そういう前置きで、その職員の個人の能力と情熱で、ある職務に関してかなり精度の高い仕事をしてきていると。ところが、その職員もいつまでもずっといるわけではなくて、異動配置、異動されていく。新しく来た人がもちろん新人だからですけれども、ところが、引き継ぎが何かうまくいっていないのではないかなと、なかなか一からやり直しになってしまうというようなことがあって、組織として動いていないのではないかなというような御指摘がありました。

私は、民間の会社に勤めていた経緯もあるんですけども、人事異動で担当者が変わることはしょっちゅうあるわけですね。例えばお客さん対応の部署でもしそんなことがあったら、その瞬間取引停止ですよ。会社にとっては物すごい利益、逸失利益甚だしいということになります。そういう点が2つ目です。

それから、3つ目、最後に3つ目なんですけど、きのう実は夜、僕は初めて新こども園事業の住民説明会に行かせてもらって、ちょっと愕然としたんですけど、これは住民と当局それから業者さんもいたんですけども、近隣住民の生活に関する問題、とりわけ排水の問題であったり日照権の問題だという、極めて入り口の基本的な問題なんですけれども、それに関する住民の声を聞いていながら対応しない。要望に対してちょっとおろそかにしているのではないかという、実現の力が足りない。それから、できないものはできないと毅然としてちゃんと言ってあげるべきだろうと思うんですけども、そういうような説明責任が圧倒的に不足しているということを私は感じました。結局、きのうは3時間に及ぶ大きな会合で、多分不満を残したまま終わったということで、またもう一回説明会か何かやるのかなという、そんな感じです。

何でこんなことになってしまうのかということに関して、3点コメントをいただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） いずれも職員の管理者としてしっかり対応しなければいけない大切な問題だと思います。議員御指摘のとおりです。

1つ目の問題については、本当に私も報告を受けてじくじたる思い、ざんきにたえないといえますか、優秀な職員だったものですから、もっとしっかりその課内あるいは部内でサポートできなかったのかなと、当時から痛切に私自身の反省も含めて感じているところです。それが直接的には4、5、6、7、3カ月、4カ月間で残念ながら退職されたんですけども、それも含めて、それだけではないんですけれども、それも含めてやっぱり1四半期に極端に事業が集中しないような、これは国の施策としてもうまく繰り越しか債務負担を使いなさいという指針が何度も出ているんですが、やっぱり今見ていると、やはり1四半期の入札が多いですね。そこは、したがってサポートしなければいけなかった。そのとおりなんですけど、

そのサポート体制と、やっぱりなるべく執行を平準化する努力とあわせてする必要があるんだろうと考えている次第です。

2番目の引き継ぎについては、具体的にどの件か思い当たらないのですが、こういった御指摘も時々受けますので、引き継ぎ、年度がわりの人事異動の際の引き継ぎについては、また徹底をさせていただきます。

それから、3つ目のこども園の件についても、けさ方報告を受けました。幾つかの問題は私も心配をしていたところで、職員の説明の仕方、対応の仕方、言葉遣いを含めてですが、反省材料とさせていただきたいと思います。それで、こういったすぐ隣に何軒もの住宅がある場所での公共事業ですから、何か事業の大きな結節だけではなくて、やっぱりある程度の頻度で御挨拶に行き、そして御説明をし、進捗状況を説明をし、そして課題としていただいている課題については、それが中間報告であってもしっかりするように、改めて指示をしたところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 3点ちょっとつけ足しみたいな話で申しわけありませんでした。退職してしまうというのは、幹部級クラスでも過去何か結構有能な人材が早期にやめていくというようなこともあったように思いますので、それはともかくとして、組織マネジメントという意味で少し見直しをしてもらって、やっぱり仕事の中でいわゆる直接仕事の関係がある上司、部下の関係、それから上司、部下の仕事を受けたり何かするという関係の中では、なかなか解決できない、サポートできない問題というのは、僕はやっぱりちょっとここで言うような話ではないかもしれないけれども、やっぱり別の組織というのは職員組合、労働組合なんかがある程度執行部にかわって、ちょっと違う観点からきちっとフォローしてあげるといような、そんなのが両方がきちっと機能すれば、職員の職場環境というのは相当変わってくるんだろうと思います。労働組合を経験したという立場からそんなことを申し上げて、ぜひその辺のマネジメントに関しての見直しをしていただきたいなと思います。

次をお願いします。

○議長（三田忠男君） 耕作放棄地ですね。答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 耕作放棄地については、産業部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、私のほうから、耕作放棄地の解消と有効活用の推進ということで、5点の御質問を一括してお答えをさせていただきます。

まず、1点目、耕作放棄地、遊休農地の使い分けでございますが、耕作放棄地は農林漁業センサスで、作付がなく、数年以内に再び耕作する考えのない土地と定義された統計用語でございます。一方、遊休農地は、農地法において現に耕作に使用されておらず、かつ引き続

き耕作に使用されないと見込まれる農地、あるいは農業利用がその周辺の農地利用に比べて著しく劣っている農地とされており、議員御指摘のとおり、おおむね同義語と考えております。表現が異なっている理由ですが、総合計画では指標を面積に設定したことから、一般的に使用され、なじみのある耕作放棄地という文言といたしました。

続いて、2点目でございます。耕作放棄地の現状ということですが。

平成26年度の時点で205ヘクタールであった耕作放棄地ですが、平成27年度が204ヘクタール、平成28年度が141ヘクタール、平成29年度も同じく141ヘクタール、そして直近の平成30年度は、ちょっとここが上がっているんですけども157ヘクタールということで、今直近では157ヘクタールとなっております。なお、ただいま説明した中で、平成27年度から平成28年度にかけての調査で、63ヘクタールの解消があったわけですが、これは利用意向調査の法制化、また遊休農地に対する課税強化に関する方向性が明確となり、平成27年度において所有者に対しまして利用意向調査を実施し、耕作者による解消が23ヘクタール、農地の状況を精査した結果、山林原野化し、耕作の再開が困難で非農地、農地ではないと判断された土地が38ヘクタールとなったためでございます。

3点目、固定資産税の両極の措置でございます。

利用状況調査の結果、遊休農地と判断された後、所有者への利用意向調査において、所有者の意向として農地中間管理機構への貸し付けや耕作の再開等の遊休農地の解消が行われないう場合、農業委員会は、農地中間管理機構と協議すべきと勧告をすることができます。この勧告を受けた農業振興地域内の遊休農地が課税強化の対象となります。一方、減税の措置でございますが、所有する全農地を新たにまとめて農地中間管理機構に10年以上の期間で貸し付けた場合は、逆に一定期間の軽減措置があるということでございます。事例の有無でございますが、これまでのところ両方ともございません。

4点目、遊休農地の解消と転作奨励でございます。

当初は、米の生産調整の対策として始まった大豆ですね、御指摘いただいた大豆栽培ですが、現在はみずから米をつくるのが困難になっている農地において、大豆を作付することを所有者から依頼されるという、遊休農地対策としての受け皿の役割に代わっております。大豆を作付するだけで遊休農地の発生が防げるというわけではございませんが、実際今9ヘクタールの取り組みをしているところから、遊休農地防止の一役を担っているというふうに考えております。

それから、5点目、再生可能エネルギーでございます。

再生可能エネルギーの施設とコラボした営農型事業、この導入につきまして、遊休農地にこうした設備、施設を設置する場合も農地制度、農振法であるとか農地法ですね、こういった制度の適用を受け、許可が必要となります。現行の制度におきまして可能性のある再生可能エネルギー発電、具体的に例として何点か申し上げますと、地上高2メートル以上の高さに太陽光パネルを設置し、その下部で作物の耕作、栽培を行う場合。それから2つ目が、現

に耕作されている農地ですね、その農地ののり面、畦畔、こういったところに太陽光パネルを設置する場合、それから3点目、農業用施設に附帯して整備される太陽光設備が3点目。それから4つ目として、農業生産活動により生ずる家畜ふん尿、それから稲わら、こういったものをバイオマスとして利用する場合ということになっております。

こういったものであれば、今現行制度の中でも可能ではないかというふうに考えております。遊休農地の解消は、農業施策を推進する上で重要な施策でありますので、現行制度に適合する範囲で、この再生可能エネルギーを活用した事業について検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 耕作放棄地と遊休農地の用語についてはわかりました。

それから、②のやつは、平成27年から平成28年に極端に減っているというのは、非農地の拡大ということですから、実態的に、そういう統計上の問題であって、いわゆる耕作放棄地がふえているとか減っているとかという傾向的にはどんな感じかというのを教えていただけますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 先ほど申し上げましたとおり、平成27年から平成28年にかけて耕作放棄地、遊休農地所有者に対して利用意向調査を実施したことにより、実際に遊休農地でなくなった、草刈り等を適正にやっていたという状況があったのは事実でございますが、先ほど御説明したとおり、平成29年度に141ヘクタールであったものが平成30年度では156ヘクタールにまたちょっと上がっているという傾向は、実際のところ遊休農地の解消が進んでいるというふうには、議員御指摘のとおり、総合計画の目標値という意味では平成32年、195ヘクタールというのは確かに数字は達成しているんですけども、現況といたしましては、なかなか解消されていないのではないかという認識を持っております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 市として、計画はもう全然基礎数字が変わっちゃったから、もうどうしようもないんだけど、若干ふえているということなだけで、このふえているというのは、何か手立てを打って減らしたものがあって、ふえないようにした政策があり、でもふえちゃったというのがあり、その差し引きでふえていっているよということなのかどうか、政策的なもので何か手を打ったことがあるのかどうか教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 極端に流れを変えろというような画期的なものという政策というよりは、私どもは従前よりずっと継続してやってきた事業を引き続き現在も行っているという現状でございます。やはり数字がふえたという理由の中には、一般的に言われる後継者不足、高齢化等々の理由によるところが大きいかというふうに考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 3番目の税金の問題はわかりました。

それから、4番目の解消事業で転作ですから、もともと農業できないから転作すれば何でもそれが解消と思ったんだけど、これは個人として、もう米づくりをやめたと、できなくなっちゃったと言って、それをある何か事業団体みたいな法人なのか組合なのか知らないけれども、そういうのが引き取って大豆の栽培をやっていますよということで、ここと入れかわっていくという、そういうことでよろしいのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） もともと転作という制度は、減反政策という中でこの大豆栽培を旧中伊豆町のころから、これは中伊豆大豆組合さんへの補助というか事業でございますが、そういった中でももとは確かに転作ということで奨励作物を大豆として生産させていただきました。御承知のとおり、今その生産調整というものはなくなっただけですけども、やはり所有者の方が、では、これから水耕というか水田、稲作をやるかという、なかなかそれをやるというのは非常に難しいという中で、年々その面積をふやしながら、この大豆の栽培をしていただいていると、先ほど申し上げたとおり、9ヘクタールということで今現在栽培していただいている、やはり先ほど言った150ヘクタールを超える遊休農地の中で9ヘクタールを管理栽培していただけるというのは、遊休農地対策として有効であるし、我々は維持していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 中伊豆の大豆組合というのを象徴的な話としてあったんですが、市内にそれ以外に個人が放棄したけれども、それでは、これを引き取ってこんなことをするよというような受け皿になるような団体というのはどのくらいあるように把握していますか。

○議長（三田忠男君） 産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 個人という形では、すみません、ちょっと把握はしておりませんが、今、集落営農の組織として、これが答弁になるかどうかちょっと疑問ですが、農業組合

法人としては議員も御承知です、グリーンファーム桂谷、それから、これはちょっと目的が違いますが、伊豆月ヶ瀬梅組合の2法人でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 5番目の遊休農地、ちょっとまとまった農地があったときの活用で、再生可能エネルギー云々というふうにはしているんですが、今説明あったように営農型とのコラボという意味では、農地法の適用があって、太陽光、太陽光ということですから、太陽光は多分売電価格が引き下がったということで、なかなか事業性がないということなんです。伊豆市で考えると、一番最後に言ったバイオマスというのが一つのアイテムになってくるんだろうと思うんですけども、最後ちらっと聞き逃したんですが、いわゆるふん尿とか家畜のいわゆる排泄物ですよ、燃料になるようなものがそれのような説明をされたんですが、それ以外にもバイオマスというのは、木材チップであるとか何とかいろいろまだほかにもありますよね。そういうようなものを、いわゆるそれは市内での供給でないとだめなのか、そういうことでなくて、事業者が何かいろいろな形で調達元があって、それを持ってきてこういう事業をやりますということに関して、それは可能なのかなのか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 先ほど4点目として御説明をさせていただきましたバイオマス発電につきましては、今、議員おっしゃられるとおり、基本的には動植物ということで原料ということでございます。それをバイオマス発電というふうに今言われているところでございます。先ほど御説明したとおり、家畜ふん尿、稲わら、木材というのは今外しておくとして、基本的には先ほどこれであれば今可能ではないかという御説明をさせていただいたのは、農地に関する先ほど申し上げました農振法であるとか、農地法をクリアできるだろうということ、その中では地域内、もしくは伊豆市を出てもこの伊豆地域ということなんですけれども、実際には農地に関する規制といいますか、区域というのは農振地域、それ以外もありますし、農用地、それ以外ということ、また同じ例えば青地とか白地の中でもその位置ですね、そういったもので個々にやっぱり判断していかざるを得ないということですので、いずれにしても、こういった話、遊休農地対策として有効であるということは当然認識はしておるんですけども、具体的なものは、では、これがいいか悪いかというのは、やはり計画によって、またその位置、規模によって変わってくるかと思しますので、すみません、明確なお答えというのは今この時点ではできないということでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 大体わかりました。多分その太陽光エネルギーの可能性というのはち

よっときついなという思いがあるんです、伊豆市内。そうするとバイオマスかな、残りはバイオマスかなというような思いもあったりするんですけども、それは今のところ具体的に何かがあるわけでは何もないわけですので、その事業者とといいますか、その提案みたいなものがあたらきちっとその話を受けて、それで可能かどうかということの判断をいただくというような、そういうレベルのものになるのかなというふうに、いずれにしても、例の1年前につくった条例で、自然環境等再生可能エネルギーの調和を図るんだということで、あれはだめだということではなくて、調和を図るということですから、前向きに捉えて、やはり再生可能エネルギーをつくるべきだと総合計画にのっているわけですから、可能性のある限り追及をしていただきたいなというふうに思います。

以上です。

次をお願いします。

○議長（三田忠男君） 3番目、市有林の原木ですね。答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 市有林の活用については、総務部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） シイタケ原木でございますけれども、市内にある市有林ですね、こちらのシイタケ原木につきましては、昨年度は大野地区で入札を行うなど活用を図っているところでございますが、恐らく議員御指摘の旧修善寺町の植栽したクヌギの林、こちらにつきましては、現場まで行く作業道、林道なんですけど、大分荒れていてなかなか現地へも行けないような状況と私も伺っております。これにつきましては、また建設部のほうとも早急に協議しまして、まずは現場に行く道にどの程度の整備費がかかるのか、また面積も33ヘクタールありますので、こちらはもうシイタケ組合さんの専門の方に見ていただいて、大体個人の方が買うのは1ヘクタールから2ヘクタール前後ですので、それを順番にやっていくだけでも十何年以上かかってしまいますので、どういう区割りで、どういう売却の方法がいいかを早急に調べさせていただいて、もう伐期が来ているということでございますので、市の貴重な財産ですので、シイタケ振興も含めてこちらのほうは検討させていただきたいと思っております。

○議長（三田忠男君） 建設部長、何かありますか。ないですか。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 今言われたところは、市道が途中まで行って、そこの国交省砂防堰堤から上が林道で約1,100メートルの林道があります。現状は非常に、長年使っていなかったものですから、非常に道路が荒れているという状況で、確認をしたところ、最低限碎石を敷くのが必要かと。補助事業等をいろいろ検討したんですけども、確認したところ、林道は改修というか改修工事は補助事業があるんですけども、それにつきましては舗装をやらなければいけない、それが補助対象のメニューということですから、なおかつ補助率40%

ということで非常に厳しい状態なものですから、単純に1,100メートルの幅員3メートルで、いろいろな条件がありますけれども、平均平米、碎石で敷くとメーター4,500円ぐらいかかりますと約500万円ぐらいの、碎石敷いてならすというのに、1,000メートル以上だとかかるというのが今一応の試算ではあります。それをどうするかということは今後検討していきます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 33ヘクタールというのはかなり広大なやつなんですけれども、しかし、シイタケ原木もう30年ぐらいたっていて、シイタケ原木としてうまく使うには、あと消費期限という意味では、あと二、三年だというふうに聞いているんです。ですから、この二、三年のうちにその手当てをしないと、結局何も使えなくなってしまう、市有林としてのクヌギ原木は何も使えない。伊豆市の木というのはクヌギだったですよ、たしか。それが何も使えないで、何かあれ原生林になるんですか、それともどこかで潰れて荒廃してしまうのかというようなこともあるんですけれども、ぜひ有効活用できるようにお願いをしたいなというふうに思います。

次に行ってください。

○議長（三田忠男君） 次ですね、徘徊。答弁求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 本件については、健康福祉部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 私のほうから、認知症などによる徘徊者の探索、身元確認事業についてお答えします。

認知症になっても、住みなれた地域でその人らしい暮らしを続けるためには、地域での一人一人の見守りや支えが必要になってきています。伊豆市では、平成29年5月から「安心くつシール」というものを事業として行っています。ことし5月現在で37件の登録があります。これまで2件の通報事例があり、有効に機能しております。この安心くつシールは、どれだけの方がこの事業を知り、見守りの目をふやせるかが、有効に機能するための鍵となっていると思います。

近隣市町と同様の制度のほうの方がわかりやすいという点もよく理解できますが、事業開始から3年目を迎え、制度設定に当初から携わっています認知症地域支援推進委員や関係者の方々の意見を伺いながら、事業実施に向け双方のメリット、デメリットについて慎重に今後進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） せっかく伊豆市が先行した事業であって、それを進めてきて効果もあるということで、変えるということに関してはじくじたる思いがあると思うんですけども、やはり先ほど通告の中でも申し上げましたように、伊豆市、伊豆の国市を管轄する大仁警察署という広域の警察署があり、それから消防はもっと広い形で広域があり、徘徊者というのは伊豆市だけを徘徊すると決めがあるわけではなくて、まちを越えて徘徊していくということもあるわけですから、そういうこととの連携もきちっとしていくということが必要なもので、そういう意味では、ちょっとじくじたるものはあるけれども、これまでの安心くつシールの事業に関してはきちっと評価をしてあげて、担当者とか扱っている人たちの思いはいろいろあるでしょうから、評価をした上で、近隣市町とやっぱり合わせるといふ決断をしていただくということが大事ななというふうに思います。

それから、本当はもっと先にチップをつけて、それで家を一步出たらば、それがぴつとアラームがどこかへ通じるとか、それからその人があるまちのこの辺の街角を歩くと、それが反応して、ここから電波が出ているんです、微量の電波が出ていて、それでどこにいるというのがわかるというような、そんな高度な仕掛けもありますけれども、それはもう金がかかる。それに関しては、やっぱりとりあえず合わせた広域の近隣市町でいろいろな検討を重ねて、そういうことがいけるのかどうかということで統一した形でやっていくというのが一番いいのではないかなというふうに思いますので、そういうことをぜひ御検討いただくということで終わります。

○議長（三田忠男君） 答弁はよろしいですね。

○2番（山口 繁君） はい。

○議長（三田忠男君） これで山口繁議員の質問を終了いたします。

ここで35分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時23分

再開 午後 3時35分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ会議を開きます。再開いたします。

◇ 波多野 靖 明 君

○議長（三田忠男君） 本定例会最後の一般質問になります。

それでは、1番、波多野靖明議員。

〔1番 波多野靖明君登壇〕

○1番（波多野靖明君） 通告に基づき伊豆市の問題解決のため市長に質問いたします。議席番号1番、波多野靖明。

件名1、消防団の現状と今後について。

現在、伊豆市には4方面隊、14分団、総勢502名の消防団員が地域の安全を守るためにさまざまな活動や訓練を行っております。しかし、消防団員も少子・高齢化の進む中で担い手が少なくなっており、その人数は定数には及んでおらず、また地域によっても開きがあるようです。そして、各地区の消防費にも限りがあり、消防団の運営に困っている団がほとんどではないかと予想します。また、緊急事態の出動に関しても、少人数かつ仕事場は市外の方もおりますので、現場への人員不足なども今後の課題として大きなものと思われまます。この先、いつ起こるかもしれない大規模災害への対応には、広域でのつながりが必要不可欠になってくるのではないのでしょうか。

また、若者の消防団への参加につきましても、出動費の見直し等、生活面から見ても安心して消防団へ参加できるような見直しが必要ではないかと考えます。

①大規模災害時の消防団の活動について。

②広域での活動や人脈づくりによって、幅広く知識も充実し、いざというときの連携にもつながるような研修のあり方。

③出動費について。

④消防団の運営費について。

⑤消防協力隊や消防団OBの実態と今後の方針について質問いたします。

件名大きな2番、土日、祝日の保育利用について。

伊豆市では、観光をなりわいとした人が多く、そのため土日、祝日に仕事の方も多くいらっしゃいます。働き手の子育て世代の方から聞いた意見では、特に長期の休み等、一番忙しい時期にこども園・保育園に預けることができず、サービス業に携わるには難しい形態となっている現状だと聞いております。仕事場によっては、子供を出産したら、なれた仕事をやめ、土日・祝日を外せる仕事へと転職を考えたりするなど、なれ親しんだ仕事から距離をとらざるを得ない人もいと聞きました。仕事は、生活を支えるための資金を得るものでもあります。人生においてやりがい・生きがいを見出せる場所でもございます。長く同じ場所に勤めるといことは、地域への定着の一つでもあると考えます。

現在の伊豆市の土日・祝日の保育の預かり状況、希望者はどれくらいいるか把握していただけますでしょうか。また、今後の改善点など、地域に根差し、ニーズに合った利用方法の検討はしているのかお聞きいたします。

○議長（三田忠男君） ただいまの波多野靖明議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） まず、消防団の現状と課題について答弁申し上げます。

ここ10年ぐらいで700人ぐらいから500人ぐらいまで定数をかなり下げてきて、それでも実際には500名を切っている状態なんだろうと思います。その一方で、火災が減るわけではなく、特にここ数カ月は実際に火災が多かったものですから、以前であれば旧町単位の中

で充足していたポンプ車も足りないものですから、火災が出ると、そのたびに市内全団出動になって、出動の負担が非常に高くなっています。また、先日の操法訓練を見させていただきましたけれども、やっぱりよく訓練しています。勤めをしながら、あれだけの練度をまで達したその消防団の皆さんは、相当な時間を割いたことがよくわかります。その方々にも何とか報いるような施策が必要なんだと思いますが、この消防団、世界に冠たる組織を維持するために総務省からも再三通達が来ているんですが、伊豆市としても引き続き何とかこの体制を維持するのに尽力していきたいと思います。

御下問の具体的なことについては、総務部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 御質問の①から⑤でございます。

まず、1つ目の御質問の大規模災害時の出動につきましては、消防団は、自主防災組織や消防協力隊などと協力しまして、消火活動、要救助者の搜索、救助活動等々の幅広い活動を行っていただくことになっております。

2つ目の広域での研修でございますが、現在、訓練におきましては、近隣の市町と駿東伊豆広域消防などと合同訓練をやっております。広域連携を踏まえた訓練を実施しております。

3点目の出動費につきましては、近隣市町とのバランスもございます。若干の差はございますが、金額的には、訓練や出動1回当たり4時間未満は1,100円、4時間以上は2,200円を支給しております。

4点目の団の運営費ですが、こちらは補助金で市のほうで決めておりまして、本部の運営費に147万円、ラッパ隊の運営費に24万円、方面隊の運営費として1方面隊当たり30万円、各分団の運営費ですが、均等に25万円にあと4,000円掛ける団員数を足して交付しております。

5点目の消防協力隊やOBについてですが、消防協力隊につきましては、区に消防団員がいなかったり手薄になっている場合など、地域内の火災等に限り出動し、初期消火や消防署・消防団車両の水利への誘導など、初期活動をしていただくことを目的としております。

現在、消防協力隊としては天城湯ヶ島地区で14団体、中伊豆地区で12団体、修善寺地区につきましては、自主防災組織の中で消火班として28団体が活動しており、合計54団体が設立されております。また、消防協力隊につきましても、人口が減っているということと協力隊員の高齢化が進んでいるという問題もございます。単一区だけの組織で活動できるかというのが今後のまた課題になっているのではないかと思います。

また、消防団のOBの方につきましても、現在、消防協力隊や消火班に加入していただいております。今までに培った経験や知識を地域のためにも今後も生かしていただきたいと期待しております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） ①番の回答で、やはり自主防などとの連携というのは必要だということなんですけれども、例えば大規模災害での活動になりますと、大きなけがだとか、またはそれ以上の事故というものが想定されると思います。その際、団員に掛けられている例えば保険とか、その内容というのがわかりましたら教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、消防団員、消防協力隊の方もそうなんです、大規模災害のところだけでなく、日常的な訓練や消防活動の中で公務災害の制度がございます。これは、ほとんど国の制度と同じように伊豆市でも条例をつくってございます。通常の一般的な公務災害と同じように、療養補償や休業補償、障害補償、遺族補償等の補償が規定されております。これは、全国一律に消防団員等公務災害補償等共済基金という、これは法律で決まっている団体です。そちらに毎年、市のほうからの予算で掛金を掛けております。これは公務災害とあわせて退職報奨金も同じくこの団体に掛けております。

また、この公務災害とは別に、福祉共済ということで消防活動以外の保険といいますか、共済も日本消防協会というところに掛けてございます。これは、公務以外でも団員が死亡したりとか、負傷、疾病にかかって障害を持たれたりしたときの補償ということになっております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） ①番のところでは、かなり公務災害の共済基金のほうですね、掛けていただけるということで、何かあったときにもしっかりと団員のケアができるようにしていただきたいと思います。

そして、②番で、やはり広域での活動ということで、駿東地域ということでいろいろ活動をなさっているようなんですけれども、例えば市内であれば、例えば1分団が2分団または3分団、4分団と一緒に活動するということはあるのでしょうか、教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 実際のところ、各方面隊の中での分団の中での訓練は、中継訓練とかそういうのはやっておりますが、分団を通り越しての訓練というのは、ちょっと私も把握してございませんが、恐らく各分団ごと、支部ごとの訓練になっているのではないかと考えられます。

ただ、やはり伊豆の国市、函南町とか広域でやるものにつきましては、各市町合同という意味ですので、伊豆市の分団の垣根を越えたような訓練になっていると思われま

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） やはり大規模災害になりますと、大きな広い地域での活動になりますので、そういうところをよその市外の消防団との連携だったり、やはり自分たち市内、同じ方面隊の中でもそういう活動というのがかなり必要になってきていて、顔見知りになるということも必要だと思いますので、今後も続けて、なかなか大変だと思いますが、続けていただきたいな、それが市民の安全につながると思っています。

そして、③番の出動費についてなんですけれども、日中に火災等があつて、例えば出動できる団員というのが何割いるのか知りたいということと、日中でもやはり4時間出て1,100円、4時間以上で2,000幾らでしたっけ、2,200円というのが出動費として手当がそれが妥当なのかどうか、御回答いただければと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 各支部、分団で、今ここで日中の火災のときに、どれぐらい地元において、どれぐらいの方が出動できるかというのは、申しわけありません、数字のほうを今把握しておりませんので、また可能な限り、日中その地元にいる方ですね、わかる範囲で調べさせていただきたいと思います。そういう出動できる方が少ないということで、今、協力隊とか消火班のほうをお願いしているということも事実でございます。

また、出動報酬、費用弁償的なものでございますが、近隣のところを調べますと、大体似たりよったりなのかな。ただ、4時間以下が1,100円というのが妥当かどうかというのは、ちょっと考えるところはあるんですが、これは今までの伊豆市の非常勤の委員さんとかの費用弁償の考え方が、4時間を境に半日当か日当、1日分かというのがありました。それをずっと踏襲しているのが現状でございますので、ここは正直なところ、各種委員の日当とは別に、各近隣の市町よりも高いものも当然伊豆市はあります。今の1,100円というのはちょっと安くて、逆に函南町は訓練で1,300円とか、全部平らにするとそんなに待遇が悪いわけではないんですが、この半日当という考えについては少し検討をさせていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） やはり年度によってばらつきはあるものの、多く出動すればするほど、生活のかてとなる会社の事業というものも多分とまることもございます。予定があれば、そこはあけておくこともできるんですけれども、なかなか火災、風水害というのは難しいものですので、そういう例えば自分の仕事を放り投げて、自分の給料所得なんかも減っていくことになりますので、そういうことも前向きに考えていただきたいなと思います。

そして、④の消防団の運営費についてなんですけれども、この辺というのは、例えば消防団のほうにアンケートなどをとったりしてはいるのでしょうか。よく上げてもらわないと、なかなか厳しいよみたいな話を団員から聞いたこともあるんですけれども、その辺は市としては把握しているのか教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 以前は、各団員の報酬を一度分団に納めて、団からまた個人へという、そういう以前、合併したてのころはそういう仕方もしていました。それは団の中の約束事でいろいろなやり方もあったと思うんですが、現在、団を通さず、個人へのものは全部個人の方へ報酬は支払っているんですが、やはり団員数が少なくなっても、団の運営に係る経費というのはそんなに変わってこないかなというのも事実だと思います。私のほうには直接、団のほうからもう少し運営費を上げてくれ、どうのという声は直接はお聞きはしていないんですけれども、もう一度団員、担当のほうに確認して、これもいろいろ見ますと、もう一回精査はしますけれども、どうしてもやはり旧田方なら旧田方の状況も調べさせていただいて、余り差が出ないような方向で検討させていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） なかなか運営費というところの声が上がってこないということですが、私個人のところには、昔の消防団、付き合いの人間なんかもありますので、少し厳しいという声が上がってきていますので、前向きにこれも考えていただければなと思っております。

⑤番目の、やはり消防協力隊や消防団OBというのは、いずれの火災を見ても迅速に動いていただけて、かなり消防団にとっても、また常備消防にとってもとても協力的というか、すごく力強い存在だなというのは思っています。消防団員が減少している現在、やはりその地域に住んでいる方の協力というのは、自主防災会や消防協力隊のように必要でございます。地域防災のあり方というので、各地区の自主防災会などで例えばどのような協力が必要なのかなど、現状をしっかりと把握していただいて、今後どのように対応していくか検討していく必要があると思うんですけれども、その辺は考えておられますでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 消防協力隊、消火班につきましては、今、少しずつですが設法のほうをしていただいております。まだまだ協力隊等の、修善寺地区につきましては自主防災会内の消火班ですので、もう一定レベルの消火班として成立しているんですが、やはりまだ中伊豆、天城につきましても、全部が全部ということではないので、これは少しでも設立していただきたいと。土肥地区については、こういう名称の組織になっていないということで

すので、今、土肥地区の数字はないんですが、やはり土肥地区につきましても、同じように一応組織として立ち上げていただけないかなとは思っております。

ただ、なかなか日ごろの訓練等ができないのが現状でございますので、実際には現場での消火というよりも、水利の誘導とか交通の整理とか、そういう側面の協力隊にならざるを得ないのかなというふうには思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 消防団の団員の減少ということなんですけれども、消防団は18歳から入団が可能だとのことなんですけれども、消防団または地域防災に興味を持ってもらうために、高校生にも消防団と一緒に考えてもらうような場を設けることが必要なのかなと、また、それを体験してもらうということも必要かと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 高校生、18歳からというのはもう昔から18歳からで、やはり私たちのころは、もう18歳になったら家にいたら消防に入というのが義務だというふうに教わったというか、そういう義務感があったものですから、消防に入るとは何ら違和感がなかったんですが、やはり今の方はなかなか幾ら地域ボランティアといえども、なかなか義務というふうには思っていないようです。ただ、それが消防の必要性や魅力、その大事さが若い人たちに伝わっていないのかなというのは事実あります。これは消防団だけではなくて、やはり広域消防のほうにもそういう若者の研修といいますか、何かしら広めるような手立てがないかというのは、広域消防のほうにもちょっと打診はしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 今、男性のほうもそうなんですけれども、少ないんですけれども、女性消防団というのもなかなか設立してから人数が確保できていないのかな、難しいのかなとは思いますが、例えば女性だったりすると、家事だとか育児、そのバランスもあると思うんです。そうすると、なかなか入団というのがちゅうちょしてしまうのではないかなと思うんです。そこで、例えば1年間のお試し期間を設けたり、例えば1年後に、1年間のお試し期間を設けて、1年後には入団の判断をする制度だとか、あとは先ほどの高校生のように、例えば体験をしてもらうというような活動も必要かと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 女性消防隊の方は、おっしゃるとおり、男性と違いまして、やは

り結婚されて生活の拠点が変わったり、お子さんができたりすれば当然消防活動には参加できなくなるというのは、大変難しい問題だと思っております。現在もやはり結婚を機にやめられた方、また幸いにもこの4月から新しく入ってくれた方がいます。女性消防隊につきましても、何とか現状の維持、数字を維持していただきたいとは思っておりますが、お試し等の期間が設けられるかどうかにつきましては、ちょっとまた団のほうと相談しまして、今言っただけのいろいろな公務災害とか退職報奨金等のそういう制度上の問題もございますので、どういった活動ができるかというのは研究させていただきたいと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 以前、私、マイナンバーの制度を広めるために、例えば成人式とか、そういうところでも活動というか、広めるための活動をしてくださいよ、イベントPRしてくださいよという話をしたんですけども、例えば成人式なんかでまたPRをしていただいたりとか、あとは消防団も伊豆市は結構若い方の転入者なんかも多いということは聞いていますので、その転入者が地域に溶け込めるかということでも、消防団に、では、入っていただいて活動していただいて、地域に若い人たち同士で溶け込んでいただくような施策も必要なのかなと思っておりますので、例えば窓口でリーフレットを渡すというような行為とか、そういうことは必要だと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 若い人も含めて、消防団のPRといいますか、今、福利厚生的に協力してくれる商店のお店もあつたりとか、いろいろな福利厚生的なことも頑張っているんですが、なかなか外から来た人に消防団のリーフレットを渡して入団を勧誘するというのも、正直難しいのかな。渡すことは可能なんですけれども、今の若い人には一つその入団というのはハードルがあるようには思いますので、まずは伊豆市の中にいる若者に少しでも地元のために入っていただくようなPRの仕方をしていきたいと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） やはり自分が子供のときに、例えば親だとか近所の人に、この伊豆市、伊豆市、そのときは修善寺町だったんですけども、修善寺町というのは何があるのかというときに、この山や川ぐらいしなくて、ほかには何もねえよと言われたこともあります。それと一緒に、消防団なんかも入れば、いや、ただしんどいだけだよというようなイメージも払拭していくとか変えていただいて、地域の活動のために汗を流せるすばらしい消防団というボランティア組織とか、ボランティアという言葉も余り使いたくないですけども、そういう組織だよということもPRするのが必要なかなと思っております。

今までののは、例えば短期的にすぐ入っていただくということが目的なんですけれども、例

えば中長期的に考えて、例えばこの間も小学校の運動会とかありました。そういうときに2020運動なんかもやったんですけれども、そういうときに例えば催しで消防団の操法訓練を体育祭、そういうときに組み入れてもらうということも必要だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 消防団の活動のPRという面では、そういう人前でというのも考えられるんですが、やはり実際の消防団の本来の活動である消防活動やそういう活動以外に、いろいろなイベントとかそういうものでやるというのは、逆に団員のまた負担もふやすという面もありますので、やはり今の団員というのはどうしても、昔は何か集まっている、団員が集まっているという喜んでそこに行くんですが、やはり本来の活動以外にプラスアルファでどんどん参加をとると、またそれも負担になってくるという面もありますので、一概に団員を使つてのPR活動というのも考えさせていただきたいなと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） なかなか負担というのは多いのと、私も、実際に消防団で活動しているときは、なかなか土日もなく活動があったので大変だったというのはわかるんですけれども、やはり自分たちも、ただやみくもに人数が減っているから年齢を延ばされたり、延ばされたりと、延ばして行って、自分たちが、では、いつになったらやめられるのかと、そういう不安もあったわけです。だったら、短い期間を全力で頑張つて活動したほうがいいかなと、そういうような考え方もあったもので、そういう案も私は出させていただきました。

そして、消防団の活動費というか運営費という話に少し戻るんですけれども、やはり消防団員というのは、言うまでもなく、火災だとか風水害と危険な現場での活動がメインでございます。そうしたときに、幹部の人たち、団員なんかは研修が多少あるような話も聞いていますが、団員もやはり幹部も団員も一緒になって指導、指導力だったり判断力というのはとても重要になると思います。そうすると、自身の命を守るためにも、今以上に安全教育だとか、または研修というものを充実させる必要があると思うんですけれども、そういうことについて例えば今後予算をしっかりとつけて、団員の命を守るため、また家族、自分の大事な人を守るためにもそういう研修というのは必要だと思うんですけれども、そういうことに例えば予算をつけていこうという考えはおありでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 当然支部であれば部長であったり、分団であれば分団長、副分団長にとって必要な研修については、当然研修費として予算化は必要だと思います。ちょっと実際外の研修等で、幹部の方の研修がどれぐらいあるか、今把握はしていないんですけれど

も、必要な研修については、例えば田方とかみんな行くのに伊豆市だけ行かないとか、そういうことはないようにはしていきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） ことしの入退団式だったのでしょうか、市長の挨拶で、市長のほうは、有事の際、消防団の方々が自分の判断で動けるようにしてくれと、もしものときには行政のほうで全力でサポートしていくと、そういう力強いお言葉がございました。ぜひ、ふだんから昼夜を問わず活動している消防団に力強い支援をしていただけると助かるなと思います。

市長、最後に一言いただければと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） うちの職員にも伝えているんですが、実はその3.11の後、しばらく状況を見た後、当時、土肥の体育館が寒かったものですから、土肥小学校校舎があったときに、そこに避難をしていたんです。そういうのを見ていたときに、非常用糧食を配っていいかという許可の打診が来たわけです。私は、それを聞いたときに、これを市長に聞くかという感じがして、やっぱり不安なんですね、幾ら災害で緊急災害津波警報が出ていても、やっぱり不安なんですね、職員はと思いました。

そこで、職員だって大規模災害のときには来られない場合があります。消防団員もそこから動けない場合もありますね。そういったときには、そこにいる職員の中で一番上の者が、自分の勤務経験に照らして、ベストだと思ったことはしっかり判断して実行していい、実行してくれと。最終的な責任は絶対市長が負うからということで、今は機会を捉えて説諭しているわけです。そこは消防団員の皆さんにも、本当に大事なとき、必要なときにちゅうちょしないように、そのような話をさせていただきました。その気持ちはこれからも伝えていきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） やはり今、昔は、昔はというか、僕らのころもそうだったんですけども、サラリーマンで消防団員をやるという方が以前に比べてだんだん割合はふえてきました。そうすると、やはり会社でもいろいろ研修とかやるんですね。そうすると、僕みたいな一小さい会社の事業者とはちょっと違って、いろいろな研修をされているので、例えば何をすることも上司に確認をとったりだとか、そういうことが必要になってくるそうです。そうすると、やっぱりそういうのが体にしみ込んできますので、何かを一つ行動するにしても上司にお伺いを立てるようなことがあると思います。そういうときにも、やはり団というのが一つにまとまって、自分たちで考えて自分たちでしっかり行動できるということをするためにも、やはり研修だとか一緒にいる時間というのが少しでも長ければ、みんなのまとまりと

いうのもあると思うんです。昔みたいに勢いで例えば上の人間から下の団員に伝えていく、何かを指導していくというのも、なかなか昔と違って難しくなっているようです。ですので、そういうところでも福利厚生というか、少し研修だとか時間を使って一緒にいる時間というのを少し長くしていただければ、よりすばらしい活動につながるのではないかと考えています。

次をお願いいたします。

○議長（三田忠男君） それでは、2問目ですね、答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 2つ目の保育についてなんですが、これはやはりもう社会が大きく変わって、いつもモデル家族で、夫婦に子供2人で専業主婦でと、もうこれからほとんど多分あり得ないといえますか、そのモデルだけで制度設計を組むのはやっぱり非常に問題があると思うんです。特に我々、約1,000億円の経済活動のうち約800億円、8割は第三次産業がシェアしている伊豆市の中で、申しわけないんですが、夜とか土日に仕事をしていただく必要性があるわけですね。そこで、いろいろな施策を組んでまいりました。ただ、後で部長からあるかもしれませんが、実は期待をしていた観光に携わっている方々の休日保育とかが非常に少なく、えっという感じもしております、使い方が悪いのか、あるいはもともとそういうニーズが少ないのか、そこは少しというか慎重に正確に検討する必要があるかと思っております。

詳細について、健康福祉部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 土日、祝日の保育利用について説明させていただきます。

土曜日につきましては通常保育になっておりますので、日曜・祝日の保育について説明させていただきます。

伊豆市では、安心して子育てできる環境を整備するために、市内のこども園、保育園に通園している子供を東こども園と土肥こども園において祝日や日曜日保育を実施し、仕事と子育てが両立できるように支援しています。

平成28年7月より、東こども園と土肥こども園での公立2園において祝日保育を始めました。その後、平成29年度からは、祝日保育に加え、日曜日における保育もこの2園において始めております。日曜日保育や祝日保育を希望される方は登録制になっておりまして、日曜日保育は2園で21人、祝日保育は36人の方が現在登録されています。ことしのゴールデンウィーク10連休であったわけですが、4月27日から5月6日までの10日間の実績について説明させていただくと、4月27日土曜日は通常保育を実施しました。そして最後の5月5日と5月6日については、園内の消毒のため休園とさせていただきます。初日の4月28日から4日までの7日間について、日曜・祝日保育を実施しました利用者は、2園で合計延べ42人の子供さんをお預かりしました。1日も利用がなかった日もありましたが、多い日は9

人のお子様をお預かりしました。

昨年度の祝日の平均利用数ですが、祝日保育では修善寺東こども園が1日当たり3人ほど、土肥こども園が0.7人となっております。また、日曜日の保育利用については修善寺東こども園が1日当たり1.1人、土肥こども園の利用はゼロでございました。日曜日よりも祝日に利用される方が多くなっている状況でございます。

今後とも日曜日・祝日保育の実施方法について、市長も申しましたとおり、ニーズに合った使いやすい方法を検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 土日、祝日の保育というのが、やっているところというのは結構少ないらしいですね、この近隣の市町で。その例えば静岡県内とかこの近隣の市町で、ほかに土日・祝日保育というのをやっているところというのはどこか把握していますか。

○議長（三田忠男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 申しわけありません。近隣市町について調査はしておりませんでした。また、調べて報告させていただきたいと思えます。すみません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） これは正確かどうかかわからないです。私が聞いたところによりますと、三島市あたりだと私立はやっておりますけれども、やはり公立の保育園というかこども園とかではないそうなんです。だから伊豆市というのは、これはとてもほかの地域に誇れるので、大きくPRをしていただきたいなと思えます。

さらに、ゴールデンウィークの利用があったということなんですけれども、例えば年末年始だとか、お盆というのでも利用ができるのでしょうか。それが多分、サービス業とか観光業は少ないと聞いたんですけれども、サービス業、例えばコンビニだとかスーパーだとかドラッグストアみたいな、そういうところもいろいろサービス業はありますので、そうした人たちの多分一番繁忙期だと思うんですけれども、そういうときも利用できるかどうか教えてください。

○議長（三田忠男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） そうなんです。先ほど申しました、やっぱり5月5日、5月6日の園内消毒、それからやはり10月とか10月13日、14日も園内の消毒日、そして年末のことについては、12月29日から年明けの2020年1月3日までは年末年始ということでお預かりはせずに、休園日とさせていただいている現状でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 年末年始の12月29日、その年末年始というのは、需要というかニーズというのは今までどうでしたか。

○議長（三田忠男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 私のところで、今、具体的にアンケート調査をした結果とかを手持ち資料でないものですから、その辺の保護者のニーズというものは今お答えすることができません。申しわけありません。すみません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 多分、近隣市町なんかでも保育士がなかなか見当たらないというか、不足しているので、土日・祝日の保育が難しいと、多分それは伊豆市も一緒だと思うんです。やはり土日・祝日保育をすることというのは、やっぱり保育士は平日を休ませて土日・祝日に回すわけですよね。そうしたときに、やっぱりしっかりと充実させるために、保育士を充実させるような施策とか何かそういうものがあれば教えてください。

○議長（三田忠男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 先ほどの介護者の職員も不足している中で、やはりこの保育士も全国的に見て、なかなか不足しているような状態で、伊豆市においても充実しているとは言えない状態ですけれども、その中で、今、議員から説明がありましたとおりに、やはり日曜日・祝日に保育を実施していますと、平日にその保育士の休暇をとらなければならないということで、やはりその辺についての難しさというのが現実問題としてあると思われま

す。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 例えば、こちらの伊豆市の健康福祉の冊子のほうにもあるんですけども、ファミリー・サポート・センターといって、子育ての応援をしたい人と子育てを応援してほしい人、またどっちもの会員というのがあるらしいんですけども、これに登録している方というのは、保育士の資格を持っている方とかもいると思うんですけども、そういう方を例えばうまく土日・祝日に臨時的職員として雇って活用というか、一緒に働いてただけということとは考えられるのかどうか教えてください。

○議長（三田忠男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 今、議員お話しがあったファミリー・サポートという制度がございまして、「おねがい会員」と「まかせて会員」という制度になっていますが、まかせて会員のほうでお預かりすることになるんですが、そのまかせて会員の方の中に保育士の資格を持っている方がいるというのはちょっと厳しいのかなというか、確認のほうまではとれていないんですけども、どちらかという、もう子育てが終わったようなリタイアした方とか、お母様でも子育て中のお母様でも時間があって、その中でほかのお子さんも預かれ

ますよというような方だと思うので、また確認をしてみて、もしそこに保育士の資格をお持ちのお母さんがいるようでしたら、こちらのほうもお願いしたいことなので、確認を進めていきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） これは子育て中のお母さんというか、昔子育てをしたお母さんに聞いたんですけども、例えば土日・祝日、子供を預けられるのはいいんですけども、そうすると、例えばサービス業で仕事が忙しくてどうしても預けなければならないときに、そのときだけお弁当をつくらなければいけないんですけども、それを例えばほかの仕出し弁当とか、何かそういうもので対応はできないのかという話なんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 全てのお子様のアレルギー体質を今持っているとは限らないんですけども、昔に比べてアレルギーをお持ちの子供さんが結構ふえているので、お母様がその子供さんに合ったお弁当を用意してくだされば安心なんですけれども、なかなか外部から取り寄せた給食というものが、安心して提供できるのかというのはやはり難しいところがあるのかなというふうに考えます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） そこを例えば何か対応するために、観光業だとかサービス業が結構メインで成り立っている伊豆市として、平日と土日・祝日を同じように扱うようなことがとれないのかと思って、例えば週7日のうちの5日を保育士だとか職員さんに選んでいただいて、曜日を選択してもらって、土日・祝日なんかも同じように保育の利用ができるよというような状況ができれば理想的かなと思うんですけども、そういうことは可能かどうか教えてください。

○議長（三田忠男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 確かに議員おっしゃるように、必ず土曜日、日曜日、祝日が開園しているということであれば、安心した保育というのは可能なのかもしれませんし、よりよいサービスが提供できるのかと思いますけれども、先ほども話をしました、保育士の確保ということと、それから登録制希望保育とは言っていますが、それほどに利用率が上がっていないということで、登録している人数からしますと、全体の子供さんの数からいうと0.4%から0.6%程度の登録率ということになりますと、そこまで充実するということが今必要なのかどうかというところは考えていかなければいけないかなと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 利用率というところがやはりネックになるし、保育士を充実させる

というところもかなり厳しいのかなとは思っていますが、少しずつ多分これ私が議員になる前から、よく市長が土日の保育をやりたいんだという話をよく言っていて、それが実現したんで、少しだんだん進んでいて、若い人たちというか、子育て中の人たちも働きやすい環境というのはできているのかなと思われまます。

やはり先ほど消防団の話もしたんですけども、土日に結構活動があるんですね。そうすると、お父さん消防団、お母さんサービス業だったりすると、なかなか今核家族化しているので、預けるところが難しかったりするらしいんです。そういうことにも対応できるような保育の充実というのも必要だと思うんです。お父さんが例えば日曜とか土日に、お母さんが仕事でお父さんが子供を預かって見られるよというときに火事が起きても、やはり活動というか火災の現場だとか、そういうものには行けなくて、それは団員の方に多分伝えれば、そっちのほうが、どっちが大事とか、大事だから、それも大事だから来なくていいよと言ってくれるんですけども、そういうところで何かうまく回せるようなものがあれば、今後いろいろと私も少しでも骨折って頑張りたいなと思っているんですけども、そういう施策を進めていただければいいなと思います。

市長、さっきからうなずいていただいているんですけども、何か一言あればお願いいたします。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） すみません、自分が子育てしていたころの記憶を思い出して、四半世紀前にドイツのハンブルグにいて、ドイツ連邦軍指揮大学というところに留学していたんです。軍の敷地内にキンダーガーデンがあるんです。だから、軍服を着たお父さんが子供の手をつないで出勤してくるわけですね。そういう、もう子育ては当たり前の中で、勤務場所にさえ、軍の中にさえもう普通のこととして入っていたんです。それからもう四半世紀たっているわけです。今でも子育てを父親が入るとか、保育の問題があるというのは、構造的にやっぱりむちゃくちゃおくられていると思うんです、ほかの同程度の民主先進国と比べた場合にはですね。これはやっぱりもう働き方改革を、本当に現場に合った働き方改革をしないと、これは若い人たちの負担が大きくなる一方だなということを感じました。

さらに言えば、私ごとで恐縮ですが、本当に前に住んでいた八王子市というのはいないんですよ、土日は用が。区の出役はないし、消防はないし、だから小学校の野球へ行くと、みんな父母が来ているわけですね、調理師さんとか一部の方を除いて。ところが、こっちに来てみると、もう出役はあるし、僕は消防はやっていないんですけども、土日いっぱいあって相当違うので、したがって、その地域に合ってたかつ今の働き方に合った保育のあり方というものを考えないと、これは申しわけないけれども、本当にこのまま放置したらやっぱり負担がどんどん大きくなってしまいます。そういうことを考えながら、すみません、うなずかせていただきました。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） ありがとうございます。私もそんな褒められたことはないですけども、やはり今子育てしているような人たちの声を、切実な声を聞いていると、日本がどうか、伊豆市というものもそんなに先進的でないところもあるし、でも、先ほど言ったように、土日・祝日の保育をやったりとかして、周りよりも進んだところもありますので、そういうところをしっかりとPRしていただくことが大事だなと思っています。そういう環境を今後もつくっていただいて、今、国でも働き方改革だとかいろいろなことをやっていますけれども、そういうのにすごく伊豆市に住めばいいよと、誰かもよく言いますが、子育てするなら伊豆市だとか、そういうような伊豆市になっていただければいいなと思っています。

以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（三田忠男君） これで波多野靖明議員の質問を終了いたします。

◎散会宣告

○議長（三田忠男君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の会議は6月13日、午前9時30分から開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

どうもお疲れさまでした。

散会 午後 4時28分

令和元年伊豆市議会 6月定例会

議事日程(第5号)

令和元年6月13日(木曜日)午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第 4号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算(第2回)
日程第 2 議案第 5号 令和元年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)
日程第 3 議案第 6号 消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第 4 議案第 7号 伊豆市土肥地区温泉事業運営協議会条例の一部改正について
日程第 5 議案第 8号 伊豆市牧之郷地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
日程第 6 議案第 9号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 7 議案第10号 伊豆市税条例等の一部改正について
日程第 8 議案第11号 伊豆市介護保険条例の一部改正について
日程第 9 議案第12号 伊豆市指定金融機関の指定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	波多野 靖 明 君	2番	山 口 繁 君
3番	星 谷 和 馬 君	4番	間 野 みどり 君
5番	鈴 木 正 人 君	6番	下 山 祥 二 君
7番	杉 山 武 司 君	8番	三 田 忠 男 君
9番	青 木 靖 君	10番	永 岡 康 司 君
11番	小長谷 順 二 君	12番	小長谷 朗 夫 君
13番	西 島 信 也 君	14番	杉 山 誠 君
15番	森 良 雄 君	16番	木 村 建 一 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 菊 地 豊 君 副 市 長 本 多 伸 治 君

教 育 長	西 井 伸 美 君	総 合 政 策 部 長	堀 江 啓 一 君
総 務 部 長	伊 郷 伸 之 君	市 民 部 長	梅 原 敏 男 君
健 康 福 祉 部 長	右 原 千 賀 子 君	産 業 部 長	滝 川 正 樹 君
建 設 部 長	山 田 博 治 君	建 設 部 理 事	白 鳥 正 彦 君
教 育 部 長	金 刺 重 哉 君	会 計 管 理 者	城 所 章 正 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	浅 田 茂 治	次	長	永 沼 健 一
主 査	鈴 木 恵 美 子			

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） おはようございます。

本日の出席議員は、16名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより、令和元年伊豆市議会6月定例会5日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（三田忠男君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に基づき、議案質疑を行います。

◎議案第4号及び議案第5号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 日程第1、議案第4号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）及び日程第2、議案第5号 令和元年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）の2議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第4号及び議案第5号の2議案は、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

◎議案第6号～議案第8号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 日程第3、議案第6号 消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから、日程第8、議案第11号 伊豆市介護保険条例の一部改正についてまでの6議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第6号について。

16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） おはようございます。

16番、木村建一です。

議案第6号 消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について質疑を行います。

1項目めについては、平成26年度、この消費税が5%から8%になるにあたっての議会で論議だったのですが、一般会計業務と、それから指定管理者制度と特別会計等との関係で、区分けして提案していましたという質疑になっているのですが、すみません、私がもう一度見直したところ、こういう提案はされておられませんので、1番目についてはいろいろと総務部長にお尋ねしたところ、いろいろと用意してあったということですが、これは事実と違うということで私書きましたので、この件については答弁は要らないし、すみません、質疑の中には入れませんので、よろしくお願いいたします。

したがって、具体的にお尋ねするのは、2項目め、3項目めになります。具体的な質疑、実質的には1項目めになります。

1つ目、自治体は納税義務者ではないが、施設使用料の収入は消費税の課税対象になっていますが、消費税法により、結果として税額ゼロとして扱われております。今回の増税2%はどこへいったのかという素朴な疑問がありますので、お答え願いたいと思います。

2つ目です。

平成26年度、消費税を5%から8%に値上げするにあたって、総務省から地方自治体に、県を通じてですけれども通知がありましたが、今回はどうでしょうか。

以上2点についてお尋ねいたします。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 総務部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 総務部長、答弁願います。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、私から2点について答弁させていただきます。

まず、1点目の、今回の増税2%分はどこへ行ったかということですが、消費税転嫁に係る歳入につきましては、元来消費税導入以来、その取り扱いというのは変わっておりません。平成26年度の5%から8%に3%引き上げておりますが、全く同じ取り扱いとなります。それぞれ施設の維持管理費、光熱費等にも当然10%の消費税が10月以降かかってきます。管理費も当然2%分上がるということで、市としましても新しい負担がそこに生じてきますので、使用料等につきましては、その施設の維持管理等の財源の一部となるものでございます。

また、2点目の国からの通知につきましては、前回同様、県を経由して平成31年4月18日付、総務省自治行政局行政課長から、消費税率（国・地方）の引き上げに伴う公の施設の使用料・利用料金等の対応についてとして通知がございました。

以上です。

○議長（三田忠男君） それでは、再質問はありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 木村、お願いします。

部長が言われるように、5%から8%になるときに、私いろいろこのときにも質疑させていただきましてけれども、消費税法第60条によって、いわゆる一般会計に係る事業については、課税標準に対する消費税額と控除することができる消費税額と同額とみなすから、結果的には納税額は発生しない仕組みだということになってしまうんですね。そこで、お尋ねするんですけれども、ここで本来はほかの特別会計等と、それから指定管理者の施設というのは、利用料は消費税が働きますから、それなりに納税するという仕組みなのかなと、ここでとどまるのではなくて、自治体の中でとどまるのではなくて、消費税はこれだけ差し引きやったから、消費税は幾らですよということは出ていくと思うんです。出ていく場合と、還付される場合があると思うんですけれども、この一般会計における消費税分については、今お話ししたように、発生しない仕組みだということなんです。

そうすると、この発生しない、今回もそうですけれども2%分について、今回答えたように、電気代等と維持費がかかるのだから、その2%分については、利用者からいただいたら、それはそちらに回しますよということになるわけですね。1つ目。

それから、もう1つはですね、ちょっとこのところがよくわからないのは、国は消費税は何のために値上げするのと、さんざん国のほうで論議されているんだけど、消費税は結果的には年金とか医療とか介護の社会保障のために、今回少子化のためにと、こう入っているんですけれども、そのための経費に充てるんですよと、こういうふうに説明しているわけですね、消費税というのは。そうすると、わからないのは、維持管理費じゃなくて、国が求めている消費税というのは、ちゃんと今言った、社会保障の一部として納めましょうよと言っているんだけど、消費税法第60条によって、それは地方公共団体の一般会計を納めなくてもよろしいというところが、いまいよくわからないから、説明してください。

それから、2つ目の同じようなことが通達されているのかと思ったんですけれども、この点で、平成26年度と同じような質疑やらさせていただきます。

技術的な助言、勧告がありましたということですよ。多分そうだと思うんです。平成26年度もそうですけれども、これはあくまでもこういうことで総務省は考えていますよと、消費税については、ということであって、それを利用料に転嫁するか否かについては、一般会計については、それぞれの自治体の裁量権によるという判断でよろしいでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、各施設の使用料の考えなんですけれども、当然公共的な意味合いがありますので、年間のランニングコストを全部賄える分の使用料というのはいただいております。ただ、先ほど申しましたとおり、維持管理費、清掃業務とか電気代とかガス代、そういうものにも当然、今後消費税の増税分は転嫁されます。予算上も特定財源として、各施設の管理費に使用料の歳入は充てております。よって、今回当然維持管理費が上が

りますので、その使用料も2%上がった分は特定財源として管理費に充てるということです。

2つ目の社会保障、国の考えとのことなんですけれども、あくまでも今回一般会計で行う業務から発生する消費税、これは消費税保護法でも課税するというのが原則で、法律にも書かれております。消費税につきましても、当然非課税のものと、免税される個人事業主、それと仕入控除によって公共団体のようにゼロ円になるもの、3つあるわけです。公共団体の一般会計の仕入れ控除税額の特例によるものというのは、消費税をいただいておいて、いただいた消費税が最終的に通常、今までその事業に要した消費税と比較して、その差額分を納めなさいというのが仕入控除だと思うのですけれども、公共団体の場合の一般会計は、それが全額仕入控除に充てなさいよという特例ですので、国の財源とこの仕入控除というのは、特に違いはないのかなという気がします。あくまでも、営利性がないものについて今まで投資してきたもので、今後維持していくもので、地方公共団体の場合はいただいた消費税は、今まで投資した分も含めて仕入控除と同額になりますよと。なので、納税が申告の義務もないし、納税額はゼロになるというものです。

3点目の技術的助言、国からの通知ですけれども、議員おっしゃるとおり、今回の通知も地方自治法に基づく技術的な助言だというものでございます。この技術的助言につきましては、当然法的拘束力というのはありません。ただ、客観的にその消費税の制度が変わって税率が上がっているという事実を、国のほうは客観的に捉えて、その法律にのっとった措置をするよということ促しているものでございます。市としましても、当然その技術的助言、幾ら法的拘束力がないにしろ、法律のほうは既に10月1日施行で消費税法と地方税法が変わっておりますので、国の助言とあわせて今回提案させていただいております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） そうしますと、2%、今部長が言うように、いろいろところで消費税が上がっているのだから、当然かかりますよと。電気代とか。いわゆるいろいろな意味で、維持管理するためということでは、そういうことで2%分はそちらに回しますよということになるのかなと思っているのですけれども、そうしますと、前もそうだったのですけれども、確認の意味で。

前回提案したときにも、この利用料については、利用料そのものは受益者負担という原則に基づいてということになっているんですけれども、その維持管理についても今回は提案されている。2%増税分についても、受益者負担ということで考えてよろしいのか。今回の提案は。

それから、地方財政法……、これはちょっとよみましょう。別件になりますから。すみません。

その点だけ確認させてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） もともと使用料の考えが、受益者負担として応分の負担をいただくという考えですので、今回の消費税も含んだ使用料というのは、当然施設の維持管理費に充てさせていただき受益者負担と考えております。

○議長（三田忠男君） これで木村建一議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第6号から議案第11号までの6議案については、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

◎議案第12号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 日程第9、議案第12号 伊豆市指定金融機関の指定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、これで質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第12号は、会議規則第37条第1項の規定によりお手元に配付してあります議案付託表のとおり、総務経済委員会に付託いたします。

◎散会宣告

○議長（三田忠男君） 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

次の会議は6月27日午前9時30分から開催いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午前 9時45分

令和元年伊豆市議会 6月定例会

議事日程(第6号)

令和元年6月27日(木曜日)午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第 4号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算(第2回)
日程第 2 議案第 5号 令和元年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)
日程第 3 議案第 6号 消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第 4 議案第 7号 伊豆市土肥地区温泉事業運営協議会条例の一部改正について
日程第 5 議案第 8号 伊豆市牧之郷地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について
日程第 6 議案第 9号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 7 議案第10号 伊豆市税条例等の一部改正について
日程第 8 議案第11号 伊豆市介護保険条例の一部改正について
日程第 9 議案第12号 伊豆市指定金融機関の指定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	波多野 靖 明 君	2番	山 口 繁 君
3番	星 谷 和 馬 君	4番	間 野 みどり 君
5番	鈴 木 正 人 君	6番	下 山 祥 二 君
7番	杉 山 武 司 君	8番	三 田 忠 男 君
9番	青 木 靖 君	10番	永 岡 康 司 君
11番	小長谷 順 二 君	12番	小長谷 朗 夫 君
13番	西 島 信 也 君	14番	杉 山 誠 君
15番	森 良 雄 君	16番	木 村 建 一 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 菊 地 豊 君 副 市 長 本 多 伸 治 君

教 育 長	西 井 伸 美 君	総 合 政 策 部 長	堀 江 啓 一 君
総 務 部 長	伊 郷 伸 之 君	市 民 部 長	梅 原 敏 男 君
健 康 福 祉 部 長	右 原 千 賀 子 君	産 業 部 長	滝 川 正 樹 君
建 設 部 長	山 田 博 治 君	建 設 部 理 事	白 鳥 正 彦 君
教 育 部 長	金 刺 重 哉 君	会 計 管 理 者	城 所 章 正 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	浅 田 茂 治	次	長	永 沼 健 一
主 査	鈴 木 恵 美 子			

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） ただいまから令和元年伊豆市議会6月定例会を再開いたします。

本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（三田忠男君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議案第4号及び議案第5号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第1、議案第4号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）及び日程第2、議案第5号 令和元年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）の2議案を一括して議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果につきまして各委員長の報告を求めます。

最初に、議案第4号について総務経済委員会委員長、杉山武司議員。

〔総務経済委員会委員長 杉山武司君登壇〕

○総務経済委員会委員長（杉山武司君） 皆様、おはようございます。7番、杉山武司でございます。

ただいま議長から報告を求められました議案第4号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）の総務経済委員会所管科目の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、建設部関係については補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑として、議案書95ページ、修善寺駅のクールミストの設置工事と南口の車道分離帯改修工事の詳細内容の説明を求めたのに対し、駅のクールミストは東京オリンピック大会の猛暑対策として一時的に設置するために、当初予算に100万円を計上していました。ことしの4月に、県の交付金として東京2020オリンピック大会輸送関連施設等整備事業交付金制度が制定され、この設備が全額県の交付金150万円で常設ができるため、当初予算の100万円を減額するものです。南口の分離帯改修工事は当初予算には計上されていませんでしたが、こちらも県の交付金が制定されたことにより、補正予算に計上いたしました。大会開催時の輸送ルートは、南口ロータリーを乗降場所とするのが最善の方法として、現在、県と調整中です。輸送バスがペロドローム方面から南口ロータリーでUターンする場合に、ロータリー内にある三角の分離帯の一部が輸送バスの通行に支障となるため、縁石を撤去する工事という答弁がありました。

次に、総務部関係については補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑として、議案書97ページ、消防団の退職報償金の制度の確認を求めたのに対し、退職金は消防協会の制度では5年以上ですが、伊豆市は2年で支払いをします。2年から4年は伊豆市だけの単費の支払いとなります。退団をしない限り勤続は継続いたします。再入団の場合は、2年を経過すれば退職金の対象となりますとの答弁がありました。

次に、退職者が62名から78名と25%も増加した要因の説明を求めたのに対し、退職金の予定対象者の調査は、来年度の当初予算編成前の9月から10月の間に行います。その半年後に退団されるわけですが、仕事の関係の転勤や家庭の事情等で退職を余儀なくされる方がいますので、結果として差が発生するとの答弁がありました。

以上、各部ごとに審査の後、討議、討論はなく、採決の結果、議案第4号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第4号について委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第4号及び議案第5号について、教育厚生委員会委員長、木村建一議員。

〔教育厚生委員会委員長 木村建一君登壇〕

○教育厚生委員会委員長（木村建一君） おはようございます。16番、木村建一です。

ただいま議長から報告を求められました議案第4号及び議案第5号の2議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第4号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）所管科目について、当局の補足説明はなく、主な質疑として、児童福祉総務費の子ども・子育て支援システム改修業務委託の内容と、申し込み受付のスケジュールを求めたのに対し、保育料の無償化はあくまでも3歳から5歳までです。ただし、保育料は無料ですが、給食費は保護者負担となります。3歳以上は無償化のシステムを変えなければいけません。あわせて給食費の改定の部分のシステムもあります。360万円以下の所得につきましては無償化になるので、その部分のシステムも変更するための委託料です。給食費については来月から各園で説明会を開き、保育料は無料だが、給食費は個々に徴収させていただくことを説明していきますとの答弁がありました。

以上、質疑の後、討議、討論はともになく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号 令和元年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について、当局の補足説明はなく、質疑、討議、討論はともになく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、教育厚生委員会に付託された議案第4号及び議案第5号の2議案について、委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 9時36分

再開 午前 9時38分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第4号及び議案第5号の2議案について、各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第4号及び議案第5号の2議案について、討論、採決を行います。

初めに、議案第4号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）について討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

それでは、反対討論を行います。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第4号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）について、反対させていただきます。

我々が今このエアコンの入った議場で議論できると、非常によい議論ができると思います。しかし、小学校や中学校の生徒諸君はまだいつエアコンが入るともわからず、恐らくきょうも勉強しているのではないかと思います。この近隣の市まちでエアコンの入っている学校もあるのではないかと思うんですけれども、教育長。ぜひ調べていただきたい。これだけ格差ついているんですよ、私たちのまちは。

先ほどの僕からいうと第2委員会だけれども、教育を所管する委員会では、給食費の補助金を議論したかどうか知りませんが、給食費ぐらい私は出していいのではないかと。少なくとも近隣市まちよりもよりよい施策をとらない限り、伊豆市の衰退は限りなく消滅都市へと向かっていきます。議員の皆さんにぜひ考えてもらいたい。もう何でも賛成では済まないところまで来ていますよと、私たちのまちは。

そういう中で、私、いつも言うんですよ。建設部の理事さんにはまだ初耳だと思いますけれども、私は道づくりの最初に言うんです、いつも。一方では物化しているわけですよ。その一番いい例が沖の原1号線ね、市長。まず、物化した道を直しなさいよ。物化した道はそのまま。ぜひあなた車運転するんだったら、自分で車に乗ってきてあそこへ上がってきても

raitai. 私はあそこ、瓜生野の一方通行を避けるために、みんな利用していた。最近はそれができなくなってきちゃった。

僕は95ページの都市計画推進事業というのは、牧之郷のことだと思いますけれども、委員会では言ったと思うけれども、これ地主についてはただ話しただけなんでしょう。それでいいんですか。そこへ500万円も補助金を出す。牧之郷地区の皆さんが全員とは言わないまでも、大多数が賛同しているよというんだったら、私も反対しませんよ。私、いつも言うように、一方では新旧住民の対立がある。市が舗装しようと思って準備していたら、地主の反対でできなかった。こんな例があるわけ。それがいまだに尾を引いている。

あのインシナーの跡地だってそうですよ。あその配水池、あのままでいいのかどうか。区の皆さんは何ら手助けしなかった。困っている人は自分で戦って、現状になったんですよ。今は立派な舗装されて池になっているけれども、前はそんな池なんてものではなかった。個人の方が戦って勝ち取った。それがインシナーの跡地の住宅地です。そういう例もあるんです。

都市計画推進事業、やるのはいいですよ。しかし、議員の皆さん、議会報告会では伊豆市の将来人口は何人になると言っていましたか。25年後は1万5,000人になると言っているんですよ。そういうときに、200戸近い住宅を建設するための開発するというんです。今の牧之郷の発展、人口がふえている。何のことはないんじゃないですか。上から下へ人口が流れてきているだけではないんですか。そういう実態をよく議会として、僕は調査すべきだと思いますよ。まずやるのは都市計画ではない。牧之郷の人の新旧住民がもっともっと話し合っ、融和することだと思います。

修善寺駅クールミスト設置工事、反対する理由はありませんけれども。修善寺駅南口車道分離帯改修工事、南口はまだつくったばかりでしょう。それもあれ、人様の土地ですよ。伊豆市の土地ではない。人様の土地、大型バスが入れるといたから皆さん賛成したんじゃないかと思えますけれども、オリンピックやろうとしたら不都合があると。北口はバスぐらい入ってくるのかなと思えば、バスも入ってこられない。大型はだめだと。大型の主任はびっくりしていましたよ、北口に大型入れないと。何でかと言っていましたけれども。そしたら、今度は南口にも不都合があると。これでいいんですか。もっとじっくりと計画立ててもらいたい。

いずれ皆さん賛成して、これは成立するんだと思えますけれども、賛成してればいいってものではありませんよということを言いたい。伊豆市は何をするのか、どうしなければいけないのか。今年度だって、年間通せば500人ぐらい人口が減っていくでしょう。そういうのを何にも考えないの、皆さん。僕は一緒に考えたいと思います。終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、賛成討論を行います。

11番、小長谷順二議員。

〔11番 小長谷順二君登壇〕

○11番（小長谷順二君） 11番、小長谷順二です。

議案第4号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）について、事業内容に触れながら賛成討論をさせていただきます。委員長報告と重なるところもあります。

まず、主な事業としまして、地区計画、地区施設整備支援補助金の500万円です。

こちらは牧之郷地区の地区計画施設として区画道路を整備するための補助金で、道路1平米当たり1万円を見込んだものです。こちらは議案第8号 伊豆市牧之郷地区の地区内における建築物の制限に関する条例の制定についての中で、いろんな審議が行われました。平成26年から地元の地権者を中心とした皆様方に意見を伺いながら、このまちづくり構想をまとめ、良好な住環境を確保する目的で、この3月に牧之郷地区計画が策定されました。建築基準法に基づく条例の制定をすることにより、着実に計画に基づくまちづくりを進めるための整備、支援の補助金です。伊豆市内でも、鉄道駅は修善寺駅と牧之郷駅にしかございません。駅の利便性を考えると、人口減少の対策、住宅地の開発等の期待は非常に大きく、牧之郷地区計画推進のために、この事業費を上手に活用していただきたいと思っております。

続いて、駅前広場管理費、修善寺駅のクールミストの設置工事ですが、県より東京2020オリンピック大会輸送関連の交付金が制定され、駅の南口と北口の出口にクールシャワーミストが下へ向かっておりてくるような、体感的には涼しくなるように設置をするものです。この設置工事はことしの夏までには間に合うということですので、猛暑対策としてしっかりと整備を行っていただきたいと思っています。

また、修善寺駅南口車道分離改修工事ですが、ベロドロームから駅に戻る南口のロータリーで大型バスが回転するには一部の縁石が支障となり、そこをフラット化し、スムーズな運行ができるように整備をするものです。オリパラ関連の県の補助金、10分の10の交付金を使い、スムーズなシャトルバスの運行整備に努めていただきたい。

続いて、消防団の退職報償金です。

委員長の説明にもありましたが、退職者の調査というのは9月から10月の間に行い、次の退職予定者の把握を行っているとのことですが、調査以降、仕事の関係、家庭の関係等で退団をしなければならないような団員、あるいは入団をしたけれども、活動に参加していない団員もあるということで、退職予定者と実際の退職団員の差が出てきているのが現状ということでした。

債務負担行為の市立こども園給食業務委託、現在、市の直営で職員が調理業務を行っていますが、令和2年度から4年度まで民間に委託をするもので、食品不足や食物アレルギー対応など専門家の力をかり、安心・安全な給食の提供をお願いしたいと思っております。

最後に、子ども・子育て支援システム改修業務委託料です。

これは幼児教育・保育無償化に対応するためのシステムの改修ということです。10月1日に施行の子ども・子育て支援法の一部を改正する法律に間に合うように、食材費の取り扱いに関する方向性や保護者の自己負担、低所得者等の負担減免、新認定基準による食材費の負

担方法の違いなど、煩雑な手続の対応のためにシステムを改修し、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図る措置を講じていただきたいと思っています。

以上、必要な補正予算を可決し、事業の推進を図っていただくようお願い、賛成討論とさせていただきます。

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第4号について採決を行います。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和元年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第5号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号～議案第11号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第3、議案第6号 消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから日程第8、議案第11号 伊豆市介護保険条例の一部改正についてまでの6議案を一括して議題といたします。

本案については各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果につきまして各委員長の報告を求めます。

最初に、議案第6号から議案第8号までの3議案について、総務経済委員会委員長、杉山武司議員。

〔総務経済委員会委員長 杉山武司君登壇〕

○総務経済委員会委員長（杉山武司君） ただいま議長から報告を求められました議案第6号、議案第7号及び議案第8号の3議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第6号 消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、補足説明はなく、質疑、討議、討論はなく、採決の結果、議案第6号

は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号 伊豆市土肥地区温泉事業運営協議会条例の一部改正については、補足説明はなく、質疑、討議はなく、反対討論1件、採決の結果、議案第7号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第8号 伊豆市牧之郷地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定については、補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑として、これは牧之郷を開発することが前提だが、開発にかかわる地主の意見が本当に吸収された開発行為が進められているのか、加えてこの開発行為は住宅何戸を予定しているのかとの質疑に対して、地区計画は平成26年から地権者を中心とした皆様方に御意見を伺いながら、今回、地区計画として策定いたしました。この地区計画は開発をすることが全ての目的ではなく、地域の皆さんや地権者の方の考えによるものと思います。住宅戸数ですが、120から150戸程度の区画ができるものと考えていますとの答弁がありました。

次に、牧之郷の地区計画の道路についての説明と道路完成の期間の説明を求めたのに対し、区画道路は接道のない土地をなくすのが一番の目的で、この道路上に建物は建てられませんが、隣地まで道路をつけることに対して補助金が出ます。この補助金制度は10年間の期限を設ける予定ですとの答弁がありました。

その他質疑の後、委員間討議を経て、反対討論が1件あり、採決の結果、議案第8号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第6号、議案第7号及び議案第8号の3議案について、委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第9号から議案第11号までの3議案について、教育厚生委員会委員長、木村建一議員。

〔教育厚生委員会委員長 木村建一君登壇〕

○教育厚生委員会委員長（木村建一君） ただいま議長から報告を求められました議案第9号から議案第11号までの3議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第9号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について、当局の補足説明はなく、質疑、討議、討論ともになく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号 伊豆市税条例等の一部改正について、個人市民税の非課税範囲の拡充で子供の貧困にも対応という提案があったが、もう少し具体的にという求めに対し、既に生活保護や障害者の一定の所得の方が非課税となっていますが、新たに事実婚状態でない方、いわゆる現に婚姻をしていない方、もしくは配偶者の生死が明らかでない方の前年の合計所得金額が135万円以下であれば、個人住民税の非課税の対象に加えるというものですとの答弁がありました。

また、どれくらいの世帯の方がこの恩恵を受けることができるのかとの質疑に対し、対象

の方がどのくらいになるのか確認しておりませんが、平成31年度の当初課税のうち非課税者は全体の申告の数が2万6,216人で、そのうち非課税の方は1万114名ですとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討議、討論はともになく、採決の結果、議案第10号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号 伊豆市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について、当局の補足説明はなく、質疑、討議、討論ともになく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、教育厚生委員会に付託された議案第9号から議案第11号までの3議案について、委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時03分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第6号から議案第11号までの6議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第6号から議案第11号について、それぞれ討論、採決を行います。

初めに、議案第6号 消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

反対討論、15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第6号 消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、反対討論をさせていただきます。

この条例は消費税が上がるために条例を変えるんだろうと思うんですけども、消費税に今から反対したからといって、どうなるものではありません。消費税上げてもらいたくはないけれども、消費税が上がるのは恐らく既定の路線だろうと思いますんで。

ただ、中にちょっとおかしいのがあるんじゃないかと思うんですよ。夕鶴記念館入館料等というのがこの中にあるんですけども、これ見直されるんですね。夕鶴記念館には、議員

の皆さん、私も何回か言っているからおわかりだろうと思うけれども、天城自然ガイドクラブというのがここに入っているんです。何をやっているのか。皆さん、わかりますか、何やっているか。聞かれたってわからないですよ。恐らく当局だってわからないですよ。記録も何もとっていないんだから。これ無料で入っているんです。それで、補助金もらってやっているわけです。恐らくここへ入って、営業活動もやっているんだと思いますよ。ほかの団体に報酬もらって仕事やっている、こういう団体なんです。どういう仕事をどのぐらいやって……

○議長（三田忠男君） 森議員、この条例とは直接関係ありませんので、条例の趣旨に沿った反対討論をお願いいたします。

○15番（森 良雄君） どこが関係ないの。教えてください。

○議長（三田忠男君） その団体のことは関係がありません、税率上げることと。

○15番（森 良雄君） ただで入っている団体があるでしょう。

○議長（三田忠男君） それと税金のこととは関係ありませんので。

○15番（森 良雄君） あなたね、市民はお金出さなければ入れないんですよ、ここ。おかしいと思いませんか、議員の皆さん。三田忠男君は関係ないとおっしゃっているけれども。市民はお金払って入るんだ。無料でここ使っている。まあ、いいや。嫌だというんだったらあれですけども、ぜひ考えてもらいたい、議員の皆さん。特に関係部局は記録ぐらい書かせなさいよ。どんな仕事をやってんのか。市民は有料でここへ入るんだ。だけれども、外から来た人は無料でここで商売やっている。そんなことが許されるかどうか。問題提起して終わりにさせていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第6号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 伊豆市土肥地区温泉事業運営協議会条例の一部改正について討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第7号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 伊豆市牧之郷地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について討論を行います。

討論の通告がありますので、これを許します。

反対討論、15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第8号 伊豆市牧之郷地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について。

恐らく議員の皆さんは、森良雄を除いて、皆さんこれ賛成するでしょう。しかし、皆さんはあれでしょう。伊豆市の人口、25年後は1万5,000人ぐらいになるだろうと思っているでしょう。この条例がそれをどのぐらいブレーキかけられるかですね。それによっては私も賛成しますよ。しかし、残念ながらそういう議論は何もされていないでしょう。

私、きのう三島の日大へ行って、日大の先生の話聞いてきたんだけど、あれ日大の反対側、あそこの南口の公園の前に大きなビルが建つそうですね。どうもホテルらしい。ここにも、牧之郷にもあんな大規模なホテルでも建てて、集客しようというような計画ならばらしいなと思いますけれども、どうもそういう計画ではないよね。私、いつも言っているのは、牧之郷の駅からカインズのところ、橋かけなければだめだよ。牧之郷は盲腸だと僕はいつも言っているわけですよ。皆さん御存じかどうか知らないけれども。要は入り口も出口も踏切で押さえられちゃっているんです、牧之郷という地区は。やっぱり出口つくってやないと、発展性はないと思います。人口減少にどのぐらいブレーキかけられるか。

先ほどもちょっと言ったけれども、上の方が下へおりてくるだけかもしれないですよ。極端なことを言えば、緑ヶ丘とか芙蓉台の方が下へおりたいから、下、開発してもらおうやなんて考えるかもしれない。それでは伊豆市の発展には何も寄与しませんよ。

きのうは日大の先生の観光の話だけれども、あの話聞いていたら、もう土肥なんてのは消滅だなと思っちゃいました。ごめんね、土肥の人。だけれども、事実なんですよ。JRは東海岸にはどこもきれいな電車走らせるらしいですよ、将来構想として。将来といたって数年後ですよ。ところが、土肥側が行く交通網はないんだね。いわゆる土肥だけとは言いません。西海岸へ行く交通網がない。伊豆箱根鉄道だってそうですよ。今、来ている踊り子がどうなるか。日大の先生の話だと、JRのお下がりの電車がこっちへ来るかもしれないと。そんな話がありました。伊豆市の置かれた現状というのは、それが現実なんです。

私は金使うのは結構だと思います。いつも私が言っているのは、伊豆市は金がないんじゃないと。何に使うかなんだと。要は有効利用しなければいけないですよ。さっきも言ったように、子供をふやすのが一番だろうと。そのためには、子供が来てくれるようにしなければいかんと。そのためには、給食費ぐらいないまちにしなければいかんではないかと。近隣の

他の市まちに先駆けてエアコンが入っていると。私の拙い情報網からいくと、どうも新幹線の向こう側あたりのまちにはエアコンが入っていると、そういう話がありました。これから確認しなければいけませんけれども。

牧之郷を開発するなどは言いませんけれども、先にやることがあるのではないかと。出口をつくらないままどんなに開発しようとしても、牧之郷駅周辺、半径500メートルぐらいは開発されるかと思うけれども、牧之郷駅の向こう側はたまたま今空き地があるから住宅が建っているけれども、あれ以上の発展はない。あそこにある洞は、10年ぐらい前は土石流とはいかないけれども、あの周辺の家は床上浸水まで来て大変な迷惑を被っているはずなんだよね。ちょうどあれ、温泉場の旅館に水が入ったときの雨だと思うけれども。まだまだ私は伊豆市、やることいっぱいあるのではないかなと。牧之郷もやることあるのではないかなと。先にやることがあるのではないのかなと思ひまして、反対させていただきます。

○議長（三田忠男君） 次に、賛成討論を行います。

3番、星谷和馬議員。

〔3番 星谷和馬君登壇〕

○3番（星谷和馬君） 3番、星谷和馬です。

議案第8号 伊豆市牧之郷地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について、賛成討論をいたします。

人口減少に歯どめがかからない伊豆市。国の人口統計調査によりますと、2045年には1万5,149人と半減します。高齢者の比率は、何と90%以上にもなります。平成21年度、人口減少危機宣言を発してからさまざまな事業計画展開をしておりますが、効果は乏しく、人口減少は続いております。

そんな中で、具体的に大きな事業が進展をいたしました。本条例は牧之郷区民の皆様と市が協力し、今回このような形でまとめたことに大変敬意をあらわすものでございます。地区整備計画では生活道路、1号として幅9メートル25、2号として6メートル各1本、区画道路は4メートルを8本建設され、120から160戸の造成が可能となります。伊豆市の人口ストップに大きな期待とこれからの発展を願っております。消滅都市にならないようさまざまな施策を実行し、人口減少をストップさせるべき大きな事業であります。

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第8号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第9号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 伊豆市税条例等の一部改正について討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第10号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 伊豆市介護保険条例の一部改正について討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第11号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第9、議案第12号 伊豆市指定金融機関の指定についてを議題といたします。

本案については総務経済委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長、杉山武司議員。

〔総務経済委員会委員長 杉山武司君登壇〕

○総務経済委員会委員長（杉山武司君） ただいま議長から報告を求められました議案第12号 伊豆市指定金融機関の指定についての審査の経過と結果を御報告申し上げます。

補足説明はなく、質疑を行いました。

指定金融機関は通例でいくと3社の輪番制だが、最近全国で指定を固辞する自治体が報道

されたようだが、市内の金融機関の意向調査の内容を差し支えない範囲で教えていただきたいとの質疑に対し、ことしの2月に市内の現行の金融機関3社のほか、静岡中央銀行と伊豆の国農協にも意向調査を行いました。勤務時間は9時から15時、職員派遣手数料は年間100万円、振り込みの手数料については無料とするなど今後の課題もありますが、基本的な合意のもと、伊豆市ではスルガ銀行、静岡銀行、三島信用金庫の3社から受託の意向をもらいましたとの答弁がありました。

その他質疑の後、討議、討論はなく、採決の結果、議案第12号 伊豆市指定金融機関の指定については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第12号について委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対し質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時22分

○議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第12号について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第12号 伊豆市指定金融機関の指定について討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第12号 伊豆市指定金融機関の指定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（三田忠男君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、本定例会で議決された事件の字句及び数字、その他の整理を要するものにつきましては、伊豆市議会会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 異議なしと認めます。

これもちまして、令和元年伊豆市議会6月定例会を閉会いたします。
皆さん方には長期間、慎重に御審議いただき、まことにありがとうございました。

閉会 午前10時24分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 三 田 忠 男

署 名 議 員 星 谷 和 馬

署 名 議 員 間 野 み どり